



# 貨幣経済と資本蓄積の理論

一橋大学審査博士学位論文

2004年12月

石倉雅男

## 目次

序章	中立的貨幣観・生産と分配の二分法を超えて	4
第1編 貨幣経済の基礎理論		
第1章	政治経済学アプローチと貨幣	12
	—貨幣的生産経済への分析視角—	
第1節	はじめに——中立的貨幣観を超えて	12
第2節	「企業者経済」としての資本主義経済と貨幣観	16
第3節	マルクス貨幣論と「企業者経済」の視点	23
第4節	結び——貨幣的生産経済の分析枠組みの展開に向けて	35
第2章	商品貨幣と労働価値論	38
	—マルクス価値形態論の解説—	
第1節	はじめに——貨幣的経済理論としての労働価値論の 再解釈	38
第2節	個別商品の単純な相対的価値表現	46
第3節	価値表現における「逆の連関」の論理	52
第4節	単純な価値形態から全体的価値形態への移行	58
第5節	全体的価値形態から一般的価値形態への移行	63
第6節	結び——価値価格から現実の価格形態に向けて	77
第3章	交換過程と貨幣	81
	—中立的貨幣観の克服に向けて—	
第1節	はじめに——交換過程論の解釈に見られる中立的貨 幣観	81
第2節	交換過程論における貨幣の導出	85
第3節	商品所有者の交換行為から見た貨幣の発生過程—— 一般的等価物の機能から生じる「貨幣の独特な使用 価値」	104
第4節	貨幣物神の謎	110
第5節	結び——マルクス貨幣論の意義と限界	117
第2編 資本主義経済と権力関係		
第4章	市場と経済的権力	120
	—ボウルズ＝ギンタスの「抗争交換モデル」が提起するもの—	
第1節	はじめに——政治経済学アプローチの「支配・被支配」 の視座	120

第2節	経済的権力の行使による契約の内生的執行	123
第3節	経済的権力の存在条件—ショートサイド権力—	128
第4節	結び—「抗争交換」モデルが提起する問題	131
第5章	政治経済学アプローチの「構成的」性格	135
	—生産と分配の二分法を超えて—	
第1節	はじめに—「抗争交換」モデルの評価をめぐって	135
第2節	抗争交換モデルの「構成的」性格	137
第3節	労働者の行動様式の「構成的」性格	138
第4節	労働過程の「構成的」性格の解明に向けて	143
第5節	結び—資本主義経済における生産と分配	145
第3編	資本蓄積・実現利潤および負債構造	
第6章	資本蓄積と所得分配	149
	—利潤分配率と貯蓄・投資の関係—	
第1節	はじめに—貨幣経済における分配問題	149
第2節	貯蓄決定と投資決定の相互独立性	152
第3節	投資と実現利潤	159
第4節	資本蓄積と所得分配の基本モデル	165
第5節	結び—貨幣経済における利害対立の解明に向けて	178
第7章	資本蓄積と金融	186
	—利潤率と利子率の関係—	
第1節	はじめに—産業と金融の利害対立	186
第2節	利潤率と利子率との関係	187
第3節	利子率と資本家の要求利潤率との関係	194
第4節	利子率の外生的変化に伴う利潤率と稼働率の変化方向	198
第5節	結び—歴史的時間軸における資本蓄積の分析に向けて	203
	(補論) 金融政策をめぐる貨幣的分析と実物的分析の対立	
	—貨幣的経済分析から見たインフレ目標論—	208
第1節	金融政策の転換とインフレ目標論	208
第2節	クルーグマンのインフレ目標論の理論的基礎	209
第3節	インフレ目標論に見る実物的分析の系譜	212
第8章	金融不安定性と有効需要	215
	—「負債の逆説」の理論と実証—	
第1節	はじめに—資本蓄積と「負債の逆説」	215
第2節	負債比率と利子率を含む有効需要制約	217

第3節	負債比率と資本蓄積率の決定機構	219
第4節	負債比率の不安定性に関する検証	224
第5節	「負債の逆説」の観点からの金融不安定性の解明	227
第6節	結び——産業・金融・労働の利害対立の解明に向けて	231
終章	本論文の結論と今後の課題	237
参考文献		241

## 序章——中立的貨幣観・生産と分配の二分法を超えて——

第2次大戦後に四半世紀以上も続いた資本主義経済の「黄金時代」が終焉を迎えてから、すでに30年余りが経過するなかで、先進資本主義経済は、1990年代後半における金融不安定性の世界的な広がりによってもたらされた負の遺産を持ち越しつつも、規制緩和やグローバル化の名のもとに産業—金融—労働の三者間の対立と協調の関係を絶えず組み直すことによって、新たな構造変化を経験しつつある。本論文の根底にある問題関心も、産業—金融—労働の三者間での権力関係の再編を伴った資本蓄積と所得分配の構造変化を解明することにある。

新古典派経済学の系譜を引く主流派アプローチに対するオルタナティブとしての「政治経済学アプローチ」の立場から、以上のような現実的な課題に取り組む場合、資本主義経済のダイナミクスに対する基本的な分析視角を見ると、旧態依然たる通念が克服されないままに残されていることが少なくない。そのなかで最も深刻と思われるのが、貨幣経済に対するアプローチである。剰余価値の生産と実現を目的とする  $M-C-M'$  (*money-commodity-more money*) 循環によって資本主義経済を特徴づけたのはマルクスであった。だが、マルクス貨幣論の解釈をめぐる従来の議論では、直接交換（物々交換、*Commodity-Another Commodity*）と間接交換（単純な商品流通、*Commodity-Money-Another Commodity*）の区別に基づいて、貨幣を交換の媒介物としてのみ把握する中立的貨幣観が、マルクス的な用語で再説されることが多かった。こうした中立的貨幣観をとる分析枠組みでは、予め生産過程で決定された産出量を複数の経済主体が分け合う単純なゼロサムゲームとしての分配関係しか扱うことができず、この意味で生産論と分配論は分離可能なものと見なされる。けれども、後ほど詳しく見るように、労働努力の水準をめぐって労働過程の内部で雇い主と労働者の間に起こる利害対立においても、マクロ経済レベルの実現利潤の決定機構においても、生産の決定権を握った経済主体（具体的には雇い主、資本家）が同時に、分配上の結果（労働者から引き出す努力水準、実現利潤率）を自分に有利な方向へと誘導するための手段を持っている。この意味で、生産と分配は互いに独立ではありえないというのが資本主義経済の現実である。資本の価値増殖の指標としての剰余価値率（＝剰余価値／可変資本）の概念と、利潤と賃金を与えられた大きさの付加価値総額からの分け前と見なす古典派経済学の分配率概念との根本的な違いをマルクスが強調したのも、生産の決定権を握る資本家が、分配上の結果を自分に有利な方向に誘導しうる独占的な立場にあるということに彼が見抜いていたからにほかならない。

したがって、 $M-C-M'$ 循環を特徴とする資本主義経済の動態を解明するためには、貨幣資本の運動を起動させるか否かの鍵を握っている非金融部門の資本家の意思決定、および、これらの貨幣資本の利用可能性を左右する非金融部門と金融部門との対立と協調が、剰余価値の生産と実現の両側面に対して不可逆的な影響を及ぼす過程を追跡しなければならない。この課題に取り組むために、本論文は第1編「貨幣経済の基礎理論」、第2編「資本主義経済と権力関係」および第3編「資本蓄積・実現利潤および負債構造」の3つの部分から構成される。以下では、各編のねらいと各章の骨子を要約的に示す。

第1編「貨幣経済の基礎理論」では、剰余価値の生産と実現を目的とする  $M-C-M'$  循環によって特徴づけられる資本主義経済を分析するうえで、直接交換（物々交換、 $C-C$ ）と直接交換（単純な商品流通、 $C-M-C$ ）の区別に基づく中立的貨幣の分析枠組みを捨てて、貨幣の存在が経済主体の意思決定（特に貨幣資本の運動を起動させるか否かの資本家の意思決定）に深く影響を及ぼす非中立的貨幣の分析枠組みが必要とされることを示す。

第1章「政治経済学アプローチと貨幣」では、最初に、ケインズの『雇用、利子および貨幣の一般理論』の準備草稿「雇用の一般理論」（1933年）における経済システム類型論の検討に基づいて次の点が確認される。すなわち、貨幣の存在が経済主体の意思決定に対して影響を及ぼす「貨幣的生産経済」を解明するために必要とされるのは、直接交換（物々交換、 $C-C$ ）と間接交換（「実物的交換経済」、 $C-M-C$ ）の区別に基づく単なる交換の媒介物としての中立的貨幣の分析枠組みではなく、財・サービスに対する欲望の充足を目的とする「実物的交換経済」（ $C-M-C$ ）と貨幣的利潤の実現を目的とする「企業者経済」（ $M-C-M'$  循環）との区別に基づく非中立的貨幣の分析枠組みであるという点である。ケインズも示唆するように、貨幣を単なる交換の媒介物と考える中立的貨幣観のもとでは、資本主義経済における生産と分配が互いに独立なものに見なされる傾向にある。中立的貨幣の分析枠組みのなかでは、予め生産過程で確定された産出量を複数の経済主体が分け合う単純な分配関係だけが考察対象とされるからである。これに対して、 $M-C-M'$  循環として表現される現実の資本主義経済では、生産の決定権を握る経済主体（企業者あるいは資本家）が同時に、分配上の結果（例えば、実現利潤率）を自分にとって有利な方向に誘導しようとする立場にあり、生産と分配を互いに独立なものと考えすることはできない。それでは、ケインズも参照基準とした  $M-C-M'$  循環図式の基礎にあるマルクスの貨幣観は、現実の貨幣経済に対してどんな分析視角を提供したのであろうか。第1章の後半（および、より詳しくは第2章と第3章）で見るように、『資本論』第1編冒頭のマルクスの貨幣論は、商品貨幣モデルとしての制約を受けつつも、等労働量交換に従う価値関係から導かれた一般的等価物（多数商品に共通な価値の現象形態）としての機能を、商品所有者の交換行為の観点から貨幣の独特な使用価値として位置づけることを通じて、商品価値の貨幣的实现という独自の論点を提出し、古典派経済学の中立的貨幣観を克服する手がかりを与えている。もちろん、 $M-C-M'$  循環の基礎にある貨幣的利潤の実現を説明するためには、等労働量交換の体系のなかに留まることは許されず、発達した決済システムと銀行組織に基づく信用貨幣の経済モデルのなかで内生的な貨幣創出（money creation）の過程を分析しなければならない。信用貨幣の経済モデルのなかで貨幣的利潤の実現機構を厳密に記述するという課題については、本論文ではさしあたり、ポストケインズ派の内生的貨幣供給理論の展開に委ねておきたい。「企業者経済」（ $M-C-M'$  循環）における剰余価値の生産と実現を解明しようとする本論文で強調しておきたいのは、マルクス貨幣論がけっして中立的貨幣観の再説ではないという点である。というのも、直接交換と間接交換との区別に基づく中立的貨幣観を暗黙の前提として、マルクス貨幣論を解釈する見解が現在も後を絶たないからである。そこで、第2章と第3章ではそれぞれ、マルクスの価値形態論と交換過程論を詳しく吟味する。

第2章「商品貨幣と労働価値論—マルクス価値形態論の解読—」では、等労働量交換に従う価値関係から出発して、商品に表された労働の二重性格を媒介として、一般的等価物（多数商品に共通な価値の現象形態）としての貨幣の社会的機能を説明するための論理的

手続きを詳しく吟味する。価値形態論の枠組みのなかでは、一般的等価物の機能を担うものは、貴金属（例えば「金」）に代表される商品貨幣である。本章で詳しく見るように、商品貨幣が一般的等価物の機能を担うという価値形態論の結論は、等労働量交換に従う諸商品の価値関係が既知であるという制約的な前提に基づいている。一般的価値形態を導出する論理的手続きの解釈をめぐって従来から議論が混乱してきたのは、価値形態論の基礎にある労働価値説の理論的意義が正しく理解されなかったためである。

第3章「交換過程と貨幣—中立的貨幣観の克服に向けて—」では、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論（『資本論』第1編第2章）における中心論点だが、欲望の不一致による交換の行き詰まりに対処するための交換手段の導入にあるのではなく、一般的等価物の機能から生じる貨幣の使用価値の導入にあることを明らかにする。交換過程論の解釈をめぐる従来の見解では、直接交換（ $C-C$ ）と間接交換（ $C-M-C$ ）との区別に基づく中立的貨幣観が暗黙の前提とされていることを最初に指摘する。そのうえで交換過程論の論理的手続きの解釈を試みるが、ここで見落としてはならないのは、商品所有者の交換行為の観点では、価値形態論の論理的手続きとは異なって、労働価値論に従う諸商品の価値属性を前提におくことは許されないという点である。というのは、労働価値論に従う商品の価値属性を知るためには、経済全体における産業間の投入・産出関係に関する膨大な情報を必要とするが、こうした情報を個々の市場参加者が入手・分析することは不可能だからである。したがって、交換過程論の観点では、等労働量交換に従う価値関係を既知と考えることは許されないので、多数商品の同時的な相対的価値表現に基づいて一般的価値形態の成立を説明することは不可能である。交換過程論に固有な論点とは、交換の媒介物の必然性でも一般的価値形態の成立でもなく、一般的等価物の機能から生じる貨幣の独特な使用価値の導入である。一般的等価物としての機能から生じる貨幣の使用価値を含む分析枠組みのなかでは、商品の販売（ $C-M$ ）を通じた商品価値の貨幣的実現が、市場参加者にとって無限の目的となることが判明する。これに対して、一般的等価物の機能から生じる貨幣の独特な使用価値を含まない分析枠組みでは、商品価値の貨幣的実現が商品所有者の目的として把握されない以上、剰余価値の生産と実現を目的とする  $M-C-M'$  循環を説明することは不可能である。以上のように、マルクス貨幣論は、商品価値の貨幣的実現を商品所有者の無限の目的として位置づけることに成功したという点では、古典派経済学の中立的貨幣観を少なくとも部分的には克服したと評価できる。ただし、『資本論』第1編におけるマルクス貨幣論だけでは、剰余価値の生産と実現を目的とする  $M-C-M'$  循環に対する分析視角として不十分である。商品貨幣だけから成る分析枠組みでは、すでに生産されて市場に持ち込まれた既存の諸商品に関しては商品価値の貨幣的実現を説明することはできるが、（将来における利潤の実現を見込んで）新規に生産される商品の販売を通じた貨幣的利潤の実現を説明することができないからである。新規に生産される商品の販売を通じた貨幣的利潤の実現を説明するためには、購買力の新規創出を伴う信用貨幣の分析枠組みがどうしても必要である。

第2編「資本主義経済と権力関係」では、雇い主が労働者からどうやって自分の望む努力水準を引き出すのかという問題について考察し、労働過程の内部において生産と分配が互いに独立ではありえないことを明らかにする。この問題に対する分析視角として、ボウ

ルズとギンタスは、「資本主義の政治経済学の新しいミクロ的基礎」として「抗争交換 (contested exchange)」モデルを提起した。雇い主が労働現場への参加資格に関する決定権を武器として、労働者による労働努力の発揮態度を自分たちに有利な方向に誘導しうる排他的な立場にあるという関係のなかに、ボウルズとギンタスは雇い主が労働者に対して行使する権力関係を読みこむ。第2編では、「抗争交換」モデルの検討を通じて、生産の決定権を握る経済主体（雇い主）が同時に、分配上の結果（雇い主が取得する労働努力の水準）を自分に有利になる方向へと誘導しあう立場にあるという意味で、資本主義的労働過程の内部でも生産と分配が互いに独立ではありえないことを明らかにする。

第4章「市場と経済的権力」では、ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルを検討し、同モデルが、雇い主が労働者の行動様式だけでなく労働現場への労働者の参加資格を自分に有利な方向に一方的に決める権限を握っていることに注目する点で、交渉の参加主体の構成を所与と考える取引費用経済学・エージェンシー理論とは異なって、「構成的 (constitutive)」性格を持つ政治経済学アプローチであることを明らかにする。たしかに同モデルは、労働努力の発揮態度をめぐる雇い主・労働者間に存在する情報の非対称性に注目する点ではエージェンシー理論と同じ論理構造を持つ。しかし、労働者による努力水準の発揮態度が、雇用関係の外部でも定義可能な主観的な行動様式ではなく、雇い主という特定の経済主体が労働現場への参加資格に関する排他的決定権に基づいて自分の有利な方向に誘導した行動様式であることに注目している点で、同モデルは取引費用経済学・エージェンシー理論一般を超える論点を提供している。

第5章「政治経済学アプローチの『構成的』性格」では、ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルの評価に関する最近の議論を検討し、同モデルが提起する政治経済学アプローチの「構成的」性格の重要性を再確認したうえで、資本主義的労働過程に内在する権力関係をめぐる係争点について整理している。ビュラボイ (M. Burawoy) とライト (E.O. Wright) およびスペンサー (D. Spencer) などは、労働者によるより高い努力水準の発揮は、雇い主による解雇の脅しや監視によって動機づけられたものではなく、労働現場における雇い主と労働者との間の一定の「同意 (consent)」に基づくものであると主張している。労働現場への参加資格に対する雇い主の決定権が比較的弱い場合（たとえば、極めて高い熟練度を必要とし、代替的な人材が見つかりにくい技術者を雇い入れる場合）には、解雇の脅威や監視を手段として労働者からより高い努力水準を引き出そうとする戦略は、必ずしも有効でない。しかし、労働者の行動様式を決める誘因に多様性があることを考慮に入れる場合でも、一方の主体が他方の主体を雇うという社会関係があるかぎり、労働現場への参加資格に関する雇い主の決定権の強さを無視することはできない。かつてサミュエルソン (P. Samuelson) が主張したのとは正反対に、「誰が誰を雇うのか」は重大な意味を持つのである。以上の検討に基づいて本章では、生産の決定権を握る主体が同時に労働現場への参加資格に関する決定権を握るかぎり、資本主義的労働過程においても生産と分配は互いに独立ではありえないという結論を得た。

第3編「資本蓄積・実現利潤および負債構造」では、資本家が実行する実物投資の大きさに応じて実現利潤の大きさが決まるというマクロ経済的な関係（萌芽的にはマルクス、本格的にはカレツキーやロビンソンが明らかにした投資から実現利潤への決定関係）に基

づいて、資本主義経済の全体としても生産と分配の相互独立性が成立しないことを明らかにする。次に、非金融企業と金融機関との利害対立が実現利潤の決定機構に及ぼす影響を考察し、利潤率と利子率が必ずしも単純な逆行関係ではなく、利子率の変化に対する投資と貯蓄の感応性の相対的な大きさによっては利潤率と利子率が同じ方向に変化する可能性もあることを明らかにする。さらに、投資から実現利潤への決定関係、投資資金を調達するために過去に約定された負債残高、および、その負債契約の履行のために必要とされる実現利潤の大きさ、の三者間の関係しだいでは、資本主義経済は、投資の減退による実現条件の悪化と負債構造の脆弱化との悪循環に陥る可能性のあることを明らかにする。

第6章「資本蓄積と所得分配—利潤分配率と貯蓄・投資の関係—」では、国民所得が賃金と利潤のみから成り、賃金からの貯蓄はゼロという仮定のもとに、賃金の二面性（賃金財の購入を通じた消費需要の源泉であると同時に、資本家にとっての生産費用であること）、および、発達した信用制度と余剰生産能力・余剰労働力が存在する場合の投資から実現利潤への決定関係を考慮に入れて、利潤分配率（＝利潤／国民所得）の外生的変化が設備稼働率（＝現実の国民所得／潜在的国民所得）と利潤率（＝利潤／資本ストック）に及ぼす影響を分析する。本章では、マーグリッ（S. Marglin）とバドゥリ（A. Bhaduri）による資本蓄積と所得分配のモデルを比較静学分析として再構成し、利潤分配率の外生的変化に伴う設備稼働率・利潤率の変化方向が、利潤分配率の変化に対する投資と貯蓄の感応性に依存することを明らかにする。利潤分配率の上昇に伴って設備稼働率も資本蓄積率（＝投資／資本ストック）も上昇するのは、利潤分配率に対する投資の感応性が貯蓄の感応性よりも十分高い場合に限られる。カレツキーが示したように、資本家階級を全体として見ると、与えられた大きさの国民所得（＝賃金＋利潤）のもとで賃金の削減とそれに応じた利潤の増加を通じて資本蓄積率が引き上げられるのではない。資本家階級は、銀行組織による信用創造の仕組みをつうじて、将来の実現利潤を先取りする形で追加的投資のための資金を自ら作り出す。投資から実現利潤へのこうした決定関係が、資本蓄積と所得分配に関する本章のモデルで前提におかれている。利潤分配率の変化に対する資本家の投資決意の反応を吟味せずに、与えられた国民所得のもとで賃金の削減とそれに対応する利潤の増加が資本蓄積率の上昇に必ず結びつく（あるいは、利潤分配率がより高いほど資本蓄積率がより高い）という主張は、所与の大きさの国民所得にぴったり等しい需要の存在が予め想定されているという意味で、セー法則の成立を暗黙のうちに仮定した推論である。そもそも、現実の資本主義経済では、一定の所得フローの消費と貯蓄への分割に関する意思決定と、貨幣資本を手放して転売不能な実物資産を購入するか否かに関わる貸借対照表上での意思決定は明確に区別されなければならない。このように、資本家階級を全体として見ると、彼らは生産面（実物投資）での決定権を握ると同時に、銀行組織による信用創造を媒介として将来の実現利潤を先取りする形で、分配上の結果（実現利潤の大きさ）を自分たちの投資決定に合わせて調整することができる。

資本家の投資態度に左右される実現利潤の決定機構には、実物投資の意思決定を行う機能資本家（非金融企業）と、投資資金の融資を実行に関する貨幣資本家（金融機関）との利害対立が関わっている可能性がある。そこで、第7章「資本蓄積と金融—利潤率と利子率の関係—」では、利子率の変化に伴って非金融企業の要求利潤率が改訂される関係（利潤費用曲線）と、金融的要因にも左右される非金融企業の投資決意が実現利潤を決定する

関係（有効需要曲線）の2つの視角から成る分析枠組みを用いて、利子率の外生的変化に伴う実現利潤率と設備稼働率の変化方向について検討する。その結果、利子率の変化が非金融企業の投資態度や金利生活者の貯蓄態度に及ぼす影響の相対的な大きさ次第では、利潤率と利子率との間に単純な逆行関係は必ずしも成立しないことがわかる。したがって、与えられた大きさの国民所得から賃金総額を引いた差額としての一定の利潤総額を、非金融企業・金融機関・金利生活者の三者が互いに対等な立場で分け合うという「パイの分け前」論に固執するかぎり、資本蓄積と金融的要因との関連を分析することは不可能である。本章で用いる分析枠組みは、ラヴォア（M. Lavoie）による「資本蓄積と金融」モデルを比較静学分析に再構成したものであり、その特徴は、第6章で見たマーグリン＝バドゥリ型の資本蓄積・所得分配モデルのなかに、利子率の外生的変化が非金融企業の投資態度・貯蓄態度および要求利潤率に及ぼす影響を導入した点にある。こうした分析枠組みで前提におかれるのは、資本家の投資決意が実現利潤を決定する関係と、純粋に貨幣的な要因に依存する利子率の決定径路との区別であるが、それは、利子率の決定要因をめぐる「貨幣的分析」と「実物的分析」との間の古くからの対立図式と密接に関わっている。しかし、利子率の外生的変化を資本蓄積・所得分配モデルのなかに導入しても、貨幣的要因による利子率の決定径路は明らかになっていない。そこで、「貨幣的分析」の特徴をより明確にするために、本章の補論「金融政策をめぐる貨幣的分析と実物的分析の対立」では、クルーグマン（P. Krugman）のインフレ目標論の評価をめぐる論争という形で再び浮上した「貨幣的分析」と「実物的分析」との対立図式を検討した。具体的には、ロジャーズ（C. Rogers）によって提起された「貨幣的均衡（monetary equilibrium）」分析の視角から、（正の期待インフレ率の引き上げを通じた負の均衡実質利子率の実現を主張する）インフレ目標論の「実物的分析」の視座と、新規に資本財が生産される条件を問題にするケインズの「貨幣的分析」の視座の根本的な違いを検討した。「貨幣的分析」の観点では、正の期待インフレ率の引き上げが実質産出量の増加につながる条件は、負の均衡実質利子率の実現ではなく、（貨幣的変数としての）資本の限界効率が所与の名目利子率を上回ることによって新規の資本財生産が誘発されることにある。ただし、以上のような「貨幣的分析」の視角を資本蓄積・所得分配の分析モデルのなかに組みこむ方法については、今後の検討課題としなければならない。

不可逆的な歴史的時間軸のなかでの資本蓄積過程を分析するためには、投資資金の調達のために過去に約定された負債残高、その負債残高を履行するために必要とされるキャッシュフローの規模、および、実際の投資決定に左右される実現利潤総額の三者間の微妙な関係に注目しなければならない。より詳しく言えば、過去に約定された負債契約が現在時点で正常に履行されるか否かを決めるのは、現在における投資の実行額に依存する実現利潤の大きさであり、しかも、将来の不確実な期待利潤が現在における投資の実行額を左右する。歴史的時間軸のうえを進む資本蓄積過程に固有な不安定性は、以上のような不可逆的な決定関係に起因している。与えられた大きさの国民所得の分配様式だけを見ているかぎり、以上のような歴史的時間軸のうえでの不可逆的な意思決定から生じる不安定性を考察することは不可能である。1990年代末に金融危機を経験した日本経済では、金融機関による貸出債権の回収や不良債権の直接償却を通じた負債レバレッジの下方調整の結果として、現実資本の蓄積が回復するか否かが最大の懸念材料になった。第8章「金融不安定性

と有効需要—『負債の逆説』の理論と実証—」では、投資の減退による実現条件の悪化と負債構造の脆弱化との悪循環（「負債の逆説」）が起こる可能性について分析する。第1に、非金融企業部門の負債比率（＝負債／総資産）と利子率を導入した有効需要制約（貯蓄と投資の均等条件）のもとで、利子率、利潤率および資本蓄積率の三者の関係を考察する。第2に、借り手と貸し手の間で約定された負債比率と、有効需要制約のもとでの負債比率・資本蓄積率の実現値との乖離が起こる可能性について考察する。例えば利子率の外生的上昇に伴って投資が減退すると、利潤の実現条件の悪化と負債構造の脆弱化との悪循環が生じ、現実資本の蓄積よりも過去の負債契約の履行を優先しようとする貸し手と借り手の意図に反して、実際の負債比率が上昇する可能性のあることを示す。第3に、ラヴォア（M. Lavoie）の「ミンスキー＝シュタインドル（Minsky-Steindl）型モデル」の枠組みに従って、利潤の実現条件の悪化と負債比率の意図せざる上昇との悪循環を引き起こす契機として、利子率の外生的変化に対する投資の過敏性を考え、こうした悪循環の契機が現実のデータから確認されるかどうかの検証を試みた。もとより、金融的要因が契機となって利潤の実現条件の悪化と負債比率の上昇との悪循環が生じる潜在的可能性が現実の経済に存在するか否かを検証する方法については、今後の検討課題とすべき点が多い。そこで第4に、ミンスキー（H.Minsky）の「金融不安定性仮説」の中心論点（すなわち、将来の実現利潤に関する期待に左右される現在の投資決定が、現在の実現利潤の決定を媒介として、過去に約定された負債契約が正常に履行されるか否かの鍵を握るという構造連関）を確認したうえで、負債比率が経済活動水準と平行したプロサイクリカル(pro-cyclical)な動きをとるか否かの検証を試みた先行研究を検討した。以上のように、非金融企業と金融機関がそれぞれ実物投資と投資資金の融資に関する決定権を握り、しかもこれらの意思決定を事後的に取り消すことができない場合、全体としての資本家階級は、歴史的時間軸のうえで次のような困難から逃れることができない。すなわち、過去に投資資金の調達のために結んだ負債契約を現在時点で正常に履行できるか否かは、投資から実現利潤への決定関係を媒介として、将来の不確実な期待利潤に関する他の投資主体の意思決定に左右される、という困難がそれである。歴史的時間軸のうえで全体としての資本家階級が資本蓄積・実現利潤および負債構造に関する不可逆的な意思決定を握ることの結果として生じるのが、本章で考察された金融不安定性であり、それは最悪の場合、投資の減退に伴う利潤の実現条件の悪化と負債比率の上昇との悪循環（「負債の逆説」）の形で顕在化する可能性がある。

本論文では、中立的貨幣観、および、生産と分配の二分法の克服が急務であることを最初に確認したうえで、歴史的時間軸のうえで展開する現実の資本蓄積過程の動態を特徴づける核心へと少しでも近づくことを目的として、敢えて「貨幣経済と資本蓄積の理論」という伝統的なタイトルのもとに、伝統的な考え方のいくつかに根本的な問い直しを提案していきたい。

## 第1編 貨幣經濟の基礎理論

# 第1章 政治経済学アプローチと貨幣

## —貨幣的生産経済への分析視角—

### 第1節 はじめに——中立的貨幣観を超えて

パシネッティ (L.L.Pasinetti) による学説史の整理にしたがえば、19世紀後半の限界主義経済学から新古典派経済学に至る「純粋交換モデル (pure exchange model)」<sup>1</sup>の系譜を引く経済理論では、与えられた資源の賦存としての富の概念にもとづいて、価格機構をつうじた稀少資源の最適配分の問題に焦点がおかれる。これに対して、古典派経済学とマルクス経済学に始まり20世紀のレオンチェフ (W. Leontief) とスラッファ (P.Sraffa) 以降にいつそうの展開をみた「生産の理論 (theories of production)」<sup>2</sup>の系譜では、「生産された富 (produced wealth)」<sup>3</sup>の概念にもとづいて、人間労働によって再生産可能な生産物の再生産が考察される。政治経済学 (political economy) アプローチが取り組まなければならない課題の1つは、歴史的時間軸と制度的進化の視点を欠いた「純粋交換モデル」の系譜をひく経済社会観を批判的に吟味すると同時に、「生産の理論」の系譜にある既存の理論枠組みを歴史的時間軸と制度的進化の観点から再評価し拡充することにある。

純粋交換モデルの系譜に対する1つのオルタナティブとして、異なる経済主体のあいだの支配と非支配の関係や経済制度の非可逆的な変化などワルラシアン (Walrasian) の経済学で見落とされてきた視座を組みこんだ政治経済学アプローチが提起されてきた。たとえば、ラディカル派政治経済学の教科書としてよく読まれているボウルズ＝エドワーズの『資本主義を理解する——アメリカ経済における競争、支配および変化——』では、政治経済学は、「競争」という「水平的次元」(経済的諸関係のうち自発的交換と選択が主要な役割を演じる側面)、「支配」という「垂直的次元」(権力 (power) が主要な役割を演じる側面)、および「変化」という「時間の次元」(経済体制の歴史的変化) から成る「3次元経済学 (three dimensional economics)」と特徴づけられ、新古典派経済学は水平的次元 (競争) のみを持つアプローチとされる<sup>4</sup>。政治経済学アプローチの「垂直的次元」に属する問題の1つとして、自分の望む働きぶりを労働者から引き出そうとして雇い主が労働者に対して行使する経済的権力の存在が検討されてきた。しかし、そうした「労働者からの労働の抽出」<sup>5</sup>にともなう権力関係についての考察では、実質賃金率と労働努力の水準との関係をはじめとする実物的な側面にのみ注意が向けられ、貨幣的利潤の実現は暗黙のうちに前提におかれるにすぎない。純粋交換モデルの系譜をひく経済社会観に対するオルタナティブとしての政治経済学アプローチを構想する場合、伝統的な分析枠組みが暗黙に前提とする貨幣経済観

<sup>1</sup> Pasinetti (1977), p.24, 邦訳 30 頁.

<sup>2</sup> Ibid., p.4, 邦訳 7 頁.

<sup>3</sup> Ibid., p.3, 邦訳 6 頁.

<sup>4</sup> Bowles and Edwards (1993), p.19-20.

<sup>5</sup> Ibid., p.188.

も根本的な見直しを迫られる。本章では、貨幣経済観の根本的な相違に注目して、純粹交換モデルに対するオルタナティブとしての政治経済学アプローチの独自性を明らかにする。

伝統的な純粹交換モデルで描かれる世界が現実の資本主義経済からあまりにも懸け離れていることは、「金融不安定性仮説」<sup>6</sup>を提起したミンスキー（H.Minsky）によって次のように指摘されている。

「標準的な経済理論——新古典派総合——の構成は、村の定期市（a village fair）で行われるような物々交換を検討することから始まって、続いて生産と資本、資産、貨幣、金融資産を基本モデルに追加していく。そのような村の定期市パラダイムは、分権化された市場機構が整合性のある帰結をもたらしうることを示すが、整合性の周期的な決裂を内生的な現象として説明することができない。ケインズの見解では、整合性の決裂は金融慣行を原因とするもので、投資活動をつうじて広がっていく。こうしたことが起きる経緯を説明するためには、村の定期市パラダイムと、単に取引を円滑にするものとしての貨幣の定義を放棄する必要がある。／『一般理論』においてケインズは、シティーあるいはウォールストリートのパラダイムを採用する。つまり、ウォールストリートの投資銀行の役員室から経済が観察される。複雑化された金融機関を持つ貨幣経済を仮定することが、理論化の出発点である。そのような経済では、貨幣は、取引が行われるために欲望の二重の一致を不必要なものにする汎用の配給点数にとどまらない。貨幣は、資本資産の保有高に対する資金調達が行われるときに現れる特殊なタイプの債券である。」<sup>7</sup>

ミンスキーの貨幣観として次の点が確認される。第1に、「新古典派総合」の主流派経済学で扱われる貨幣とは、結局のところ物々交換（村の定期市）の基本モデルに追加的に導入される貨幣であり、それは、交換当事者どうしの欲望の不一致による交換の行き詰まりを解決する手段として位置づけられる。第2に、資本主義経済における周期的恐慌を説明するうえで決定的に重要なのは、「金融慣行」の存在、および、「投資活動」に主導される不均衡の累積過程である。第3に、資本主義経済の不安定性を「内生的」に説明するためには、単なる交換手段としての貨幣しか登場しない「村の定期市」パラダイムを放棄して、発達した信用制度を持つ現実の貨幣経済——「ウォールストリート」パラダイム——を前提とする分析枠組みが必要とされる。このように、ミンスキーが「村の定期市」パラダイムから「ウォールストリート」パラダイムへの転換を主張したのは、純粹交換モデルの貨幣観に対する強い不満があったからにはほかならない。

そもそも、欲望の不一致による交換の行き詰まりを解決する手段としてのみ貨幣をとらえると、資本主義経済の特質を大きく見誤るのはなぜだろうか。マルクス（K.Marx）の図式を使って結論を先取りすれば、純粹交換モデルの貨幣観に固執するかぎり、財に対する欲望の充足を目的とする「単純な商品流通」<sup>8</sup>  $C-M-C$ （ $C$ は商品、 $M$ は貨幣）の流通形式だけが考察対象とされ、貨幣的利潤の獲得を目的とする流通形式、すなわち、「資本として

<sup>6</sup> ミンスキーの金融不安定性仮説を支える中心論点は、投資による実現利潤の決定と、非金融企業部門における負債契約の履行とのあいだの歴史的時間軸における構造連関にある。この点についての詳細は、本稿の第8章第5節を参照。

<sup>7</sup> Minsky(1986), p.61, 邦訳 98 頁。訳文は必ずしも邦訳書にしたがっていない。

<sup>8</sup> Marx (1964), Bd.1, S.163.

の貨幣の流通」<sup>9</sup>  $M-C-M'$  ( $M'=M+\Delta M$ ,  $\Delta M$ は剰余価値 (surplus value) または利潤 (profit) を指す) を考察することができないからである。  $M-C-M'$  (money-commodity-more money) の流通形式は、終点の貨幣が新たな価値増殖過程の起点になるので、「 $M-C-M'$  循環」と呼ぶにふさわしい。よく知られているように、 $M-C-M'$  循環は、流通部面に現れるかぎりでの資本の運動を表す「資本の一般的定式」<sup>10</sup>である。1回かぎりの産業資本の運動は、 $Pm$ を生産手段 (means of production),  $Lp$ を労働力 (labor power),  $\dots P\dots$ を生産過程 (production process),  $C'$ を (剰余価値または利潤を含む) 商品として、次のように書くことができる。

$$M-C(Pm, Lp)\dots\dots P\dots\dots C'-M' (=M+\Delta M)$$

最初に資本家は生産手段と労働力を買う ( $M-C$ )。次に、資本家は、雇い入れた労働者に生産手段 (原材料や道具・機械) を用いて商品を生産させる ( $\dots P\dots$ )。そして、生産された商品を市場で (資本家が要求する利潤を含む価格で) 販売することに成功すれば、最初に投下した貨幣額を剰余価値 (あるいは利潤) とともに回収できる ( $C'-M'$ )。剰余価値を含む商品 ( $C'$ ) を生産するだけでなく、その商品の販売をつうじて貨幣の形で剰余価値 (または利潤) を獲得すること——剰余価値 (または利潤) の実現 (realization of surplus value [or profits])——は、資本主義経済の必須条件である。このように、純粋交換モデルに対するオルタナティブとしての政治経済学アプローチを提唱するからには、貨幣的利潤の実現と  $M-C-M'$  循環を説明する貨幣経済観が必要とされる。 $M-C-M'$  循環を含む理論枠組みに関連して、後ほど詳しく論じるように、次の3つの論点が重要である。

第1に、 $M-C-M'$  循環を説明するうえで、直接交換 (物々交換) と貨幣を媒介とする間接交換との区別は何の役にも立たない。ちょっと考えると、異なる商品 (たとえば商品1 [ $C_1$ ] と商品2 [ $C_2$ ]) どうしの直接交換 ( $C_1-C_2$ ) と貨幣を媒介とする間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) との相違こそが貨幣経済をめぐる問題の核心であるかのように見える。しかし、商品1の販売 ( $C_1-M$ ) をつうじて商品1の最初の所有者が貨幣所有者になり、続いてその貨幣所有者が自分の望む商品2を購入する ( $M-C_2$ ) という過程 ( $C_1-M-C_2$ ) は、財に対する欲望の充足を目的とする流通形式であって、貨幣的利潤の実現を目的とする  $M-C-M'$  循環とは本質的に異なる。純粋交換モデルの貨幣観 (欲望の不一致による交換の行き詰まりを解決する交換手段としての貨幣) に固執するかぎり、 $M-C-M'$  循環を説明することはできない。

第2に、 $M-C-M'$  循環を考察するためには、購買されるさまざまな商品の使用価値だけでなく、貨幣の社会的機能 (商品貨幣のみを考察対象とする場合には、一般的等価としての機能) から生じる「貨幣の形式的使用価値」<sup>11</sup>も含む理論枠組みが必要である。購買される商品の使用価値だけでなく、貨幣の社会的機能から生じる貨幣の使用価値も含む枠組みでは、商品の販売 ( $C_1-M$ ) に成功すれば、その商品がそれを欲する人の手に渡ると同時に、その商品の最初の所有者は貨幣を獲得するが、彼または彼女にとって貨幣は一般的等価物としての社会的機能から生じる使用価値を持ち、言い換えれば、貨幣もその一般的等価物としての機能ゆえに1つの欲望対象なのである。 $M-C-M'$  循環が成立する世界では、一般的等価物としての社会的機能ゆえに貨幣が取引当事者にとって独特な使用価値を持つ

<sup>9</sup> Ibid., S.163.

<sup>10</sup> Ibid., S.170.

<sup>11</sup> Ibid., S.104.

からこそ、より多くの貨幣を獲得するために貨幣を手放す流通形式が意味を持つ。したがって、 $M-C-M'$  循環が成立する世界では、貨幣は取引当事者の動機や意思決定に対して重大な影響を及ぼすのである。これに対して、単純な商品流通 ( $C_1-M-C_2$ ) だけを含む純粹交換モデルの世界では、貨幣は欲望対象と引き換えに手放される交換の媒介物でしかない。自分の商品の販売 ( $C_1-M$ ) に成功した人は、直ちに自分が欲する商品を購入 ( $M-C_2$ ) する。それゆえ、純粹交換モデルにおいて貨幣は、絶えず持ち手を変える交換の媒介物にすぎず、交換当事者の行動に対して何の影響も与えない。

第3に、経済全体としての貨幣的利潤の実現を説明するためには、発達した銀行組織を基礎とする信用貨幣を全面的に導入した理論枠組みが必要である。カレツキー (M.Kalecki) やケインズ (J.M.Keynes) を源流とするポストケインズ派の視座を入れて結論を先取りすれば、(個別資本家ではなくて) 経済全体としての資本家階級は、発達した銀行組織による信用創造の仕組みと、遊休生産能力と失業労働者の存在を基礎として、貨幣的利潤の実現のために必要な貨幣を実物投資の実行をつうじて自ら投入する。等労働量交換の体系としての諸商品の価値関係から導かれる商品貨幣 (commodity money) を基礎とする分析枠組みでは、経済全体としての貨幣的利潤の実現を説明することはできない。

本章の目的は、純粹交換モデルに対するオルタナティブとしての政治経済学アプローチの独自性を貨幣経済の観点から明らかにするための基礎作業として、貨幣的利潤の実現と  $M-C-M'$  循環に関する理論枠組みに要求される条件を理論史的な視座から考察することにある。第2節では、『雇用、利子および貨幣の一般理論』(Keynes, 1936) に先立つケインズの論文「生産の貨幣理論 (monetary theory of production)」(Keynes, 1933) を検討し、物々交換 ( $C_1-C_2$ ) と間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) の区別で前提におかれるのは、交換の媒介物としての貨幣であり、それは交換当事者の行動に何の影響も与えないという意味で中立的貨幣であることを明らかにする。さらに、『一般理論』の準備草稿 (Keynes, 1979) にもとづいて、単純な商品流通 ( $C_1-M-C_2$ ) に相当する「協同経済」と  $M-C-M'$  循環に相当する「企業者経済」との区別こそが「生産の貨幣理論」の展開にとって重要であることを明らかにする。第3節では、商品貨幣の前提に制約されながらもマルクス『資本論』第1部の貨幣論は、中立的貨幣の枠組みを克服し、 $M-C-M'$  循環にもとづく貨幣的生産経済の枠組みにとって決定的に重要な視角を提供することを明らかにする。具体的には、マルクスの価値形態論と交換過程論との関連を再検討し、一般的等価物としての社会的機能から生じる「貨幣の形式的使用価値」こそが、単純な商品流通 ( $C_1-M-C_2$ ) と資本としての貨幣の流通 ( $M-C-M'$  循環) との区別にとって決定的に重要であり、物々交換 ( $C_1-C_2$ ) と間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) との区別にもとづく中立的貨幣の枠組みから抜け出す鍵であることを明らかにする。購買されるさまざまな商品の効用だけでなく、一般的等価物としての機能から生じる貨幣の使用(効用)を含む分析みのなかでは、商品の販売 ( $C-M$ ) を当該商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」の同時達成として把握し、商品の購買 ( $M$ ) を貨幣の使用価値の実現として把握することができる。逆に、貨幣の社会的機能から生じる「貨幣の形式的使用価値」を導くことに失敗すれば、物々交換 ( $C_1-C_2$ ) と間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) との区別にもとづく中立的貨幣の枠組みから抜け出すことができない。第4節では、マルクス貨幣論は、「資本としての貨幣の流通」あるいは「企業者経済」の視点 ( $M-C-M'$  循環) に欠かせない商品価値の貨幣的実現という論点を提出した点で画期的意義を持つが、貨幣

的利潤の実現機構を説明するためには、等労働量交換を前提とする商品貨幣の枠組みを超えて、発達した銀行組織による信用創造を伴った信用貨幣 (credit money) の経済モデルを採用しなければならないことを確認する。そのうえで、既存のマルクス学派では、 $M-C-M'$  循環で特徴づけられる貨幣的生産経済への分析視角となるはずのマルクス貨幣論が、物々交換と間接交換の区別に基づく中立的貨幣の枠組みとして解釈される傾向がいぜんとして強いことに鑑みて、マルクス貨幣論の再解釈の必要性を指摘する。

## 第2節 「企業者経済」としての資本主義経済と貨幣観

現実の経済に対する分析視角が違えば、貨幣観も当然に違ってくる。交換の媒介物あるいは交換手段としての貨幣のとらえ方は、けっして普遍的な公理ではない。本節では、『雇用、利子および貨幣の一般理論』に先立つケインズの論文に見られる経済システム類型論を手がかりとして、 $M-C-M'$  循環を特徴とする「企業者経済」の分析的基礎としての貨幣論の構築こそがわれわれの課題であることを明らかにする。

### 2-1. 物々交換・実物的交換経済・貨幣経済——ケインズ「生産の貨幣理論」——

物々交換 ( $C_1-C_2$ ) と間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) との区別にもとづく通俗的な貨幣観では、取引当事者の動機や意思決定に影響を与えない中立的貨幣しか扱うことができない。この論点をきわめて明確に述べたのが、シュピートホフ記念論文集に収められたケインズの論文「生産の貨幣理論」(Keynes, 1933) である。冒頭の文章——「私の意見では、恐慌の問題が未解明であるか、とにかくこの理論がきわめて不満足である主要な理由は、生産の貨幣理論 (monetary theory of production) と称してよいものが無いことである。」<sup>12</sup>——で「生産の貨幣理論」の必要性を提起したうえでケインズは、物々交換と間接交換との区別にもとづく通俗的な貨幣観と「生産の貨幣理論」との根本的な相違について、次のように述べる。

「物々交換経済と貨幣経済とのあいだに通常おかれる区別は、交換を達成するための便利な道具として——たいへん便利だが、その効果は一時的で中立的な道具として——の貨幣の使用を前提とする。貨幣は、衣服と小麦とを結びつけるものでしかなく、あるいは、丸木舟をつくるのに費やされたその日の労働と穀物の収穫に費やされたその日の労働を結びつけるものでしかないと思なされる。取引を行う人々の頭のなかで貨幣が実体的な事物と事物のあいだに存在するということから貨幣が取引の本質的な性質に対して影響を及ぼしたり、あるいは、貨幣が取引当事者の動機や意思決定を修正したりすることはないと想定される。つまり、貨幣は、用いられるのだが、ある意味で中立的 (neutral) であると扱われる。／しかし、それは、生産の貨幣理論を欠いていると私が言うときに念頭にある区別ではない。貨幣を使うが、実体的な事物や実物資産の取引どうしの中立的な連結具としてのみ貨幣を使い、貨幣を動機や意思決定のなかに入りこませないような経済は——もっと良い名称がないので——実物的交換経済 (real-exchange economy) と呼んでよいであろう。私がぜひ欲しいと考える理論ならば、これとは対照的に、次のような経済を扱うであろう。

<sup>12</sup> Keynes (1933), p.408.

それは、貨幣が独自の役割を演じ、動機や意思決定に影響を及ぼすような経済であり、要するに、貨幣が状況に作用する要因の1つであるので、長期的であれ短期的であれ、最初の状態と最後の状態のあいだでの貨幣の動向を知らないと事態の推移について見通しを立てることのできない経済である。そして、われわれが貨幣経済 (*monetary economy*) について語るときに言うべきものは、まさにこれである。」<sup>13</sup>

物々交換（衣服—小麦）と間接交換（衣服—貨幣—小麦）との区別にもとづく貨幣観では、貨幣は「交換を達成するための便利な道具」であり、「取引当事者の動機や意思決定」に影響を及ぼさないという意味で貨幣は「中立的」と扱われる。物々交換では欲望の不一致に起因する交換の行きづまりが避けられないが、誰もが交換を拒まない財が交換の媒介物として選択されることによって不便が解決されるという物語は、スミスの貨幣発生論<sup>14</sup>から今日の経済学テキストブックの多くに至るまで広く採用されている。しかし、ケインズの観点からすれば、物々交換と間接交換との区別にもとづく貨幣観や、以上のような「交換の行きづまり」物語による貨幣発生論が採用されると、取引当事者の動機や意思決定に対して何の影響も与えない中立的貨幣を想定することになる。物々交換との対比で間接交換として特徴づけられた貨幣経済は、ケインズに言わせると、貨幣が取引当事者の動機や意思決定に対して貨幣が何の影響も与えない「実物的交換経済」である。これに対して、ケインズの「生産の貨幣理論」が考察対象とするのは、間接交換と貨幣の中立性を特徴とする「実物的交換経済」ではなく、「貨幣が独自の役割を演じ、動機や意思決定に影響を及ぼすような経済」であるとされる。

## 2-2. 協同経済・中立的経済・企業者経済——ケインズ『雇用の一般理論』草稿——

以上に見た「生産の貨幣理論」(Keynes, 1933)で強調されるように、貨幣が取引当事者の動機や意思決定に影響を及ぼす経路を考えるうえで決定的に重要なのは、物々交換と間接交換の区別ではなく、実物的交換経済と貨幣経済の区別である。そして、実物的交換経済と貨幣経済との区別という論点は、1933年12月の『雇用の一般理論』の目次で「協同経済と企業者経済との区別」とのタイトルが付けられた章の草稿<sup>15</sup>において、古典派経済学の貨幣経済観とケインズが構想する「一般理論」における貨幣経済観との根本的な相違という形でいっそう詳細に論じられる<sup>16</sup>。「古典派経済学の公準はどんな条件のもとで満たされるのか」をめぐるケインズの議論を立ち入って検討しよう。

<sup>13</sup> Ibid., p.408-9.

<sup>14</sup> Smith (1950), p.24-5.

<sup>15</sup> モーグリッジによると、1933年12月におけるケインズの『雇用の一般理論』のプランでの「第1部 古典派理論に対する経済学の一般理論の関係」の目次は、「第1章 古典派経済学の公準/第2章 協同経済と企業者経済との区別/第3章 企業者経済の特徴」であった(Keynes (1973), p.421). このうち第2章と第3章の草稿が『ケインズ全集』第29巻 (Keynes (1979), pp.76-102) に公表された。『雇用の一般理論』の草稿についての詳細は、美濃口(1980), Minoguchi (1981), および平井(2003), 387-419頁を参照のこと。

<sup>16</sup> 「生産の貨幣理論」論文における「実物的交換経済」と「貨幣経済」との区別を出発点として、「実物の世界ないし相対価格の世界」と「貨幣数量説の世界ないし絶対価格の世界」とを分断する「古典派的二分法」からの脱却に至るケインズの理論展開については、美濃口 (1980) が必読文献である。

最初に、生産要素の報酬と総産出物の分配に関する古典派経済学的前提が要約される。

「古典派経済学的前提では、生産要素がその報酬として要求し受け取るものは、それらの生産要素が生産することのできるあらゆる種類の総産出物からの予め決められた分け前にほかならず、おのおのの生産要素の需要も供給も、産出物一般で表された要素報酬の期待される大きさに依存する。生産要素が産出物の分け前を何よりも現物で受け取らなければならないことは必須ではない——生産要素が貨幣で支払を受けても状況は実質的に同じである。ただしこの場合、生産要素のすべては、その貨幣の全額を直ちに経常産出物のなかから選択した部分の購買のために支出することを目的として、貨幣を一時的な便宜と受け入れるということが条件である。」<sup>17</sup>

ここに見られるように古典派経済学では、所与の生産要素によって生産可能な（実物表示の）「総産出物」からの「予め決められた分け前」として、生産要素の報酬が説明される。生産要素の報酬が貨幣で支払われても、次の条件付きで現物払いの場合と状況は同じである。その条件とは、貨幣で支払われた生産要素の報酬の全額が直ちに経常産出物の購買のために支出され、それゆえ、貨幣はもっぱら交換の媒介物として用いられるということである。生産要素の報酬の全額が経常産出物の購買に支出されるこの場合は、「生産の貨幣理論」論文（Keynes, 1933）で扱われた「実物的交換経済」に相当する。このように古典派経済学で前提におかれる経済とは、物々交換の形では「生産要素の協同的な努力による実際の産出物を、合意済みの割合で分けることによって生産要素が報酬を受けるようなコミュニティ」<sup>18</sup>であり、あるいは、生産要素の報酬と経常産出物の売上が集計的につねに等しいことを条件とする特殊な貨幣経済であると言える。言い換えれば、直接交換（物々交換）と間接交換との区別に基づく中立的貨幣観のもとでは、予め生産過程で決定された産出量を複数の経済主体が分け合う単純なゼロ・サムゲームとしての分配関係だけが考察対象とされ、生産と分配は互いに独立なものに見なされる。しかし、現実の資本主義経済では、生産と分配は互いに独立ではありえず、生産の決定権を握る経済主体（具体的には資本家）が同時に、分配上の結果（利潤分配率）を自分の有利になる方向に誘導するという事態がしばしば見られる。後に第2部と第3部で見ると、労働努力の抽出をめぐる労働過程内部での雇い主と労働者の利害対立においても、マクロ経済レベルの実現利潤の決定機構においても、生産と分配の相互依存性こそが資本主義経済の現実である。以上の考察に基づいて、古典派経済学とケインズの「一般理論」との区別に関連して次のような経済システムの類型が提示される。

「第1のタイプの社会を実質賃金経済あるいは協同経済（*real-wage or co-operative economy*）と呼ぶ。第2のタイプの社会では、企業者によって生産要素が貨幣と引き換えに賃借されるが、何らかの種類のメカニズムが存在して、その生産要素の貨幣所得の交換価値が集計的には、経常産出物のうち協同経済であればその生産要素の分け前になったであろう割合とつねに必ず等しくなる。こうした第2のタイプの社会を、中立的な企業者経済（*neutral entrepreneur economy*）あるいは、簡単に中立的経済（*neutral economy*）と呼ぶ。第2のタイプをその極端な場合とす

<sup>17</sup> Keynes (1979), p.76.

<sup>18</sup> Ibid., p.77.

る第3のタイプの社会では、企業者は貨幣と引き換えに生産要素を賃借するが、以上のようなメカニズムは存在しない。この第3のタイプの社会を貨幣賃金経済、あるいは、企業者経済 (*money-wage or entrepreneur economy*) と呼ぶ。/これらの定義から明白なことだが、私たちが今日実際に生活しているのは、企業者経済である。」<sup>19</sup>

先に見た物々交換経済が第1類型の「実質賃金・協同経済」に相当し、生産要素の報酬の全額と経常産出物の売上高との恒等を条件とする特殊な貨幣経済が第2類型の「中立的な企業者経済」あるいは「中立的経済」に相当する。ここで新たに問題としなければならないのは、「中立的経済」の特殊な条件に依存しない第3類型の「貨幣賃金・企業者経済」の特質である。具体的には、「企業者経済」と特徴づけられる現実の経済において、企業者が生産過程を開始する誘因となるものは何かが問題の核心である。

「企業者経済における生産の法則は次のように述べることができる。産出物の販売から期待される貨幣表示の売上高 (*money proceeds*) が生産過程を開始しなければ避けられる貨幣表示の費用 (*money costs*) と少なくとも等しいということだけであれば、生産過程は開始されない。」<sup>20</sup>

ここに見られるように、「企業者経済」で生産過程が開始される要件は、産出物の販売による貨幣表示の期待売上高が貨幣表示の費用以上となること、すなわち、正の貨幣的利潤が期待されることである。さらに、企業者が雇用を増加させる誘因に関する「実質賃金・協同経済」と「企業者経済」の根本的な相違は次のようである。

「実質賃金経済と協同経済では、追加的1単位の労働が社会的生産物に追加するものが、追加的雇用の不効用 (*disutility*) と釣り合いをとるに足る10ブッシェルの小麦に等しい交換価値を持つと期待される産出物であるならば、この追加的1単位労働の雇用を妨げるものは何もない。したがって、古典派理論の第2公準が満たされる。しかし、貨幣賃金経済あるいは企業者経済では、その基準は異なる。生産が行われるのは、生産要素を賃借するときの100ポンドの支出が、少なくとも100ポンドで売れると期待される産出物を生み出す場合だけである。これらの条件のもとでは、中立的経済という極端な場合を除くと、第2公準は満たされない。」<sup>21</sup>

古典派経済学が考察対象とする「実質賃金・協同経済」では、1単位の労働が追加されるための条件は、追加的労働の不効用を補償する産出物 (10ブッシェルの小麦) と労働の限界生産物との均等にあり、これは「古典派理論の第2公準」<sup>22</sup>の成立を意味する。これに対して、「貨幣賃金・企業者経済」で生産過程が開始される要件は、産出物の期待売上高が生産要素の賃借のための費用を上回り、正の貨幣的利潤が期待されることである。このように、「実質賃金・協同経済」(および「中立的な企業者経済」)を考察する古典派経済学では労働者の効用最大化が労働の追加的雇用の要件であるのに対して、「貨幣賃金・企業者経済」を考察するケインズの「一般理論」では、労働者の効用最大化とは無関係に、正の貨幣的利潤の発生が労働の追加的雇用の要件となるのである。

<sup>19</sup> Ibid., p.77-8.

<sup>20</sup> Ibid., p.78.

<sup>21</sup> Ibid., p.78.

<sup>22</sup> Keynes (1936)の第2章を参照のこと。

このように、「実質賃金・協同経済」と「中立的な企業者経済」で許容される産出量と雇用の拡大でも、「貨幣賃金・企業者経済」では——期待される貨幣的利潤が企業者にとって満足できる水準でないという理由で——許容されない可能性がある。そこでケインズは、「協同経済でならば生産されるであろう産出物が、企業者経済においては『利益をもたらさない (unprofitable)』かもしれないことについての説明は、略して有効需要の変動 (*fluctuations of effective demand*) と呼べるもののなかに見つかるはずである」<sup>23</sup>と述べて、貨幣的利潤の観点から「有効需要の変動」について次のように説明する。

「可変費用 (何が可変費用に含まれるかは、考察対象とする期間の長さしだいである) に対する販売金額の超過分を参照することによって、有効需要を定義することができる。この超過分が変動すれば有効需要も変動する。可変費用に対する販売金額の超過分が何らかの正常値 (まだ定義されていないが) を下回ると有効需要は不足になり、その超過分が正常値を超えると有効需要は過剰になる。協同経済では、あるいは、中立的経済では、販売金額が可変費用を一定額だけ超過すれば、有効需要の変動はありえない。また、雇用量を定める要因を考察する場合には有効需要の変動を無視することができる。しかし、企業者経済では、有効需要の変動は雇用量を決定する支配的な要因であるかもしれない。したがって、本書『雇用の一般理論』での主な関心は、以上の意味に解釈される有効需要の変動の原因と結果を分析することにある。」<sup>24</sup>

ここに見られるように、「可変費用...に対する販売金額の超過分」すなわち貨幣的利潤の観点から有効需要が定義され、貨幣的利潤 (=販売金額 - 可変費用) の「正常値」を基準として有効需要の「過剰」と「不足」が語られている。しかも、「企業者経済」では「有効需要の変動」が雇用量の決定要因の1つに位置づけられる。この文章にはまだ明示的な説明はないが、『雇用の一般理論』の核心が次の論点にあることは明らかであろう。すなわち、「企業者経済」では、労働の雇用量の拡大は、企業者が要求する貨幣的利潤の「正常値」によって限界づけられており、同時に、貨幣的利潤の「正常値」が実現されるか否かは有効需要の大きさに左右されるという論点がそれである。非自発的失業を残したまま「企業者経済」が均衡状態に達することを説明するためには、産出量の拡大に画される限度を貨幣的利潤の観点から説明し、かつ、この限度が完全雇用をもたらす産出量の水準よりも低いことを論証しなければならないであろう<sup>25</sup>。

以上の詳論にもとづいて、「実質賃金・協同経済」あるいは「中立的な企業者経済」と「貨幣賃金・企業者経済」との根本的な相違が、マルクスの「単純な商品流通」(C-M-C) と

<sup>23</sup> Keynes (1979), p.80.

<sup>24</sup> Ibid., p.80, 括弧内は引用者のもの。

<sup>25</sup> 有効需要原理と貨幣的利潤との不可分な関係についてロジャーズは、「セー法則経済では、完全雇用点  $N_f$  に至るまで利益をあげて産出量を拡大すること (*profitable expansion of output*) に対する障害はまったくない」のに対して、「有効需要原理は、利益をあげて産出量を拡大することに対する限度がある.....ことを前提として、セー法則に異議を唱える」と説明し、完全雇用点よりも低い可能性のある産出量の限界点では、「現在の富から将来の富へのあらゆる形の転換に対する収益性が均等化されているという意味で、貨幣的均衡 (*monetary equilibrium*)」が成立すると主張する (Rogers (1989), p.178, 邦訳 210 頁)。

「資本としての貨幣の流通」( $M-C-M'$ )の図式<sup>26</sup>を援用して、次のように要約される。

「協同経済 (co-operative economy) と企業者経済 (entrepreneur economy) との区別には、カール・マルクスによる示唆に富む見解と若干の関わりがある——ただし、この見解をマルクスはその後で使ったが、その使い方はきわめて非合理的だった。マルクスは、現実の世界での生産の性質が、経済学者たちがしばしば想定するように、 $C-M-C'$  のケース、すなわち、商品 (あるいは努力) を他の商品 (あるいは努力) を得るために貨幣と交換するケースではないと指摘した。これは、私的な消費者の立場であるかもしれない。しかし、それは実業界の態度ではない。この場合は、 $M-C-M'$  であり、貨幣を得るために、商品 (あるいは努力) と引き換えに貨幣を手放すのである。このことは、以下の理由から重要である。／古典派理論の想定では、企業者が生産過程を開始する用意があるかどうかは、自分の取り分になると期待する生産物で測った価値に依存するという。つまり、古典派理論の想定では、より多くの雇用を提供する誘因が企業者にあるのは、自分のためのより多くの生産物が期待できる場合だけである。しかし、企業者経済においては、これでは、事業計算の性質を誤って分析することになる。企業者は生産物の量ではなく、自分の取り分となる貨幣の額に関心を持つ。企業者はそうすることによって、自分の貨幣利潤 (money profit) を増やすと期待するならば、たとえこの利潤が以前よりも少ない量の生産物を表すとしても、産出量を拡大しようとする。」<sup>27</sup>

引用文の前半でケインズは、他の商品の購買を目的とする商品の販売「 $C-M-C'$ 」<sup>28</sup> (単純な商品流通) ではなく (より多くの) 貨幣を得るために貨幣を手放す「 $M-C-M'$ 」循環 (資本としての貨幣の流通) が「現実の世界での生産の性質」であるというマルクスの見解を紹介し、こうした流通形式の区別が「協同経済」と「企業者経済」の区別に「若干の関わり」があると言う。引用文の後半ではより詳細に、古典派理論における企業者像とケインズの『雇用の一般理論』で考察される「企業者経済」との根本的相違が示される。古典派理論では企業者が生産過程を開始し雇用を増やす誘因になるのは、「生産物で測った価値」や「より多くの生産物」つまり実物的な生産物の増加である。これに対して「企業者経済」では、企業者が産出量を拡大する誘因になるのは、「生産物の量」ではなく、獲得される「貨幣の額」や期待される「貨幣利潤」の増加である。このように、「企業者経済」としてケインズが認識する資本主義経済では、産出量や雇用が拡大される誘因は、実物的な剰余生産物の量ではなく、期待される「貨幣利潤」( $M-C-M'$  循環における  $M'$  と  $M$  の差額) であることが改めて確認される。

### 2-3. 「企業者経済」の分析的基礎としての貨幣論

前項で見たケインズの『雇用の一般理論』草稿 (Keynes, 1979) における「協同経済」(あ

<sup>26</sup> ケインズはマルクスの著作からの参照箇所を示していないが、McCracken (1933), pp.41-56 におけるマルクス学説の紹介を参照したと考えられる。Keynes (1979), p.81 の注を参照のこと。

<sup>27</sup> Keynes (1979), p.81-2.

<sup>28</sup> 価値増殖を含まない単純な商品流通と価値増殖を条件とする「 $M-C-M'$ 」循環を区別するためには、「 $C-M-C'$ 」ではなく、「 $C-M-C$ 」あるいは (使用価値の違いを明示すれば) 「 $C_1-M-C_2$ 」書くほうがよいであろう。

るいは「中立的な企業者経済」と「企業者経済」との比較分析からわかるように、現実の経済に対する分析視角の違いが貨幣観の対立のうえに色濃く反映する。実物的な生産物の増加や財に対する取引当事者の欲望の充足を目的とする「協同経済」( $C_1-M-C_2$ )にふさわしいのは、単なる交換の媒介物、すなわち、取引当事者の動機や意思決定に何の影響も及ぼさない中立的貨幣である。これに対して、貨幣的利潤の実現を目的とする「企業者経済」( $M-C-M'$ 循環)では、企業者たちが産出量や雇用量の拡大を決意するか否かは、彼らが要求する水準の貨幣的収益性が期待されるか否かにかかっている。「企業者経済」において貨幣は、取引当事者の行動に対して中立的な「交換の媒介物」ではなく、未知の将来と取り消しのきかない過去とを結びつける環<sup>29</sup>として、投資や雇用などに関する企業者の意思決定とそれに左右される実現利潤の大きさや労働者の境遇に対して深刻な影響を及ぼす<sup>30</sup>。

したがって、ケインズの経済システム類型論を学んだ私たちの重要な課題は、「協同経済」の視点( $C_1-M-C_2$ )と「企業者経済」の視点( $M-C-M'$ 循環)との根本的な違いを踏まえて、貨幣的利潤の実現を目的とする「企業者経済」の分析にふさわしい貨幣理論を構築することである。交換の媒介物あるいは交換手段としての中立的貨幣観を普遍的な公理であるかのように教えるテキストブックも少なくないが、「企業者経済」の分析的基礎としての貨幣論を組み立てるためには、そうした中立的貨幣観を捨てなければならない。産業資本の運動を反復した図式、すなわち、 $\dots P \dots C' - M' \cdot M - C(P_m, L_p) \dots P \dots C' - M' \cdot M - C(P_m, L_p) \dots P \dots C' - M' \cdot M - C(P_m, L_p) \dots$ を書くと、「産出物—貨幣—生産要素(生産手段と労働力)」 $[C' - M' \cdot M - C(P_m, L_p)]$ の流通形式が見いだされるので、「企業者経済」が「協同経済」に還元することができるかに見える。しかし、「産出物—貨幣—生産要素」の観点から産業資本の反復的運動を見る場合、生産要素に対する需要総額は産出物(生産過程で生産された完成生産物)の供給総額とつねに等しく、貨幣は産出物の持ち手変換を媒介する交換手段としてのみ機能すると想定しなければならない。ケインズによる経済システム類型論で言えば、「産出物—貨幣—生産要素」の観点から産業資本の反復的運動を考察することは、古典派経済学と同じように「実物的交換経済」あるいは「中立的経済」の角度から経済を見ることを意味する。「産出物—貨幣—生産要素」の観点到固執するかぎり、貨幣が企業者の動機や意思決定に及ぼす影響——たとえば、何らかの方法で調達した資金を実物資産の購入に支出するか、それとも現金や金融資産で保有するかか意思決定——を分析対象とすることができず、セー法則を想定した分析枠組みに安住しなければならなくなる。したがって、「企業者経済」から「協同経済」や「中立的経済」へと視点を移してセー法則を想定

<sup>29</sup> ケインズは貨幣経済を「本質的に、将来に対する予想の変化が雇用の方向だけでなく、その量をも左右することのできる経済」(Keynes (1936), p.xxii, 邦訳 xxvii 頁)と特徴づける。また、歴史的時間軸における貨幣の重要性について次のように言う。「貨幣はその重要な属性において、現在と将来とを結ぶ巧妙な手段であって、われわれは貨幣に基づく以外には (except in monetary terms), 期待の変化が現在の活動に影響を及ぼすことを論じ始めることすらできない」(Ibid., p.294, 邦訳 294 頁)。

<sup>30</sup> 歴史的時間軸における貨幣の非中立性を現代経済分析に応用した代表例として、ミンスキの金融不安定性仮説があげられる。その仮説の基礎となるのは、企業負債の「有効化(validation)」(Minsky (1986), p.81, 邦訳 128 頁)をめぐる構造連関である。具体的には、将来の実現利潤についての期待に左右される現在の投資の大きさが、現在の実現利潤の決定を介して、過去に約定された負債契約が履行されるか否かの鍵を握る、という関係である。こうした論点を組みこんだ資本蓄積と負債構造の分析枠組みについては、石倉(2002)の第3節を参照。

した世界に逆戻りすることではなくて、貨幣的利潤の実現を目的とする「企業者経済」の分析的基礎となる貨幣理論の構築こそが、私たちの課題である。

先に見たように、現実の資本主義経済を分析対象としつつも、「交換の行きづまり」物語にもとづく貨幣発生論や交換の媒介物としての中立的貨幣観を愛好するテキストブックはけっして少なくない。その理由は、購買される商品の使用価値だけでなく、貨幣の社会的機能から生じる貨幣の使用価値も考察対象に含む分析枠組みが用意されていないからである。しかし、次節で見るように、『資本論』第1部でのマルクスの貨幣論は、商品貨幣の前提に制約されながらも、一般的等価物としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値を含む理論枠組みを提供している。購買される商品の使用価値だけでなく貨幣の独特な使用価値も含む理論枠組みのなかでのみ、単純な商品流通 ( $C_1-M-C_2$ ) と区別される資本としての貨幣の流通 ( $M-C-M'$ 循環) を考察することができる。これらの論点について、次節で詳しく見よう。

### 第3節 マルクス貨幣論と「企業者経済」の視点

貨幣的利潤の実現を目的とする「企業者経済」の視点にふさわしい貨幣理論の枠組みを考える場合、 $M-C-M'$ 循環の基礎にある『資本論』第1部 (Marx, 1964) におけるマルクスの貨幣論を詳しく検討する必要がある。よく知られているように、「第2編 貨幣の資本への転化」で資本の一般的定式 ( $M-C-M'$ ) が初めて考察されるよりも前に、「第1編 商品と貨幣」「第1章 商品／第3節 価値形態または交換価値」(以下では「価値形態論」と呼ぶ) と「第2章 交換過程」(以下では「交換過程論」と呼ぶ) において、信用貨幣を捨象してもっぱら商品貨幣 (典型的には金貨幣) を考察対象として、貨幣経済の分析的基礎が確立される。価値形態論の論理構造や交換過程論の理論的意義はいぜんとして論争を呼ぶテーマである。価値形態論では、諸商品の価値関係 (その内実は商品に表された労働の抽象的人間労働の側面での同等性である) を媒介として一般的等価物としての貨幣の社会的機能が導かれる。そのうえで、交換過程論では、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為が考察され、一般的等価物としての貨幣の社会的機能から生じる貨幣の「形式的使用価値」<sup>31</sup>が論定される。前節第1項で言及したように、物々交換 ( $C_1-C_2$ ) と対比される間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) として貨幣経済を把握し、取引当事者のあいだの欲望不一致による「交換の行きづまり」を解決する交換の媒介物として貨幣を説明するのが、スミスから今日のテキストブックに至るまで採用され続けている貨幣発生論である。こうした「交換の行きづまり」物語にもとづく貨幣発生論に対する1つのオルタナティブになるのが、マルクス貨幣論の枠組みであり、そこでは、購買される商品の使用価値だけでなく、一般的等価物としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値も考察対象とされる。貨幣の使用価値を含む枠組みのなかでは、商品の販売 ( $C-M$ ) は当該商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」が同時に達成される過程として把握され、商品の購買 ( $M-C$ ) は貨幣の使用価値の実現として把握される。価値形態論と交換過程論から成る商

<sup>31</sup> Marx (1964), S.104.

品貨幣に関するマルクスの基本的な枠組みでは、貨幣の社会的機能は一般的等価物（すべての商品に共通な等価形態）に限定されるけれども、一般的等価物としての貨幣の社会的機能が貨幣の独特な使用価値と論定され、一般的等価物の機能ゆえに取引当事者にとって貨幣が欲望対象の1つとして意味を持つ。貨幣利潤の実現（剰余価値の実現）を目的とする「資本としての貨幣の流通」( $M-C-M'$ 循環)を論じるためには、貨幣の社会的機能から生じる貨幣の使用価値を含む分析枠組みが欠かせない。

しかしながら、従来の研究では、価値形態論と交換過程論を中心とするマルクス貨幣論の分析枠組みが、スミス以来の交換の媒介物としての貨幣発生論を精緻化したもの、あるいは、それに帰着する論理として解釈されることが多かった。購買される商品の使用価値だけでなく貨幣の使用価値も含む分析枠組みの意義が理解されなかった結果として、ケインズによる経済システム類型論を借りれば、マルクス貨幣論が「実物的交換経済」や「中立的経済」の古典派経済学にふさわしい枠組みへと先祖返りさせられ、マルクスの貨幣観に含意された「企業者経済」の視点( $M-C-M'$ 循環)が見逃されてきたのである。そこで本節では、マルクスの貨幣論を再検討し、物々交換( $C_1-C_2$ )と間接交換( $C_1-M-C_2$ )との区別にもとづく中立的貨幣ではなく、貨幣の社会的機能から生じる貨幣の独特な使用価値こそが、「企業者経済」の視点( $M-C-M'$ 循環)に欠かせない要因であることを明らかにする。

### 3-1. 価値形態論における貨幣——価値関係からの一般的等価物の導出

過度の単純化を恐れずに言えば、オリジナルな形でのマルクスの価値形態論の核心は、多数商品のあいだの価値（操作可能な概念で言えば、商品1単位の生産に直接・間接に必要な労働量）としての同等性関係（価値関係）を——商品に表された労働の二重性格（使用価値をつくる側面では互いに異質な具体的有用労働であるが、価値をつくる側面では互いに同質な抽象的人間労働であること）を媒介として——商品の価値表現として解釈するための論理的手続きにある。労働価値論の視点から定義される多数商品のあいだの価値関係は、使用価値に対する商品所有者の欲望には左右されないことに注意してほしい。オリジナルな形の価値形態論では、以下に示すように、多数商品間の価値どおりの交換（各商品の投下労働量に比例した交換）を根拠として、商品の価値表現の発展が追跡されるのである。

最も単純な事例で言えば、（互いに異なる使用価値を持つ）2商品A、B（たとえば商品Aを「自動車」、商品Bを「米」と考えてもよい）の価値関係には、商品Aの価値表現「 $x$ 量の商品Aは $y$ 量の商品Bに値する」（商品Aが相対的価値形態、商品Bが等価形態に立つ）と、商品Bの価値表現「 $y$ 量の商品Bは $x$ 量の商品Aに値する」（商品Bが相対的価値形態、商品Aが等価形態に立つ）が含まれるが、これらの2つの価値表現は同時にではなく交互にのみ成立する<sup>32</sup>。たとえば商品Aの相対的価値表現の構造を示すと、商品Aの価値表現「 $x$ 量の商品Aは $y$ 量の商品Bに値する」の内部では、商品B（等価形態）の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能するのに対して、商品A（相対的価値形態）の自然形態は単なる使用価値として意味を持つ。商品B（等価形態）の自然形態が「価値の現象形態」として機能する理由は、商品A（相対的価値形態）に表された労働の価値形

<sup>32</sup> 価値表現における「逆の連関」の論理についての詳細は、本稿第2章第3節を参照。

成性格は、他の商品 B（等価形態）に表された労働の価値形成性格との同等性を根拠としてのみ説明されるのであって、けっして単独では（商品 B に表された労働の価値形成性格とは無関係に）説明されないという事情にある（相対的価値形態の商品 A に関する「価値形成労働の独自の性格」<sup>33</sup>）。もちろん、商品 A と商品 B に表された労働は、使用価値をつくる側面では（「自動車」をつくる組立労働と「米」をつくる農耕労働のように）、互いに異質な具体的有用労働である。商品 A（相対的価値形態）に表された労働に関する上記のような「価値形成労働の独自の性格」を理由として、商品 A の価値性格が（商品 A とは使用価値の面で異なる）商品 B の自然形態の形をとって表現されるのである。ここで重要なのは、相対的価値形態の商品 A に関する「価値形成労働の独自の性格」を根拠として、等価形態に立つ商品 B の自然形態によって担われる（価値の現象形態としての）独特な機能が導かれるのであって、その逆でないことである<sup>34</sup>。

個別商品の相対的価値表現に関する以上の議論を、任意の 2 商品の価値関係に含まれる「単純な価値形態」（形態Ⅰ）から多数商品の価値関係へと拡張すると、たとえば、個別商品 A の価値表現は「 $x$  量の商品 A は  $y$  量の商品 B、または、 $z$  量の商品 C、…、等々に値する」という「全体的価値形態」（形態Ⅱ）へと拡張される。形態Ⅱでは、個別商品 A の価値性格が（商品 A とは使用価値の面で異なる）商品 B、商品 C 等々（特殊的等価物としてのさまざまな商品）の自然形態の形をとって表現される。その理由は、形態Ⅰと同様に、商品 A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格と、商品 B、商品 C 等々（特殊的等価形態）に表された労働の価値形成性格との同等性にある。形態Ⅱを構成する個別商品 A の価値表現「 $x$  量の商品 A は  $y$  量の商品 B に値する」、「 $x$  量の商品 A は  $z$  量の商品 C に値する」等々も、それぞれの逆の関係「 $y$  量の商品 B は  $x$  量の商品 A に値する」、「 $z$  量の商品 C は  $x$  量の商品 A に値する」等々と同時にではなく交互に成立する。個別商品 A の全体的価値形態を構成する個々の価値表現に関するこうした「逆の連関」の論理から推論されるように、個別商品 A の全体的価値形態（形態Ⅱ）と、（商品 A を除くすべての）多数商品 B、C、等々についての「一般的価値形態」（形態Ⅲ）すなわち「 $y$  量の商品 B、または、 $z$  量の商品 C、…、等々は、 $x$  量の商品 A に値する」は、同時にではなく交互にのみ成立する。

一般的価値形態（形態Ⅲ）では、（商品 A を除くすべての）多数商品 B、C、等々の相対的価値表現が同時に成立することを条件として、1 つの商品 A が「一般的等価物」として機能する。形態Ⅲでも、相対的価値形態に立つ多数商品 B、C、…、等々の自然形態はもっぱら使用価値として通用するのに対して、一般的等価物としての商品 A の自然形態だけは「商品世界の共通な価値姿態」<sup>35</sup>——全商品の価値の現象形態——として通用する。ある 1 つの商品 A を一般的等価物とする一般的価値形態（形態Ⅲ）が成立する根拠となるのは、一般的等価物 A を除くすべての多数商品の相対的価値表現が同時に成立することであり、さらに多数商品の同時的な相対的価値表現の根拠は、あらゆる商品に表された労働の価値形成労働としての同等性、すなわち、市場に登場する全商品の価値関係である。なお、マル

<sup>33</sup> Marx (1964), S.65.

<sup>34</sup> 商品に表された労働の価値形成性格を基礎として個別商品の相対的価値表現を説明するマルクスの論理的手続きについては、本稿第 2 章第 2 節を参照。

<sup>35</sup> Marx (1964), S.81.

クスの価値形態論では、一般的価値形態（形態Ⅲ）に続いて貨幣形態（形態Ⅳ）について論じられるが、形態Ⅲに対して形態Ⅳが付け加える要因は、一般的等価物が特定の貨幣商品（たとえば金）に固定化することだけである。それゆえ、多数商品の相対的価値表現を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）こそが「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」<sup>36</sup>の実質的な到達点であると言える。

以上のように、オリジナルな形でのマルクスの価値形態論では、使用価値に対する商品所有者の欲望は考慮に入れずに、市場に登場する全商品の価値関係（全商品に表された労働の価値形成労働としての同等性）のみを根拠として、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）として機能する貨幣が導かれる<sup>37</sup>。多数商品間の価値どおりの交換（各商品の投

<sup>36</sup> Ibid., S.62.

<sup>37</sup> マルクスの労働価値論と貨幣の導出との関連は、労働価値論に関する専門文献のなかでも必ずしも十分な注意を払われていない。たとえば、現代マルクス学派の労働価値論をめぐる最新の研究成果から成る大石（2000）でも、価値形態論に見られる貨幣の導出と労働価値論との関連についてはほとんど言及されていない（同書の書評として、石倉（2003）を参照）。しかし、最近の英語圏の文献では、少数ながら、マルクスの貨幣論と労働価値論との関連を論じたものがある。マルクスの貨幣論の特徴と古典派経済学との相違について、F.モズリーは次のように述べる。「手短かに言えばマルクスの議論は次のようである。おのおのの商品が他のすべての商品と交換可能であるためには、おのおのの商品の価値は、何らかの客観的で社会的に認識できる形態において他のあらゆる商品の価値と比較可能でなければならない。諸商品の価値を決定するとマルクスが仮定した抽象的労働はそれじたいとしては直接に観察あるいは認識できないので、この抽象的労働は、すべての商品の価値を観察可能で相互に比較可能なものにする客観的な『現象形態』を獲得しなければならない。諸商品に含まれる抽象的労働が共通で統一された現象形態を必ずとらなければならないことから、最終的な結論として、この現象形態は貨幣でなければならないということになる。／マルクスは次の点を強調する。このように貨幣の必然性を労働価値論から導くことは、古典派経済学に対する特筆すべき理論的前進である。古典派経済学は、貨幣を当然のものと考えてきたにすぎないか、あるいは、どんな価値理論との関連づけもなしに、物々交換の持つ実際上の困難にもとづいて、その場しのぎのやり方で貨幣の存在を説明してきた」（Moseley (1995), p.107-8）。前半に見られるように、マルクスの貨幣論では「抽象的労働」が「観察可能で相互に比較可能な」現象形態を必要とすることを根拠にして貨幣の必然性が論じられていると解釈される。さらに後半では、「貨幣の必然性を労働価値論から導くこと」は、物々交換の困難から貨幣を説明する古典派経済学に対するマルクス貨幣論の「理論的前進」であると評価されている。また、ごく最近の論文でもモズリーは、貨幣と抽象的人間労働との関係について、「諸商品に含まれる抽象的労働がこのように共通で統一的な現象形態を取るべき必然性があるので、この現象形態は貨幣でなければならないという結論へと最終的に到達する」（Moseley (2004), P.148）と指摘している。他方、S.フリートウッドは、商品に表された労働の二重性格とそれらが顕在化する形態に着目して、マルクスの商品貨幣論を解釈する。「社会的、抽象的で普遍的な [social abstract and universal]（以下では SAU）労働は、個別的、具体的で特殊な [individual, concrete and particular]（以下では ICP）労働がとる社会的形態である。SAU 労働は個々の生産者たちの労働を関連づけ、彼らの労働活動の具体的な特殊性を捨象するので、SAU 労働には、通約不可能な存在を通約可能なものにするという能力がある。しかし、こうした能力が現実のものになるために、SAU 労働は適切な形態をとらなければならない」（Fleetwood (2000), p.177）。「SAU 労働」がとるべき「適切な形態」とは何かが問題の核心である。「ICP 労働が SAU の形態をとると同じ瞬間に、SAU 労働はそれじたいとして別の形態をとろうと努める」のであり、結論としては「SAU 労働は、諸商品の価値形態をとり、さらに諸商品の価格形態を取らなければならない、こうなるためには貨幣が必要となる」（Ibid., p.178）というのである。フリートウッドの議論は、価値形態論と労働の二重性との関連が詳論されている点できわめて興味深い。しかし、「等価物を生産する労働」が「抽象的人間労働の手でつかめる具現形態」になる（Marx (1964), S.73）などの等価形態の特色を説明することに重点がおか

下労働量に比例した交換比率)を前提として、個別商品の単純な価値形態から個別商品の全体的価値形態、多数商品の一般的価値形態(および貨幣形態)に至る価値表現の発展が追跡されるので、価値形態論で導かれる一般的等価物(全商品の価値の現象形態)としての貨幣は商品貨幣(**commodity money**, たとえば金)にほかならない。オリジナルな形の価値形態論で導かれる多数商品の価格形態は、定義上、各商品の投下労働量にぴったり比例した価格(価値価格)である。価値形態論で導かれる一般的等価物としての商品貨幣からの推論を、発達した決済システムと銀行組織にもとづく信用貨幣(**credit money**)の経済にそのまま適用することは当然ながら不可能である。しかし、労働価値体系を前提として商品貨幣を導くことがマルクス貨幣論の最終目的なのではない。価値形態論で導かれた一般的等価物としての貨幣の機能を今度は商品所有者の交換行為の観点から考察することによって、マルクスの貨幣観は現実の資本主義経済システムの核心へととどいて近づいていく。

### 3-2. 交換過程論における貨幣—— 一般的等価物の機能から生じる貨幣の使用価値

『資本論』第1部の交換過程論では、一般的等価物(全商品の価値の現象形態)としての貨幣の機能が、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点から考察される。前項で見たように、一般的等価物としての貨幣の機能を基礎づけるのは、多数商品の同時的な相対的価値表現、およびその前提にある多数商品間の価値関係(すなわち、多数商品に表された労働の抽象的人間労働としての同等性)である。交換過程論での貨幣の扱い方に関連してとくに注意を要するのは、商品所有者の交換行為と商品の価値属性との関係である。明らかに商品所有者の交換行為は、使用価値に対する彼または彼女の欲望にのみ左右される。よほど特殊な仮定をおかないかぎり、自分が望まない商品と引き換えに自分の商品を手放す商品所有者はいないと考えてよい。

これに対して、商品所有者の交換行為と商品の価値属性との関係はけっして自明でない。『資本論』第1部の第1章第4節の「商品の物神的性格とその秘密」(物神性論)のなかに、労働生産物の「価値性格」と商品所有者との関係について次の記述がある。

「したがって、人間が彼らの労働生産物を価値としてたがいに関連させるのは、これらの物が彼らにとって同種の人間的労働の単なる物的外皮(**bloß sachliche Hülle gleichartig menschlicher Arbeit**)として意義をもつからではない。逆である。彼らは、彼らの異種の生産物を交換において価値としてたがいに等置しあうことによって、彼らのさまざまに異なる労働を人間的労働として等置する。彼らはそれを知らないが、それを行う。」<sup>38</sup>

「人間」とは市場で商品を交換しあう商品所有者を意味し、「同種の人間的労働の単なる物的外皮」は「抽象的人間労働の凝固」としての商品の価値属性を意味する<sup>39</sup>。商品所有者たちは、商品の価値属性(抽象的人間労働の凝固)を前提において、さまざまな商品を

---

れ、そうした等価形態の基礎にある商品の相対的価値表現の構造が明らかにされていない点で、氏の議論には問題が残る。

<sup>38</sup> Marx (1964), S.88.

<sup>39</sup> 次の文章でも、抽象的人間労働の「物的外皮」は商品の価値属性を意味する。「どの商品も価値(Wert)としては、それ[おのおのの商品]に支出された人間労働の物的外皮(**sachliche Hülle der auf sie [jede Ware] verausgabten menschlichen Arbeit**)にすぎない。」(Marx (1964), S.105, [ ]内は引用者のもの)。

価値として関連させるのではない。そうではなく、商品所有者たちがさまざまな商品を価値として等置しあう過程のなかでのみ、それらの商品に表された労働の抽象的人間労働としての同等性が実証される。というのも、さまざまな商品を市場で交換しあう主体は商品所有者以外にはありえないからである。一方で商品所有者は、さまざまな私的労働の抽象的人間労働としての同等性が実証される過程を「知らない」。なぜなら、彼らは交換行為において自分たちの商品の価値属性を前提におくことができないからである。しかし他方で商品所有者だけが、さまざまな私的労働の同等性が実証される過程を「行う」。なぜなら、さまざまな商品を市場で交換しあう主体は、当の商品所有者だからである。

このように、商品所有者の交換行為の観点に立つ場合、使用価値に対する商品所有者の欲望を導入しなければならないと同時に、市場に持ちこまれる商品の価値属性（抽象的人間労働の凝固としての同等性）を前提におくことはできない<sup>40</sup>。「商品」の観点に立つ価値形態論では、使用価値に対する商品所有者の欲望が捨象されると同時に、多数商品の価値関係（すなわち、それらの商品に表された労働の抽象的人間労働としての同等性）が前提におかれる。これに対して、「商品所有者」の観点に立つ交換過程論では、使用価値に対する商品所有者の欲望が導入されなければならないと同時に、市場に持ちこまれる商品の価値属性を前提におくことは許されない。したがって、交換過程論では、多数商品の価値関係を前提におくことができないので、多数商品の同時的な相対的価値表現も、それを根拠とする多数商品の一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立も説明することができない。交換過程論の論理次元では、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての貨幣の機能は、価値形態論において多数商品の価値関係を前提として完全に説明済みであると考えなければならない。この点に関連して、個別商品の全体的価値形態（形態Ⅱ）から多数商品の一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行が交換過程論において説明される見解があるが、それは正しくない<sup>41</sup>。

こうして、マルクスの交換過程論で解かれるべきパズルは、次の問いであると考えられる。使用価値としての多数商品の関係と交換価値（価値の現象形態）としての多数商品の関係という交換過程が持つ両方の側面を、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所

---

<sup>40</sup>商品所有者の交換行為の観点からは、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を前提におくことができない理由は、より具体的な次元では次のように説明することができるであろう。第1に、各商品1単位当たり価値を知るためには、商品1単位の生産のために直接・間接に必要な労働時間に関する情報を必要とするが、経済全体の産業連関に関わるこれらの情報を入手して分析する能力が個々の商品所有者に備わっているとは到底考えられない。第2に、他の経済主体の行動に関する不可知性・不確実性の背後には次のような複雑な社会関係が存在すると考えられる。市場経済においては、どの経済主体も他の主体が将来時点に行う意思決定を事前に知ることができないだけでなく、各主体が将来に対して持つ期待と、それに基づいて各主体が現在時点にとる行動によって将来の状況が左右される。こうした「真の不確実性 (true uncertainty)」に関するクロッティによる次の指摘はきわめて重要である。「真の不確実性のある世界では、将来のあらゆる状態にわたる既知の [確率] 分布の不変かつ所与の集合は、けっして存在しない。将来は、将来についての私たちの期待と、こうした期待を考慮して私たちがとる行動にかかっている。ケインズの考える主体は、こうしたことを知っており、それゆえ、無限に反復される過程のなかで他人の行動を推測しようと努めることによって、相当に合理的に自分自身の期待を形成する」(Crotty (1994), p.128)。

<sup>41</sup> 価値形態論で一部未解決であった一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立根拠が交換過程論で説明されるという見解を支持することができない理由については、本稿第3章第3節を参照のこと。

有者の交換行為の観点からどのように説明するのか、この問いに対する答えとなるのは、結論を先取りすれば、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての貨幣の社会的可能から生じる「貨幣の形式的使用価値」<sup>42</sup>を含む分析枠組みであって、交換の行きづまりを解決する手段としての交換の媒介物ではない。

交換過程論でのマルクスの叙述を解説することは決して容易でないが、いくつかの概念を定義しておかなければならない。商品の「使用価値としての実現」とは、各商品所有者のもとで、自分が市場に持ち込んだ商品が自分の希望する商品と置き換わることであり、各商品の使用価値が他人の欲望対象であることが実証される過程である。これに対して、商品の「価値としての実現」とは、各商品所有者のもとで、自分の商品が、その交換価値（価値形態論の論理的手続きにより、交換価値は価値の現象形態として把握される）として機能する任意の他商品と置き換わることである。この場合、商品の価値属性は、使用価値に対する商品所有者の欲望とは独立に、商品1単位の生産に直接・間接に必要な労働時間によって規定されるので、各商品の交換価値として機能する「任意の他商品」を当該商品所有者の欲望対象と解釈することはできない。また、交換過程論の観点では、多数商品の価値関係（すなわち、これらの商品に表された労働の抽象的人間労働としての同等性）を前提におくことができないので、商品の相対的価値表現を根拠として全体的価値形態（形態Ⅱ）や一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立を証明することは不可能である点に注意してほしい。価値形態論からの結論によれば、相対的価値形態の立つ商品の自然形態はもっぱら使用価値として通用するのに対して、等価形態に立つ商品の自然形態はもっぱら「価値の現象形態」（全体的価値形態では特殊の等価物、一般的価値形態では一般的等価物）として通用する。したがって、交換過程論の観点において、交換価値としての多数商品の関係とは、多数商品の同時的な相対的価値表現を条件とする一般的価値形態の成立ではなく、「価値の現象形態」（特殊の等価物や一般的等価物）として機能する多数商品の自然形態のあいだの関係を意味する。

価値形態論ですでに商品の交換価値が「価値の現象形態」と把握されているので、交換過程論では商品所有者の交換行為を「使用価値としての実現」と「価値としての実現」の両面から把握しなければならない<sup>43</sup>。もし商品の交換過程をもっぱら「使用価値としての実現」の側面から考察するのであれば、交換の行きづまりを解決する手段としての交換の媒介物を導くスミス以来の貨幣発生論だけで十分である。言い換えれば、「交換の行きづまり」物語による貨幣発生論を選択するならば、商品の「価値としての実現」というマルクスに固有な観点は不要である。

交換過程論に関するマルクスの叙述をすべて検討することは紙幅の関係で不可能だが、解釈の分かれる可能性のある次のパラグラフについては、若干の検討をしておきたい。

「どの商品所有者も、自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品と引き換えにのみ自分の商品を譲渡しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとってもっぱら個人的過程である。他方では、彼は自分の商品を価値として実現しようとする、

<sup>42</sup> Marx (1964), S.104.

<sup>43</sup> 「諸商品は、使用価値として実現されうるまえに価値として実現されなければならない。／他面では、諸商品は、みずからを価値として実現しうるまえに、みずからを使用価値として実証しなければならない。」(Ibid., S.100)

すなわち、彼自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにはかかわりなく、彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも価値として実現しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとって一般的な社会的過程である。だが、同じ過程が、同時にすべての商品所有者にとって、もっぱら個人的であると同時にもっぱら一般的社会的ではありえない。」<sup>44</sup>

商品の交換過程のうち「使用価値としての実現」の側面は、多数商品の使用価値としての関係が実証される過程であって、それは、使用価値に対する商品所有者の欲望に全面的に依存するという意味で、「個人的過程」と特徴づけられる。すでに見たように、価値形態論では、多数商品の価値関係を前提として全体的価値形態（形態Ⅱ）や一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立が証明され、交換価値としての多数商品の関係が、「価値の現象形態」（形態Ⅱの特殊的等価物や形態Ⅲの一般的等価物）としての多数商品の関係として把握される。交換過程論の観点では、多数商品の価値関係を前提におくことができないので、交換価値としての多数商品の関係は、もっぱら「価値の現象形態」（特殊的等価物や一般的等価物）どうしの関係を意味する。したがって、多数商品の交換過程のうち「価値としての実現」の側面は、そうした「価値の現象形態」としての多数商品の関係が実証される過程であって、それは、商品所有者の欲望対象としての使用価値どうしの関係ではなく、特殊的等価物や一般的等価物として通用する多数商品の現物形態どうしの関係を意味する。商品の交換過程を「使用価値としての実現」と「価値としての実現」の両方の側面から考察するマルクスの観点では、交換過程をもっぱら「個人的過程」の側面から見ることも、もっぱら「一般的社会的過程」の側面から見ることも許されない。もし多数商品の交換過程をもっぱら「個人的過程」や「使用価値としての実現」の側面から見るならば、交換の媒介物としての貨幣を導くスミス以来の貨幣発生論に帰着するが、これはマルクスの貨幣観と相容れない。また、多数商品の交換過程をもっぱら「社会的過程」つまり「価値としての実現」の側面から見るならば、次のパラグラフで表現される困難に突き当たる。

「もっと詳しく見れば、どの商品所有者にとっても、他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義をもち、したがって、自分の商品は他のあらゆる商品の一般的等価物として意義をもつ。しかし、すべての商品所有者が同じことをするので、どの商品も一般的等価物ではなく、したがってまた諸商品は、それらがたがいに価値として等置され価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態を持たない。だから、諸商品はけっして商品として相対するのではなく、ただ諸生産物または諸使用価値として相対するだけである。」<sup>45</sup>

多数商品の交換過程をもっぱら「一般的社会的過程」あるいは「価値としての実現」の側面から見るということは、すでに見たように、交換過程をもっぱら「価値の現象形態」（特殊的等価物や一般的等価物）として機能する多数商品の自然形態どうしの関係として

---

<sup>44</sup> Marx (1964), S.101. 「交換の行きづまり」物語にもとづくスミス以来の貨幣発生論に固執する人ならば、このパラグラフの最後の文章を、一方の商品所有者の「一般的社会的過程」（「価値としての実現」）が、他方の商品所有者の「個人的過程」（「使用価値としての実現」）によって妨げられる事態として理解するであろう。しかし、マルクスの論理に従うかぎり、「価値の現象形態」としての多数商品どうしの関係は、もっぱら多数商品の価値関係に依存し、使用価値に対する商品所有者の欲望からは何の制約も受けない。

<sup>45</sup> Ibid., S.101.

のみ把握することを意味する。交換過程論の観点では、多数商品の価値関係を前提におくことができないので、全体的価値形態（形態Ⅱ）や一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立を証明することは不可能である点に、ここでも注意してほしい。交換過程の観点に立ち、かつ、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象するならば、多数商品の「価値の現象形態」（特殊的等価物や一般的等価物）どうしの関係だけが残るが、実はこの関係のなかに深刻な論理的困難が含まれている。交換過程論の観点では、（価値形態論とは異なって）多数商品の価値関係を前提におくことができないので、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象すると、「自分の商品」と「他人の商品」との区別と「特殊的等価物」と「一般的等価物」との区別しか残らない。その結果として、「すべての商品所有者」にとって「他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義を持つ」と同時に「自分の商品は他のあらゆる商品の一般的等価物として意義をもつ」ということになり、商品所有者と同じ数だけの「一般的等価物」が存在するという背理が生じる。交換過程をもつばら「一般的社会的過程」あるいは「価値としての実現」の側面で考察しようとする、価値関係を媒介としないで全商品を「価値の現象形態」と扱うことから生じる論理的困難に突き当たるのである。

以上の考察により、私たちは先に見た交換過程論のパズル——使用価値としての多数商品の関係と交換価値（価値の現象形態）としての多数商品の関係という交換過程が持つ両方の側面を、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点からどうやって説明するのか——に立ち返る。このパズルに対する回答は、一般的に言えば、交換の行きづまりを解決する手段として交換の媒介物を導入することではなく、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての社会的機能が商品所有者の交換行為をつうじて特定の商品に帰属することにある。この点に関わるのが、先のパラグラフに続く次の文章である。

「われわれの商品所有者たちは、当惑してファウストのように考えこむ。はじめに行きありき。それゆえ、彼らは考えるまえにすでに行動していた。商品本性の諸法則は、商品所有者たちの自然本能のなかに確認された。彼らは、自分たちの商品を一般的等価物としての他の何らかの商品に対立的に関係させることによってしか、自分たちの商品を価値として、商品としてのたがいに関係させることができない。このことは、商品の分析が明らかにした。だが、もつばら社会的行為だけが、特定の商品を一商品を一商品に一般的等価物にすることができる。だから、他のあらゆる商品の社会的行動が特定の商品を一商品を排除、この排除された商品によって他のすべての商品はそれらの価値を全面的に表示する。これによって、この排除された商品の現物形態が社会的に通用する等価形態となる。一般的等価物であるということは、社会的過程によって、この排除された商品の独特な社会的な機能となる。こうして、この商品は——貨幣となる。」<sup>46</sup>

商品所有者のあいだの欲望不一致に起因する交換の行きづまり<sup>47</sup>を以上の文章のなかに

<sup>46</sup> Ibid., S.101. 傍点は引用者のもの。

<sup>47</sup> スミスの『国富論』第1編第4章における次の文章を参照のこと。「分業が始まったばかりのときには、この交換力（power of exchange）の作用がしばしば妨害されたり、行きづまらされたり（clogged and embarrassed）したにちがいない」（Smith (1950), p.24）。

読みこもうとするのは、あまりにも軽率である。「商品交換者たち」が「当惑してファウストのように考えこむ」理由は、すぐ前のパラグラフで説明されたように、多数商品の価値関係を媒介とせず、しかも使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して、全商品を「価値の現象形態」と扱うことから生じる論理的困難にある。これに対して、「商品の分析」すなわち価値形態論の観点では、多数商品の価値関係を前提として、一般的等価物を除く他のあらゆる商品の同時的な相対的価値表現（「他のあらゆる商品の社会的行動」）を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立が証明される。多数商品の価値関係を媒介とすれば、どの時点でもいずれか1つの商品が一般的等価物とする一般的価値形態の成立が示されるのであって、商品所有者と同じ数だけの一般的等価物が存在するという背理は生じない。したがって、交換過程論の観点における上記の論理的困難を解決するためには、使用価値に対する商品所有者の欲望を前提において、交換価値（価値の現象形態）としての多数商品の関係を説明しなければならない。

以上の課題に対する回答として、上記のパラグラフでは、商品所有者の「社会的行為」をつうじて特定の商品が一般的等価物になること、あるいは、「社会的過程」をつうじて一般的等価物としての機能が「独特な社会的機能」になることが指摘される。ここでも、一般的等価物の導き方に関する価値形態論と交換過程論の違いが重要である。交換過程論の観点では、使用価値に対する商品所有者の欲望を前提において、しかも、多数商品の価値関係は前提におかずに、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての機能が特定商品に帰属することを示さなければならない。使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価物の機能が特定商品に帰属するためには、一般的等価物の機能がすべての商品所有者にとって識別可能な1つの使用価値として承認されなければならない。実際に以上のパラグラフよりも少し後の箇所では、貨幣の機能が「商品価値の現象形態として、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として、役立つという機能」に限定されたうえで、「貨幣商品」が「その独特な社会的機能から生ずる一つの形式的使用価値を受け取る」<sup>48</sup>と指摘され、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値が導かれる。こうして、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価物としての社会的機能が特定商品に帰属することは、購買される商品の使用価値に加えて、一般的等価物という機能から生じる貨幣の使用価値が考察対象に導入されることを意味する。

一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値は、多数商品の価値関係（すなわち、これらの商品に表された労働の抽象的人間労働としての同等性）から派生する唯一の使用価値である。なぜなら、価値形態論の視点から示されたように、等価形態に立つ特定商品の自然形態が一般的等価物として機能することの根拠は、多数商品の価値関係とそれにもとづく（一般的等価物を除く他のあらゆる）多数商品の同時的な相対的価値表現にあるからである。交換過程論の観点では、多数商品の価値関係を前提におくことができないので一般的価値形態の成立根拠を証明することできないが、一般的等価形態に立つ商品の自然形態によって担われる一般的等価物としての機能は、商品所有者にとって識別可能な1つの使用価値としての意味を持つ。一般的等価物としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値こそが、使用価値としての多数商品の関係と、

---

<sup>48</sup> Marx (1964), S.104.

交換価値(価値の現象形態)としての多数商品との関係とを結びつける唯一の接点になる。以上の推論からわかるように、交換過程論のパズル——使用価値としての多数商品の関係、および、交換価値(価値の現象形態)としての多数商品の関係という交換過程の両側面を、商品所有者の交換行為の観点からどうやって説明するか——に対する回答は、購買される商品の使用価値だけでなく、一般的等価物(全商品の価値の現象形態)としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値も含む理論枠組みにはかならない。

### 3-3. 商品の実現としての販売 (C-M) と、貨幣の使用価値の実現としての購買 (M-C) の非対称性

価値形態論と交換過程論の論理構造を以上のように理解するならば、マルクスの貨幣論は——商品貨幣の前提による制約を受けながらも——、物々交換 ( $C_1-C_2$ ) と間接交換 ( $C_1-M-C_2$ ) との区別にもとづく古典派経済学の中立的貨幣観を繰り返したのではなく、商品の実現(「使用価値としての実現」と「価値としての実現」の同時達成)の過程としての販売 (C-M) と貨幣の使用価値の実現としての購買 (C-M) との非対称性を踏まえて、「資本としての貨幣の流通」(あるいは、ケインズの表現では「企業者経済」)の視点 (M-C-M'循環) にとって欠かせない商品価値の貨幣的実現という独自の論点を提出したものと評価することができる。

マルクス貨幣論にはこうした評価がふさわしいことを示すために、購買される商品の使用価値だけでなく、一般的等価物としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値も含む枠組みにおいて、販売 (C-M) と購買 (C-M) との非対称性を確認しておきたい。『資本論』第1部第3章「貨幣または流通手段」の第2節「流通手段」における次の文章を見よう。

「一方の商品所有者にとっては、金が彼の商品にとって代わり、他方の商品所有者にとっては商品が彼の金にとって代わる。一目瞭然な現象は、商品と金との、20 エレのリンネルと2ポンド・スターリングとの、持ち手変換または場所変換、すなわちそれらの交換である。しかし、商品は何と交換されるのか？ それ自身の一般的価値姿態と、である。では、金は何と？ その使用価値の1つの特殊的姿態と、である。なぜ金はリンネルに貨幣として相対するのか？ なぜなら、2ポンド・スターリングというリンネルの価格またはリンネルの貨幣名が、すでにリンネルを貨幣としての金に関連させているからである。もともとの商品形態からの脱皮 (Entäußerung) は、商品の譲渡 (Veräußerung) によって、すなわち、商品の価格においてただ表象されているだけの金を、その商品の使用価値が現実に引き寄せる瞬間に、なしとげられる。それゆえ、商品価格の実現、あるいは商品のもっぱら観念的な価値形態の実現は、同時に、逆に、貨幣のもっぱら観念的な使用価値の実現であり、商品の貨幣への転化は、同時に貨幣の商品への転化である。」<sup>49</sup>

商品 (C:リンネル) と貨幣 (M: 金) との持ち手変換は、商品所有者による販売 (C-M) と貨幣所有者による購買 (C-M) によって構成される。販売 (C-M) とは商品とその「一般的価値姿態」との交換であり、これは「商品価格の実現」「商品のもっぱら観念的な価値姿態の実現」を意味する。購買 (C-M) は貨幣と「その使用価値の1つの特殊的姿態」との交換であり、「貨幣のもっぱら観念的な使用価値の実現」を意味するとされる。一般的等

<sup>49</sup> Ibid., S.122-3.

価値の機能から生じる貨幣の使用価値を考慮に入れて解釈すると、商品所有者にとって販売 ( $C-M$ ) は、自分の商品が一般的等価値物（全商品の価値の現象形態）としての貨幣に置き換わるので「価値としての実現」の過程である。しかし同時に、商品所有者にとって販売 ( $C-M$ ) は、他人のための使用価値としての自分の商品が自分のための使用価値（一般的等価値物の機能から生じる貨幣の独特な使用価値）と置き換わることであるから、「使用価値としての実現」の過程でもある。他方で、貨幣所有者にとって購買 ( $C-M$ ) は、貨幣の使用価値の実現としてのみ意味を持つ。というのは、非貨幣商品の現物形態によって担われる貨幣の特殊的等価値物としての機能は、非貨幣商品の「形式的使用価値」と認識されないからである。

購買される商品の使用価値だけでなく、一般的等価値物としての機能から生じる貨幣の使用価値も考慮に入れて、商品交換の最小単位を図式化すると、図1のようになる。取引主体  $X$  のもとでの購買 ( $C-M$ ) をつうじて、貨幣がその特殊的等価値物の1つと置き換わると同時に、 $X$  氏は貨幣と引き換えに希望の商品を獲得する。したがって、 $X$  氏のもとでの購買 ( $C-M$ ) は、「貨幣の使用価値の実現」であり、かつ、 $X$  氏の欲望充足を意味する。他方で取引主体  $Y$  のもとでの販売 ( $C-M$ ) をつうじて、商品はその一般的等価値物である貨幣に置き換わり、その商品が  $X$  氏の欲望対象であることも実証され、さらに、貨幣は一般的等価値物の機能から生じる独特な使用価値を持つ。それゆえ、 $Y$  氏のもとでの販売 ( $C-M$ ) は、商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」であると同時に、 $Y$  氏の（貨幣の使用価値に起因する）欲望充足を意味する。自分の商品の販売に成功した  $Y$  氏は、一般的等価値物の機能から生じる貨幣という欲望対象を手に入れたことに注意してほしい。図2には、3人の取引主体による商品交換の連鎖が示してある。取引主体  $Y$  氏のもとでの商品1の販売 ( $C_1-M$ ) は、図1での  $Y$  氏の販売と同じように、商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」であると同時に、 $Y$  氏の（一般的等価値物の機能から生じる貨幣の使用価値に起因する）欲望充足を意味する。 $Y$  氏が商品1の販売 ( $C_1-M$ ) の後で、商品2を買ったとしよう。この場合、 $Y$  氏による商品2の購買 ( $M-C_2$ ) は、「貨幣の使用価値の実現」であると同時に、 $Y$  氏による（商品2の使用価値による）欲望充足を意味する。 $Y$  氏による商品2の購買 ( $M-C_2$ ) は、その時点で  $Y$  氏はもはや商品1の所有者ではなく貨幣所有者であるから、「貨幣の使用価値の実現」である。図2でも、 $Y$  氏による商品1の販売 ( $C_1-M$ ) が同氏の（貨幣の使用価値に起因する）欲望充足である点に注意してほしい。もし、商品2の購買 ( $M-C_2$ ) を商品1の「価値としての実現」と見なす見解<sup>50</sup>があるとすれば、それは、一般的等価値物（価値の現象形態）としての貨幣の社会的機能を見逃している点で、貨幣を単なる交換の媒介物と見なす中立的貨幣観（ケインズの類型論では「実物的交換経済」）と呼ぶにふさわしい。

以上に検討したように、『資本論』第1部でのマルクス貨幣論は——商品貨幣の前提に制約されながらも——、貨幣を交換の媒介物としてしか見ない中立的貨幣観を克服して、一般的等価値物としての社会的機能から生じる貨幣の使用価値を組みこんだ理論枠組みにもとづいて、商品の実現（「使用価値としての実現」と「価値としての実現」）としての販売 ( $C-M$ )

<sup>50</sup> 商品2の購買 ( $M-C_2$ ) を商品1の「価値としての実現」と見なす見解は、最近刊行された定評あるマルクス経済学の理論書にも見られる。一例として、大谷(2001)、86-7頁を参照のこと。

と「貨幣の使用価値の実現」としての購買 ( $M-C$ ) との非対称性を明らかにし、商品価値の貨幣的実現という独自の論点を提出した。この点でマルクス貨幣論は、ケインズの経済システム類型論に先立って、いくつかの問題を残しながらも、貨幣的生産経済の分析的基礎を提供したと評価できる<sup>51</sup>。

#### 第4節 結び——貨幣的生産経済の分析枠組みの展開に向けて

たしかにマルクス貨幣論は、商品価値の貨幣的実現という独自の論点を提出することによって、古典派経済学の中立的貨幣観を克服する手がかりを与えたけれども、「企業者経済」( $M-C-M'$ 循環)を分析するうえで最も重要な課題は、貨幣的利潤の実現を説明することである。結論を先取りすれば、 $M-C-M'$ 循環の成立要件としての貨幣的利潤の実現を説明するためには、商品貨幣の経済にとどまることは許されず、発達した決済システムと銀行組織を基礎とする信用貨幣の経済を分析しなければならない<sup>52</sup>。資本家階級は、発達した銀行組織による信用創造の仕組みと遊休資本設備と失業労働者の存在を基礎として、自己資金あるいは借入金で資金を調達して実物投資を実行することによって、利潤の実現のために必要な貨幣を自ら投入する。信用貨幣の経済では、貨幣フローの創造と産出量の増加がけっして独立ではありえない。この点は、多数商品の価値関係を前提として一般的等価物を導き出す商品貨幣の分析とは著しく異なる。そこで次の段階として、商品貨幣の経済と信用貨幣の経済との根本的な違いを明らかにしたうえで、貨幣的利潤の実現機構を説明しなければならない<sup>53</sup>。この課題については、さしあたり、ポストケインズ派を中心とする内生的貨幣供給理論の新展開に学ぶことにしたい。しかし、「実物的交換経済」とは区別される「企業者経済」の解明を目的とする本稿の立場では、『資本論』第1部冒頭におけるマルクス貨幣論に対する従来の解釈に対しても、いくつかの異議申し立てを表明しなければならない。というのも、「資本としての貨幣の流通」( $M-C-M'$ 循環)として特徴づけら

<sup>51</sup> ミンスキーの金融不安定性仮説も視野に入れながら、現実の貨幣経済に内在する構造的な不安定性に関するマルクスの洞察を再構成する英語圏の文献として、Crotty (1985)が重要である。また、ケインズの「生産の貨幣理論」(Keynes, 1933)と『一般理論』準備草稿 (Keynes, 1979)の詳細な検討にもとづいて、セー法則を批判する視角としてのケインズとマルクスの類似性について詳しく検討した研究として、Sardoni (1987)がよく知られており、最近ではAoki (2001)が注目に値する。「1933年草稿が証拠となるように、ケインズの一般理論との対比で古典派経済学の限界性を証明するうえで、マルクスの分析はとくに有用であった。しかしながら、マルクスを問題発見のために使うやり方を著書のなかに持ちこむことは、問題含みであった。というのも、論理的に言ってマルクスの分析からすれば、資本主義の制御不可能性を考慮に入れることになるからである」(Aoki (2001), p.948)。マルクスとケインズの政治経済学ヴィジョンの相違を考えるうえで、この指摘はとくに重要である。

<sup>52</sup> ビンズワンガーは、信用貨幣と $M-C-M'$ 循環との不可分な関係をきわめて端的に指摘している。「内生的な貨幣創造がなければ、 $M-C-M'$ 循環は集計レベルにおいて実現不可能であろう。貨幣創造がなければ、企業は、最初の支出額よりも多くを稼得することができない」(Binswanger (1996), p.435)。

<sup>53</sup> いわゆる「電子マネー」も、中央銀行を頂点とする決済システムのなかで1つの派生形態として把握されるべきである。電子マネーと決済システムの進化についての筆者の見解は、石倉(1998)を参照。

れる現実の資本主義経済に対する最も基礎的な分析視角になるはずのマルクス貨幣論を、物々交換 (C-C) と「単純な商品流通」(すなわち実物的交換経済) (C-M-C) との区別に基づく中立的貨幣観として、すなわち、スミス流の「交換の行きづまり」物語に基づく貨幣発生論を精緻化したものとして理解する見解が、日本語で書かれたマルクス経済学の教科書では、いぜんとして支配的だからである。だが、実際にマルクス貨幣論を吟味してみると、それは、等労働量交換にもとづく諸商品の価値関係を出発点にしつつも、いくつかの論理的手続きを経て、古典派経済学の中立的貨幣観を掘り崩す革新的な視角を提供する構造分析であることが判明する<sup>54</sup>。そこで、第2章と第3章では、商品貨幣モデルから出発するマルクス貨幣論の論理構造を再検討する。その目的は、従来の解釈とは異なって、マルクス貨幣論のなかに非中立的貨幣観を発見することにある。

---

<sup>54</sup> マルクス貨幣論の筆者の解釈については、Ishikura (2004)も参照されたい。



## 第2章 商品貨幣と労働価値論—マルクス価値形態論の解説

### 第1節 はじめに—貨幣的経済理論としての労働価値論の再解釈

本章と次章ではそれぞれ、マルクス『資本論』第1部で展開される価値形態論と交換過程論を再検討し、マルクス貨幣論は、物々交換と間接交換の区別に基づく中立的貨幣観の再説ではなく、「資本としての貨幣の流通」あるいは「企業者経済」(M-C-M'循環)として特徴づけられる現実の資本主義経済に対する分析的基礎を提供することを明らかにする。マルクス貨幣論が商品貨幣 (commodity money) (典型的には金などの貴金属) を基礎とする論理構成になっていることに注目して、現実の通貨・金融システムと「金」との結びつきの有無についての何らかの判断を基準にして、マルクス貨幣論の理論的・実証的妥当性が語られることが多い。しかし、マルクス貨幣論の枠組みでは、一般的等価物 (universal equivalent) としての商品貨幣 (特に「金」貨幣) は、等労働量交換を基礎とする諸商品の価値関係 (value-relation) からの論理的帰結であって、単なる事実認識の問題ではない。ここで、労働価値論に基づいて等労働量交換の体系として定義される価値関係は、使用価値に対する個々の商品所有者の欲望には左右されないことに注意してほしい。価値形態論で詳論されるように、すべての商品の価値関係を前提におく場合にのみ、(一般的等価物を除く) すべての商品の同時的な相対的価値表現を根拠として、一般的価値形態の成立を説明することができる。したがって、貨幣が何らかの労働生産物 (典型的には貴金属) であり、ひいては、現実の経済において貨幣は「金」であると主張することが許されるのは、等労働量交換を基礎とする諸商品の価値関係が前提におかれる場合に限られる。そして、諸商品の価値関係に基づいて一般的価値形態の成立を説明するための論理的手続きを提供するのが、マルクスの価値形態論である。

しかし、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点では、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を基礎として一般的価値形態の成立を説明することはできない。というのは、等労働量交換に従う価値関係を確証するためには、社会全体のあらゆる商品の生産のために直接・間接に必要とされる労働量に関する膨大な情報を必要とするが、商品交換に関わる個々の商品所有者がこれらの情報を瞬時に入手して分析できるとは、到底考えられないからである<sup>1</sup>。商品所有者の交換行為と価値属性との間のこうした関係は、諸商品の交換過程の分析にとって、見逃されがちであるが、決定的に重要である。

<sup>1</sup> 「経済的交換の当事者」の「社会的視野」における「限界」に関する宇仁氏の次の指摘は、商品交換者と価値属性との関係を考えるうえできわめて重要である。「当事者は交換を個人と個人との間で行われる行為としてのみ認識し、その個人間の関係が産業連関を介して社会全体とつながりを持っていることを見過ごす。この産業連関の網の目全体は当事者の眼には入らないので、当事者は商品の価値を知りえない。価値とは、商品1単位を生産するために直接的間接的に必要な労働であるから、価値の決定には、生産過程における労働投入量と産業連関の網の目が関係している」(宇仁宏幸ほか(2004), 90-1頁)。

したがって、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の交換過程を考察するためには、使用価値に対する個々の商品所有者の欲望だけを前提において、使用価値としての多数商品の関係と交換価値（価値の現象形態）としての多数商品の関係という両方の側面を説明しなければならない。この難問に対する解答を与えるのが、次章で見るように、価値形態論に続く交換過程論である。後ほど詳しく見るように、マルクス貨幣論では、価値形態論のように商品の観点に立つか、交換過程論のように商品所有者の観点に立つかに応じて、労働価値論と商品貨幣との関連に対して異なる分析視角が要求される。そこで、本章と次章では、『資本論』第1部の価値形態論と交換過程論を中心とする文献解釈を通じて、マルクス貨幣論は、物々交換と間接交換の区別に基づく中立的貨幣観の再説ではけっしてなく、現実の貨幣的生産経済への分析視角を提供することを明らかにする。

本章で詳しく見るように、オリジナルな形でのマルクスの価値形態論は、等労働量交換に基づく多数商品の価値関係を——商品に表された労働の二重性格を媒介として——これらの諸商品の同時的な相対的価値表現に基づく一般的価値形態として（一般的等価物が特定の貨幣商品に固定されれば、諸商品の貨幣形態として）解釈するための一連の論理的手続きを提供する。本稿の立場では、価値形態論は、古典派経済学でも議論の出発点に置かれた多数商品の等労働量交換の体系を、異質財どうしの実物的交換の体系としてではなく、貨幣による価値表現の体系として再解釈するための構造分析である。『資本論』第1部第3節における価値形態論は、けっして分析的に操作可能な概念を用いて記述されていない。特に価値形態論に関するマルクスの記述をめぐっては、多様な立場から長年にわたる議論が行われてきた。本章でも、オリジナルな形でのマルクスの価値形態論の解釈学に取り組みが、あくまでその目的は、現実の貨幣経済に対する分析視角の構成要素を見つけ出すことにある。

マルクスの価値形態論では、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」<sup>2</sup>すなわち単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）、一般的価値形態（形態Ⅲ）、貨幣形態（形態Ⅳ）に至る価値形態の「発展」あるいは「移行」（KI, S.83）が考察される。

「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」の最も基本的な形は、任意の2商品の価値関係に含まれる一商品の単純な相対的価値表現である。2商品A・Bの価値関係に含まれる商品Aの単純な相対的価値表現（商品Aは商品Bに値する）の根拠すなわち「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）<sup>3</sup>とは、後に詳しく見るように、商品A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。商品Aに表された労働の価値形成性格も、他商品Bに表された労働の価値形成性格を前提とする。それゆえ、商品A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する場合、異種の商品B（等価形態）の自然形態がもつばら価値の現象形態として機能し、当の商品Aの自然形態はもつばら使用価値として機能する。つまり、商品

<sup>2</sup> Marx(1964), S.62. 「KI, S.62」のように略記する。

<sup>3</sup> 単純な価値形態（形態Ⅰ）における「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）の論理構造については、石倉(1994)を参照。

Aに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果として、商品Aの相対的価値表現が成立するのである。この場合、各商品に表された労働の価値形成性格は、市場の全商品の価値関係（市場の全商品の価値対象性、および全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とする。このように、各商品の相対的価値表現の根拠（すなわち各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式）を考察しないかぎり、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」（KI, S.62）を解明することは不可能なのである。

したがって、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」の「発展」（同）を解明するためには、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察しなければならない。後に詳しく見るように、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行の必然性はそれぞれ、形態Ⅰ・形態Ⅱにおける相対的価値形態の欠陥にもとづいて論証される。相対的価値形態の発展にもとづいて等価形態の発展が説明されるのであって、その逆ではない。かくて、市場の全商品の価値関係を前提において価値形態の移行を考察する場合、移行の実質的な到達点は一般的価値形態（形態Ⅲ）である。なぜなら、この形態Ⅲは、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（これらの多数商品に表された諸労働の表現様式）の同時成立を条件とし、さらにこれらの多数商品の相対的価値表現の同時成立は市場の全商品の価値関係（市場の全商品に関する価値としての質的同等性、および全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とするからである。貨幣形態（形態Ⅳ）の成立要件は、何らかの社会的過程による一般的等価形態の特定商品への固定化という要因を除いて、一般的価値形態（形態Ⅲ）と同じである。（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立という条件を欠くと、形態Ⅳは成立しない。かくて、相対的価値形態（各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式）の発展の観点から価値形態の移行を考察する結果、「単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」（KI, S.85）という結論が得られる。この結論の含意は、貨幣形態が（市場の外部から導入されるのではなく）市場の全商品の価値関係の内部から導き出されること、その意味で貨幣形態が商品形態から派生することにある。

以上のように、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI, S.62）は相対的価値形態の発展の観点から考察しなければならない。より詳しく言えば、価値形態の移行を考察するさいには、両極（相対的価値形態・等価形態）の諸商品の価値対象性、および両極の諸商品に表された諸労働の価値形成性格にもとづいて、相対的価値形態の各商品に関する自然形態と価値形態との区別を説明しなければならない。初版『資本論』（本文）の価値形態論の末尾にある次の文章の含意もその点にある。

「しかし、決定的に重要なことは、価値形態と価値実体と価値の大きさとのあいだの内的で必然的な関連を発見すること、すなわち、観念的に表現すれば、価値形態が価値概念から発生する（entspringen）ことを論証することであった。」<sup>4</sup>

個別商品Aの単純な相対的価値表現「商品Aは商品Bに値する」を例にとると、「価値形態」「価値実体」「価値の大きさ」の三者のあいだの「内的で必然的な関連」とは、商品A

<sup>4</sup> Marx(1867), S.34 (邦訳, 76頁)。以下では「初版K34」と略記する。訳文は適宜修正してある。

(相対的価値形態)に関する自然形態と価値形態との区別, 商品Aに表された労働の価値形成性格, および両極の2商品の価値対象性のあいだの内的関連のことである。これは個別商品Aの相対的価値表現の根拠であって, 先に見た「相対的価値形態の内実」(KI, S.64)の論理に相当する。要するに, 「相対的価値形態の内実」の「発見」が価値形態論にとって「決定的に重要」だというのである。したがって, 「価値形態が価値概念から発生する」ことを論証するためには, 各商品の相対的価値表現(各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式)の観点から価値形態の移行を説明しなければならない。各商品に表された労働の価値形成性格は諸商品の価値関係を前提とするから, 相対的価値形態の観点から価値形態の移行を考察すれば, 諸商品の価値関係を前提とする価値形態の移行が論定されるのである。相対的価値形態の観点での価値形態の移行の到達点は一般的価値形態(形態Ⅲ)である。この形態Ⅲは, (一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を根拠とし, 市場の全商品の価値関係を完全に反映している。かくて, 相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合にのみ, 貨幣形態は市場の全商品の価値関係の内部から導き出されること, すなわち貨幣形態は商品形態から派生することが論証される。これに対して, 等価形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合, 貨幣形態(形態Ⅳ)が価値形態の移行の到達点になるが, この貨幣形態が市場の全商品の価値関係の内部から導き出されること, すなわち貨幣形態が商品形態から派生することは決して論証されない。要するに, 「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」(KI, S.62)へのアプローチは, 相対的価値形態の発展の観点からのアプローチでなければならない, その基軸は, 各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。

価値形態の移行へのアプローチに関連して検討しなければならないのは, 武田信照氏の見解である。氏は「価値概念とその定在様式との矛盾」を「移行の根本動力」(武田(1982), 207頁)と位置づけられたうえで, 価値形態の移行を考察される。単純な価値形態(形態Ⅰ)の「価値形態としての不充分さ」として「商品A[相対的価値形態——引用者]の価値がそれ自身の使用価値から区別されるだけで, 一切の使用価値から区別されていないこと, いいかえれば, 商品Aが価値としては他の全ての商品と質的に同等であることをいいあらわしていないこと」(同, 206頁)と指摘される。各種価値形態の「評価」の「基準」とされるのが「質的に同等で量的にのみ区別しようという価値の本性=価値概念」(同)である。単純な価値形態(形態Ⅰ)については「価値概念(本性)にてらして十全な価値表現の様式でない」すなわち「価値概念とその定在様式とが照応していない」と評価される(同)。そして「単純な価値形態における価値概念とその定在様式との矛盾」(同, 207頁)が形態Ⅰから全体的価値形態(形態Ⅱ)への移行の「根本動力」(同)になると推論される。このように, 氏の「移行」理論の基軸となるのは各種価値形態と「価値の本性=価値概念」(質的同等性・量的分割可能性)との「照応」如何である。問題は, 各種価値形態を評価する基準とされる「価値概念」の内容である。後に詳しく見るように, 諸商品の価値関係を前提において単純な価値形態(形態Ⅰ)を評価するためには, 両極の2商品の価値関係にもとづいて個別商品の単純な相対的価値表現を説明しなければならない, そのためにはさらに, 個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察しなければならない。したがって, 「価値の本性=価値概念」を踏まえて価値形態の移行を考察するためには, 各商品の相対的価値表現(各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式)の観点

から各種価値形態を評価しなければならない。ところが、単純な価値形態（形態Ⅰ）の欠陥に関する氏の議論では、形態Ⅰの評価基準として「質的に同等で量的にのみ区別しうる」という価値の本性＝価値概念は設定されるが、個別商品の相対的価値表現の根拠（すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）に関する詳しい考察が行われていない。この問題点は、全体的価値形態（形態Ⅱ）・一般的価値形態（形態Ⅲ）・貨幣形態（形態Ⅳ）に関する氏の説明についてもあてはまる。

全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現から成る。形態Ⅱの意義と欠陥について氏は次のように指摘される。「形態Ⅱは、無差別な人間労働の凝固であり、使用価値には無関心であるという価値の本性にふさわしいものである点で、形態Ⅰの欠陥を取除いたより完全な価値形態である」（武田前掲書、208頁）。「マルクスは、全体的価値形態の欠陥を、商品種類が増大するごとに価値表現列は引き延ばされて『未完成である』[KI, S.78] こと、多種類の商品が等価形態にたつことによって価値表現が『多彩な寄木細工』[同] になっていること、加えて各商品が自分を除く多数の他商品で価値を表現するのだから、それぞれの価値表現列はみな『違っ』[同] ていること、この三点に求めている。いずれも、形態Ⅱが無差別同等な人間労働の凝固としての価値の本性になお合致しない価値形態であることを示すものである」（同、209頁、[ ]内は引用者）。見られるように、「無差別な人間労働の凝固」としての「価値の本性」の観点から全体的価値形態（形態Ⅱ）が評価されている。たしかに、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI, S.62）を考察するためには、価値対象性（抽象的人間労働の凝固）の側面での諸商品の質的同等性を前提におかなければならない。しかし、諸商品の価値対象性に着目するだけでは、相対的価値形態の各商品について自然形態と価値形態との区別を説明することはできない。「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）項でも「われわれが、価値としては諸商品は人間的労働の単なる凝固であると言えば、われわれの分析は、諸商品を価値抽象に還元するけれども、商品にその自然形態とは異なる価値形態を与えない」（KI, S.65）と指摘されている。全体的価値形態（形態Ⅱ）の意義と欠陥を明らかにするためには、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現（すなわち同じ個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式）について立ち入って考察しなければならない。形態Ⅱに関する氏の分析では、抽象的人間労働の凝固としての「価値の本性」は正しく前提におかれているが、形態Ⅱを構成する個別商品の多数の相対的価値表現の根拠について立ち入って考察されていないため、形態Ⅱの意義と欠陥が必ずしも明確に論定されていない。

後に見るように、『資本論』の価値形態論では、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現について「逆の連関」（KI, S.63）の論理を適用することによって、全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行が説明されている。その結果、一般的価値形態（形態Ⅲ）は（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とすることが論定される。『資本論』における形態Ⅱから形態Ⅲへの移行について武田氏は、「全体的価値形態から一般的価値形態への移行に関連して逆関係を論じる際には、価値表現関係と交換関係とが一個二重の関係をなしている場合を明示的に前提して逆関係の必然的な成立を説いている」（前掲書、168頁）と指摘され、「逆の連関」の論理にもとづく移行の説明について「形態Ⅲ生成の可能性が明らかにされているとあってよい」（同、209頁）と評価される。そのうえで、形態Ⅱから形態Ⅲへの「移行の動力」（同、210頁）

となるのは「価値形態とその定在様式との矛盾」(同)であり、「形態Ⅲへの移行に際して主演者は価値概念とその定在様式との矛盾であり、逆関係は主演者を助ける助演者の立場にしりぞいている」(同、213-214頁)と主張される。「逆関係」の論理が有効なのは「価値表現関係と交換関係」が「一個二重の関係」にある場合に限られるというのである。そこで、個別商品の相対的価値表現における「逆関係」に関する氏の見解をより詳しく見よう。「リンネルと上衣がそれぞれの価値をたがいに自分の欲望の対象、上衣とリンネルで表現している場合には、上衣によるリンネルの価値表現は同時にリンネルによる上衣の価値表現をふくんでいるとあってよい。別言すれば、このように価値表現関係が同時に交換関係である場合、つまり価値表現関係と交換関係とが一個二重の関係にある場合には、逆関係は必然的に成立するといえることができる。しかしこのことは、逆関係の必然的な成立が無条件ではないということを示すものである。価値表現関係が同時に交換関係である保証はどこにもないからである。逆関係の必然的な成立には一定の留保が必要なのである」(同、167頁)。見られるように、一方の「リンネル」商品の相対的価値表現が「逆関係」すなわち他方の「上衣」商品の相対的価値表現を「ふくんでいる」のは、これらの2商品が「それぞれの価値」を「たがいに自分の欲望の対象、上衣とリンネルで表現している」場合に限られると指摘されている。「自分の欲望の対象」と明示的に言われていることから、「逆関係」の論理に関する氏の議論には、各種使用価値に対する商品所有者の欲望が導入されていると判断せざるをえない。氏の見解にしたがえば、一方の商品の相対的価値表現(リンネル商品は上衣商品に値する)が「逆関係」すなわち他方の商品の相対的価値表現(上衣商品はリンネル商品に値する)を「ふくんでいる」のは、「上衣」が「リンネル」所有者にとって「自分の欲望の対象」であり、「リンネル」も「上衣」所有者にとって「自分の欲望の対象」である場合に限られる。したがって、「価値表現関係と交換関係とが一個二重の関係にある」ための条件、あるいは「逆関係の必然的な成立」のための「一定の留保」とは、商品所有者たちの欲望の相互一致を意味するものと判断せざるをえない。しかし、後に詳しく見るように、価値表現における「逆の連関」(KI, S.63)の論理を解明するためには、個別商品の相対的価値表現の根拠、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察しなければならない。この場合、各商品に表された労働の価値形成性格は市場の全商品の価値関係(価値としての全商品の質的同等性、尾よび全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性)によってのみ説明され、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係である。要するに、価値表現の「逆関係」の論理は、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望の観点を介在させずに、もっぱら各商品の相対的価値表現の観点から説明されなければならない。ところが、価値表現の「逆関係」に関する氏の議論では、商品所有者たちの欲望の相互一致が「逆関係」の成立条件であると把握されている以上、各商品の相対的価値表現の観点から「逆関係」の論理が考察されているとはいえない。結局、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行の論証において「逆関係」の論理が「助演者」にすぎないものと位置づけられるのも、この移行が相対的価値形態の発展の観点から論定されていないからであると考えられる。

それでは、「価値概念とその定在様式との矛盾」という「主演者」よって一般的価値形態(形態Ⅲ)はどのように把握されるのか。一般的価値形態を「使用価値とは全く無関係でただ質的に同等で量的にのみ区別するという価値の本性にふさわしい価値形態」(武田前

掲書, 210 頁) と特徴づけたうえで氏は, 一般的価値形態の成立根拠としての「商品世界の共同事業」(KI, S.80) について次のように指摘される。「形態Ⅱにおける価値概念とその定在様式との矛盾は, ただ一つの商品を一般的等価物=共通の価値尺度として排除する諸商品の社会的行為を促す性格をもつ矛盾なのだという点が注意されなければならない」(同, 211 頁)。見られるように, 全体的価値形態(形態Ⅱ)における「価値概念とその定在様式との矛盾」が「ただ一つの商品を一般的等価物=共通の価値尺度」として排除する諸商品の社会的行為を「促す」と主張されている。問題は一般的価値形態(形態Ⅲ)の成立根拠としての「商品世界の共同事業」の内容である。後に詳論するように, 形態Ⅲを成立させる「商品世界の共同事業」とは, (一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立のことであって, その内実は, これらの多数商品に表された諸労働の価値形成性格の同時的な表現様式である。言い換えれば, 「ただ一つの商品」を「一般的等価物」として排除する要因とは, (一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立である。たとえば, 「リンネル」商品が一般的等価形態に立つ場合には, 「商品世界の一般的な相対的価値形態は, 商品世界から排除された等価物商品であるリンネルに, 一般的等価物という性格を押しつける」(KI, S.81) ののである。ところが, 先に掲げた氏の議論では, 一般的価値形態を成立させる「諸商品の社会的行為」が, (一般的等価形態を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立にもとづく「社会的行為」としては把握されていない。かくて, 「価値概念とその定在様式との矛盾」にもとづく一般的価値形態(形態Ⅲ)の論定も, 相対的価値形態(それゆえ各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式)の発展にもとづく価値形態の移行の論定とは異質な考え方であると言わざるをえない。

もし相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行が考察されているならば, 移行の実質的な到達点は, 多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態(形態Ⅲ)である。しかし武田氏は「両者〔一般的価値形態と貨幣形態——引用者〕には価値形態として厳然と区別さるべき質的相違がある」(前掲書, 215 頁)と指摘され, 貨幣形態(形態Ⅳ)に至ってはじめて「価値の本性」に照応する価値形態が得られると主張される。形態Ⅳに関する氏の説明を見よう。

「一般的価値形態は歴史上さまざまな理由からさまざまな商品に帰属した。しかしその殆んどは, 質的に同等で量的にのみ区別できるという価値の本性にふさわしい物理的性質を備えていたわけではない。……ただ貴金属, なかでも金は, 質的に均等であり, 量的に容易に分割し結合できるという点で, 価値の本性にふさわしい, したがって貨幣材料にふさわしい物理的性質を持っている。金はたんに一般的等価物になる可能性だけでなく, その必然性をもっていたといつてよい」(同, 216 頁)。

見られるように, 「質的に同等で量的にのみ区別できるという価値の本性」を基準として, 一般的等価形態の「貴金属」(金)への帰属の「必然性」が論定されている。つまり氏の議論では, (金を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を根拠としてではなく, 「価値の本性」(質的同等性・量的分割可能性)に適合する「金」の「物理的性質」すなわち等価形態に立つ商品の自然形態の属性を根拠として, 一般的等価形態の「金」への帰属の「必然性」が説明されるのである。形態Ⅲと形態Ⅳのあいだに「価値形態として厳然と区別さるべき質的相違」(前掲)があるという先の指摘を考え合わせると, 氏の移行論の到

達点は一般的価値形態（形態Ⅲ）ではなく貨幣形態（形態Ⅳ）であることがわかる。これに対して、「貨幣形態の概念把握における困難は、一般的等価形態、したがって一般的価値形態一般、形態Ⅲに限定される（KI, S.85）と言われるように、マルクスの価値形態論では、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）が実質的な到達点である。これらの多数商品の相対的価値表現の同時成立を抜きにしては、貨幣形態（形態Ⅳ）は成立しないからである。かくて、（形態Ⅲではなく）形態Ⅳを到達点とする武田氏の移行論は、事実上、等価形態の発展の観点から価値形態の移行を論定する考え方であり、相対的価値形態の発展にもとづく移行論とは異質の推論であると言わざるをえない<sup>5</sup>。これは、単なる記述上の相違ではなく、市場経済観にかかわる根本問題である。というのは、相対的価値形態の発展に着目するならば、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式を考察しなければならず、それゆえ市場の全商品の価値関係（価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）を前提におかなければならない<sup>6</sup>。したがって、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合にのみ、貨幣形態が市場の全商品の価値関係にもとづいて把握され、貨幣形態は商品形態から派生することが論証される。

以上のように、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI, S.62）を考察するためには、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を論定しなければならない。それゆえ、価値形態の移行の考察においても、各商品の相対的価値表現の根拠、すなわち各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に関する考察を欠かすことができない。そこで本稿では、単純な価値形態（形態Ⅰ）における「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）の論理の応用問題として、相対的価値形態の発展にもとづく価値形態の移行の論理の構築を試みる。第2節では、単純な価値形態（形態Ⅰ）における「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）の論理を検討し、任意の2商品の価値関係に含まれる個別商品の単純な相

<sup>5</sup> 見田石介氏も「価値の定在と価値概念との不一致、矛盾がそのいっそう十全な価値の表現形態へと移りゆくことを促迫する」（見田（1972）, 34頁）と主張され、「価値の定在」と「価値概念」との「不一致、矛盾」にもとづいて価値形態の移行を説明される。一般的価値形態（形態Ⅲ）の意義について氏は「あらゆる商品の価値を共同で排除される単一の商品の使用価値によって、……簡単に統一的に表現する最後の一般的な価値形態においてはじめて価値の定在は価値の概念と一致する」（同, 35頁）と指摘され、さらに貨幣形態（形態Ⅳ）については「この一般的等価形態の付着する使用価値も、同質同等であって自由に分離したり結合したりできるものだという価値の概念に照応して、最終的に貴金属に落ちつくことになる」（同上）と説明される。以上の文章を見るかぎり、氏の議論では、一般的価値形態（形態Ⅲ）が（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とすることは何ら示されていない。したがって氏の議論も、武田氏の議論と同じように、相対的価値形態（すなわち各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）の発展にもとづく移行論ではない。

<sup>6</sup> 価値形態の移行へのアプローチについて松石勝彦氏は「社会的労働の独特な性格すなわち『価値を形成する労働の独特な性格』が移行問題解決の鍵をなす」（松石（1993）, 209頁）と指摘する。各商品の相対的価値表現の根拠となる「価値形成労働の独自な性格」（KI, S.65）が価値形態の移行の「問題解決の鍵」と位置づけられている点で、この指摘はきわめて重要である。

対的価値表現の根拠、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式について考察する。第3節では、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目して、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を考察する。第4節では、個別商品の相対的価値表現の根拠となる諸商品の価値関係に着目して、単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行の必然性を明らかにする。第5節では、全体的価値形態（形態Ⅱ）を構成する同じ個別商品の多数の相対的価値表現の構造について立ち入って考察し、形態Ⅱの欠陥、および形態Ⅱから一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行の必然性を明らかにする。そのうえで、一般的価値形態（形態Ⅲ）に至ってはじめて市場の全商品の価値関係が確認されることを明らかにする。最後に第6節では、諸商品の価値関係にもとづく価値形態の移行の意義を考察する。結論を先取りすれば、相対的価値形態の発展の観点から価値形態の移行を考察する場合にのみ、貨幣形態は商品形態から派生する概念として把握することができる。

## 第2節 個別商品の単純な相対的価値表現

### —個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式—

「諸商品の価値関係に含まれる価値表現」（KI, S.62）の基本は、任意の2商品の価値関係に含まれる個別商品の単純な相対的価値表現である。後に見るように、両極の2商品（相対的価値形態の商品A、等価形態の商品B）の価値関係を前提において個別商品Aの単純な相対的価値表現（商品Aは商品Bに値する）を説明するためには、2商品の価値対象性に着目するだけでは不十分であり、2商品に表された諸労働の質的等置関係を考察しなければならない。商品A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格が対象的形態で表現される場合にのみ、商品B（等価形態）の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、商品A（相対的価値形態）に関する自然形態と価値形態との区別が論定される。このように、2商品の価値関係に含まれる一商品の単純な相対的価値表現を説明するためには、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察する必要がある。したがって、諸商品の価値関係を前提において価値形態の移行も、相対的価値形態の発展の観点から、すなわち各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式の観点から、考察されなければならない。そこで本節では、個別商品に関する単純な価値形態（形態Ⅰ）における「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）の論理を検討し、個別商品の単純な相対的価値表現の根拠を考察する。なお、紙数の都合上、本節では「相対的価値形態の内実」項の第4パラグラフから第7パラグラフまでの記述を中心に考察する。

#### 2-1. 個別商品に表された労働の価値形成性格（2商品の価値関係を前提におく場合）

「相対的価値形態の内実」項（KI, S.64-67）では、両極の2商品（相対的価値形態のリンネル商品、等価形態の上着商品）の価値関係を前提において、個別商品「リンネル」の単純な相対的価値表現（20エレのリンネルは1着の上着に値する）が考察される。この場合、価値としての2商品の質的同等性を最初に論定しなければならない。この点は「相対

的価値形態の内実」項の最初の3つのパラグラフで確認される<sup>7</sup>。しかし、両極の2商品の価値対象性に着目するだけでは、一商品の単純な相対的価値表現を説明することはできない。この点にかかわるのが「内実」項の第4パラグラフである。

「われわれが、価値としては諸商品は人間的労働の単なる凝固であると言えば、われわれの分析は、諸商品を価値抽象に還元するけれども、商品にその自然形態とは異なる価値形態を与えない。一商品の他の商品に対する価値関係のなかではそうではない。ここでは、その商品の価値性格が、他の商品に対するその商品の関連によって現れ出る」(KI, S.65, 「相対的価値形態の内実」項第4パラグラフ)。

両極の2商品の「価値抽象」(抽象的人間労働の凝固あるいは価値対象性)への還元が相対的価値形態のリンネル商品に「その自然形態とは異なる価値形態を与えない」のはなぜだろうか。言い換えれば、価値としての2商品の質的同等性から直ちに一商品の単純な相対的価値表現が導かれられないのはなぜか。その理由は「商品価値の本性」(KI, S.75)にある。抽象的人間労働の凝固としての価値対象性は、「商品と商品との社会的関係」(KI, S.62)にのみ現れる社会的属性であり、市場の内部に限定される純粋に社会的な対象性である。これに対して、使用価値としての諸商品の異質性は、市場の内部に限定されない純粋に自然的な対象性である。したがって、両極の2商品の価値対象性を考察する場合には、市場の内部に限定されない諸商品の使用価値の異質性を捨象しなければならない。だが、諸商品の使用価値の異質性が捨象されるならば、各商品に関する自然形態と価値形態との区別を説明することができない。どの商品もその自然形態とは異なる価値形態を持つことが周知の事実であるのも、諸商品の使用価値の異質性が捨象されないかぎりでのことである。価値としての2商品の質的同等性を前提におき、かつ、2商品の使用価値の異質性を捨象せずに、相対的価値形態のリンネル商品に関する自然形態と価値形態との区別を説明するためには、リンネル商品に表された労働の価値形成性格を考察しなければならない。抽象的人間労働の凝固としての価値対象性にのみ着目する場合には、諸商品の使用価値の異質性を捨象しなければならないので、商品種類を「リンネル」に特定して商品の価値性格を考察することは不可能である<sup>8</sup>。これに対して、価値としての諸商品の質的同等性を前提において、各商品に表された労働の二重性格(使用価値との関連での具体的有用労働の属性、価値対象性との関連での抽象的人間労働の属性)に着目する場合には、商品種類を「リンネル」に特定したうえで、商品に表された労働の価値形成性格を考察することができる。

そこで次に、価値対象性の側面での両極の2商品の質的同等性、および2商品に表された諸労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性を踏まえて、リンネル商品(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格について詳しく考察しなければならない。両極の2商品に表された諸労働の質的等置関係は「相対的価値形態の内実」項の第5パラグラフで考察される。

<sup>7</sup> 「相対的価値形態の内実」項の第1パラグラフから第3パラグラフの解釈については、石倉(1994)の第2節を参照。

<sup>8</sup> 両極の2商品の価値関係について松石勝彦氏は「価値関係においては、両商品はその使用価値が背後にかくれ、ともに価値として等置される」(松石(1994), 8頁)と正しく指摘される。なお、「相対的価値形態の内実」項の(KI, S.64-67)論理構造については松石(1993)の第5章が詳しい。

「(1)たとえば、上着が、価値物 (Wertding) として、リンネルに等置されることによって、上着に潜む労働がリンネルに潜む労働に等置される。(2)ところで、たしかに、上着をつくる裁縫は、リンネルをつくる織布とは異種の具体的労働である。(3)しかし、織布との等置は、裁縫を、両方の労働のなかの現実に等しいものに、人間労働という両方に共通な性格に、実際に還元する。(4)この回り道を経たうえで、織布もまた、それが価値を織るかぎりでは、裁縫から区別される特徴を持たず、それゆえ抽象的人間労働である、とされている。(5)異種の諸商品の等価表現だけが——異種の諸商品に潜む異種の諸労働を、それらに共通なものに、人間労働一般に、実際に還元することによって——その価値形成労働の独自の性格を表す」(KI, S.65, 番号(1)~(5)は引用者のもの)。

両極の2商品の価値対象性とリンネル商品の単純な相対的価値表現との媒介となるのが、両極の2商品に表された諸労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性である。第1文に見られるように、価値としての両極の2商品の質的同等性(「上着が価値物としてリンネルに等置される」こと)が前提におかれる場合にのみ、2商品に表された諸労働(「リンネルに潜む労働」と「上着に潜む労働」)の質的同等性が成立する。

すでに見たように、各商品に表された労働に着目する場合にのみ、諸商品の使用価値の異質性を捨象せずに、各商品に表された労働の価値形成性格を考察することができる。それゆえ、両極の2商品に表された諸労働についても、抽象的人間労働(価値形成労働)の側面での質的同等性と、具体的有用労働(使用価値形成労働)の側面での異質性とが同時に確認されなければならない。第2文で「上着をつくる裁縫は、リンネルをつくる織布とは異種の具体的労働である」と言われるように、両極の2商品に表された諸労働は、異種の使用価値「リンネル」「上着」との関連では「異種の具体的労働」と把握される。

次に、価値対象性の側面での両極の2商品の質的同等性を前提において、各商品に表された労働の価値形成性格を考察しなければならない。第3文では、「織布との等置」が「裁縫」を「両方の労働のなかの現実に等しいもの」「人間労働という両方に共通な性格」(抽象的人間労働の属性)へと「還元する」とされている。価値対象性の側面での両極の2商品の質的同等性は第1文で確認済みであるから、第3文での「織布」と「裁縫」は、異質の使用価値に表された異質の具体的有用労働(使用価値リンネルに表された「織布」、および使用価値上着に表された「裁縫」としてではなく、両極の2商品に表された諸労働として解釈しなければならない。「織布との等置」とは、両極の2商品に表された諸労働が、価値対象性との関連で質的に等置されることである。第3文では、もっぱら「裁縫」(上着商品に表された労働)について「人間労働」性格への「還元」が語られている。言い換えれば、商品種類が「上着」に特定されたうえで、商品に表された労働における抽象的人間労働(価値形成労働)の属性が考察されている。しかし、上着商品に表された労働に関する「人間労働」性格(抽象的人間労働の属性あるいは価値形成性格)の唯一の根拠は、両極の2商品に表された諸労働に関する価値形成労働(抽象的人間労働)の側面での質的同等性(「裁縫」の「織布との等置」)である。それゆえ、上着商品に表された労働の価値形成性格はけっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格と独立には)論定されえない。言い換えれば、上着商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、何らかの他商品(たとえばリンネル商品)に表された労働の価値形成性格を同時に論定しな

ければならない。これに対して、上着商品に表された労働の使用価値形成性格（具体的有用労働「裁縫」の属性）は、単独に（すなわち、他商品に表された労働の使用価値形成性格とは独立に）論定されうる。なぜなら、上着商品に表された労働における具体的有用労働の属性（使用価値上着に表された「裁縫」）は、その労働と使用価値上着との関連だけを根拠として説明されるからである。

続く第4文では、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格が論定される。第3文で確認されたように、各商品に表された労働の価値形成性格（抽象的人間労働の属性）はけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。各商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、他商品に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。各商品に表された労働の価値形成性格に関する以上の論点（第3文）を「回り道」として、第4文では次の点が論定される。すなわち、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働における価値形成性格（「価値を織る」という性格）は、「裁縫 [上着商品に表された労働] から区別される特徴を持たない」という点がそれである。ここで、リンネル商品に表された労働における「価値を織る」性格と「裁縫 [上着商品に表された労働]」の両方に共通な性格とは、各商品に表された労働の価値形成性格（抽象的人間労働の属性）だけである。したがって、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を論定するためには、異種の商品（この場合、等価形態に立つ上着商品）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。言い換えれば、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を単独に（上着商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定することは不可能なのである。なぜなら、どの商品に表された労働の価値形成性格も、他商品に表された労働との（価値対象性との関連、あるいは抽象的人間労働の側面での）質的同等性を前提とするからである。これに対して、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の使用価値形成性格（具体的有用労働「織布」の属性）は、単独に（他商品に表された労働の使用価値形成性格とは独立に）論定される。なぜなら、リンネル商品に表された労働における具体的有用労働の属性（使用価値リンネルに表された「織布」の属性）は、もっぱら使用価値リンネルとの関係によって説明されるからである。

リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を単独に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定することが不可能なのはいったいなぜか。それは、各商品に表された労働の価値形成性格は、価値対象性の側面での異種の諸商品の質的同等性、および異種の諸商品に表された諸労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性を前提とするからである。こうして、前掲引用の第5文に見られるように、「異種の諸商品の等価表現」（価値としての諸商品の質的同等性）のもとで「異種の諸商品に潜む異種の諸労働」が「人間労働一般」（抽象的人間労働の属性）へと還元される場合にのみ、各商品についての「価値形成労働の独自の性格」が論定される。「価値形成労働の独自の性格」とは次の論点を指す。すなわち、各商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、何らかの他商品に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならないこと。言い換えれば、各商品に表された労働の価値形成性格はけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立には）論定されえないこと。「相対的価値形態の内実」の論理の核心は、相対的価値形態に立つ商品に関する「価値形成労働の独自の性格」である。

リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を論定するためには、上着商品（等価形態）に表された労働における価値形成性格を同時に論定しなければならない。リンネル商品に表された労働の価値形成性格は、けっして単独には（上着商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからである。しかし、個別商品の単純な相対的価値表現を説明するためには、個別商品に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。

## 2-2. 商品に表された労働の価値形成性格の表現様式

そこで、前項で見た「価値形成労働の独自の性格」を踏まえて、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現すると、両極の自然形態のあいだの対立関係（もっぱら価値の現象形態として機能する上着商品〔等価形態〕の自然形態、もっぱら使用価値として機能するリンネル商品〔相対的価値形態〕の自然形態）が導かれる。次の引用文に見られるように、リンネル商品の相対的価値表現を説明するためには、リンネル商品に関する「価値形成労働の独自の性格」を「对象的形態」で表現しなければならない。

「しかし、リンネルの価値を構成している労働の独自の性格を表現するだけでは、十分でない。流動状態にある人間労働力、すなわち人間労働は、価値を形成するけれども、しかし価値ではない。それは、凝固状態において、对象的形態において、価値になる。リンネル価値を人間労働の凝固として表現するためには、リンネル価値は、リンネルそのものとは物的に異なると同時にリンネルと他の商品とに共通な『対象性』として表現されなければならない。この課題はすでに解決されている」（KI, S.65-66, 「相対的価値形態の内実」項第6パラグラフ）。

「リンネルの価値を構成している労働の独自の性格」とは、リンネル商品（相対的価値形態）に関する「価値形成労働の独自の性格」のことであって、すでに見た次の論点を指す。リンネル商品に表された労働の価値形成性格を論定するためには、他商品（等価形態の上着商品）に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならないこと。言い換えれば、リンネル商品に表された労働の価値形成性格は、けっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立には）論定されえないこと。したがって、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を「对象的形態」で表現するためには、他商品（等価形態に立つ上着商品）に表された労働の価値形成性格を「对象的形態」で表現しなければならない。「リンネル価値を人間労働の凝固として表現する」とは、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を「对象的形態」あるいは「凝固状態」で表現することであるが、そのためには、他商品（等価形態に立つ上着商品）に表された労働の価値形成性格を「对象的形態」で表現しなければならない。したがって、リンネル商品（相対的価値形態）の「価値」を表現する「対象性」に関する次の二つの条件が明らかになる。第1に、「リンネルそのものとは物的に異なる」ような「対象性」であること。すなわちリンネル商品とは異種の商品の自然形態（上着商品の自然形態）であること。第2に、「リンネルと他の商品〔上着商品〕とに共通」な「対象性」、すなわち両極の2商品の価値対象性を表現すること。リンネル商品（相対的価値形態）の「価値」を表現する「対象性」に関する以上の二つの条件は、リンネル商品に関する「価値形成労働の

独自の性格」にもとづく。引用文の末尾で「この課題はすでに解決されている」と述べられるのも、リンネル商品に関する「価値形成労働の独自の性格」がすでに説明されているからである。

こうして、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、上着商品（等価形態）の自然形態に固有な機能が明らかになる。すなわち、上着商品（等価形態）の自然形態は、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を表現する場合にかぎり、もっぱら価値の現象形態として機能する。

「リンネルの価値関係のなかで、上着が、リンネルに質的に等しいものとして、同じ性質を持つ物として、通用するのは、上着が一つの価値だからである。だから、上着は、ここでは、価値がそれにおいて現れる物として、または手でつかめるその自然形態で価値を表す物として、通用する」（KI, S.66）。両極の2商品の価値関係の内部では、価値対象性の側面での2商品の質的同等性が前提におかれる。「価値」としての両極の2商品の質的同等性を前提において、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する場合にのみ、上着商品（等価形態）は「価値がそれにおいて現れる物」あるいは「手でつかめるその自然形態で価値を表す物」として通用するのである。なぜなら、「価値形成性格の独自の性格」により、リンネル商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で把握するためには、上着商品（等価形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で実証しなければならないからである。このように、相対的価値形態の商品に関する「価値形成労働の独自の性格」を根拠として、等価形態の商品の自然形態の機能が導かれるのであって、その逆ではない。

これに対して、リンネル商品の相対的価値表現において、当のリンネル商品の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。この場合にリンネル商品の自然形態が価値の現象形態として機能すると仮定されるならば、リンネル商品に表された労働の価値形成性格を単独に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定できることになる。しかしこの帰結は、先に見た「価値形成労働の独自の性格」と両立しない。どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（何らの他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからである。このように、「価値形成労働の独自の性格」により、リンネル商品の相対的価値表現において、当のリンネル商品の自然形態が価値の現象形態として機能することはありえない。この点は個別商品だけでなく市場の全商品についても当てはまる。たとえば、2商品A・Bの価値関係のもとで、2商品A・Bの自然形態が同時に価値の現象形態として機能することはありえない。どちらか一方の商品の自然形態は（価値の現象形態としてではなく）もっぱら使用価値として機能しなければならない。もし、2商品A・Bの自然形態が同時に価値の現象形態として機能するならば、これらの2商品に表された諸労働の価値形成性格が自己完結的に（他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に）論定されうることになるが、この帰結は「価値形成労働の独自の性格」と両立しない。以上の論点は、価値表現における「逆の連関」（KI, S.63）の論理を解明するうえできわめて重要である。

以上、本節では、単純な価値形態（形態I）における「相対的価値形態の内実」の論理を考察し、2商品A・Bの価値関係に含まれる商品Aの単純な相対的価値表現（商品Aは

商品Bに値する)の根拠,すなわち商品Aに表された労働の価値形成性格の表現様式について次の点を明らかにした。

第1に,商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格を論定するためには,商品B(等価形態)に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格とは独立には)論定されえないからである(相対的価値形態の商品に関する「価値形成労働の独自な性格」)。

第2に,商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現するためには,商品B(等価形態)に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。したがって,商品B(等価形態)の自然形態は,商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格を表現する場合にのみ,もっぱら価値の現象形態として機能する。これに対して,商品Aの相対的価値表現において,当の商品Aの自然形態はもっぱら使用価値として機能する。また,2商品A・Bの価値関係のもとで,これらの2商品の自然形態が同時に価値の現象形態として機能することもありえない。

次節で見るように,以上の論点は価値表現における「逆の連関」(KI, S.63)の論理の解明にとってきわめて重要である。

### 第3節 価値表現における「逆の連関」の論理

本節では,個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて,個別商品の単純な相対的価値表現における両極(相対的価値形態・等価形態)の対立関係をより詳しく考察し,価値表現におけるいわゆる「逆の連関」(KI, S.63)の論理を解明する。2商品A・Bの価値関係のもとで,一方の商品Aの単純な価値表現(商品Aは商品Bに値する)がその「逆の連関」すなわち他方の商品Bの単純な価値表現(商品Bは商品Aに値する)を「含んでいる」(同)と言われる場合,一方の商品Aの価値表現と他方の商品Bの価値表現とのあいだにどのような関係があるのか。これら2商品の価値関係の内部で,商品Aの価値表現と商品Bの価値表現は同時に成立するか否か。価値表現における「逆の連関」に関するこれらの問題を説明するためには,個別商品(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目しなければならない。そこで本節では第1に,価値表現における「逆の連関」に関する問題の所在を確認する。第2に,個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて,個別商品の単純な相対的価値表現における両極の2商品の自然形態のあいだの対立関係を論定する。第3に,個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて,個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を解明する。

#### 3-1. 価値表現における「逆の連関」をめぐる問題

『資本論』の価値形態論では,個別商品の単純な価値形態(形態I)における「相対的価値形態の内実」(KI, S.64)の考察にはいる前に,価値表現における「逆の連関」につい

て次のように指摘される。

「たしかに、20 エレのリンネル＝1 着の上着 すなわち、20 エレのリンネルは1 着の上着に値する、という表現は、1 着の上着＝20 エレのリンネル すなわち、1 着の上着は20 エレのリンネルに値する、という逆の関連 (Rückbeziehung) を含んでいる。しかし、そうは言っても、上着の価値を相対的に表現するためには、私はやはりこの等式を逆にしなければならず、そしてそうするやいなや、上着ではなくリンネルが等価物となる。したがって、同じ商品は同じ価値表現においては同時に両方の形態で現れることはできない。この両形態は、むしろ対極的に排除しあう」(KI, S.63)。

第1に、リンネル商品の価値表現 (リンネルは上着に値する) が「逆の連関」(上着商品の価値表現、上着はリンネルに値する) を「含んでいる」と指摘される。第2に、リンネル商品の価値表現と上着商品の価値表現とは厳密に区別される。第3に、価値表現の両極 (相対的価値形態・等価形態) は「対極的に排除しあう」こと、すなわち両極の対立関係が指摘される。価値表現の両極の定義から明らかなように、「同じ商品」(リンネル商品) が「同じ価値表現」(リンネル商品の価値表現) の内部で「両方の形態」(相対的価値形態と等価形態) に「同時に」に立つことはできない。2商品の価値関係のもとで一方のリンネル商品の価値表現と他方の上着商品の価値表現とは厳密に区別されなければならない。

しかし、2商品の価値関係の内部で一方の商品の価値表現と他方の商品の価値表現は同時に成立しうるか否かについては、以上の引用文では何も説明されていない。両極の2商品のあいだの対立関係については、続きの文章で次のように指摘される。「そこで、ある一つの商品が相対的価値形態にあるか、それと対立する等価形態にあるかは、もつぱら、価値表現におけるその商品のそのつどの位置——すなわち、その商品は、その価値が表現される商品なのか、それでもって価値が表現される商品なのか——にかかっている」(KI, S.64)。だが、この文章でも、「その価値が表現される商品」(相対的価値形態に立つ商品) と「それでもって価値が表現される商品」(等価形態に立つ商品) との対立関係の根拠は説明されていない。両極の対立関係の根拠となるのは、前節で見た「相対的価値形態の内実」(KI, S.64) の論理、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にほかならない。

このように、価値表現における「逆の連関」(KI, S.63) について次の論点を詳しく考察しなければならない。2商品A・Bの価値関係の内部で一方の商品Aの相対的価値表現と他方の商品Bの相対的価値表現との同時成立は可能であるか否か。たしかに、「同じ商品」が「同じ価値表現」の内部で同時に両極に立ちえないことは、定義上明らかである。しかし、2商品の価値関係のもとで一方の商品の価値表現と他方の商品の価値表現の同時成立が可能であるか否かは、けっして自明な問題ではない。この問題を解明するための唯一の手がかりは、前節で見た個別商品の単純な価値表現における「相対的価値形態の内実」(KI, S.64) の論理、すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式である。結論を先取りすれば、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式に着目すると、一方の商品の相対的価値表現と他方の商品の相対的価値表現は、同時には成立せず、交互にの

み成立することがわかる<sup>9</sup>。

### 3-2. 両極の2商品の自然形態のあいだの対立関係

そこで最初に、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における両極の対立関係を考察しよう。2商品の価値関係に含まれる一商品の単純な価値表現を考察する結果、両極の2商品の自然形態のあいだの対立関係が説明されるのであって、その逆ではない。この論点にかかわるのが「単純な価値形態の全体」項の次の記述である。

---

<sup>9</sup> 使用価値に対する商品所有者の欲望の観点から「逆の連関」の論理を否定する見解が従来からある。単純な価値形態について宇野弘蔵氏は「リンネル○ヤールは五ポンドの茶に値するという場合は、リンネルを商品として所有するものが、自分の欲する五ポンドの茶に対してならばリンネル○ヤールを交換してもよいという関係を表示するものであって、厳密に言えば茶はなおリンネルと交換に提供せられていなくてもよい」（宇野(1977), 33頁）と説明される。富塚良三氏も「元来、20ヤールの亜麻布＝1着の上衣という等式関係は、亜麻布商品の所有者が『上衣一着とならば亜麻布20ヤールを交換してもよい』といていることを表現しているにすぎないのであって、それは全く亜麻布所有者にとっての私事にすぎず、亜麻布所有者がそういっているからといって、上衣の所有者がそれに応じなければならないという理由は全くない」（富塚(1975), 244頁）と主張され、「亜麻布」商品の相対的価値表現を「亜麻布商品の所有者」からの一方的な意志表示として把握されている。さらに武田信照氏も「リンネルが上衣を等価形態においたからといって、それが上衣の承認なしに行われる以上、上衣がそれに制約される必要はまったくないから「逆関係は無条件には成立しない」（武田(1982), 166頁）と主張され、さらに「価値表現と交換とはそれぞれ独自の論理をもっており、相対的に自立している」（武田(1994), 38頁）とも言われる。以上の諸見解のように使用価値に対する商品所有者の欲望の観点から価値表現の「逆関係」命題が否定されるのは、結局のところ、各商品の相対的価値表現が厳密に諸商品の価値関係（価値としての諸商品の質的同等性、および諸商品に表された諸労働の抽象的人間労働としての質的同等性）を根拠として説明されていないからである。諸商品の価値関係は、各種使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。宇野氏の価値形態論の検討にもとづいて下平尾勲氏が「商品価値を商品所有者の欲望から独立する商品体に客観的、即自的に付着する規定としてみとめるならば、リンネル所有者にとって上衣のリンネルに対する等置は私事であるかいなかにかかわりなく、商品価値の本性により等価形態の必然性をみとめねばならない」（下平尾(1974), 54頁）と指摘されるように、諸商品の価値関係に含まれる価値表現を考察するかぎりには、「商品所有者の欲望」を介在させることなく、厳密に「商品価値の本性」にもとづいて各商品の相対的価値表現を説明しなければならない。花田功一氏が「価値形態論では商品の分析が行われている」ことに着目して指摘されるように、価値形態論では「存在するのは商品のみであって、商品所有者は視野の外にある」（花田(1986), 51頁）のである。より一般的には、松石勝彦氏が正しく指摘されるように「価値表現・交換価値・価値形態とは交換における価値の必然的な現象様式・現象形態であり、交換をその内に含む概念であり、交換ぬきには成立しない」（松石(1993), 195頁）のである。

「商品Bに対する価値関係に含まれている商品Aの価値表現を立ち入って考察してみると、この価値表現の内部では、商品Aの自然形態はただ使用価値の姿態としてのみ意義をもち、商品Bの自然形態はただ価値形態または価値姿態としてのみ意義をもつ、ということがわかった。したがって、商品のうちに包み込まれている使用価値と価値との内的対立は、一つの外的対立によって、すなわち2商品の関係によって表され、この関係のなかでは、その価値が表現されるべき一方の商品[商品A——相対的価値形態]は、直接にはただ使用価値としてのみ意義を持ち、これに対してそれで価値が表現される他方の商品[商品B——等価形態]は、直接にはただ交換価値としてのみ意義を持つ。したがって、一商品の単純な価値形態は、その商品に含まれている使用価値と価値との対立の単純な現象形態なのである」(KI, S.75)。

最初に指摘されるように、「商品Bに対する価値関係に含まれている商品Aの価値表現」を立ち入って考察する結果、両極の2商品の自然形態のあいだの対立関係が明らかになる。商品Aの単純な相対的価値表現の内部では、商品A(相対的価値形態)の自然形態はもっぱら「使用価値の姿態」「使用価値」として意義を持ち、商品B(等価形態)の自然形態はもっぱら「価値形態または価値姿態」「交換価値」として意義を持つ。このような両極の対立関係の根拠は、「相対的価値形態の内実」(KI, S.64)すなわち商品Aに関する「価値形成労働の独自の性格」(KI, S.65)である。前節で見たように、どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格と独立には)論定されえない。それゆえ、商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格も、他商品(等価形態の商品B)に表された労働の価値形成性格との質的同等性を前提とする。

相対的価値形態の商品Aに関する以上の「価値形成労働の独自の性格」を踏まえると、2商品A・Bの価値関係に含まれる商品Aの単純な相対的価値表現は次のように説明される。商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格を論定するためには、商品B(等価形態)に表された労働の価値形成性格を同時に論定しなければならない。商品Aに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現するためには、他方の商品Bに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。したがって、商品Aの単純な相対的価値表現の内部では、商品B(等価形態)の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品A(相対的価値形態)の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。この場合に商品Aの自然形態が価値の現象形態として機能すると仮定されるならば、商品Aに表された労働の価値形成性格を単独に(他商品に表された労働の価値形成性格とは独立に)論定できることになるが、この帰結はすでに見た「価値形成労働の独自の性格」と両立しない。このように、商品Aの単純な相対的価値表現の内部では、商品B(等価形態)の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品Aの自然形態は(価値の現象形態としてではなく)もっぱら使用価値として機能する。その理由は、商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。ところで、商品Aに表された労働の価値形成性格は、商品Aに含まれる使用価値と価値との内的対立を前提とする。したがって、商品Aの相対的価値表現を商品Aに表された労働の価値形成性格の表現様式として把握する場合にのみ、両極の2商品の自然形態の「外的対立」(もっぱら使用価値として機能する商品Aの自然形態、もっぱら価値の現象形態として機能する商

品B〔等価形態〕の自然形態)を、商品Aに含まれる「使用価値と価値の内的対立」の「単純な現象形態」として把握することができる。

以上のように、商品Aの単純な相対的価値表現における両極の対立関係は、商品Aに表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて説明される。ところで、2商品A・Bの価値関係のもとでは、これらの2商品に表された諸労働が同時に価値対象性との関連におかれているから、一方の商品Aに表された労働の価値形成性格の表現様式だけでなく、他方の商品Bに関するそれも考察しなければならない。商品Bに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現するためには、商品Aに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現しなければならない。その結果として、商品Bの単純な相対的価値表現(商品Bは商品Aに値する)における両極の対立関係が明らかになる。すなわち、商品B(相対的価値形態)の自然形態はもっぱら使用価値として機能し、商品A(等価形態)の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能する。すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格に着目する場合には諸商品の使用価値の異質性は捨象されないから、商品Aに表された労働の価値形成性格の表現様式(商品Aの価値表現)と商品Bに関するそれとは厳密に区別される。それでは、商品Aの価値表現と商品Bの価値表現は同時に成立しうるであろうか。すでに見たように、どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格と独立には)論定されえない。したがって、与えられた市場の内部で、何らかの異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことができなければ、どの商品の相対的価値表現も不可能である。実際、2商品A・Bから成る市場において、これらの2商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは不可能である。なぜなら、2商品A・Bから成る市場の内部で、2商品A・B以外の他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは論理的に不可能だからである。結論を先取りすれば、2商品の価値関係の内部では、一方の商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と、他方の商品に表された労働の価値形成性格の表現様式とは、同時には成立せず、交互にのみ成立する。この論点は、価値表現における「逆の連関」の論理の解明にとってきわめて重要である。

### 3-3. 価値表現における「逆の連関」の論理

そこで次に、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を解明しよう。第1項で見たように、問題の核心は、2商品A・Bの価値関係のもとで、商品Aの価値表現(商品Aは商品Bに値する)と商品Bの価値表現(商品Bは商品Aに値する)とが同時に成立するか否かにある。商品A(B)の単純な相対的価値表現の根拠となるのは、商品A(B)に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。したがって、「逆の連関」の問題は、2商品A・Bの価値関係のもとで、商品Aに表された労働の価値形成性格と商品Bに表された労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現できるか否かという論点に帰着する。

すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格は、他商品に表された労働の価値形成性格との質的同等性を前提とする。どの商品に表された労働の価値形成性格も、けっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格と独立には)論定されえない。与えられた市場の内部で何らかの他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくこと

ができなければ、どの商品の相対的価値表現も不可能になる。したがって、2商品A・Bの価値関係の内部で、これらの2商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは不可能である。なぜなら、2商品A・Bだけから成る市場において、(商品A・商品B以外の)他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは絶対に不可能だからである。結局、2商品A・Bの価値関係の内部では、商品Aに表された労働の価値形成性格の表現様式と、商品Bに表された労働の価値形成性格の表現様式とは、同時には成立せず、交互にのみ成立する。ところで、商品A(B)に表された労働の価値形成性格の表現様式は、商品A(B)の単純な相対的価値表現の根拠である。それゆえ、2商品A・Bの価値関係の内部では、これらの2商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しえない以上、商品Aの価値表現(商品Aは商品Bに値する)と商品Bの価値表現(商品Bは商品Aに値する)は、同時には成立せず、交互にのみ成立する。もし、2商品A・Bの価値関係の内部で、商品Aの価値表現と商品Bの価値表現とが同時に成立するならば、これらの2商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは不可能である。なぜなら、2商品A・Bだけから成る市場では、(商品A・商品B以外の)異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことができないからである。

このように、2商品の価値関係の内部では、2商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式は同時には成立せず、一商品ごとに交互に成立する。したがって、2商品の価値関係の内部では、各商品の価値表現にもとづく両極の対立関係が交互に成立する。たとえば、2商品A・Bから成る市場の内部では、商品Aの相対的価値表現に関する対立関係(もっぱら使用価値として機能する商品A[相対的価値形態]の自然形態、もっぱら価値の現象形態として機能する商品B[等価形態]の自然形態)と、商品Bの相対的価値表現に関する対立関係(もっぱら使用価値として機能する商品B[相対的価値形態]の自然形態、もっぱら価値の現象形態として機能する商品A[等価形態]の自然形態)とが、同時にではなく、交互にのみ成立する。このように、2商品A・Bから成る市場の内部にとどまるかぎり、両方の商品の同時的な相対的価値表現は絶対に不可能であり、商品Aの単純な価値表現と商品Bの単純な価値表現とは(同時にではなく)交互にのみ成立するのである<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> 頭川博氏は「A商品=B商品という価値等式とその逆関係たるB商品=A商品という価値等式とが同時成立することは絶対にありえない」(頭川(1980), 62頁)と主張され、その根拠を次のように説明される。「A=Bが成り立っている際、ここではBがAに対して価値そのものを表わす貨幣の即自態であるということは周知の事柄であるが、そうすると、BはA=BにおいてAに対して直接的交換可能性の形態にある定在としては改めてその価値をAの使用価値で相対的に表わさねばならない必要性が全然存在せず、従って、A=Bという一方通行的な価値表現が成り立っているとすれば、B=Aという逆関係の価値表現はもともと成り立つ余地が客観的に存在しないからである」(同, 62-63頁)。「A=B」と「B=A」との同時成立が「ありえない」という氏の論点には同意できる。ただし、2商品A・Bの価値関係の内部で「A=B」と「B=A」の同時成立の不可能性を証明するためには、等価形態に立つ各商品を「貨幣の即自態」と把握するだけでなく、2商品A・Bの価値関係の内部での2商品A・Bの同時的な相対的価値表現の不可能性を示す必要があると思われる。

より一般的に言えば、市場の全商品に表された全労働を同時に対象的形態で表現することは不可能であるから、全商品が同時に相対的価値形態に立つことも、全商品の自然形態が同時に価値の現象形態として機能することも不可能である。言い換えれば、どの商品に表された労働もけっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえないからこそ、その自然形態がもっぱら使用価値として機能する一方の商品（相対的価値形態）と、その自然形態がもっぱら価値の現象形態として機能する他方の商品（等価形態）との対立関係がつねに成立しなければならないのである。

以上、本節では、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にもとづいて、個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の関連」（KI, S.63）の論理について次の点を明らかにした。すなわち、2商品A・Bの価値関係の内部で一方の商品Aの相対的価値表現がその「逆の関連」（他方の商品Bの相対的価値表現）を「含んでいる」（KI, S.63）とは、商品Aの相対的価値表現と商品Bの相対的価値表現とが（同時にではなく）交互にのみ成立することを意味する。2商品A・Bから成る市場の内部で、商品A・B以外の他商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは不可能だからである。以上の論点は、次節以降で扱う価値形態の移行の論証にとって決定的に重要である。

#### 第4節 単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行

第2節・第3節で見たように、個別商品の単純な相対的価値表現の根拠および価値表現における「逆の連関」の論理を説明するためには、個別商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式に着目しなければならない。実は、本節で見ると、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式をより立ち入って検討することにより、単純な価値形態（形態Ⅰ）の欠陥および形態Ⅰから全体的価値形態（形態Ⅱ）の移行の必然性も論定されるのである。本節では新たに次の論点が導入される。すなわち、個別商品の相対的価値表現（個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）の根拠となる価値関係は、二商品の価値関係に限定される必要はなく、一般には市場の全商品の価値関係でなければならないことがそれである。以下では、価値関係の拡張（任意の二商品の価値関係から市場の全商品の価値関係へ）という契機を個別商品の相対的価値表現に導入して、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行の必然性、形態Ⅱの固有な意義を明らかにする。

##### 4-1. 単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行の必然性

最初に、単純な価値形態（形態Ⅰ）の欠陥とは何かを考察しよう。個別商品の単純な相対的価値表現（商品Aは商品Bに値する）の欠陥について、「単純な価値形態の全体」項では次のように指摘される。

「ある一つの商品Bでの表現は、商品Aの価値をただ商品A自身の使用価値から区別するだけであり、それゆえまた、商品Aを、それ自身とは異なる何らかの個別

的な商品種類に対する交換関係におくだけであり、商品Aの他のすべての商品との質的同等性および量的比例関係を表すものではない。一商品の単純な相対的価値形態には、他の一商品の個別的な等価形態が対応する。こうして上着は、リンネルの相対的価値表現のなかでは、リンネルというこの個別的な商品種類との関連で等価形態または直接的交換可能性の形態をとるにすぎない」(KI, 76)。

見られるように、商品Aの単純な相対的価値表現では、商品Aが他の「個別的な商品種類」(商品B)との「交換関係」におかれるにすぎず、「商品Aの他のすべての商品との質的同等性および量的比例関係」が前提におかれていない。ここで、商品Aと他のすべての商品との「質的同等性」とは、市場の全商品に関する価値としての質的同等性のことである。かくて、単純な価値形態(形態I)の欠陥とは、個別商品の相対的価値表現の根拠となる価値関係が、任意の二商品の価値関係に限定され、市場の全商品の価値関係が前提におかれていない点にある。個別商品の「単純な相対的価値形態」の欠陥は等価形態に反映する。リンネル商品の単純な相対的価値表現では、上着商品(等価形態)が、リンネル商品以外の他のすべての商品との関連ではなく、「個別的な商品種類」(リンネル商品)との関連で「等価形態または直接的交換可能性の形態」をとるにすぎない。市場の全商品の価値関係が前提におかれるならば、個別商品の相対的価値表現において他のすべての商品が等価形態に立つことになる。

このように、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と把握する場合には、市場の全商品の価値関係を前提におかなければならないのである。第2節で見たように、価値としての諸商品の質的同等性を前提におく場合にのみ、異種の諸商品に表された諸労働を同時に価値対象性との関連で考察し、各商品に表された労働の価値形成性格を論定することができる。各商品に表された労働の価値形成性格はけっして単独には(他商品に表された労働の価値形成性格と独立には)論定されえない。商品A(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格も、何らかの他商品に表された労働の価値形成性格と独立には、けっして論定されえない。ところで、各商品に表された労働の価値形成性格の前提となる価値関係(価値としての諸商品の質的同等性、および諸商品に表された諸労働に関する抽象的人間労働の側面での質的同等性)は、二商品の価値関係に限定されてはならず、与えられた市場の全商品の価値関係でなければならない。そもそも、抽象的人間労働の凝固としての価値対象性は、各種使用価値の異質性とも、商品種類の選択に関する偶然性ともいっさい無関係だからである。実際、商品種類の選択の余地がなくなるのは、与えられた市場の全商品の価値関係が前提におかれる場合だけである。かくて、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と把握するにのみ、二商品の価値関係にもとづく単純な価値形態(形態I)では不十分性、および市場の全商品の価値関係にもとづく全体的価値形態(形態II)の必然性が論定される<sup>11</sup>。なぜなら、個別商品の相対的価値表現を厳密に価値関係にもとづいて説明する場合

---

<sup>11</sup> 単純な価値形態(形態I)から全体的価値形態(形態II)への移行に関連して吉田紘氏は次のように指摘される。「形態IIは、たとえばリンネル商品の交換関係の拡大を表現しており、その価値規定の根拠づけは、より確実なものに移行している。すなわち、形態Iと比較して、リンネル価値の実体をなす抽象的人間労働の抽象度が高くなっている」(吉田(1988), 60頁)。形態

には、商品種類の選択に関する偶然性を除去しなければならないからである。これに対して、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成労働の表現様式として把握しない場合には、形態Ⅰの不十分性も形態Ⅱの必然性もけっして論定されない。なぜなら、個別商品の相対的価値表現を厳密に価値関係にもとづいて説明しない場合には、その時々の商品交換者の欲望におうじた商品種類を選択すればよく、市場の全商品の交換関係を前提におく必要はないからである。

このように、個別商品Aの相対的価値表現の根拠となる価値関係は、商品Aと他の個別商品との価値関係とに限定されず、商品Aを含む市場の全商品の価値関係でなければならないからこそ、単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への移行が必要とされるのである。前掲引用文に続く文章でも、諸商品の価値関係にもとづいて形態Ⅰから形態Ⅱへの移行が説明されている。

「とはいえ、個別的な価値形態は、おのずから、それよりも完全な一形態に移行する。たしかに、個別的な価値形態の媒介によって、一商品Aの価値は別の種類のただ一つの商品によって表現されるだけである。しかし、この第2の商品がどのような種類のものであるか、上着か、鉄か、小麦などかどうかということは、まったくどうでもよいことである。したがって、商品Aが他のあれこれの商品種類に対して価値関係にはいるのにしたがって、同一の商品のさまざまな単純な価値表現が生じる。商品Aの可能な価値表現の数は、商品Aと異なる商品種類の数によって制限されているだけである。だから、商品Aの個別的価値表現は、商品Aのさまざまな単純な価値表現の絶えず延長可能な列に転化する」（KI, 76）。

見られるように、商品Aとの価値関係にはいる商品種類の選択は商品Aの相対的価値表現にとって「まったくどうでもよい」ことが最初に確認される。そのうえで、商品Aが他のすべての商品との「価値関係」にはいる結果、商品Aの「さまざまな単純な価値表現」が生じると説明されている。個別商品Aの相対的価値表現の前提となる価値関係は、商品Aと他の個別商品との価値関係に限定されず、商品Aを含む市場の全商品の価値関係でなければならない。二商品の価値関係のかわりに市場の全商品の価値関係を前提におくと、個別商品Aの「個別的価値表現」は「絶えず延長可能な列」（全体的価値表現）へと転化し、全体的価値形態（形態Ⅱ）が得られる。

#### 4-2. 全体的価値形態（形態Ⅱ）での「相対的価値形態の内実」

全体的価値形態（形態Ⅱ）では、市場の全商品の価値関係のもとで個別商品に表された労働の価値形成性格が対象的形態で表現されるので、等価形態の商品種類の選択に左右されずに個別商品（相対的価値形態）の価値性格が対象的形態で表現される。「展開された相

---

Ⅰから形態Ⅱへの移行にともなう価値関係の拡張（二商品の価値関係→市場の全商品の価値関係）を論定するうえで、個別商品を取り巻く「交換関係の拡大」および「抽象的人間労働の抽象度」の高度化という氏の論点はきわめて重要である。

対的価値形態」項 (KI, 77-78) 冒頭の文章はこの点にかかわる。

「ある一つの商品，たとえばリンネルの価値は，いまや商品世界の無数の他の要素で表現されている．他の商品体はどれもリンネル価値の鏡となる．こうして，この価値そのものが，はじめて真に，区別のない人間的労働の凝固体として現れる．というのは，この価値 [リンネル商品の価値——引用者] を形成する労働は，他のどの人間的労働とも——それがどのような自然形態をとってしようとも，それゆえまた，それが上着，または小麦，または鉄，または金などのどれに対象化されてしようとも——等しい妥当性をもつ労働として，いまやはっきりと表されている．だから，いまや，リンネルはその価値形態によって，もはや単にある個別的な他の商品種類に対してだけでなく，商品世界に対して社会的関係に立っている．商品としては，リンネルはこの商品世界の一市民である．それと同時に，商品価値の諸表現の無限の列のうちには，商品価値はそれが現れる使用価値の特殊な形態には無関心であるということが示されている」(KI, 77)．

最初に指摘されるように，全体的価値形態 (形態Ⅱ) では，「商品世界の無数の他の要素」(たとえばリンネル商品以外の他のすべての商品) の自然形態が「リンネル価値の鏡」(価値の現象形態) として意義をもち，同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現が成立している．個別商品に関する多数の相対的価値表現の根拠となるのが，個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式 (市場の全商品の価値関係のもとでの) であって，これは形態Ⅱでの「相対的価値形態の内実」(KI, 64) に相当する．市場の全商品の価値関係のもとでは，リンネル商品 (相対的価値形態) に表された労働の価値形成性格は，他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格との質的同等性 (「他のどの人間的労働」とも「等しい妥当性をもつ労働」であること) を前提とする．なぜなら，どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には (他商品に表された労働の価値形成性格と独立には) 論定されえないからである．かくて，市場の商品の価値関係を前提とする全体的価値形態 (形態Ⅱ) では，リンネル商品 (相対的価値形態) に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果，リンネル商品に関する多数の相対的価値表現が成立し，等価形態の商品種類の選択にはいっさい左右されずにリンネル商品の価値性格が対象的形態で表現されている<sup>12</sup>．言い換えれば，個別商品の相対的価値表現の「無限の列」をつうじて，「商品価値はそれが現れる使用価値の特殊な形態には無関心である」ことが表現されている．

#### 4-3. 商品所有者の欲望に左右されない個別商品の相対的価値表現

形態Ⅱでの「相対的価値形態の内実」(市場の全商品の価値関係のもとでの，個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式) を踏まえると，形態Ⅱに固有な意義が浮かび上がる．すなわち，形態Ⅱでは，同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現をつうじて，各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係に個別商品の価値性格が論定される．この点にかかわるのが次の文章である．

---

<sup>12</sup> 宮沢俊郎氏は「価値形態」を「私的労働が社会的労働へと『転化』する場」(宮沢 (1993), 56 頁) と把握されたうえで，全体的価値形態 (形態Ⅱ) の意義について「社会的労働のその社会性が，第二形態に至ってはじめて，商品世界全体を貫く社会性であることが明らかになる」(同, 61 頁) と指摘される．形態Ⅰから形態Ⅱへの移行の必然性の論証にとって氏の「社会的労働」の観点はきわめて重要である．

「20 エレのリンネル = 1 着の上着」という第1の形態においては、これらの二つの商品が一定の量的比率において交換されうるものだという事は、偶然的事実でありうる。これに対して、第2の形態においては、偶然的事実とは本質的に区別され、それを規定する一つの背景が、ただちに透けて見えてくる。リンネルの価値は、上着、またはコーヒー、または鉄など、きわめてさまざまな所有者のものである無数の異なった商品で表されても、同じ大きさであることに変わりはない。二人の個別的な商品所有者の偶然関係はなくなる。交換が商品の価値の大きさを規制するのではなく、逆に、商品の価値の大きさが商品の交換比率を規制するということが明白になる」(KI, 78)。

最初に指摘されるように、個別商品の単純な相対的価値表現では、両極の二商品の交換関係に関する「偶然的事実」が除去されない。その理由は、単純な価値形態(形態Ⅰ)の前提となる価値関係の性格にある。個別商品の単純な相対的価値表現(「リンネル商品は上着商品に値する」)は、リンネル商品と他の個別商品との価値関係を前提とするので、等価形態の商品種類「上着」の選択に関する偶然性に左右される。たとえば、「上着」ではなく「金」が等価形態に立つ可能性もある。これに対して、全体的価値形態(形態Ⅱ)では、個別商品の相対的価値表現が市場の全商品の価値関係を前提としているので、等価形態(特殊等価形態)には他のすべての商品が立ち、等価形態の商品種類の選択の余地はまったくない。形態Ⅱで明らかになる「偶然的事実とは本質的に区別され、それを規定する一つの背景」とは、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の根拠となる市場の全商品の価値関係のことである。市場の全商品の価値関係(価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性)は、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係である。要するに、形態Ⅱでは、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現をつうじて、各種商品と各商品所有者のあいだの「偶然関係」(各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望)にいっさい左右されずに、個別商品の価値性格が論定されるのである。引用文の末尾で「交換が商品の価値の大きさを規制するのではなく、逆に、商品の価値の大きさが商品の交換比率を規制する」と指摘されるのも、同じ個別商品に関する「展開された相対的価値形態」(KI, 77)が市場の全商品の価値関係を前提としているからである。

本節では、個別商品の相対的価値表現を個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式と把握したうえで、単純な価値形態(形態Ⅰ)から全体的価値形態(形態Ⅱ)への移行の必然性、および形態Ⅱの意義について次の点を明らかにした。

第1に、個別商品Aの相対的価値表現(個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式)の前提となる価値関係は、二商品(商品Aと他の個別商品)の価値関係に限定されてはならず、市場の全商品(商品Aと他のすべての商品)の価値関係でなければならないからこそ、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行が必要とされる。言い換えれば、形態Ⅰから形態Ⅱへの移行の必然性は、個別商品の相対的価値表現の根拠となる価値関係の性格(与えられた市場の全商品の価値関係)から説明される。

第2に、形態Ⅱでは、市場の全商品の価値関係のもとで個別商品(相対的価値形態)に表された労働の価値形成性格が対象的形態で表現される結果、この個別商品の価値性格が

等価形態の商品種類の選択とはまったく無関係であることが論定される。

第3に、市場の全商品の価値関係を前提とする形態Ⅱでは、同じ個別商品の多数の相対的価値表現をつうじて、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望にはいっさい左右されずに、個別商品の価値性格が論定されている。

以上の論点は、単純な価値形態（形態Ⅰ）との対比で見た全体的価値形態（形態Ⅱ）の積極的な意義である。しかし、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現（同じ個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式）をより詳しく考察すると、形態Ⅱの欠陥も明らかになる。そこで次節では、相対的価値形態の発展の観点から、全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行の必然性、および形態Ⅲの意義を明らかにする。

## 第5節 全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行

前節で見たように、全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現（すなわち個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式）から構成される。したがって、形態Ⅱの欠陥および形態Ⅱから形態Ⅲへの移行の必然性を論定するためには、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の構造について立ち入って考察しなければならない。たしかに、市場の全商品の価値関係を前提において個別商品に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現すると、個別商品に関する多数の相対的価値表現が成立する。しかしこの場合、後に見るように、同じ個別商品に関する一方の相対的価値表現は他方の相対的価値表現と互いに独立で無関係である。言い換えれば、形態Ⅱは同じ商品に関する多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含んでいない。それゆえ、市場の全商品の価値関係（価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）が形態Ⅱをつうじて確認される保証はないのである。形態Ⅱのこの欠陥を克服するのが、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）である。形態Ⅲは多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含んでおり、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係が確認される。

そこで本節では、第1に、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の構造を立ち入って検討し、全体的価値形態（形態Ⅱ）の欠陥を明らかにする。第2に、第3節で見た価値表現における「逆の連関」の論理にもとづいて、形態Ⅱから一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行の論理を明らかにする。第3に、一般的価値形態（形態Ⅲ）が多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件としており、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係が確認されることを明らかにする。第4に、初版『資本論』の「形態Ⅳ」（初版形態Ⅳ）の理論的意義について考察する。

## 5-1. 全体的価値形態（形態Ⅱ）の欠陥

形態Ⅱの欠陥を説明するための鍵は、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現のなにかにある。「全体的な、または展開された価値形態の欠陥」（KI, S.78）項でも、形態Ⅱにおける相対的価値形態の欠陥が最初に指摘される。

「第1に、商品の相対的価値表現は未完成である。なぜなら、その表示の列が完結しないからである。一つの価値等式が他の価値等式とつくる連鎖は、新しい価値表現の材料を提供する新種の商品が登場するたびに、それによって絶えず延長されるものである。第2に、この連鎖は、ばらばらな、さまざまな種類の価値表現の雑多な寄木細工（eine bunte Mosaik）をなしている。最後に——当然そうならざるをえないのだが——どの商品の相対的価値もこの展開された形態で表現されとすれば、どの商品の相対的価値形態も、他のどの商品の相対的価値形態とも異なる価値表現の無限の一系列である」（KI, S.78）。

第1に、形態Ⅱでは個別商品の「相対的価値表現」が「未完成」である。個別商品の相対的価値表現のための「価値等式」の「連鎖」が、商品種類の増加におうじて無限に延長されるからである。第2に、これらの価値等式の「連鎖」が同じ個別商品の多数の相対的価値表現の「寄木細工」になっていると指摘される。ただし、「寄木細工」の意味を明らかにするためには、同じ個別商品に関する一方の相対的価値表現と他方の相対的価値表現との関連を調べなければならない。第3の欠陥とは、一方の商品に関する「価値表現の無限の一系列」（多数の相対的価値表現）は、定義上、他方の商品に関する多数の相対的価値表現とは「異なる」という点である。

形態Ⅱの相対的価値形態に関する「欠陥」の含意を明らかにするためには、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現（市場の全商品の価値関係のもとでの、個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式）の構造を立ち入って考察しなければならない。この観点に立つと、形態Ⅱに関する三つの「欠陥」についてさらに次の点を指摘することができる。

第1に、個別商品の相対的価値表現が「価値等式」の無限の「連鎖」を必要とするのは、全体的価値形態（形態Ⅱ）が同じ個別商品の多数の相対的価値表現から構成されているからである。形態Ⅱで「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）に相当するものは、個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式である。たとえば、市場の全商品の価値関係のもとでは、個別商品Aに表された労働の価値形成性格は、（商品Aを除く）他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格を前提とする。したがって、市場の全商品の価値関係のもとで個別商品Aに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、商品A以外の他のすべての商品の自然形態はもっぱら価値の現象形態として機能し、当の商品Aの自然形態はもっぱら使用価値として機能する。個別商品A（相対的価値形態）と自然形態と他のすべての商品（特殊的等価形態）の自然形態との対立関係が、「価値等式」の無限の「連鎖」の基礎の上に成立している。

形態Ⅱの第2の「欠陥」すなわち形態Ⅱの相対的価値形態の「寄木細工」のような性格とは、同じ個別商品に関する各々の相対的価値表現が互いに独立で無関係であることを意味する。この点を説明するために、3商品（商品A・商品B・商品C）から成る市場を想定し、商品Aに関する全体的価値形態（商品Aは商品Bまたは商品Cに値する）を考えよ

う。この場合、形態Ⅱは同じ商品Aに関する二つの相対的価値表現「 $A=B$ 」（商品Aは商品Bに値する）と「 $A=C$ 」（商品Aは商品Cに値する）から成る。商品Aの一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」の根拠となるのは、商品Aと商品Bのあいだの価値関係（これらの2商品に関する価値としての質的同等性、およびこれらの2商品に表された諸労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）である。商品A・商品Bの価値関係の内部では、商品A（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現する結果、商品B（等価形態）の自然形態がもつばら価値の現象形態として機能し、当の商品Aの自然形態はもつばら使用価値として機能することがわかる。商品Aの一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」の根拠を説明するためには、商品A・商品Bの価値関係を前提におきさえすればよく、商品A・商品Cの価値関係（商品Aの他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」の根拠）を前提におく必要はない。また、商品Aの相対的価値表現「 $A=C$ 」の根拠を説明するためには、商品A・商品Cの価値関係を前提におきさえすればよく、商品A・商品Bの価値関係（相対的価値表現「 $A=B$ 」の根拠）を前提におく必要はない。たしかに、市場の全商品（商品A・商品B・商品C）の価値関係を前提において、商品Aに表された労働の価値形成性格を対象的形態で表現すると、同じ商品Aに関する二つの相対的価値表現「 $A=B$ 」「 $A=C$ 」が同時に導き出される。しかし、同じ商品Aに関する二つの相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係なのである。なぜなら、すでに見たように、商品Aの一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」は、同じ商品Aの他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」とは独立に説明されうるからである。言い換えれば、商品Aの一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」の成立にとって、同じ商品の他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」の成立は必須条件ではない。たとえば、「 $A=C$ 」が成立しなくても、「 $A=B$ 」だけが成立することは可能である。このように、全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現から成るが、これらの相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係である。この意味で、全体的価値形態（形態Ⅱ）は、同じ個別商品に関する多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないのである。形態Ⅱの相対的価値形態の「寄木細工」のような性格とは、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現どうしが、相互前提関係にはなく、互いに独立で無関係なことを意味する。同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現どうしが互いに独立であるのは、形態Ⅱでは、市場の全商品の価値関係が前提におかれるにもかかわらず、（多数商品ではなく）個別商品の相対的価値表現（個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式）が成立するにすぎないからである。もし、市場の全商品の価値関係が前提におかれ、かつ、（個別商品ではなく）多数商品に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現されるならば、これらの多数商品の相対的価値表現は同時に成立しなければならない。後に見るように、（一般的等価物を除く）多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とするのが一般的価値形態（形態Ⅲ）である。多数商品が（特殊的）等価形態に立つ形態Ⅱは、同じ個別商品の多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まない。これに対して、多数商品が相対的価値形態に立つ形態Ⅲは、多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含む。多数商品が相対的価値形態に立つか、等価形態に立つかによって、価値形態の構造はまったく異なる。形態Ⅱと形態Ⅲの構造上の相違については後に詳論する。

形態Ⅱの第3の「欠陥」とは、一方の商品に関する「価値表現の無限の一系列」は他方

に関する商品の「価値表現の無限の一列」と「異なる」ことである。第3の欠陥もまた、個別商品に表された労働の価値形成性格の多様な表現様式に起因している。商品Aに関する多数の相対的価値表現は、商品A以外の他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格を前提とする。商品Bに関する多数の相対的価値表現は、商品B以外の他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格を前提とする。第2節で見たように、諸商品の価値対象性（抽象的人間労働の凝固としての）を考察する場合には諸商品の使用価値の相違を捨象しなければならないが、各商品に表された労働の価値形成性格を考察する場合には使用価値の異質性を捨象することはできない。商品の二要因（使用価値と価値）を前提におくかぎり、各商品に表された労働は使用価値と価値の両方との関連を同時に持つからである。したがって、商品A以外の他のすべての商品に表された労働の価値形成性格は、商品B以外の他のすべての商品に表された労働の価値形成性格とは互いに区別され、一方の商品Aと他方の商品Bに関する多数の相対的価値表現は互いに異なる根拠にもとづくことがわかる。

全体的価値形態（形態Ⅱ）の第3の「欠陥」との関連で指摘しなければならないのは、市場の全商品に関する全体的価値形態（形態Ⅱ）の同時成立は不可能であることである。その理由もまた、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。3商品（商品A・商品B・商品C）から成る市場を想定すると、市場の全商品に関する形態Ⅱの同時成立とは、①商品Aの全体的価値表現（商品Aは商品Bまたは商品Cに値する）・②商品Bの全体的価値表現（商品Bは商品Aまたは商品Cに値する）・③商品Cの全体的価値表現（商品Cは商品Aまたは商品Bに値する）の同時成立のことである。もし、相対的価値表現①・②・③が同時に成立するならば、市場の全商品（A・B・C）が同時に相対的価値形態に立つことになり、全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することになる。しかし、市場の全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは、すでに見た「価値形成労働の独自の性格」（KI, S.64）によって、絶対に不可能である。どの商品に表された労働の価値形成性格も、何らかの異種の商品に表された労働の価値形成性格との質的同等性を前提とする。つまり、どの商品に表された労働の価値形成性格も、けっして単独には（他商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におかなければ、（個別商品か複数商品の集合かを問わず）どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして論定されえない。3商品A・B・Cに表された諸労働の価値形成性格を同時に論定するためには、（商品A・B・Cのいずれとも異なる）異種の商品（たとえば商品D）に表された労働の価値形成性格を前提におかなければならない。しかし、3商品A・B・Cだけから成る市場の内部では、これらの3商品とは異なる商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことはできない。したがって、3商品A・B・Cから成る市場の内部では、これらの3商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは不可能であり、3商品A・B・Cに関する全体的価値形態（形態Ⅱ）の同時成立も不可能である。多数商品（相対的価値形態）に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現するためには、与えられた市場の内部で、（これらの多数商品のいずれとも区別される）異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におかなければならない。だからこそ、全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行が必要とさ

れるのである。

以上に見た全体的価値形態（形態Ⅱ）の相対的価値形態の欠陥は、形態Ⅱの特殊的等価形態の欠陥に反映する。特殊的等価形態の欠陥に関する次の記述を検討しよう。

「展開された相対的価値形態の欠陥は、それに対応する等価形態に反映する。ここでは、各個の商品種類の自然形態が、無数の他の特殊的等価形態とならぶ一つの特殊的等価形態であるから、およそ実存しているのは、ただ、互いに排除しあう制限された諸等価形態にすぎない。同じように、どの特殊的商品等価物に含まれている特定の具体的有用的労働種類も、ただ、人間的労働の特殊的な、したがって尽きるところのない現象形態にすぎない。たしかに、人間的労働は、その完全な、または全体的な現象形態を、あの特殊的現象形態の総範囲のうちにもってはいらぬ。しかし、その場合でも、人間的労働は、統一的現象形態をもっていない」（KI, S.78-79）。

最初に指摘されるように、「展開された相対的価値形態の欠陥」が「それに対応する等価形態」（特殊的等価形態）に反映するのであって、その逆ではない。たとえば、個別商品Aに関する多数の相対的価値表現が、（商品Aを除く）無数の商品から成る特殊的等価形態へと反映される。相対的価値形態の欠陥（個別商品の相対的価値表現が「未完成」）は明らかに、特殊的等価形態に立つ無数の商品種類に反映されている。形態Ⅱの相対的価値形態の欠陥のうち「第二」「第三」の反映形態については、やや立ち入った説明が必要である。

形態Ⅱの相対的価値形態の第2の欠陥（「寄木細工」のような性格）とは、要するに、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現どうしが互いに独立で無関係なことである。たとえば、3商品A・B・Cから成る市場において、個別商品Aの全体的価値形態（商品Aは商品Bまたは商品Cに値する）を考えよう。この場合、同じ商品Aの一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」（商品Aは商品Bに値する）と他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」（商品Aは商品Cに値する）どうしは互いに独立で無関係である。なぜなら、一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」を説明するさいに、商品A・商品Cの価値関係（他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」の根拠）を前提におく必要はないからである。同じ商品に関する多数の相対的価値表現のあいだの相互独立性は、「互いに排除しあう制限された諸等価形態」という形で特殊的等価形態に反映される。われわれの事例では商品B・商品Cが特殊的等価形態に立つが、特殊的等価物としての商品Bの機能と、特殊的等価物としての商品Cの機能とは互いに独立で無関係である。なぜなら、価値の現象形態としての一方の特殊的等価物（商品B）の自然形態の機能を説明するためには、相対的価値形態の商品Aとこの特殊的等価物（商品B）との価値関係（「 $A=B$ 」の根拠）を前提におきさえすればよく、相対的価値形態の商品Aと他方の特殊的等価物（商品C）との価値関係を前提におく必要はないからである。このように、形態Ⅱの特殊的等価形態の欠陥としてあげられる「互いに排除しあう制限された諸等価形態」とは、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現において、特殊的等価物としての多数商品の機能どうしが互いに独立で無関係であることを指す。

形態Ⅱの相対的価値形態の第3の欠陥とは、相異なる諸商品に関する「価値表現の無限の一系列」は定義上「異なる」ことである。ただし、この第3の欠陥との関連で見たように、市場の全商品に関する全体的価値形態（形態Ⅱ）の同時成立は不可能である。もし、市場の全商品に関する形態Ⅱが同時に成立するならば、全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは論理的に不可能である。

このように、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式およびその表現様式の観点から言って、相異なる複数商品に関する全体的価値形態（形態Ⅱ）の同時成立は論理的に不可能である。複数商品に関する形態Ⅱの同時成立は不可能である以上、一方の商品に関する形態Ⅱにおける特殊的等価物の集合と、他方の商品に関する形態Ⅱにおける特殊的等価物の集合との不一致を指摘することは、まったく無意味である。それゆえ、「互いに排除しあう制限された諸等価形態」を、一方の商品に関する形態Ⅱでの特殊的等価物の集合と、他方の商品に関する形態Ⅱでの特殊的等価物の集合との不一致と解釈することはできない。

形態Ⅱの相対的価値形態の欠陥から導かれる特殊的等価形態の欠陥を、特殊的等価形態の各商品に表された労働の観点から把握することもできる。たとえば、個別商品Aの全体的価値形態（商品Aは商品Bまたは商品Cに値する）の欠陥は次のようである。すなわち、特殊的等価物（商品B・商品C）の自然形態に表された労働（各種の具体的有用労働）は、抽象的人間労働の「特殊的な、したがって尽きるところのない現象形態」でしかない。なぜなら、一方の特殊的等価物（商品B）の自然形態に表された労働（具体的有用労働B）の（抽象的人間労働の現象形態としての）機能を説明する場合、この商品Bと商品Aとの価値関係を前提におきさえすればよく、他方の特殊的等価物（商品C）と商品Aとの価値関係を前提におく必要はないからである。かくて、形態Ⅱでは、多数商品（特殊的等価形態）の自然形態に表された多数の具体的有用労働の（抽象的人間労働の現象形態としての）機能は、互いに独立で無関係なのである。形態Ⅱにおいて抽象的人間労働が「統一的現象形態」を持たないのは、そのためである。

全体的価値形態（形態Ⅱ）の欠陥を克服するためには、市場の全商品の価値関係の内部で、多数商品に表された諸労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならない。この場合、（これらの多数商品のいずれとも区別される）異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におかなければならない。そのためには、全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行が必要である。

## 5-2. 全体的価値形態（形態Ⅱ）における「逆の連関」の論理

全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現から成るから、形態Ⅱから一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行の根拠は、形態Ⅱを構成する個々の単純な相対的価値表現のなかにある。個別商品「リンネル」に関する全体的価値形態については、次のようである。

「とはいえ、展開された相対的価値形態は、単純な相対的価値表現の、すなわち、第1の形態の諸等式の総計から成っているものにほかならない。たとえば、

20 エレのリンネル = 1 着の上着

20 エレのリンネル = 10 ポンドの茶

などの総計からである。

ところが、これらの等式はどれも、逆の関連では（rückbezüglich）また次のような同じ等式を含んでいる。すなわち、

1 着の上着 = 20 エレのリンネル

10 ポンドの茶 = 20 エレのリンネル

などの等式である」（KI, S.79）。

つまり、形態Ⅱでは、同じ個別商品「リンネル」に関する多数の相対的価値表現のそれぞれが、その「逆の連関」を含むというのである。第3節で見たように、2商品A・Bの価値関係の内部で一方の商品Aの相対的価値表現（商品Aは商品Bに値する）が「逆の連関」（他方の商品Bの相対的価値表現，商品Bは商品Aに値する）を「含む」とは、一方の商品の価値表現と他方の商品の価値表現が（同時にではなく）交互にのみ成立することを意味する。その理由は、すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。形態Ⅱを構成する同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現についても、事情は同じである。同じ個別商品「リンネル」に関する多数の相対的価値表現と、その「逆の連関」すなわちリンネル商品を一般的等価物とする一般的価値形態（形態Ⅲ）も、同時にではなく、交互にのみ成立する。個別商品の単純な相対的価値表現における「逆の連関」の論理を全体的価値形態（形態Ⅱ）に対しても適用できるのは、前項で見たように、形態Ⅱでは、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現どうしが互いに独立で無関係だからである。個別商品「リンネル」に関する全体的価値形態では、リンネル商品に関する一方の相対的価値表現「リンネル＝上着」と他方の相対的価値表現「リンネル＝茶」とは互いに独立である。それゆえ、同じ個別商品「リンネル」に関する各々の単純な相対的価値表現ごとに「逆の連関」の論理が適用されるのである。

このように、同じ個別商品Aに関する多数の相対的価値表現に対して「逆の連関」の論理を適用することにより、個別商品Aに関する全体的価値形態（形態Ⅱ）から、個別商品Aを一般的等価物とする一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行が説明される。この場合、形態Ⅱ（商品Aは商品Bまたは商品C等々に値する）と、形態Ⅲ（商品Bまたは商品C等々は商品Aに値する）とは、同時には成立せず、交互にのみ成立する。もし、形態Ⅱと形態Ⅲとが同時に成立するならば、市場の全商品が相対的価値形態に立つことになり、市場の全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは論理的に不可能である。なぜなら、与えられた市場の内部では、（市場の全商品と区別される）異種の商品に表された労働の価値形成性格を前提におくことは定義上不可能だからである。

全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行を説明する「逆の連関」の論理は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にもとづいており、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係である。この点に関連して「全体的、または展開された価値形態の欠陥」項の末尾のパラグラフを検討しておこう。

「実際、もしある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し、それゆえ、リンネルの価値を一連の他の商品で表現するとすれば、必然的に (notwendig), 他の多くの商品所有者もまた彼らの商品をリンネルと交換しなければならず、それゆえ彼らのさまざまな商品の価値を同じ第3の商品で、すなわちリンネルで、表現しなければならない。20 エレのリンネル＝1 着の上着 または＝10 ポンドの茶 または＝等々 という列を逆にすれば、すなわちこの列に事実上含まれている逆の連関 (Rückbeziehung) を表現すれば、次の形態 [一般的価値形態——引用者] が得られる」(KI, S.79).

見られるように、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望が一致するか否かの検討

なしに、個別商品「リンネル」と他のすべての商品との「必然的」な相互交換を語られている。このような記述が許されるのは、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式にもとづいて各商品の相対的価値表現を説明する場合に限られる。なぜなら、すでに見たように、各商品に表された労働の価値形成性格は、市場の全商品の価値関係（価値としての全商品の質的同等性、および全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）を根拠とし、各種使用価値に対する商品所有者たちの欲望とはいっさい無関係だからである<sup>13</sup>。

### 5-3. 一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立根拠——多数商品の相対的価値表現の同時成立

第3節で見たように、価値表現における「逆の連関」の論理（2商品の価値関係のもとで一方の商品の相対的価値表現と他方の商品の相対的価値表現とは、同時にではなく、交互にのみ成立すること）は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式によってのみ説明される。前項では、この「逆の連関」の論理の媒介によって、全体的価値形態（形態Ⅱ）すなわち同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現と、一般的価値形態（形態Ⅲ）すなわち（一般的等価物としての個別商品を除く）多数商品の相対的価値表現とが交互にのみ成立することを示した。第1項で見たように、個別商品Aに関する全体的価値形態（形態Ⅱ）（商品Aは商品Bまたは商品C等々に値する）では、同じ商品Aに関する多数の相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係である。この意味で、形態Ⅱは同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないのである。形態Ⅱでは、市場の全商品の価値関係が前提におかれるとはいえ、個別商品に表された労働の価値形成性格の表現様式が成立するにすぎない。このように、形態Ⅱは同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないので、形態Ⅱをつうじて市場の全商品の価値関係を確証することはできない。

これに対して、個別商品Aを一般的等価物とする一般的価値形態（形態Ⅲ）（商品Bまたは商品C等々は商品Aに値する）は、（一般的等価物＝商品Aを除く）多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含む。形態Ⅲでは、市場の全商品の価値関係が前提におかれたうえで、（個別商品ではなく）多数商品に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される。形態Ⅲは（一般的等価物を除く）多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含むので、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。単純化のため、3商品A・B・Cから成る市場における一般的価値形態（商品Bまたは商品Cは商品Aに値する）の構造を考えよう。この場合、（一般的等価物＝商品Aを除く）2商品B・Cに表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される結果、2商品B・Cの相対的価値表現が同時に成立し、一般的等価物の機能が商品Aに帰属している。すでに見たように、どの商品に表された労働の価値形成性格もけっして単独には（何らかの異種の商品に表された労働の価値形成性格と独立には）論定されえない。2商品B・C

<sup>13</sup> 形態Ⅱの欠陥および形態Ⅱから形態Ⅲへの移行について松石勝彦氏は、「問題の核心は、価値形態Ⅱの欠陥による移行の必然性と相互的交換に含まれる逆関連による現実の移行とが同じ社会的労働したがってそれを内実とする価値概念から生じている点にある」（松石(1993), 212頁）と正しく指摘される。氏の言われるように、形態Ⅱの欠陥および形態Ⅱから形態Ⅲへの移行にともなう「逆関連」の説明要因は、「社会的労働」「価値概念」以外にはありえない。

に表された労働の価値形成性格についても事情は同じである。2商品B・Cに表された労働の価値形成性格を論定するさいには、(これらの2商品とは区別される)異種の商品(商品A)に表された労働の価値形成性格を根拠としなければならない。かくて、2商品B・Cに表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される場合、異種の商品(商品A)の自然形態はもっぱら価値の現象形態(一般的等価物)として機能し、当の2商品B・Cはもっぱら使用価値として機能する。このように、3商品A・B・Cから成る市場の内部では、多数商品(2商品B・C)の相対的価値表現(2商品B・Cに表された労働の価値形成性格の表現様式)の同時成立を根拠として、一般的等価形態の個別商品Aへの帰属が説明されるのであって、けっしてその逆ではない。より一般的に言えば、一般的価値形態(形態Ⅲ)は(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とするのであって、この意味で形態Ⅲは多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含むのである。(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立は、明らかに、市場の全商品の価値関係を前提とする。先の3商品モデルでは、2商品B・Cの相対的価値表現の同時成立を説明するためには、市場の全商品A・B・Cのあいだの価値関係を前提におかなければならない。このように、形態Ⅲは多数商品の相対的価値表現の同時成立の必然性を含むので、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる<sup>14</sup>。

以上のように、一般的価値形態(形態Ⅲ)は(一般的等価物を除く)他のすべて商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする。この点を踏まえると、形態Ⅲの意義をさまざまな側面から説明することができる。第1に、一般的価値形態(形態Ⅲ)をつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。言い換えれば、市場の全商品の価値関係に照応する価値形態は、形態Ⅱではなくて形態Ⅲなのである。この点に関連するのが「価値形態の変化した性格」(KI, S.80)項での次の記述である。

---

<sup>14</sup> 岩井克人氏は「無限の『循環論法』としての貨幣形態Z」(岩井(1993), 55頁)について「ほかのすべての商品が貨幣に直接的な交換可能性をあたえていることと、貨幣がほかのすべての商品に直接的な交換可能性をあたえていることとは、おたがいがおたがいの根拠となっているまさに宙づりの関係になっている」(同, 57頁)と説明される。つまり、全体的価値形態(「貨幣」は「ほかのすべての商品」に値する)と一般的価値形態(「ほかのすべての商品」は「貨幣」に値する)とが相互前提関係にあるというのである。しかし、岩井氏は「労働価値論から出発した価値形態論が最終的に行き着く貨幣形態の『循環論法』のなかには、もはやその労働価値論がはいりこむ余地はない」(同, 43頁)と主張されているから、「貨幣形態Z」は諸商品の価値関係の媒介によって導かれたものではない。岩井氏の見解について建部正義氏は、「貨幣はほかのすべての商品に『直接的な交換可能性』をあたえることは決してできないし、他方では、『直接的な交換可能性』を獲得することができるのは依然として貨幣だけである」(建部(1994), 244頁)と的確に指摘される。ただし、建部氏の論点を価値関係の媒介によって厳密に説明するためには、全体的価値形態が同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないこと、および一般的価値形態が多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とすることを論証しなければならない。そのさい、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式に着目する必要がある。

「新しく得られた形態〔一般的価値形態——引用者〕は、商品世界の諸価値を、商品世界から分離された一つの同じ商品種類、たとえばリンネルで表現し、こうしてすべての商品の価値を、それらの商品のリンネルとの同等性によって表す。リンネルに等しいものとして、どの商品の価値も、いまや、その商品自身の使用価値から区別されているだけでなく、すべての使用価値から区別されており、まさにそのことによって、その商品とすべての商品とに共通なものとして、表現されている。だから、この形態がはじめて現実的に諸商品を互いに価値として関連させ、言い換えれば、諸商品を互いに交換価値として現象させる」(KI, S.80)。

最初に指摘されるように、単純な価値形態(形態Ⅰ)も全体的価値形態(形態Ⅱ)も個別商品の相対的価値表現であるが、一般的価値形態(形態Ⅲ)は「商品世界」の相対的価値表現である。形態Ⅲは、相対的価値形態の「すべての商品」と一般的等価形態の特定商品(リンネル商品)との「同等性」(すなわち市場の全商品に関する価値としての質的同等性)を前提とする。また、形態Ⅲでは、相対的価値形態の各商品の価値は、「その商品自身の使用価値」から区別されるだけでなく「すべての使用価値」(相対的価値形態に立つ他のすべての商品の使用価値)からも区別される。たとえば、商品Aを一般的等価物とする一般的価値形態(商品Bまたは商品Cは商品Aに値する)において、一方の商品Bは、当の商品Bの自然形態だけでなく他方の商品Cの自然形態からも区別される価値形態を受け取る。なぜなら、2商品B・Cの相対的価値表現の同時成立の結果として、一般的等価形態が商品Aに帰属するからである。かくて、一般的価値形態(形態Ⅲ)は「現実的に諸商品を互いに価値として関連させる」と言える。形態Ⅲは(一般的等価物を除く)他のすべて商品の相対的価値表現の同時成立を条件とするからである。これに対して、全体的価値形態(形態Ⅱ)は同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まない。形態Ⅱが「現実的に諸商品を互いに価値として関連させる」とは言えない。

第2に、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態(形態Ⅲ)では、次の記述に見られるように、各商品の相対的価値表現に関する「商品世界の共同事業」が行われていると言える。

「前の二つの形態〔形態Ⅰ・形態Ⅱ——引用者〕は、商品の価値を、異種のただ一つの商品によってであれ、その商品とは異なる一連の多数の商品によってであれ、一商品ごとに表現する。どちらの場合にも、自分自身に一つの価値形態を与えることは、いわば個別商品の私事であり、個別商品は他の諸商品の関与なしにそれを成し遂げる。他の諸商品は、その商品に対して、等価物という単に受動的な役割を演じる。これに対して、一般的価値形態は、商品世界の共同事業としてのみ成立する。一商品が一般的価値表現を獲得するのは、同時に他のすべての商品がそれらの価値を同じ等価物で表現するからにほかならず、そして、新しく登場するどの商品種類もこれにならわなければならない」(KI, S.80-81)。

異種の個別商品に関する単純な相対的価値表現(たとえば「 $A=B$ 」と「 $C=D$ 」)は互いに独立で無関係である。また、第3節で詳しくみたように、2商品の価値関係の内部でも、一方の商品の相対的価値表現と他方の商品の相対的価値表現は、同時には成立せず、交互にのみ成立する。それゆえ形態Ⅰでの相対的価値表現は、「他の諸商品の関与」を必要としない「個別商品の私事」である。また、第1項で見たように、全体的価値形態(形態Ⅱ)では、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現どうしは互いに独立で無関係であ

る。たとえば、同じ個別商品Aに関する一方の相対的価値表現「 $A=B$ 」は、同じ商品Aに関する他方の相対的価値表現「 $A=C$ 」とは無関係に成立しうる。したがって、形態Ⅱでの相対的価値表現も「他の諸商品の関与」を必要としない「個別商品の私事」である。これに対して、一般的価値形態（形態Ⅲ）は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする。しかも、これらの多数商品の相対的価値表現の同時成立（多数商品に表された諸労働の価値形成性格の同時的な表現様式）は、市場の全商品の価値関係（市場の全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とする。したがって、形態Ⅲの相対的価値形態では「商品世界の共同事業」が行われていると言える。形態Ⅲでは、新たな商品種類が相対的価値形態に加わるのにおうじて、多数商品の同時的な相対的価値表現のための価値等式の列は無限に延長され、「同じ等価物」による相対的価値表現が新規の商品種類に対して強制される。このように、形態Ⅲを特徴づける「商品世界の共同事業」とは（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立のことであって、これを交換過程論で説明される商品所有者たちの「社会的行為」（KI, S.101）と混同することはできない。

第3に、一般的価値形態（形態Ⅲ）では、（一般的等価物を除く）他のすべての商品に表された諸労働が同時に対象的形態で表現されている。それゆえ、次の記述に見られるように、商品価値を形成する労働の「積極的な本性」が形態Ⅲをつうじて確証されている。

「商品世界の一般的な相対的価値形態は、商品世界から排除された等価物商品であるリンネルに、一般的等価物という性格を押しつける。リンネル自身の自然形態がこの商品世界の共通な価値姿態であり、したがって、リンネルは他のすべての商品と直接に交換可能なものである。リンネルの身体形態が、いっさいの人間の労働の目に見える化身、一般的社会的蛹化、として通用する。リンネルを生産する織布という私的労働が、同時に、一般的社会的形態で、他のすべての労働との同等性の形態で存在する。一般的価値形態を構成する無数の等式は、リンネルに実現されている労働を、他の商品に含まれている労働に、順々に等置し、そうすることによって、織布を人間の労働一般の一般的現象形態にする。こうして、商品価値に対象化されている労働は、現実的労働のすべての具体的形態と有用的属性とが捨象される労働として消極的（negativ）に表されているだけではない。この労働じしんの積極的な本性（positive Natur）がはっきりと現れてくる。その労働は、すべての現実的労働が人間の労働というそれらに共通な性格に、人間の労働力の支出に還元されたものである」（KI, S.81）。

最初に指摘されるように、「商品世界の一般的な相対的価値形態」（多数商品の相対的価値表現の同時成立）が「等価物商品」に「一般的等価物という性格」を与えるのであって、その逆ではない。多数商品（相対的価値形態）に表された労働の価値形成性格が同時に対象的形態で表現される場合、第3の「等価物商品」（一般的等価物）の自然形態は「商品世界の共通な価値姿態」として機能し、相対的価値形態の多数商品の自然形態はもっぱら使用価値として機能する。この場合、一般的等価物の自然形態に表された労働（使用価値リンネルに表された具体的有用労働「織布」）は抽象的人間労働の「一般的現象形態」として意義を持ち、私的労働「織布」が「一般的社会的形態」「他のすべての労働との同等性の形態」で存在する。しかし、多数商品の相対的価値表現の同時成立から導かれるのは、一

般的等価形態の特色だけではない。

最後に指摘されるように、多数商品の相対的価値表現を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）においてはじめて、「商品価値に対象化されている労働」の「積極的な本性」、すなわち「すべての現実的労働」（市場の全商品に表された全労働）の「共通な性格」（抽象的人間労働）への還元が論定されるのである。なぜなら、すでに見たように、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立は、市場の全商品の価値関係を前提とするからである。このように、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする一般的価値形態（形態Ⅲ）においてのみ、市場の全商品に表された全労働に関する（抽象的人間労働としての）質的同等性が確認される。これに対して、全体的価値形態（形態Ⅱ）は同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現の同時成立の必然性を含まないので、形態Ⅱでは「商品価値に対象化されている労働」の「積極的な本性」はけっして確認されない<sup>15</sup>。

#### 5-4. 初版『資本論』の「形態Ⅳ」の意義

多数商品の相対的価値表現の同時成立が一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立要件であることを踏まえて、初版『資本論』の「形態Ⅳ」（初版K34、以下「初版形態Ⅳ」と呼ぶ）の意義を検討しておこう。初版本文の価値形態論では、一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立は（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現にもとづいて論証されているが、一般的等価物の特定商品への固定化は論定されないままである。「われわれの現在の立場においては一般的等価物はまだけっして骨化されていない。どのようにして実際にリンネルは一般的等価物に転化させられたのか？ それは、リンネルがその価値を最初に個別商品において示し（形態Ⅰ）、次にすべての他商品において順番に相対的に示し（形態Ⅱ）、こうして逆関係的にすべての他商品がリンネルにおいてそれらの価値を相対的に示す（形態Ⅲ）ことによってであった。」（初版K33）。

見られるように、価値形態論の範囲内では一般的等価物は「骨化されていない」（特定商品に固定化されていない）。ただし、「すべての他商品がリンネルにおいてそれらの価値を相対的に示す」こと（他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立）を根拠として、一般的等価形態の任意の一商品「リンネル」への帰属はすでに論証されている<sup>16</sup>。一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立の論証にとって、一般的等価物の特定商品（たとえば金）への固定化が必須条件なのかどうか、問題の核心である。

単純化のため3商品A・B・Cから成る市場を想定し、各商品の量的規定性を捨象する

<sup>15</sup> 宮沢俊郎氏は「第Ⅲ形態では、私的労働が獲得すべき社会的労働としての性格にふさわしい、価値表現（価値形態）の形態（形式）が与えられる」のに対して、「第Ⅱ形態」では「商品世界を貫く統一的な形式が未確立」（宮沢(1993), 69頁）であると指摘される。形態Ⅱの欠陥および形態Ⅲの意義を把握するうえで、商品に表された労働の価値形成性格あるいは「社会的労働」の観点は重要である。

<sup>16</sup> 頭川博氏は、初版形態Ⅳが「一般的価値形態の不成立を示す」と解釈すると「マルクスが『形態Ⅳ』に到達する前段階において現行『資本論』と同じ一般的価値形態を紛れもなく説いているという事実を一体如何に解釈するのかという抜き差しならない前後撞着に直面する」（頭川(1980), 51頁）と正しく指摘される。

と、初版形態Ⅳは次の三つの価値等式によって表される。

商品A＝商品Bまたは商品C [商品Aは商品Bまたは商品Cに値する.] ①式

商品B＝商品Aまたは商品C [商品Bは商品Aまたは商品Cに値する.] ②式

商品C＝商品Aまたは商品B [商品Cは商品Aまたは商品Bに値する.] ③式

要するに、市場の全商品に関する全体的価値形態（形態Ⅱ）を書き並べたものが初版形態Ⅳである。全商品に関する形態Ⅱに対して同時に「逆の連関」の論理を適用すると、明らかに、次のような困難が生じる。

「一般的等価形態はつねにすべての他商品に対立して一商品にのみ帰属する。しかし、一般的等価形態は、すべての他の商品に対立してどの商品にも帰属する。しかし、どの商品もがそれ自身の現物形態をすべての他商品に対して一般的等価形態として対立させるならば、すべての商品がすべての商品を一般的等価形態から除外することになり、したがってまた自分自身をもその価値の大きさの社会的に通用する表示から除外することになる」（初版K34）。

たしかに、初版形態Ⅳを構成するすべての価値等式（①・②・③式）に対して同時に「逆の連関」の論理を適用すると、全商品が全商品を「一般的等価形態から除外する」ことになり、一般的価値形態（形態Ⅲ）はけっして導かれない。それでは、一般的等価物の特定商品への固定化が導入されていなければ、形態Ⅲの成立は論証されないのだろうか。一般的価値形態の不成立を示すために初版形態Ⅳが設定されたのだろうか<sup>17</sup>。けっしてそうではない。なぜなら、一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立要件は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立であって、一般的等価物の特定商品への固定化ではないからである。本節第1項で見たように、各商品の相対的価値表現を各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式として把握するかぎり、市場の全商品に関する全体的価値形態（形態Ⅱ）の成立は不可能であり、われわれの事例で言うと、同一時点には①・②・③式のうちいずれか一つだけが成立する。もし、①・②・③式が同時に成立するならば、市場の全商品（A・B・C）に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現しなければならないが、それは論理的に不可能である。そして、本節第2項で見たように、個別商品に関する全体的価値形態（形態Ⅱ）とその「逆の関連」としての一般的価値形態（形態Ⅲ）は、同時にではなく、交互にのみ成立する。このように、多数商品の相対的価値表現の同時成立（すなわち多数商品に表された諸労働の価値形成性格の同時的な

<sup>17</sup> 富塚良三氏は、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行に関する『資本論』の論理には「本質的困難」があると主張され、初版『資本論』の「形態Ⅳ」を「この問題の所在〔形態Ⅱから形態Ⅲへの移行における「本質的困難」——引用者〕を、価値形態論の視角から——いわば、第二形態から第三形態への移行に関する反省規定として、表示したもの」（富塚(1975), 253頁）と把握される。さらに、形態Ⅱから形態Ⅲへの移行にまつわる「本質的困難」と交換過程論との関連について、「諸商品が各個に展開した展開せざるをえない『展開された価値形態』から諸商品の価値の統一的な表現形態たる『一般的価値形態』への移行の困難の問題は、第二章の交換過程論において『全面的交換の矛盾』として、ヨリ具体的にあらわれるのである」（同,254頁）と指摘される。しかし第1に、本節第1項で見たように、多数商品に関する「展開された価値形態」（形態Ⅱ）の同時成立は論理的に不可能であって、初版形態Ⅳを多数商品に関する形態Ⅱの同時成立と解釈することはできない。第2に、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論によって一般的価値形態の成立の論証が補完されるか否かについては、より立ち入った検討が必要である。

表現様式)を根拠として一般的価値形態(形態Ⅲ)が説明されている以上、市場の全商品に関する全体的価値形態(形態Ⅱ)を(①・②・③式のように)書き並べたとしても、同一時点に成立可能なのはいずれかの一商品に関する形態Ⅱだけである<sup>18</sup>。初版形態Ⅳの多数の価値等式を各時点ごとに単一の価値等式へと限定する論理とは、「相対的価値形態の内実」(KI, S.64)すなわち各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。実際、初版本文の続きの文章を見ると、一般的等価形態が同時に全商品に帰属することは、明らかに否定されているのである。

「要するに、商品の分析が明らかにするのは、価値形態のすべての本質的な規定、およびその対立的な諸契機における価値形態そのもの、一般的な相対的価値形態、一般的等価形態であり、最後に、単純な相対的な諸価値表現のけっして終結しない列であって、この列は、最初は価値形態の発展における一つの過渡段階をなすが、結局は一般的等価物の独自の相対的価値形態へと一変する。しかし、商品の分析が示したものは商品形態一般としてのこれらの諸形態であった。したがってまた、これらの諸形態は、対立的になっていさえすれば (nur gegensätzlich), どの商品にも帰属するのであるから、商品Aが一方の形態規定にある場合には商品B, C, 等々は商品Aに対立して他方の形態規定をとる」(初版K34)。

「単純な相対的な諸価値表現のけっして終結しない列」(初版形態Ⅳ)を「一般的等価物の独自の相対的価値形態」へと転換させる論理が、「商品の分析」によって明らかにされている。「一般的な相対的価値形態」および「一般的等価形態」という諸形態は「どの商品にも帰属する」が、これらの諸形態は「対立的」でなければならない。たとえば、「商品A」が「一般的等価形態」という「形態規定」にある場合には、商品Aを除く他商品「商品B, C, 等々」はこの「形態規定」から排除される。つまり、市場の全商品が同時に「一般的な相対的価値形態」・「一般的等価形態」に立つことはない。その理由は、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にある。すでに見たように、市場の全商品に表された全労働の価値形成性格を同時に対象的形態で表現することは絶対に不可能だからである。

このように、初版形態Ⅳによって一般的価値形態(形態Ⅲ)の不成立が示されるのではない。形態Ⅲの成立要件は、一般的等価形態の特定商品への固定化ではなく、(一般的等価物を除く)他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立である。初版形態Ⅳは、形態Ⅲの成立要件を示すための一つの「過渡段階」(前掲初版K34)にすぎない<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> 初版形態Ⅳについて藤本義昭氏は『『形態Ⅳ』とは多数の商品の第2形態の『同時的成立』や『並存』を示すものでなく……』(藤本(1990), 88頁)と正しく指摘される。

<sup>19</sup> 初版形態Ⅳの意義について福田泰雄氏は、『『形態Ⅳ』は、一方では商品世界から特定の商品が抽出されて一般的等価物が成立することをすでに前提としつつ、他方そのうえであくまで同じ第Ⅲ形態の問題としてその一般的等価物の特定商品への骨化・固着の欠如とそこから生じる困難を示すのである』(福田(1992), 67頁)と指摘される。初版形態Ⅳが「商品世界」からの「特定の商品」の「抽出」に基づく「一般的等価物」の成立を前提としているという氏の論点は、きわめて重要である。ただし、「一般的等価物の特定商品への骨化・固着の欠如」が「第Ⅲ形態の問題」に属するか否かについては、より立ち入って検討しなければならないと思われる。

以上、本節では、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式にもとづいて、全体的価値形態（形態Ⅱ）から一般的価値形態（形態Ⅲ）への移行を考察し、次の点を明らかにした。第1に、全体的価値形態（形態Ⅱ）では、同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現どうしが互いに独立で無関係である。そのため、形態Ⅱをつうじては市場の全商品の価値関係を確証することはできない。第2に、形態Ⅱを構成する同じ個別商品に関する多数の相対的価値表現に対して「逆の連関」の論理を適用する結果、一般的価値形態（形態Ⅲ）が得られる。ただし、たとえば個別商品Aに関する形態Ⅱと個別商品Aを一般的等価物とする形態Ⅲは、同時にではなく、交互にのみ成立する。第3に、一般的価値形態（形態Ⅲ）の成立要件は多数商品の相対的価値表現の同時成立である。形態Ⅲは多数商品の相対的表現の同時成立の必然性を含むので、形態Ⅲをつうじて市場の全商品の価値関係を確証することができる。第4に、初版『資本論』の形態Ⅳは、一般的価値形態（形態Ⅲ）の不成立を示すために設定されたのではなく、形態Ⅲの成立要件を示すための過渡段階である。

次節で見ると、多数商品の相対的価値表現の同時成立を条件とする形態Ⅲこそが、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI, S.62）の実質的な到達点である。

## 第6節 結び——価値価格から現実の価格形態に向けて

本章で見たように、諸商品の価値関係を前提として、単純な価値形態（形態Ⅰ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）・一般的価値形態（形態Ⅲ）に至る価値形態の移行を説明する一連の論理的手続きの鍵は、価値表現の両極の諸商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式である。形態Ⅰの「相対的価値形態の内実」（KI, S.64）の論理（第2節を参照）に端的に見られるように、諸商品の価値関係を前提において各商品の相対的価値表現を説明するためには、各商品に表された労働の価値形成性格およびその表現様式を考察しなければならない。したがって、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI, S.62）は、各商品の相対的価値表現の観点から考察しなければならない。各商品の相対的価値表現の発展にもとづいて等価形態の発展を説明しなければならない。その逆ではない。「相対的価値形態の発展の程度には等価形態の発展の程度が対応する」（KI, S.81）こと、それゆえ「等価形態の発展は相対的価値形態の発展の表現であり結果であるにすぎない」（同）ことは無視されてはならない。

「相対的価値形態の発展」（すなわち、各商品に表された労働の価値形成性格の表現様式の発展）の実質的な到達点は、一般的価値形態（形態Ⅲ）である。なぜなら、形態Ⅲに至ってはじめて、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式）の同時成立の必然性が論定され、市場の全商品の価値関係（市場の全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）が確証されるからである。たしかに、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立を前提においたうえで、何らかの社会的過程による一般的等価形態の特定商品（たとえば金）への固定化という要因を導入すると、貨幣形態（形態Ⅳ）

が成立する。しかし、一般的等価形態の特定商品への固定化だけを根拠として貨幣形態（形態Ⅳ）の成立を論定することはできない。（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現の同時成立という要件は、一般的価値形態（形態Ⅲ）から貨幣形態（形態Ⅳ）への移行によっても何ら変更されないのである。この点にかかわるのが次の記述である。

「形態Ⅳにおける金は、相変わらず、形態Ⅲにおいてリンネルがそうであったもの——一般的等価物である。進歩は、ただ、直接的な一般的交換可能性の形態または一般的等価形態が、いまや社会的慣習によって、商品金の独自の自然形態に最終的に癒着しているということだけである」（KI, S.84）。

最初に指摘されるように、貨幣形態（形態Ⅳ）における金商品は、一般的価値形態（形態Ⅲ）と同じく「一般的等価物」である。たしかに、「社会的慣習」をつうじた一般的等価形態の特定商品「金」の自然形態への固定化は、形態Ⅳにのみ固有な要因である。しかし、形態Ⅳの内部で貨幣商品「金」が「一般的等価物」として機能するための条件は、（金を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式）の同時成立である。言い換えれば、金を除くすべての商品の相対的価値表現の同時成立を前提におかずに、「社会的慣習」による一般的等価形態の金商品への固定化だけを根拠として貨幣形態（形態Ⅳ）の成立を論証することは不可能なのである。

こうして、「諸商品の価値関係に含まれる価値表現の発展」（KI, S.62）に関するこれまでの考察により、貨幣形態の概念は、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現にもとづく一般的価値形態として把握される。したがって、諸商品の価値関係を前提において価値形態の移行を考察する結果、貨幣形態という概念が、商品形態から派生する概念として把握されるのである。この点にかかわるのが、価値形態論の末尾にある次のパラグラフである。

「貨幣形態の概念把握における困難は、一般的等価形態、したがって一般的価値形態一般、形態Ⅲに限定される。形態Ⅲは、もとにさかのぼれば形態Ⅱ、すなわち展開された価値形態に帰着し、そしてこの形態Ⅱの構成要素は形態Ⅰ、すなわち20 エレのリンネル＝1 着の上着 または、 $x$  量の商品A＝ $y$  量の商品B である。だから、単純な商品形態は貨幣形態の萌芽である」（KI, S.85）。

最初に指摘されるように、貨幣形態の概念の把握は一般的価値形態（形態Ⅲ）の論定に帰着する。なぜなら、貨幣形態（形態Ⅳ）は、一般的価値形態（形態Ⅲ）と同じく、（一般的等価物を除く）他のすべての商品の相対的価値表現（他のすべての商品に表された諸労働の価値形成性格の表現様式）の同時成立を前提とするからである。形態Ⅲの根拠すなわち多数商品の相対的価値表現の同時成立は、市場の全商品の価値関係（市場の全商品に表された全労働に関する抽象的人間労働としての質的同等性）を前提とする。第4節で見たように、市場の全商品の価値関係の内部では、（一般的等価物としての個別商品Aを除く）他のすべての商品の相対的価値表現（一般的価値形態）と個別商品Aに関する多数の相対的価値表現（全体的価値形態すなわち形態Ⅱ）とが交互にのみ成立する。したがって、市場の全商品の価値関係を前提におくかぎり、一般的価値形態（形態Ⅲ）から全体的価値形態（形態Ⅱ）への遡及が可能である。また、第4節で見たように、全体的価値形態（形態Ⅱ）では、同じ個別商品に関する同じ個別商品に関するさまざまな相対的価値表現は互いに独立で無関係である。したがって、全体的価値形態（形態Ⅱ）が個別商品の単純な相

対的価値表現へと分解され、形態Ⅱが形態Ⅰに帰着することは明らかである。かくて、市場の全商品の価値関係の媒介によって貨幣形態（形態Ⅳ）は最終的に単純な価値形態（形態Ⅰ）に帰着するのである。

以上のようにマルクスの価値形態論では、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を前提とし、商品に表された労働の二重性を媒介とする一連の論理的手続きを経て、貴金属（例えば「金」）によって代表される商品貨幣が一般的等価物の機能を果たすという結論に達する。したがって、「金」のような商品貨幣が一般的等価物として機能する一般的価値形態は、等労働量交換に従う諸商品の価値関係が既知という、きわめて制約的な前提のうえに成り立っている。したがって、もし価値形態論の分析枠組みのなかに留まるならば、「価値価格」の体系、すなわち、直接・間接の投下労働量と比例した価格体系しか分析することができなくなるであろう。

しかし、マルクスの経済理論はけっして価値価格の体系のなかに封じ込められてはいない。それどころかマルクスは、価値形態論・交換過程論に続く価値尺度論（『資本論』第1部第3章「貨幣または商品流通」の第1節）では、「価値の大きさの価格への転化」に伴って、商品の価値表現と「社会的労働時間」との「必然的な関係」が「一商品とその商品の外部に実存する貨幣商品との交換比率として現れる」と指摘し<sup>20</sup>、価値価格から乖離した現実の市場価格も表現しうる価格形態を論じている。実際の市場で個々の商品交換が直面するのは、さまざまな商品と貨幣との偶然的な交換比率である。本章の冒頭で見たように、商品の価値属性（操作可能な概念で言えば、商品1単位の生産に直接・間接に必要とされる労働時間によって規定される）を知るためには、社会的分業を構成する労働編成（より具体的には産業間の投入・産出関係）に関する膨大な情報を必要とするが、これらの情報を瞬時に収集・分析する能力が個々の商品所有者に備わっているとは考えられない。例えば「金」によって担われる一般的等価物としての機能が（価値形態論で行われたように）全商品の価値属性を根拠として説明される場合でも、個々の商品所有者にとって、一般的等価物として機能する「金」と自分の商品との交換比率を把握することは可能だが、各商品の労働価値を測定・比較することは不可能である。それゆえ、個々の商品所有者にとって、「金」と自分の商品との交換比率が、労働価値に比例した価値価格であるか否かを判定することは不可能である。要するに、商品所有者どうしの交換行為の観点では、商品の価値表現は、一般的等価物として機能する「金」と各自の商品との交換比率としてのみ把握され、諸商品の価値関係と労働の二重性に基づく価値形態論の論理的手続きを遂行することは不可能であり、だからこそ、現実の市場で商品所有者は、価値価格から乖離した価格形態だけでなく、価値属性を持たない対象の価格形態にも直面するのである<sup>21</sup>。

<sup>20</sup> KI, S.117.

<sup>21</sup> 価値尺度論における次の記述に注意してほしい。「価格形態は、価値の大きさと価格との、すなわち価値の大きさとそれ自身の貨幣表現との量的不一致の可能性を許すばかりでなく、1つの質的な矛盾——貨幣は諸商品の価値形態にほかならないのもかかわらず、価格がそもそも価値表現であることをやめるに至るほどの矛盾——をも宿しうる。それ自体としては商品でない諸々の物、たとえば良心、名誉などがその所有者によって貨幣で売られる物となり、こうしてその価格を通して商品形態を受け取ることがありうる。だから、ある物は、価値を持つこ

それでは、価値形態論で等労働量交換に従う価値関係を出発点として一般的等価物の機能、および、労働価値に比例する価格形態を導き出したにもかかわらず、価値形態論の後に来る価値尺度論では、市場参加者が直面する価格形態——すなわち、労働価値との比例関係や価値属性との関連との必然的関連の切れた現実的な価格形態——が議論の対象とされるのは何故であろうか。この問題に答える鍵となるのは、次章で詳しく見るように、一般的等価物の機能（多数商品の価値の現象形態としての機能）から生じる貨幣の「形式的な使用価値」<sup>22</sup>である。一般的等価物としての貨幣の社会的機能が市場参加者の間で1つの独特な種類の使用価値として承認されるからこそ、市場参加者の間では、等労働量交換に従う価値関係を出発点とする価値形態論の論理的手続きを経ることなく、各商品と一般的等価物との交換比率が直ちに価格形態として承認される。一般的等価物としての貨幣の機能から生じる貨幣の使用価値を組み込んだからこそ、マルクスの経済理論は、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を議論の出発点とするにもかかわらず、労働価値に比例した価値価格の体系のなかに拘束されることなく、多様な次元の価格形態を考察することができる。もし、一般的等価物の機能から生じる貨幣の「形式的な使用価値」を導入する交換過程論における理論的工夫が存在しなければ、マルクスの経済理論は、等労働量交換に従う労働価値体系しか扱うことのできない分析枠組みへと矮小化されるであろう。価値形態論に続く交換過程論では、一般的等価物の機能が貨幣の使用価値として承認されるに至るまでの論理が説明されるが、価値形態論と同様に交換過程論の解説もかなり骨の折れる作業である。次章では、『資本論』第1部第2章の交換過程論について、特に解釈の分かれる可能性のある記述を中心として詳しく吟味する。

---

となしに、形式的に価格を持つことがありうる」(KI, S.117).

<sup>22</sup> KI, S.104.

### 第3章 交換過程と貨幣——中立的貨幣観の克服に向けて——

#### 第1節 はじめに——交換過程論の解釈に見られる中立的貨幣観

本章では、価値形態論に続く交換過程論（『資本論』第1部第2章「交換過程」）を再検討し、マルクスの交換過程論は、貨幣をもつばら交換の媒介物と見なす中立的貨幣観の再説としてではなく、一般的等価物の機能から生じる貨幣の特殊な使用価値に基づく非中立的貨幣観として解釈しなければならないことを示す。第1章第3節で指摘したように、交換過程論におけるパズルとは、使用価値としての商品の実現と、交換価値（価値の現象形態）としての商品の実現という諸商品の交換過程の持つ両方の側面を、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点からどのように説明するかという問題である。この問題に対する解答になるのは、本章でより詳しく見るように、商品所有者どうしの欲望の不一致に起因する交換の行き詰まりを解決する手段として交換の媒介物を導入することではなく、一般的等価物（全商品の価値の現象形態）としての社会的機能から生じる貨幣の特殊な使用価値を導入することである。

商品所有者の欲望の不一致に起因する交換の行き詰まりを解決する交換の媒介物として貨幣を説明するのが、アダム・スミスの貨幣発生論<sup>1</sup>以来、今日でも多くのテキストブック

<sup>1</sup> アダム・スミスの『国富論』第1編第4章「貨幣の起源と使用について」では、貨幣の必然性が次のように説明される。「分業がはじまったばかりのときには、この交換力（**this power of exchange**）はしばしばその作用を大きく妨げられ行きづまらされた（**clogged and embarrassed**）にちがいない。ある人は自分自身が必要とするよりも多くのある特定の商品を持つが、他の人はそれよりも少なくしか持たない、と仮定しよう。その結果、この余剰物の一部を、前者はよるこんで手放すだろうし、後者はよるこんで買うだろう。ところが、もしこの後者が、前者が必要とするものをたまたま何も持っていなければ、彼らのあいだにはどんな交換も行われるはずはない。肉屋は、その店に自分が消費するよりも多くの肉を持っており、しかも酒屋とパン屋のおのおのは、その肉の一部分を購買したいと思っている。ところが、彼らはそれぞれの職業のさまざまな生産物以外には、交換に提供するものを何も持たず、しかも肉屋にはすでに、彼のさしあたり必要とするパンやビールがすべてそろっている。この場合、彼らのあいだにどんな交換も行われるはずがない。肉屋が彼らの商人になることはできないし、また彼らが肉屋の顧客になることもできない。だから、彼らのすべては、たがいにあまり役立たない。このような事態の不便を避けるために、社会のあらゆる時代のあらゆる細心の人（**every prudent man**）は、分業が最初に確立されたのち、自分自身の勤労の固有な生産物のほかに、自分たちの勤労の生産物と交換するのを拒む人はほとんどいないと考えられるようなあれこれの一商品の一定量を、いつでも自分の手もとに持っているようなしかたで、自分が当面する問題を処理しようと自然に努力したにちがいない」（Smith (1950), pp.24-5）。各商品所有者が何らかの社会的欲望対象の生産に特化する「分業」のもとで、各自の商品の「交換力」が「妨げられ行きづまらされる」と、次の事態が生じる。一方の商品所有者 a は自分の必要量を上回る特定の商品 A を持ち、他方の商品所有者 b は自分の必要量を下回る同種の商品 A しか持たない場合、「この余剰物の一部」（商品 A）を商品所有者 a は譲渡し、商品所有者 b は買うはずである。商品所有者 a の商品 A はたしかに社会的欲望対象である。しかし、商品所有者 b の商品 B を商品所有者 a が欲しないならば、a、b 両者のあいだに交換は行われない。以上の事態が「肉屋」「パン屋」「酒屋」の三人の商品所有者について例示される。(1)肉屋は自分の必要量を上回る「肉」を持つが、「パン」も「酒」も欲しない。(2)パン屋も

によく見られる貨幣発生論である。このように交換の行き詰まりを解決する手段として導かれる交換の媒介物としての貨幣は、第1章で見たケインズの経済システム類型論で表現すれば、「実物的交換経済」(C-M-C)における「中立的貨幣」である。こうした中立的貨幣観の影響力は根強い。マルクス経済学の教科書・研究書でも、欲望の不一致に起因する交換の行き詰まりを解決する交換の媒介物を導出するスミス以来の議論を、価値概念を導入してより精密な形に仕上げたものが、マルクスの交換過程論であると解説されることが多い。こうした通説と鋭く対立して本章では、交換過程論は中立的貨幣観の再説であるとは考えない。マルクスの交換過程論は——商品貨幣説の制約を受けるものの——、一般的等価物(多数商品に共通な価値の現象形態)としての貨幣の社会的機能から生じる貨幣の特殊な使用価値の導入を通じて、「資本としての貨幣の流通」あるいは「企業者経済」(M-C-M'循環)の分析に必要な非中立的貨幣観の基礎を提供する、というのが本稿の考え方である。第1章で見たようにケインズの経済システム類型論では、「企業者経済」(M-C-M'循環)が非中立的貨幣によって基礎づけられているのに対して、マルクスを忠実に継承すると自認する経済学者の通説において、以上のような中立的貨幣観が貨幣経済の根本と考えられているというのは、かなり奇妙な関係であると言える。

最初に、マルクスの交換過程論に関する通説として、久留間鮫造氏の古典的名著『価値形態論と交換過程論』(岩波書店、1957年)における解釈を検討しよう。交換過程論に関する久留間氏の解釈のなかで特に注目したいのが、以下の2つの箇所である。

「商品所有者は、彼の商品を価値として実現しようと欲する。言葉をかえていえば、同じ価値ある任意の他商品と——彼の商品がその他商品の所有者にとって使用価値をもつと否とにかかわらず——交換しようと欲する。ところが他面においては、彼は、彼にとって使用価値をもつ他商品とひきかえにでなければ、彼の商品を譲渡しようとはしない。すなわち、自分の商品は価値として妥当させようとするが、他人がそうすることは承認しない。しかもこれは、ある特殊な商品の所有者にかぎったことではなく、どの商品所有者もみな同じ立場に立つのである。だがそうするかぎり、交換過程は行きつまるほかはない。そして交換過程が行きつまるかぎり、商品生産もまた、一般的にはおこなわれないということになる」(久留間(1957), 18頁)。

---

酒屋も自分の必要量を下回る肉しか持たないので、肉を欲する。(1)(2)の想定のもとでは、第1に、肉はパン屋と酒屋の欲望対象だから、肉屋はたしかに社会的欲望対象を生産しており、肉は任意の他商品と交換可能のはずである。しかし第2に、肉屋はパンも酒も欲しないから、これら三者のあいだには交換は行われない。肉屋はパンも酒も買わないし、パン屋も酒屋も「肉屋の顧客」になれないので、これら三者は「たがいにあまり役立たない」。肉屋は社会的欲望対象を生産しているにもかかわらず、肉が誰にとっても「役立たない」のである。このように、「交換力」の「行きつまる」と、次の「事態の不便」が生じる。すなわち、何らかの社会的欲望を生産する商品所有者の商品が、商品所有者のあいだの欲望の不一致によって、任意の他商品との交換可能性を持ちえないという事態である。「社会のあらゆる時代のあらゆる細心の人」(すべての商品所有者)は、自分たちの生産物との「交換」が誰によっても拒否されない特定商品を持つ結果として、この「事態の不便」を解決する。言い換えれば、商品所有者たちの交換行為をつうじて任意の他商品との交換可能性が特定の貨幣商品に帰属すれば、何らかの社会的欲望対象を生産する商品所有者は、自分の商品を貨幣商品に交換したうえで、欲望対象商品を手に入れることができる。このように、スミスの貨幣発生論は、直接交換(C-C)から間接交換(C-M-C)への移行に焦点がおかれている。

ここで、「価値としての商品の実現」とは、自分の商品に対する他人の欲望を考慮せずに自分の商品について任意の他商品との交換可能性を実証しようとする商品所有者の行為を意味する。すべての商品所有者が同時に、他人の欲望を考慮せずに自分の欲望だけを前提として自分の商品を欲望対象商品と交換しようとするれば、「交換過程が行き詰まる」だけでなく、「商品生産」が「一般的にはおこなわれない」と主張されている。自己商品の任意の他商品との交換可能性が他の商品所有者の欲望（すなわち、使用価値に対する選好）によって制約されるとは、要するに他の商品所有者が（使用価値の差違に対してまったく無関心なのではなく）欲望対象商品と引き換えにのみ自分の商品を手放そうとすること、と理解してよいであろう。久留間氏の言われる交換過程の行き詰まりは、やや複雑に表現されているものの、商品所有者どうしの欲望の不一致に起因することには変わりはない。以上のような交換過程の行き詰まりに対する解決策について、次のように説明される。

「だから、商品生産が一般化するためには、この矛盾が媒介されねばならぬのであるが、それは何によって媒介されるかという点、いうまでもなく貨幣によってである。すなわち貨幣ができると、交換は販売および購買の二つの過程をとおして遂行されることになるが、そうすると商品所有者は、彼の商品を一举に任意の他商品と交換しようとはしないで、まず貨幣に対して交換する。これが販売であるが、この過程において商品所有者は、彼の商品をいきなり価値として妥当（通用）させようとするかわりに、まずそれを使用価値として譲渡することによって貨幣に転化する。この使用価値としての譲渡によって、その商品についやされた労働は社会的に有用な労働であったことが実証され、したがって商品は、社会的に妥当な価値の形態——商品世界を通じてあまねく価値として通用するもの——すなわち貨幣になるのである。そしてそうなった上ではじめて商品所有者は、次の購買の過程において、この貨幣を価値として通用させる、すなわち彼の欲する任意の他商品と交換する。貨幣になるとそうすることが客観的に可能になるのである。貨幣ができるまではそうはいかなかった。いまかりに、問題の商品がリンネルであり、その所有者がそれを聖書と交換したいと思っていたと仮定しよう。そのばあいにはたまたま、聖書の所有者の方でもリンネルと交換したいと思っていればいいが、そうではなくて、リンネルとの交換を欲しているのは小麦の所有者であって、聖書の所有者の方では酒との交換を欲していたとすると、交換はおこなわれない。このばあいリンネルの所有者は、小麦の所有者の欲望の——したがって社会的欲望の——対象を生産しているのであるから、彼の労働は社会的に有用な形態で支出された人間労働の一定量として、その生産物であるリンネルの価値を形成している筈なのであるが、リンネルは価値として実現されることができない。すなわち任意の他商品——このばあいには聖書——と交換されることができない。こうした矛盾が、貨幣ができると、さきに述べたような仕方では媒介されることになるのである」（久留間（1957）、19-20頁）。

久留間氏による以上の説明の核心は、交換の行き詰まりに対処して「商品生産」の「一般化」を確保するために、任意の他商品との交換可能性を持つ「貨幣」——「商品世界を通じてあまねく価値として通用するもの」——の導入によって、直接交換（リンネル—酒）が間接交換（リンネル—貨幣—聖書）に取って代わられるという点にある。交換の行き詰まりを引き起こす欲望不一致の例示のしかたにいくぶん違いがあるものの、久留間氏によ

るマルクス交換過程論の解釈は、スミスの貨幣発生論と同型の論理構造を持つ<sup>2</sup>。第1章第2節で見たように、「実物的交換経済」あるいは「単純な商品流通」の範囲に限定された貨幣経済の分析のためには、直接交換と間接交換の違いに焦点をおくスミス＝久留間型の枠組みが適しているであろう。しかし、「実物的交換経済」あるいは「単純な商品流通」(C-M-C)の枠組みに留まるかぎり、交換の媒介物としての貨幣しか考察することができず、貨幣的利潤の実現を目的とする「資本としての貨幣の流通」あるいは「企業者経済」(M-C-M' 循環)を分析することはできない。さらに、後により詳しく見るように、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を出発点とする価値形態論の論理的手続き、および、諸商品の価値属性と商品所有者との関係を考慮に入れると、欲望不一致に起因する交換の行き詰まりを解決する交換の媒介物を導き出す論理をマルクスの交換過程論のなかに読み込むことは、誤りであると言わなければならない。実際に、『資本論』第1部第2章では、直接交換(C-C)から間接交換(C-M-C)への移行を理由にして貨幣の必然性が説明されているわけではない。マルクス経済学の教科書・研究書では、諸商品の交換過程における使用価値と交換価値との矛盾<sup>3</sup>の発展形態として、『資本論』第1部第3章「貨幣または商品流通」の第2節「流通手段」における「商品—貨幣—商品」(Ware-Geld-War)という「形態変換」<sup>4</sup>が参照されることが多いが、これは、(マルクスその人ではなく)マルクス経済学者が直接交換(C-C)と間接交換(C-M-C)との区別、すなわち、物々交換と実物的交換経済との区別という観点から貨幣経済の特質を考察していることを意味する。しかし、たとえマルクスによる記述の解釈を別としても、直接交換(C-C)と間接交換(C-M-C)との区別に基づく中立的貨幣観では、「資本としての貨幣の流通」あるいは「企業者経済」(M-C-M' 循環)で特徴づけられる現実の資本主義経済を説明することは不可能であるというのが、本稿の立場である。

最初に言及したように、マルクスの交換過程論では、諸商品の交換過程の持つ二重の側面——使用価値としての商品の実現と、交換価値(価値の現象形態)としての商品の実現——を、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点から考察される。価値形態論に続く交換過程論の解釈にとって決定的に重要な論点をここで確認しておきたい。

---

<sup>2</sup> スミスの貨幣発生論とマルクスの交換過程論とが同じ論理構造を持つと考える見解に、次のものがある。「それは全く『交換過程論』(『資本論』第一部第二章)の立場からなされており、『価値形態論』(同第一章第三節)の欠如しているのが特徴的である」(遊部久蔵『労働価値論史研究』世界書院、1964年、27頁)。「スミスが交換過程上の困難に流通手段としての貨幣の形成を促す根拠を求めたのは、決して誤ってはいない。これは『資本論』第一部第一編第二章『交換過程』におけるマルクスの立場と対応する」(武田(1982), 17頁)。

<sup>3</sup> 諸商品の交換過程における使用価値と交換価値との矛盾という見方は、『資本論』初版における次の記述に基づく。「商品は、使用価値と交換価値との、したがって二つの対立物の、直接的な統一体である。それゆえ商品は1つの直接的な矛盾である。この矛盾は、商品がこれまでのように分析的に、あるときは使用価値の観点のもとで、あるときは交換価値の観点のもとで、考察されるのではなくて、1つの全体として現実に他の諸商品に関係させられるやいなや、発展せざるをえない。そして、諸商品の相互の現実的關係は、諸商品の交換過程である」(Marx (1867), S.44)。

<sup>4</sup> Marx (1962), S.120. 以下では「KI,120」のように略記する。

第1に、使用価値としての諸商品の関係は使用価値に対する商品所有者の欲望にのみ左右されるのに対して、交換価値(価値の現象形態)としての諸商品の関係は、等労働量交換に従う価値関係にのみ依存し、使用価値に対する商品所有者の欲望とは無関係である。等労働量交換(より分析的に言えば、各商品1商品の生産のために直接・間接に必要なとされる労働時間)に従う諸商品の価値関係を出発点とする価値形態論における論理的手続きを思い起こしてほしい。したがって、価値形態論で交換価値が——異質財どうしの交換比率としてではなく——等労働量交換の仮定のもとに価値の現象形態として把握されている以上、交換価値としての諸商品の関係は、使用価値に対する商品所有者の欲望の制約を受けることは定義上ありえない。言い換えれば、交換価値(価値の現象形態)としての諸商品の関係が、商品所有者どうしの欲望の不一致によって制約されると考えることはできない。

第2に、第1章第3節と第2章第1節で指摘したように、商品の観点に立つ価値形態論とは異なり、商品所有者の交換行為の観点では、商品の価値属性を前提におくことは許されない。なぜなら、商品の価値属性を知るためには、各商品1単位の生産のために直接・間接に必要な労働時間に関する情報を必要とするが、産業連関に関わるこうした情報を入力・分析する能力が個々の商品所有者に備わっているとは考えられないからである。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論では、等労働量交換に従う価値関係を前提において一般的価値形態の成立を——価値形態論と同様の論理的手続きに従って——証明することは不可能である。交換過程論の観点では、商品の価値属性を前提におくことはできないので、多数商品の同時的な相対的価値表現に基づいて一般的価値形態の成立を説明することは不可能である。それゆえ、交換過程論の記述のなかに、一般的価値形態を説明する論理的手続きの一部を読み込むことはできない。

以上の2つの論点に留意したうえで、本章では、マルクスの交換過程論について、特に解釈の分かれる記述を中心として詳しく検討する。価値形態論と同様に交換過程論についても文献解釈に立ち入らなければならないが、その目的はマルクスの交換過程論のなかに非中立的貨幣観の基礎を発見することにある。

## 第2節 交換過程論における貨幣の導出

本節では、『資本論』第1部第2章「交換過程」のマルクスの記述について、解釈の分かれる箇所を中心として詳しく検討し、直接交換と間接交換の区別に基づく中立的貨幣観を交換過程論のなかに読み込むことが誤りであることを明らかにする。

最初に、価値形態論における商品の観点と、交換過程論における商品所有者の観点との根本的な違いについて確認しておきたい。交換過程論よりも前に展開される物神性論(『資本論』第1部第1章の第4節「商品の物神的性格とその秘密」)でも「実際の交易、生産物交換」に参加する「私的生産者」「人間」(KI,88)あるいは「交換者」(KI,89)が前提におかれる。交換過程論では、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為の観点から、貨幣経済が考察される。交換過程論の冒頭では「商品所有者」の導入について次のように言われる。

「諸商品は、自分で市場におもむくこともできず、自分で自分たちを交換することもできない。したがってわれわれは、商品の保護者、すなわち商品所有者たちをさがさなければならない」(KI, 99)。

交換過程論で「商品の保護者」「商品所有者」の導入が改めて明示されるのは、あらゆる論点について「商品」の観点と「商品所有者」との観点を相違が問題となるからである。「商品」と「商品所有者」との観点を相違のなかで最も明白なのは、使用価値に対する欲望の有無である。交換過程を構成する商品所有者の交換行為は、当然ながら、交換当事者どうしの次のような相互承認を前提とする。

「一方は他方の同意のもとにのみ、したがってどちらも両者に共通な1つの意志行為を媒介としてのみ、自分の商品を譲渡することによって他人の商品を自分のものにする。だから、彼ら[「商品の保護者たち」——引用者]は互いに私的所有者として認め合わなければならない」(KI, 99)。

言い換えれば、諸商品の交換過程は、商品所有者たち相互の「同意」「共通な1つの意志行為」による媒介、すなわち「私的所有者」としての相互承認を条件とする。マルクスの交換過程論で理解が容易でないのは、こうした商品所有者どうしの相互承認を、使用価値としての諸商品の関係、および、交換価値(価値の現象形態)としての諸商品の関係という両方の側面から考察しなければならないからである。商品所有者どうしの相互承認の過程を使用価値に対する欲望の一致・不一致の観点からのみ説明して、「交換の行き詰まり」物語に基づくスミス型の貨幣発生論を組み立てようとする試みは——多くのマル経テキストを含めて——すでに多数行われているが、こうした俗説に対するオルタナティブを提供するのが他ならぬマルクスの交換過程論である。

## 2-1. 諸商品の「使用価値としての実現」(個人的過程)と「価値としての実現」(社会的過程)との相互依存関係

最初に確認しなければならないのは、諸商品の「使用価値としての実現」と「価値としての実現」という交換過程の両方の側面は、相互依存関係にあり、けっして互いに独立ではありえないという点である。商品所有者の欲望にのみ左右される「使用価値としての実現」の側面と、各自の商品がその交換価値(価値の現象形態)と入れ替わる「価値としての実現」の側面は、以下に指摘される通り、相互依存関係にななければならない。

「諸商品は、使用価値として実現されうるまえに価値として実現されなければならない。／他面では、諸商品は、みずからを価値として実現しうるまえに、みずからを使用価値として実証しなければならない。」<sup>5</sup>

諸商品の「使用価値としての実現」の側面は、個々の商品所有者の欲望にのみ左右されるので、「個人的過程」とも表現される。他方で、「価値としての実現」の側面は、交換価値(価値の現象形態)としての諸商品の関係は、(使用価値に対する個別商品所有者の欲望から独立して)等労働量交換に従う価値関係を前提とするので、「社会的過程」とも表現される。重要なのは、「個人的過程」と「社会的過程」の2つの側面は、次の文章(交換過程

<sup>5</sup> KI, S.100.

論・第4パラグラフ)にあるように、けっして互いに独立ではありえないという点である。

「どの商品所有者も、自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品と引き換えにのみ自分の商品を譲渡しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとってもっばら個人的過程である。他方では、彼は自分の商品を価値として実現しようとする。すなわち、彼自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにはかかわりなく、彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも価値として実現しようとする。そのかぎりでは、交換は彼にとって一般的な社会的過程である。だが、同じ過程が、同時にすべての商品所有者にとって、もっばら個人的であると同時にもっばら一般的社会的ではありえない。」(KI,101)

本パラグラフは明らかに商品所有者の交換行為の観点に立つ。第1文に見られるように、「どの商品所有者も、自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品と引き換えにのみ自分の商品を譲渡しようとする」ことに着目するかぎりでは、「商品所有者」にとって諸商品の交換過程はもっばら「個人的過程」である。「個人的過程」の側面では、各商品所有者にとっての他人の商品は「自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品」すなわち彼の欲望対象となる商品に限定されている。したがって、「個人的過程」の側面は、商品所有者の欲望にのみ左右される諸商品の「使用価値としての実現」の過程に対応する。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立ち、かつ、商品所有者の欲望が前提におかれるならば、交換過程はもっばら諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」の側面で把握される。

他方、商品所有者の交換行為の観点では、各商品所有者じしんの商品の「価値としての実現」(すなわち、各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との価値関係の実証)は、「一般的社会的過程」と規定される。その理由となるのが、「彼[商品所有者——引用者]自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにはかかわりなく、彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも (*in jeder ihm beliebigen andren Ware von demselben Wert*)」の部分である。「彼自身の商品が他の商品の所有者にとって使用価値を持つか持たないかにかかわりなく」と言われるように、各自の商品の使用価値に対する他人の欲望は捨象されている。問題は、「彼にとって任意の同じ価値を持つ他のどの商品でも」の部分の意味である。「同じ価値」と明示されているように、各自の商品と他人のあらゆる商品との価値関係が前提におかれている。すでに見たように、諸商品の価値関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。各自の商品と他人のあらゆる商品との価値関係も、使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係であり、それゆえ、各自の商品の使用価値に対する他人の欲望とも、他人の商品に対する各商品所有者の欲望とも無関係である。各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との価値関係が前提におかれているから、「彼[各商品所有者——引用者]にとって任意の (*ihm beliebigen*)」という表現には、各商品所有者の欲望対象への限定は含まれない。このように解釈しなければならないのは、各自の商品と他人の商品との価値関係は、諸商品の価値対象性のみを前提とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係だからである。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨

象する（商品所有者じしんの商品に対する他人の欲望も、他人の商品に対する商品所有者じしんの欲望も、両方とも捨象する）ならば、交換過程はもっぱら諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」の側面で把握される。ところで、少し前のパラグラフでは（商品所有者の交換行為の観点ではなく）「商品」の観点に立って、「商品にとっては他のどの商品体もそれ自身の価値の現象形態としてのみ意義をもつという事情」（KI,100）が指摘され、「商品」がどんな「まずい容姿」の他商品とも「魂だけでなく体までも取り替える」（同）と特徴づけられた。これに対して、第4パラグラフでは、（「商品」の観点ではなく）商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象する場合にのみ、交換過程は「一般的社会的過程」と規定されるのである。

このように、商品所有者の交換行為の観点に立ち、使用価値に対する商品所有者の欲望を前提におくならば、交換過程はもっぱら諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」と把握される。また、商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象するならば、交換過程はもっぱら諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」と把握される。商品所有者の欲望にのみ左右される「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面と、商品所有者の欲望とはいっさい無関係な「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面とを、互いに独立に、それぞれ一面的に論じることができるならば、何の問題もない。しかし、第4パラグラフの最後の文章で示されるように、交換過程のこれら二側面を互いに独立に考察することは不可能である。

「だが、同じ過程が、同時にすべての商品所有者にとって、もっぱら個人的であると同時にもっぱら一般的社会的ではありえない（*Aber derselbe Prozeß kann nicht gleichzeitig für alle Warenbesitzer nur individuell und zugleich nur allgemeinen gesellschaftlich sein*）」（KI,101）。

個々の商品所有者の交換行為を孤立的に検討することは無意味であり、「同時に」市場に参加する「すべての」商品所有者の交換行為を考察しなければならない。交換過程が「もっぱら（nur）個人的過程であると同時に（nur）一般的社会的過程ではありえない」とは、経済学的に何を意味するか。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点に立ち、かつ、使用価値に対する商品所有者の欲望だけを前提におくならば、交換過程はもっぱら「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面で把握される。これに対して、商品所有者の交換行為の観点に立ちつつ、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象するならば、交換過程はもっぱら「一般的社会的」「価値としての実現」の側面で把握される。もし、これら二つの側面を互いに独立に把握することができるならば、商品所有者の観点からの交換過程の考察の結果として、“交換過程はもっぱら個人的過程であると同時に（nur）一般的社会的過程である”と説明されるであろう。しかし、実際にはそうではない。商品所有者の観点に立つかぎり、“交換過程はもっぱら個人的過程であると同時に（nur）一般的社会的過程である”と結論づけることはできない。より詳しく言えば、商品所有者の欲望にのみ左右される「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面と、商品所有者の欲望とは無関係な「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面とを、互いに独立に把握することは許されないのである。したがって、商品所有者の交換行為の観点に立つかぎり、「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面と、「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面とは、必ず相互前提関係になければならない。この場合、諸商品の「使用価値として

の実現」「個人的過程」の側面は商品所有者の欲望にのみ左右されるが、諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」の側面は商品所有者の欲望の捨象を前提とするので、これら両側面のあいだの相互前提関係は矛盾を必ずともなう。

以上のように、第4パラグラフの最後の文章の含意は、交換過程の二側面（「個人的過程」「使用価値としての実現」および「一般的社会的過程」「価値としての実現」）の相互前提関係の必然性にある。ただし、これら両側面の相互前提関係の必然性は、次の第5パラグラフで論証される。次に見る第5パラグラフで示されるように、交換過程がもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握されると、解決不可能な背理が生じる。

なお、一方の商品所有者の「一般的社会的過程」が他方の商品所有者の「個人的過程」によって制約される関係を、第4パラグラフの最後の文章のなかに読みとることは、理論的に不可能である。たとえば、一方の商品所有者aの「一般的社会的過程」（商品所有者Aじしんの商品の「価値としての実現」）が他方の商品所有者bの「個人的過程」（商品所有者Bじしんの商品の「使用価値としての実現」）によって制約されることは、定義上ありえない。一方の商品所有者の「個人的過程」による他方の商品所有者の「一般的社会的過程」に対する制約関係は、論理的に不可能である。当の第4パラグラフの論理にしたがえば、「個人的過程」（諸商品の「使用価値としての実現」）は使用価値に対する商品所有者の欲望にのみ左右されるが、「一般的社会的過程」（諸商品の「価値としての実現」）のほうは、使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係であり、他人の商品に対する各自の欲望とも、各自の商品に対する他人の欲望とも無関係だからである。したがって、一方の商品所有者aの商品Aの「一般的社会的過程」は、他人の商品の使用価値に対する商品所有者Aの欲望とも、商品Aの使用価値に対する他人の欲望とも無関係であり、他方の商品所有者bの「個人的過程」によってもけっして制約されない<sup>6</sup>。そもそも、交換価値としての

---

<sup>6</sup> 交換過程論の第4パラグラフにもとづいて、一方の商品所有者の「個人的過程」による他方の商品所有者の「一般的社会的過程」の制約を説明しようとする見解がある。宮沢俊郎氏は最も一般的に次のように説明される。「ある商品所持者の社会的過程（自らの商品を一般的なものとして通用させようとする立場）が他の商品所持者の個別的過程（他の商品を特殊なものとしてのみ認める＝一般的なものとは認めない立場）によって制約される」（宮沢(1993), 135頁）。見られるように、自分の商品を「一般的なものとして通用させようとする」一方の商品所有者の「立場」が、「他の商品を特殊なものとしてのみ認める」他方の商品所有者の「立場」によって「制約される」と説明されている。松石勝彦氏は、「個人的過程」が「一般的社会的過程」に課する「制限条件」の意味を明示されたうえで、同時にすべての商品所有者にとっての「個人的過程」と「一般的社会的過程」との同時成立の不可能性を次のように説明される。「全商品所有者の特殊な欲求充足という制限条件のために、各商品は一般的等価たりえないのである。商品は一方では使用価値としての実現において制限条件をもつ、特殊であり、他方では価値としての実現において制限条件をもたず、『一般的社会的』であり、この特殊『個人的過程』と『一般的社会的過程』とは同時には矛盾し、全商品所有者については同時には完全に矛盾する」（松石(1993), 267-8頁）。第1に、「個人的過程」と「一般的社会的過程」が「同時には矛盾」する理由について、「全商品所有者の特殊な欲求充足」という「制限条件」ゆえに各商品が「一般的等価たりえない」と説明

諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性のみを前提とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とは無関係だからである。

## 2-2. 交換過程が「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握される場合の理論的困難

次に検討する交換過程論・第5パラグラフでは、交換過程がもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握される場合に生じる理論的困難について、次のように説明される。このパラグラフも、従来から解釈の分かれる問題含みの箇所であった。

「もっと詳しく見れば、どの商品所有者にとっても、他人の商品はどれでも (jede fremde Ware) 自分の商品の特殊的等価物として意義をもち、したがって (daher) 自

---

される。さらに第2に、「個人的過程」と「一般的社会的過程」は、同時に「全商品所有者について」は「完全に矛盾する」と説明される。さらに、福田泰雄氏は、一方の「個人的過程」が他方の商品所有者の「一般的社会的過程」を妨げる理由を、次のように説明される。「各商品所持者が自己の商品を自己の欲望を満たす任意の等価値の商品でもって実現しようとしても、自分が自己の個人的欲望を満たす使用価値をもつ商品としか交換に応じないように、相手の商品所持者も同様に行動するがゆえに、相手が当該商品に有用性を認めなければ、交換は成立せず、したがって社会的過程の遂行は挫折せざるをえないのである」(福田(1992), 57頁)。氏の規定される「社会的過程」(諸商品の「価値としての実現」)では、「自己の欲望を満たす任意の等価値の商品」と明示されるように、各自の商品と欲望対象商品との交換が前提におかれている。一方の商品所有者の「社会的過程」を制約するものは、「相手が当該商品に有用性を認め」るか否か、すなわち、「自己の商品」に対する他方の商品所有者の欲望であると結論づけられている。これらの諸見解によれば、一方の商品所有者の「個人的過程」が他方の商品所有者の「一般的社会的過程」に課する制約要因とは、「他の商品を特殊なものとしてのみ認める」という商品所有者の「立場」、  
「全商品所有者の特殊な欲求充足」あるいは「相手が当該商品に有用性を認め」るか否かの問題であって、これらは、各自の商品の使用価値に対する他の商品所有者たちの欲望に帰着する。しかし、一方の商品所有者の「一般的社会的過程」(交換価値としての諸商品の関係の実証)が他方の商品所有者の「個人的過程」(使用価値としての諸商品の関係の実証)によって制約されることは不可能である。なぜなら、他の商品所有者の欲望による制約を受けるのは、各商品についての任意の他商品との交換可能性であって、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性ではないからである。すでに見たように、交換価値としての諸商品の関係は、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とは無関係である。したがって、各商品についての任意の他商品との交換可能性に対する制約要因を説明する場合には、各商品の使用価値に対する商品所有者たちの欲望の一致・不一致を考察することはできるが、諸商品の価値対象性と商品所有者の交換行為との関連を考察することはできない。要するに、各商品の「価値としての実現」が各商品についての任意の他商品との交換可能性の実証と見なされる場合には、交換過程における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を考察することはできない。

分の商品は他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ。しかし、すべての商品所有者が同じことをするので、どの商品も一般的等価物ではなく、したがってまた諸商品は、それらがたがいに価値として等置され価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態を持たない。だから、諸商品はけっして商品として相対するのではなく、ただ諸生産物または諸使用価値として相対するだけである」(KI,101)。

すぐ前に見た第4パラグラフの末尾で提起された問題が、本パラグラフで「より詳しく」検討される。第1文——「どの商品所有者にとっても、他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義をもち、したがって自分の商品は他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ」——は、交換過程がもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握される結果であり、それゆえ、商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為が考察される結果である。このように解釈しなければならない理由は、次の点にある。

第1に、本パラグラフの第1文では、商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との区別だけが前提におかれているので、使用価値に対する商品所有者の欲望は捨象されていると考えなければならない。第1文では、「他人の商品はどれでも (jede fremde Ware)」あるいは「他のすべての商品」と言われるように、各商品所有者にとって他人の商品は、彼の欲望対象に限定されていない。もし、各商品所有者にとって他人の商品が彼の欲望対象に限定されているならば、「自分を満足させる使用価値をもつ商品」(前掲第2パラグラフ)あるいは「自分の欲望を満足させる使用価値を持つ別の商品」(前掲第4パラグラフ)などの条件が付加されるはずである。このように、各商品所有者にとって他人の商品は彼の欲望対象に限定されておらず、各商品所有者じしんの商品と他人のあらゆる商品との区別だけが前提におかれているから、本パラグラフでは使用価値に対する商品所有者の欲望が捨象されていると考えなければならない。

第2に、各自の商品についても他人のあらゆる商品についても、他商品の価値形態(「特殊的等価物」および「一般的等価物」としての使用価値(商品体)の機能だけが論じられているから、この第1文では交換過程がもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握されている。前掲第2パラグラフとの関連で見たように、他商品の価値形態として使用価値(商品体)の機能は諸商品の価値関係を前提とし、この価値関係は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を唯一の根拠とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とは無関係である。それゆえ、他商品の価値形態として使用価値(商品体)の機能は、使用価値に対する商品所有者の欲望とは無関係である。商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値関係の成立を論証することは不可能だが、等価形態に立つ商品体の機能(他商品の価値形態としての機能)を論じることだけは可能である。第5パラグラフの第1文では、各商品所有者にとって自分の商品についても他人の商品についても、他商品の価値形態として商品体の機能(「特殊的等価物」および「一般的等価物」)が論じられている。したがってこの第5パラグラフでは、交換過程がもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から考察され、商品所有者の欲望にのみ左右さ

れる「個人的過程」「使用価値としての実現」の側面は捨象されている<sup>7</sup>。

以上の二つの理由から、本パラグラフの第1文は、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察した結果、あるいは、交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に考察した結果と解釈しなければならない<sup>8</sup>。ただし、商品所有者の交換行為の観点に立つ本パラグラフでは、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。前掲第2パラグラフとの関連で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、他商品の価値形態としての使用価値（商品体）の機能を論じることは可能だが、この機能の前提となる諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。この点を本パラグラフの第1文について検証しよう。

たしかにこの文章では、各商品所有者にとって他人のあらゆる商品が「自分の商品の特殊的等価物として意義を持つ」と言われている。しかし、各商品所有者じしんの商品が相対的価値形態に立ち、他人のあらゆる商品が特殊的等価形態に立つような全体的価値形態の成立は、ここでは語られていない。こうした全体的価値形態の成立の論証は、商品所有者の交換行為の観点では絶対に不可能である。商品所有者の交換行為の観点では、各商品

---

<sup>7</sup> 福田泰雄氏は第5パラグラフの第1文を次のように解釈される。「各商品所持者は自己の商品の価値を実現すべくして社会的過程をなし遂げようとするが、それは、価値表現の問題として見れば、まずもって各商品所持者が相手の商品を自己の商品の特殊的等価物とみなすということを含意する。各商品所持者が自己の商品との交換対象として相手商品を欲することによって、相手商品は当該商品との直接的交換可能性つまり等価物規定を与えられるからである。だが、各商品所持者は、単に相手の商品を特殊的等価物とみなすにとどまらない。相手の商品を特殊的等価物とみなすのは、自分の商品を提供することによって同価値の相手商品の入手を希望するからであり、したがって相手の商品所持者が自分の商品との交換に当然応じることを予定しての話である。つまり、各商品所持者は、自己の商品が一般的等価物であるとみなそうとするのである」（福田(1992), 58-9頁）。第1に、各商品所有者が「相手の商品を自己の商品の特殊的等価物とみなす」理由について、各商品所有者が「相手商品を欲する」ことによって「相手商品」が「自己の商品」との「直接的交換可能性つまり等価物規定を与えられるから」と説明される。つまり、自分が他人の商品を「欲する」かぎり、各商品所有者にとって他人の商品が「自分の商品の特殊的等価物」（前掲第5パラグラフ）として意義を持つというのである。第2に、各商品所有者が「相手の商品を特殊的等価物とみなす」ことは、「相手の商品所持者が自分の商品との交換に当然応じることを前提とするので、各商品所有者は「自己の商品が一般的等価物であるとみなそうとする」と説明される。つまり、他の商品所有者が自分の商品との交換に「当然応じる」かぎり、自分の商品は「他のすべての商品の一般的等価物」（同）として意義を持つというのである。しかし、本文で指摘したように、「特殊的等価物」か「一般的等価物」かを問わず、およそ他商品の価値形態としての商品体の機能は、諸商品の価値関係を前提とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。他人の商品が「自分の商品の特殊的等価物」として、自分の商品が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義を持つと第5パラグラフで説明されるのは、他人の商品に対する自分の欲望も、自分の商品に対する他人の欲望も捨象されているからである。

<sup>8</sup> 各商品所有者にとって「他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義を持つ」理由を、松石勝彦氏は次のように説明される。「他人の商品は自分の個人的な『特殊な欲求』[Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Marx-Engels Werk, Bd.13, S.30——引用者]……をみたとす等価であるから、『特殊的等価』である」（松石(1993), 268頁）。しかし、他商品の価値形態としての商品体の機能は、「特殊的等価物」であるか「一般的等価物」であるかにかかわらず、諸商品の価値関係を唯一の前提とし、使用価値に対する商品所有者の欲望とはいっさい無関係である。

所有者じしんの商品の「特殊的等価物」としての他人のあらゆる商品体の機能を論じることが可能だが、他人のあらゆる商品が特殊的等価形態に立つ全体的価値形態の成立を論証することは不可能である。また、この第1文では、各商品所有者にとって自分の商品が「他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ」と言われている。だが、各商品所有者じしんの商品が一般的等価形態に立ち、他人のあらゆる商品が一般的な相対的価値形態に立つような一般的価値形態の成立は、この第1文では語られていない。こうした一般的価値形態の論証もまた、商品所有者の交換行為の観点では絶対に不可能である。商品所有者の交換行為の観点では、他人のあらゆる商品の「一般的等価物」としての各商品所有者じしんの商品体の機能を論じることが可能だが、各商品所有者じしんの商品が一般的等価形態に立つ一般的価値形態の成立を論証することは不可能である。

このように、商品所有者の交換行為の観点に立つ本パラグラフの第1文では、全体的価値形態および一般的価値形態の成立はけっして論証されていない。諸商品の価値形態の成立が論証されるためには諸商品の価値関係が前提とされなければならないが、第2節で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。この第1文では、各商品所有者にとって「他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物として意義をもつ」と言われたあとに、「したがって (daher)」を介して、各商品所有者にとって「自分の商品は他のすべての商品の一般的等価物として意義をもつ」と結論づけられるが、「特殊的等価物」と「一般的等価物」のあいだには何の因果関係もない。商品所有者の欲望を捨象したうえで商品所有者の交換行為が考察され、交換過程がもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に考察される場合、各商品所有者にとっては自分の商品の現物形態も他人の商品の現物形態もともに他商品の価値形態としてのみ意義を持つ。商品所有者の交換行為の観点では、たとえ使用価値に対する商品所有者の欲望が捨象されても、どの商品所有者にとっても自分の商品と他人の商品との区別だけは維持される。この場合、どの商品所有者にとってもすべての商品の現物形態が、欲望対象としてではなく、他商品の価値形態としてのみ意義を持つ。より詳しく言えば、自分の商品の現物形態は他人のすべての商品の「一般的等価物」としてのみ意義を持ち、他人のすべての商品の現物形態は自分の商品の「特殊的等価物」としてのみ意義を持つのである。したがって、他人のあらゆる商品体が「自分の商品の特殊的等価物」として意義を持つことも、自分の商品体が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義を持つことも、すべての商品所有者にとって同時に確認される。第1文の前半と後半を結びつける「したがって (daher)」の語のなかには、全体的価値形態の成立と一般的価値形態の成立とのどんな論理的関係も含まれていない。

それでは、諸商品の交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握することは可能なのだろうか、言い換えれば、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察することは可能なのだろうか。この問題に答えるのが、第5パラグラフの第2文と第3文——「しかし、すべての商品所有者が同じことをするのだから、どの商品も一般的等価物ではなく、したがってまた諸商品は、それらがたがいに価値として等置され価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態を持たない。だから、諸商品はけっして商品として相対するのではなく、ただ諸生産物または諸使用価値として相対するだけである」——である。使用価値に対する商品所有

者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、前掲第1文の帰結が生じる。すなわち、この場合、他人のあらゆる商品体は各自の商品の「特殊的等価物」として意義を持ち、各自の商品体は他人のあらゆる商品の「一般的等価物」として意義を持つ。「すべての商品所有者が同じことをする」と言われるように、その帰結は同時にすべての商品所有者に当てはまる。商品所有者の欲望を捨象して交換行為を考察する場合、どの商品所有者にとっても「他人のすべての商品」は自分の商品の「特殊的等価物」であり、自分の商品は「他のすべての商品の一般的等価物」である。商品所有者の交換行為の観点では、以上の帰結はけっして背理ではない。しかし、「商品」の観点では、“同時にすべての商品が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義を持つ”という結論は、一般的等価形態の特定商品への帰属の否定を意味するので、背理である。なぜなら、「商品」の観点では、一般的価値形態の成立を前提としなければ一般的等価物の機能を論じることができず、一般的価値形態の成立は一般的等価形態の特定商品への帰属を条件とするからである。これに対して、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立すなわち一般的等価形態の特定商品への帰属を前提とせず、一般的等価物の機能を論じることができる。それゆえ、商品所有者の交換行為の観点では、同時にすべての商品が一般的等価物の機能を持つことは、けっして背理ではない。このように、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して交換行為を考察し、交換過程をもつば「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面で一面的に把握する場合、同時にすべての商品が「他のすべての商品の一般的等価物」として意義という結論が生じるが、この結論は、商品所有者の交換行為の観点では背理ではないが、「商品」の観点では背理である<sup>9</sup>。したがって、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象しても、商品所有者の交換行為の観点に立つかぎりには、一般的等価形態の特定商品への帰属を説明することはできず、一般的価値形態の成立を論証することはできない。商品所有者の欲望を捨象して交換行為を考察する場合の結論は、「商品」の観点で把握されるならば、次の背理に帰着する。すなわち、どの商品も「一般的等価物」でなく、諸商品は「一般的な相対的価値形態」を持たず、諸商品はもつば「諸生産物または諸使用価値」として相対するという背理であ

---

<sup>9</sup> 「どの商品も一般的等価物ではない」理由について吉田紘氏は次のように説明される。「一般的等価物という形態規定は、ある一定の商品が他のすべての商品によって等価物として排除されることによるのみ成り立っているものであり、すべての商品（所持者）の共同の仕事によるのみ成立する。各商品所持者が、いずれも自己の商品を一般的等価物とみなしているとすれば、それはおよそ一般的等価物という形態規定にとって形容矛盾である」（吉田(1988), 170頁）。しかし第1に、「他のすべての商品」による特定商品の「排除」を、「所持者」の「共同の仕事」と同一視することはできない。言い換えれば、一般的等価形態の特定商品への帰属の根拠として、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)と、商品所有者の交換行為とを同一視することはできない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、どの商品の相対的価値表現も説明することはできず、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)にもとづいて一般的等価物としての特定商品の「排除」を論証することはできないからである。したがって第2に、すべての商品所有者が「自己の商品を一般的等価物とみなしている」ことは、「一般的等価物という形態規定」にとって「形容矛盾」にはならない。商品所有者の交換行為の観点では、一般的等価形態の特定商品への帰属を前提とせず、一般的等価物の機能だけを論じるほかはないからである。もちろん、「商品」の観点では、一般的等価形態の特定商品への帰属を前提としなければ、一般的等価物の機能を論じることができない。

る。以上の理由により、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察することは不可能であり、言い換えれば、交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握することは不可能である<sup>10,11</sup>。

<sup>10</sup> 前掲第5パラグラフの第1文を全体的価値形態の成立ないし一般的価値形態の成立と考える見解がある。『他人の商品はいずれも、自己の商品の特殊的等価物たる意義をもつ』ということは、自己の商品が左辺に立つところの・自己の商品についての『開展された価値形態』（第二形態）の展開を意味し、これに対して、『自己の商品が、他のすべての商品の一般的等価たる意義をもつ』ということは、右の『開展された価値形態』がひっくりかえって、自己の商品が右辺に立つところの・『一般的価値形態』（第三形態）の成立を意味する（富塚(1975), 257頁）。第1文の「二つの命題」をそれぞれ、「自己の商品」についての「第二形態」の成立、この「第二形態」の逆転にもとづく「第三形態」の成立に対応させたうえで富塚氏は、次の「背理」を説明される。「互いに正反対の価値等式関係〔「第二形態」と「第三形態」——引用者〕を内容とする命題は、『それゆえに (daher)』という言葉によって直接に結び合わされ、あたかも二つの命題が同義であるかのような、あるいは、後者の命題が前者の命題からおのずから導き出されてくるかのような、右の叙述が背理を意味する」（同, 257-8頁）。そのうえで氏は、「商品所有者の欲求」が「この背理に帰着する」ことを次のように説明される。「各商品所有者は、それぞれ自己の商品について展開しうる第二形態を構成する単純な価値諸表現の諸等式が『事実上すでに逆の関連を含む』ものとして、行為しようと欲する。だが、それゆえにこそ、すべての商品所有者が他のすべての商品所有者の商品を『一般的等価物』の位置から排除し、一般的・統一的な価値表現関係を成立せしめず、交換は不可能となるのである」（同, 258頁）。しかし、第5パラグラフの第1文では、「第二形態」の成立も「第三形態」の成立も論じられておらず、また「商品所有者の欲求」の観点での「背理」も説明されていない。第1に、商品所有者の交換行為の観点に立つ第5パラグラフでは、「自分の商品の特殊的等価物」としての「他人の商品」の機能、および「他のすべての商品の一般的等価物」としての「自分の商品」の機能を論じることはできるが、「開展された価値形態」の成立および「一般的価値形態」の成立を論じることはできない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができず、諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能だからである。商品所有者の交換行為の観点では、「特殊的等価物」「一般的等価物」の機能を論じることはできるが、全体的価値形態や一般的価値形態の成立を論証することはできない。第2に、同パラグラフ第1文の内容（各商品所有者にとって「他人のすべての商品」は自分の商品の「特殊的等価物」であり、自分の商品は「他のすべての商品の一般的等価物」であること）は、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象したうえで交換行為を考察した場合の帰結であって、これはけっして「背理」ではない。商品所有者の交換行為の観点では、一般的価値形態の成立すなわち一般的等価形態の特定商品への帰属を前提とせず、一般的等価物の機能を論じることができるからである。同時にすべての商品が一般的等価物として機能することは、商品所有者の交換行為の観点では、けっして「背理」ではない。ただし、「商品」の観点では、一般的等価形態の特定商品への帰属を前提としなければ、一般的等価物の機能を説明することはできない。以上の理由により、第5パラグラフのなかに「商品所有者の欲求」の観点での「背理」を見いだして、これを「交換過程の矛盾」（同, 259頁）と見なすことはできないと考えられる。

<sup>11</sup> 福田泰雄氏は第5パラグラフの第1文を、各商品所有者によって求められる全体的価値形態と一般的価値形態の成立と把握される。「各商品所持者は、自己の商品と自己の欲する同価値の任意の諸商品との交換を行おうとすることによって、彼は逆関係にある二つの価値表現式、すなわち自己の商品にとって展開された価値形態および自己商品を一般的等価物とする一般的価値形態の成立を同時的に求める」（福田(1992), 60頁）。そのうえで氏は、「全面的交換が直面する矛盾」は一般的価値形態（第三形態）の不成立に帰着するという結論が出される。「個人的過程と社会的過程との対立は、価値表現の問題として見れば、各商品所持者が特殊な使用価値のまま直接的に自己商品＝一般的等価物を主張することによって第三形態の成立が否定される事態として把握される」（同, 61頁）。しかし第1に、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点に立つ第5パラグラフでは、「展開された価値形態」の成立も「一般的価値形態」の成立も説明

以上のように、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察する場合、それゆえ、交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握する場合には、交換価値としての諸商品の関係は説明されず、“どの商品も「一般的等価物」でなく、諸商品は「一般的な相対的価値形態」を持たない”と結論しなければならない。したがって、商品所有者の交換行為を考察するかぎり、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して、交換過程をもつばら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握することは不可能である。言い換えれば、商品所有者の交換行為を考察する場合には使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象することはできず、諸商品の「価値としての実現」は諸商品の「使用価値としての実現」と相互前提関係になければならない。前掲第4パラグラフの末尾で提起されたように、商品所有者の欲望にのみ左右される諸商品の「使用価値としての実現」「個人的過程」と、商品所有者の欲望とは無関係な諸商品の「価値としての実現」「一般的社会的過程」とを、互いに独立に把握することは不可能なのである。

前掲第3パラグラフで見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におかずに、使用価値に対する商品所有者の欲望だけを前提として、諸商品の価値関係を実証しなければならない。そして、第4・5パラグラフで示されたように、商品所有者の交換行為を考察するかぎりは、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象することは不可能なのである。したがって、交換過程論における諸商品の使用価値と交換価値との矛盾を把握するためには、使用価値としての諸商品の関係と、交換価値としての諸商品の関係とのあいだの接点を探さなければならない。この接点を見いだすためには、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為にもう一度注目しなければならない。この点は次の第6パラグラフで論じられる。

### 2-3. 商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価物の機能の特定商品への帰属

抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とせずに、使用価値に対する商品所有者の欲望のみを前提として、交換価値としての諸商品の関係（諸商品の価値関係）の成立を実証するには、どうしたらよいか。この問題に答えるのが、次の交換過程論・第6パラグラフである。本パラグラフで決定的に重要なのは、交換価値としての諸商品の関係、より具体的には一般的価値形態に関する「商品」の観点と「商品所有者」の観点との相違である。結論を先に示すと、交換過程論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為である。商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属が説明されると、一般的

---

することはできない。第2に、第5パラグラフで「第Ⅲ形態の成立」が否定されるのは、「自己商品＝一般的等価物」と主張する商品所有者が想定されるからではなくて、商品所有者の交換行為の観点が維持されるからである。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点に立つかぎり、たとえ使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象しても、一般的等価形態の特定商品への帰属を説明することはできない。かりに各商品所有者が「自己商品＝一般的等価物」と主張しないと想定しても、商品所有者の交換行為の観点では、一般的価値形態の成立を論証することは不可能である。

等価物の機能（他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能）が、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値と規定され、ここに使用価値としての諸商品の関係と交換価値としての諸商品の関係との接点が確認される。

「われわれの商品所有者たちは、当惑してファウストのように考えこむ。はじめに行為ありき。それゆえ、彼らは考えるまえにすでに行動していた。商品本性の諸法則は、商品所有者たちの自然本能のなかに確認された。彼らは、自分たちの商品を一般的等価物としての他の何らかの商品に対立的に関係させることによってしか、自分たちの商品を価値として、商品としてたがいに関係させることができない。このことは、商品の分析が明らかにした。だが、もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にすることができる。だから、他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除し、この排除された商品によって他のすべての商品はそれらの価値を全面的に表示する。これによって、この排除された商品の現物形態が社会的に通用する等価形態となる。一般的等価物であるということは、社会的過程によって、この排除された商品の独特な社会的な機能となる。こうして、この商品は——貨幣となる」(KI,101)。

「商品所有者たち」が「当惑してファウストのように考えこむ」のは、いったいなぜか。それは、前掲第5パラグラフで見たように、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察し、それゆえ、諸商品の交換過程をもっぱら「一般的社会的過程」「価値としての実現」の側面から一面的に把握する場合、商品所有者の交換行為の観点では背理は生じないが、「商品」の観点では次の背理が生じるからである。すなわち、どの商品も「一般的等価物」でなく、諸商品が「一般的な相対的価値形態」を持たず、諸商品はもっぱら「諸生産物または諸使用価値」として相対しあうという結論がそれである。このように、「商品所有者たち」が「当惑」して「考えこむ」のは、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察するからである。使用価値に対する商品所有者の欲望にかかわる問題（商品所有者どうしの欲望の不一致、あるいは、各商品についての任意の他商品との交換可能性に対する制約）が理由となって、「商品所有者たち」が「当惑」して「考えこむ」のではない。

しかし、実際の交換過程では「商品所有者たち」がつねに「当惑」して「考えこむ」のではない。「はじめに行為ありき。それゆえ、彼らは考えるまえにすでに行動していた」と言われるように、「当惑」をともしなわぬ商品所有者たちの「行為」が必ずある。商品所有者たちの「当惑」が導かれたのは、すでに見たように、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為が考察されたからである。したがって、商品所有者たちの「当惑」が生じないためには、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象せずに、商品所有者の交換行為を考察しなければならない。前掲第5パラグラフで見たように、商品所有者の交換行為の観点から諸商品の価値関係を説明するさいには、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象することはできない。それゆえ、本パラグラフで「商品本性の諸法則は、商品所有者たちの自然本能のなかに確認された」と言われる場合、使用価値に対する商品所有者の欲望が前提におかれている。使用価値に対する商品所有者の欲望が捨象される場合には、「商品本性の諸法則」は「商品所有者たちの自然本能」のなかにけっして確認されない。なぜなら、前掲第5パラグラフで見たように、使用価値に対する商品所有者

の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、諸商品はもっぱら「諸生産物または諸使用価値」として相対しあうという結論が生じるからである。

それでは、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象せずに商品所有者の交換行為を考察する場合、諸商品の価値関係と商品所有者の交換行為との接点とはいったい何か。この問題を考えるうえで決定的に重要なのが、交換価値としての諸商品の関係に関する「商品」の観点と「商品所有者」の観点との相違であり、それは次の文章に示されている。「彼ら〔商品所有者たち——引用者〕は、自分たちの商品を一般的等価物としての他の何らかの商品に対立的に関係させることによってしか、自分たちの商品を価値として、商品としてたがいに関係させることができない。このことは、商品の分析が明らかにした」。見られるように、商品所有者たちが諸商品を「価値として、商品としてたがいに関係させる」場合、彼らは諸商品を「一般的等価物」としての特定商品に「対立的に」関係させなければならない。この点を論証するのは「商品の分析」だと指摘される。言い換えれば、一般的等価物としての特定商品とその他すべての商品との対立的関係は、“商品所有者の交換行為の分析”（交換過程論）ではなく、「商品の分析」（価値形態論）で論証される。前掲第5パラグラフとの関連で見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないため、一般的価値形態の成立を論証することは不可能であり、一般的価値形態の成立は「商品の分析」（価値形態論）で説明ずみの問題として扱うほかはない。そこで、諸商品の価値関係に関する「商品の分析」（価値形態論）での論点を確認しておこう。

価値形態論の「C 一般的価値形態」項で説明されるように、交換価値としての諸商品の関係は一般的価値形態の成立を前提とする。リンネル商品が一般的等価形態に立つ一般的価値形態について次のように指摘される。「リンネルに等しいものとして、どの商品の価値も、いまや、その商品じしんの使用価値から区別されているだけでなく、すべての使用価値から区別されており、まさにそのことによって、その商品とすべての商品とに共通なものとして、表現されている。だから、この形態〔一般的価値形態——引用者〕がはじめて現実的に諸商品をたがいに価値として関係させ、言い換えれば、諸商品をたがいに交換価値として現象させる」（KI, 80）。一般的価値形態だけが「諸商品をたがいに価値として関係させ、……諸商品を交換価値として現象させる」のはなぜか。それは、相対的価値形態に立つすべての諸商品の価値が「すべての使用価値から区別されて」（相対的価値形態に立つすべての商品の現物形態とは区別されて）表現されるからである。それゆえ、相対的価値形態に立つどの商品の価値も同一材料で表現されなければならない。より詳しく見れば、「一商品が一般的価値表現を獲得するのは、同時に他のすべての商品がそれらの価値を同一の等価物で表現するからにほかならず、そして、新しく登場するどの商品種類もこれにならなければならない」（KI, 80）のである。「一般的価値形態は、商品世界の共同事業としてのみ成立する」（同）と言われる場合、「商品世界の共同事業」とは、一般的な相対的価値形態に立つすべての商品の価値表現のことである。価値形態論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、相対的価値形態に立つすべての商品の共通な価値表現である。「商品世界の一般的な相対的価値形態は、商品世界から排除された等価物商品であるリンネルに、一般的等価物という性格を押しつける。リンネル自身の自然形態が商品世界の共通な価値形態であり、したがって、リンネルは、他のすべての商品と直接に交

換可能である」(KI, 81). 見られるように、「商品の分析」(価値形態論)の観点では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」すなわち相対的価値形態に立つすべての商品に共通な価値表現が、特定商品(たとえばリンネル商品)に「一般的等価物という性格」を与える。そして、一般的等価形態に立つ特定商品(リンネル商品)は、「商品世界の共通な価値形態」(他のすべての商品の価値の現象形態)として機能するからこそ、他のすべての商品との直接的交換可能性を持つのである。このように、「商品の分析」(価値形態論)の観点では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(多数商品の同時的な相対的価値表現)に基づいて一般的等価形態の機能が特定商品に帰属することが説明される。

再び“商品所有者の交換行為の分析”(交換過程論)の観点から、交換価値としての諸商品の関係を考察しよう。一般的価値形態を特定商品に帰属させるものは何か。この問題について交換過程論では、「商品の分析」(価値形態論)とは異なる回答が提出される。交換過程論の観点では、特定商品に一般的等価形態を帰属させるものは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)ではなく、商品所有者の交換行為である。この点を示したのが、本パラグラフの続きの文章である。

「だが、もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にすることができる (Aber nur die gesellschaftliche Tat kann eine bestimmte Ware zum allgemeinen Äquivalent machen)」。

先の「はじめに行為ありき」の文章との関連で確認したように、使用価値に対する商品所有者の欲望を捨象して商品所有者の交換行為を考察すると、商品所有者の交換行為の観点では背理は生じないが、「商品」の観点では背理が生じる。この文章の「社会的行為」も商品所有者の交換行為を指すが、ここでは、使用価値に対する商品所有者の欲望は捨象されていない。「社会的行為」とは、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為のことである。また、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、「商品世界の一般的な相対的価値形態」

(KI,81)にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することはできない。したがって、交換過程論の観点では、一般的等価形態を特定商品に帰属させるものは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)ではなく、「社会的行為」(使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為)だけである。このように、「もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にする」とは、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為が、一般的等価形態を特定商品に帰属させることを意味する。それでは、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属とは、より具体的には何か。すでに見たように、一般的等価形態に立つ特定商品は、「商品世界の共通な価値形態」(KI,81)すなわち他のすべての商品の価値の現象形態として機能する。そして、この特定商品は、他のすべての商品の価値の現象形態として機能するからこそ、「他のすべての商品との直接的交換可能性の形態」(KI,82)にある。したがって、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する場合、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が、すべての商品所有者にとって識別可能な1つの使用価値と規定される。実際に交換過程論の後段のパラグラフでは、貨幣の機能が「商品価値の現象形態として、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として、役立つという機能」(KI,104)に限定されたうえで、「貨幣商品」が「その独特な社会的機能から生

ずる1つの形式的使用価値を受け取る」(KI,104)と結論づけられる。言い換えれば、交換過程論では、「商品価値の現象形態」(他のすべての商品の価値の現象形態)としての一般的等価物の機能が、貨幣商品の「形式的使用価値」と規定されるのである。

一般的等価物としての特定商品の機能は一般的価値形態を前提とし、一般的価値形態の成立は、諸商品の価値関係それゆえ抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提とする。したがって、貨幣商品の「形式的使用価値」と規定された一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)は、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値である。言い換えれば、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する場合、一般的等価物の機能は、諸商品の価値関係を前提とする唯一の使用価値と規定されるのである。ただし、交換過程論の観点では、特定商品に帰属させられた一般的等価物の機能を論じることはできるが、この機能の前提となる一般的価値形態の成立を論証することはできない。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立根拠すなわち「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)を説明することができないからである<sup>12</sup>。一般的価値形態をめぐる価値形態論と交換過程論との観点の相違を説明するためには、等価形態の特色を商品所有者の交換行為の観点から把握しなければならない。価値形態論では、相対的価値形態との対比において等価形態の特色が次のように説明される。

「一商品たとえばリンネルの相対的価値形態は、リンネルの価値存在を、リンネルの身体およびその身体の諸属性と完全に区別されるものとして表現するのであるが、そのことによって、この表現が1つの社会的関係を秘めていることを、この表現そのものが暗示している。等価形態については逆である。等価形態とは、まさに、ある商品体、たとえば上着が、このあるがままの物が、価値を表現し、したがって生まれながらにして価値形態を持つ、ということなのである。たしかに、このことが通用するのは、ただ、リンネル商品が等価物としての上着商品に関連させられている価値関係の内部でのことにすぎない。しかし、ある物の諸属性は、その物の他の諸物との関係から生じるのではなく、むしろこのような関係のなかで確認されるだけであるから、上着もまた、その等価形態を、直接的交換

---

<sup>12</sup> 富塚良三氏は、諸商品がどれか1つの商品に一般的等価物としての「形態規定」を「付与する」ことによって、交換過程の矛盾が解決されると説明される。「すべての商品所有者が自己の商品を他のすべての諸商品に対する『一般的等価』たらしめようとすることによる『全面的外化の矛盾』は、すべての商品所有者が自己の商品についていざ欲求と正反対の関係を成立せしめることによってのみ解決される。相互に他を否定する交換過程の矛盾に直面した諸商品は、その矛盾の極、どれか1つの商品を商品仲間のなかから排除して、それに『一般的等価』たる形態規定を付与し、一般的等価たるその一商品との対立的な連関を通じて相互に諸価値として、したがってまた諸商品として関連しあうこととなる」(富塚(1975), 262頁)。つまり、「交換過程の矛盾に直面した諸商品は」、「どれか1つの商品」を「排除」して、この商品に『一般的等価』たる形態規定を付与することによって、「諸商品として関連しあう」というのである。しかし、交換過程論の観点では、『一般的等価』たる形態規定を「どれか1つの商品」に「付与」するのは、「社会的行為」(商品所有者の交換行為)であって、「諸商品」ではない。なぜなら、「商品の分析」(価値形態論)とは異なって商品所有者の交換行為の分析(交換過程論)では、諸商品の価値対象性を前提におくことができず、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)をつうじて一般的等価形態の特定商品への帰属を説明することができないからである。

可能性というその属性を、重さがあるとか寒さを防ぐとかというその属性と同じように、生まれながらにして持っているかのように見える (scheinen)。そこから、等価形態の謎的性格が生じるのであるが、[以下略] (KI,72)。

「相対的価値形態」に立つ商品を考察するさいには、「1つの社会的関係」すなわち両極の2商品の価値関係を前提におかなければならない。たとえば、リンネル商品が相対的価値形態に立つ場合、当のリンネル商品の価値対象性(「リンネルの価値存在」)の使用価値上着による表現が問題となるからである。両極の諸商品の価値関係と独立に、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を考察することは不可能である。これに対して、「等価形態」に立つ商品(上着商品)を考察する場合、両極の諸商品の価値関係を必ずしも考慮に入れなくてもよい。というのは、他商品(リンネル商品)の価値形態として機能するのは、「ある商品体、たとえば上着」「このあるがままの物」すなわち使用価値上着であって、上着商品の価値対象性でないからである。もちろん、他商品の価値形態としての使用価値上着の機能は、両極の2商品のあいだの「価値関係」を不可欠の前提とする。だが、他商品の価値形態として機能するのは、等価形態に立つ商品の使用価値であって、その商品の価値対象性ではない。したがって、両極の諸商品の価値関係を前提とせずに、等価形態に立つ商品体の機能(他商品の価値形態としての機能)だけを論じることは可能である。たとえば、上着商品が等価形態に立つ場合、他商品の価値形態としての使用価値上着の機能、あるいは、他商品との「直接的交換可能性」という使用価値上着の「属性」だけを、両極の諸商品の価値関係とは独立に論じることができる。ただし、この場合、等価形態に立つ商品の使用価値の機能(他商品の価値形態としての機能、あるいは他商品との直接的交換可能性)は、「重さ」などの自然属性と同様に「生まれながらにして」すなわち両極の諸商品の価値関係とは独立に存在するかのように「見える (scheinen)」。言い換えれば、等価形態に立つ商品体の機能(他商品の価値形態としての機能)が、両極の諸商品の価値関係とは独立に存在するというのは、けっして事実ではなく、「虚偽の外観」(KI,107)である。したがって、等価形態に立つ商品体の機能を両極の諸商品の価値関係と独立に考察する場合には、「等価形態の謎的性格」が必ず生じる。これに対して、相対的価値形態に立つ商品の価値表現は、両極の諸商品の価値関係と独立にはけっして説明されないので、“相対的価値形態の謎的性格”が生じる余地はない。

相対的価値形態と等価形態の相違に関する以上の論点を、商品所有者の交換行為の観点から把握しなおすと、新たな論点が浮かび上がる。相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明するさいには、この商品の価値対象性を必ず前提におかなければならない。ところが、前節で見たように、商品所有者たちが諸商品を交換価値として等置しあう場合、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことはできない。したがって、商品所有者の交換行為の観点では、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明することはできない。これに対して、等価形態に立つ商品体の機能(他商品の価値形態としての機能)については、両極の諸商品の価値関係と独立に考察することができる。したがって、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、等価形態に立つ商品体の等価物としての機能を、両極の諸商品の価値関係とは独立に考察しなければならない。一般的等価物の機能(他のあらゆる商品の価値の現象形態としての機能)についても、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値関係とは

独立に考察しなければならない。それゆえ、一般的等価物の機能を商品所有者の交換行為の観点から論じる場合には、先に見た「等価形態の謎的性格」が必ず生じる。これに対して、「商品」の観点では、諸商品の価値関係が必ず前提におかれるので、一般的等価物の機能を論じる場合に、「等価形態の謎的性格」は生じない。以上のように、相対的価値形態と等価形態との相違を商品所有者の交換行為の観点から把握しなおすことによって、次の論点が明らかになる。第1に、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明することは不可能である。第2に、商品所有者の交換行為の観点では、等価形態に立つ商品体の機能（他商品の価値形態としての機能）を、諸商品の価値関係とは独立に考察しなければならないので、「等価形態の謎的性格」が生じる。

このように、交換過程論の観点では、特定商品に帰属する一般的等価物の機能を論じることはできるが、一般的価値形態の成立を論証することはできない。商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないため、相対的価値形態に立つ諸商品の価値表現を説明することはできない。商品所有者の交換行為の観点では、一般的価値形態の成立根拠としての「商品世界の一般的な相対的価値形態」（KI,81）の成立を論証することも、一般的等価形態に立つ特定商品じたいの価値表現（より具体的には、貨幣商品の相対的価値表現）を説明することも、いずれも不可能である。それゆえ、交換過程論の観点では、特定商品に帰属させられた一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）は、諸商品の価値関係とは独立に論じられるほかはない。また、交換過程論の観点では、一般的価値形態の成立と貨幣商品の相対的価値表現は、価値形態論で論証済みの論点として扱われなければならない<sup>13</sup>。

「社会的行為」すなわち商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する結果として、「商品」の観点では次の帰結が生じる。「だから (daher), 他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除し、この排除された商品によって他のすべての商品はそれらの価値を全面的に表示する。これによって、この排除された商品の現物形態が社会的に通用する等価形態となる」（KI,101）。「商品所有者」ではなく「商品」が主語とされているので、この文章は商品所有者の交換行為の観点ではなくて「商品」の観点に立つ。「他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除する」とは、価値形態論で説明されたように、「商品世界の一般的な相対的価値形態」（KI,81）が特定商品に一般的等価形態を与えることを意味する。「他のすべての商品の社会的行動」と先の「社会的行為」（使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為）とは厳密に区別されなければならない。「商品の分析」（価値形態論）では、もっぱら「商品世界の一般的な相対的価値形態」を根拠として一般的等価形態の特定商品への帰属が説明される。これに対して、

<sup>13</sup> 商品所有者の交換行為をつうじて一般的価値形態が成立すると考える見解がある。福田泰雄氏は、交換過程論における「商品の価値および使用価値としての相互前提的実現」（福田(1992), 64頁）という「課題」（同）の解決を次のように説明される。「商品所持者が商品の全面的もち手交換をなさんとするに及んで、そこからいっきよに第Ⅲ形態が導出され課題の解決が可能となる」（同, 65頁）。言い換えれば、商品所有者の交換行為をつうじて「第Ⅲ形態」（一般的価値形態）が「いっきよに」導かれるという見解である。宮沢俊郎氏は、「価値形態論と交換過程論の関連」を考察され、「交換過程における価値形態の実現とは、その完成形態である一般的価値形態・貨幣形態の実現である」（宮沢(1993), 135頁）と説明される。

商品所有者の交換行為の分析（交換過程論）では、もっぱら「社会的行為」（商品所有者の交換行為）を根拠として一般的等価形態の特定商品への帰属が説明される。商品所有者の交換行為を根拠として説明されるのは、一般的等価形態の特定商品への帰属、より具体的には、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）の特定の貨幣商品への帰属だけである。「他のすべての商品の社会的行動」をつうじた「特定の一商品」の「排除」（すなわち「商品世界の一般的な相対的価値形態」をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属）は、「商品の分析」（価値形態論）で論証済みであり、商品所有者の交換行為の分析（交換過程論）ではけっして論証されえない。なぜなら、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができず、相対的価値形態に立つ商品の価値表現を説明することができないからである。このように、交換過程論の観点では、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属、すなわち、一般的等価物の機能の貨幣商品の現物形態への帰属を説明することはできるが、「商品世界の一般的な相対的価値形態」にもとづく一般的価値形態の成立を論証することはできない<sup>14</sup>。

すでに見たように、交換価値としての諸商品の関係をめぐる「商品の分析」（価値形態論）と“商品所有者の交換行為の分析”（交換過程論）との観点の相違は、何が一般的等価形態を特定商品に帰属させるかという問題に帰着する。第6パラグラフの末尾では、この問題に対する交換過程論の回答が確認される。「一般的等価物であるということは、社会的過程によって（*durch den Gesellschaftlichen Prozeß*）、この排除された商品の独特な社会的な機能となる。こうして、この商品は——貨幣となる」。この文章の「社会的過程」は先の「社会的行為」に対応し、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為を意味する。なぜなら、本パラグラフの先の文章——「もっぱら社会的行為だけが、特定の一商品を一般的等価物にする」——に関連して見たように、交換過程の観点では、一般的等価形態が特定商品に帰属する根拠は、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為だからである。この点を前提とすれば、「一般的等価物であるということ」が特定

---

<sup>14</sup> 松石勝彦氏は、「他のすべての商品の社会的行動が特定の一商品を排除する」（前掲第6パラグラフ）ことは、価値形態論では論証されておらず、交換過程論でのみ論証されると主張される。

『一般的等価』の概念規定は価値形態論ですでに与えられているが、商品所有者たちの『社会的行為が1つの特定の商品を一般的等価物にする』とか、その商品への反映としての『他のすべての商品の社会的行動……だけが1つの特定の商品を排除する』ということは、価値形態論では全然明らかにされていず、まさに交換過程論の固有の分析対象である」（松石(1993), 273頁）。商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が特定商品に帰属する場合、この特定商品を除く他のすべての商品は一般的等価形態から「排除」される。この意味では、交換過程論では商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価物の「排除」が説明されていると言える。しかし、（商品所有者の交換行為ではなく）「他のすべての商品の社会的行動」による「特定の一商品」の「排除」は、「商品の分析」（価値形態論）でのみ論証される事項であり、商品所有者の交換行為の分析（交換過程論）ではけっして論証されない。なぜなら、すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値対象性を前提におくことができず、どの商品の相対的価値表現も説明することができないからである。

商品の「独特な社会的機能」なる理由は、商品所有者の交換行為にあると考えなければならない。すでに見たように、「他のすべての商品の社会的行動」による「特定の一商品」の「排除」（「商品世界の一般的な相対的価値形態」をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属）は、価値形態論で論証済みの論点である。交換過程論で独自に説明されるのは、「一般的等価物であるということ」が「社会的過程」（使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為）をつうじて特定商品の「独特な社会的機能」になること、すなわち、一般的等価物の機能の特定商品の現物形態への帰属だけである。より一般的に言えば、目下の問題の焦点は、特定商品が「貨幣となる」ことの原因である。「商品の分析」（価値形態論）の観点では、その理由は「商品世界の一般的な相対的価値形態」（KI,81）である。これに対して、商品所有者の交換行為の分析（交換過程論）の観点では、その理由は、「社会的行為」ないし「社会的過程」（使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為）である。本パラグラフの最後の文章——「こうして、この商品は——貨幣となる」——で簡潔に語られるように、交換過程論の観点では、特定商品が「貨幣となる」ことの原因は、商品所有者の交換行為（「社会的行為」ないし「社会的過程」）をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属にほかならない。総じて言えば、貨幣をめぐる交換過程論の中心論点は、“貨幣が商品である”ことの論証ではなく、“商品が貨幣になる”ことの原因にある。“貨幣が商品である”ことの論証は価値形態論の課題であって、「簡単な商品形態が貨幣形態の萌芽である」（KI,85）ことがその結論である。これに対して交換過程論では、“商品が貨幣になる”ことの原因が問題であり、使用価値に対する欲望にのみ左右される商品所有者の交換行為が、一般的等価形態を特定商品に帰属させる（より端的に言えば、特定商品を貨幣にする）と説明される。

### 第3節 商品所有者の交換行為から見た貨幣の発生過程

—— 一般的等価物の機能から生じる「貨幣の独特な使用価値」 ——

本節では、商品所有者の交換行為の観点から、一般的等価物の機能が特定種類の商品に帰属していく過程について考察する。第1節の終わりで強調したように、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論では、価値形態論とは異なって、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を前提におくことはできない。したがって、交換過程論の枠組みのなかで、特定商品（たとえば「金」）が、一般的等価物の機能を担う貨幣商品として選ばれていく過程を記述する場合には、価値形態論とは異なって、多数商品の同時的な相対的価値表現を前提として一般的価値形態の成立を証明することは不可能である。したがって、「商品と貨幣とへの商品の二重化」（3-1項）、直接的生産物交換から商品交換への移行（3-2項）、商品所有者の社会的接触を通じた特定商品への一般的等価形態の帰属（3-3項）は、価値関係を基礎として一般的価値形態の成立を証明する論理的手続きとは厳密に区別されなければならない。さらに、交換過程論に含意される非中立的貨幣観を理解するうえで決定的に重要な、一般的等価物の機能から生じる貨幣の「形式的使用価値」（KI,104）（3-4項）についても、価値関係に基づく一般的価値形態の成立と混同してはならない。したがって、等労働

量交換に従う諸商品の価値関係を前提におく貨幣発生論と、商品所有者の交換行為の観点からの貨幣発生論との分析視角上の違いを解説することが、マルクス交換過程論の後半に対する解釈の課題である。

### 3-1. 「労働生産物の商品への転化」に伴う「商品の貨幣への転化」

次の交換過程論・第7パラグラフに示されるように、交換過程論では、「交換過程の必然的産物」として貨幣を把握することが課題となる。

「貨幣結晶は、異種の労働生産物が実際に互いに等置され、それゆえ実際に商品に転化される交換過程の必然的産物である。交換の歴史的な拡大と深化は、商品の本性のうちに眠っている使用価値と価値との対立を発展させる。交易のためにこの対立を外的に表示しようとする欲求は、商品価値の自立的形態へと向かわせ、商品と貨幣とへの商品の二重化によってこの自立的形態が最終的に達成されるまでとどまるところを知らない。それゆえ、労働生産物の商品への転化が生じるのと同じ度合いで、商品の貨幣への転化が生じる」(KI,102)。

商品所有者の交換行為の観点から貨幣の発生を説明する交換過程論の視角と、等労働量交換に従う価値関係を前提において一般的価値形態の成立を説明する価値形態論の視角とを厳密に区別されなければならない。交換過程論の視角では、「交換の歴史的な拡大と深化」に伴う商品の「使用価値と価値との対立」をつうじて「商品と貨幣とへの商品の二重化」が進み、「労働生産物の商品への転化」に伴う「商品の貨幣への転化」を考察することができる。これに対して、諸商品の価値関係を出発点とする価値形態論の論理的手続きでは、前章でも詳しく見たように、最も単純な価値形態を考察する場合でさえも、考察対象は単なる「労働生産物」ではなくて、使用価値と交換価値を合わせ持つ「商品」である。それゆえ、交換の歴史的な拡大の必然的産物として貨幣を把握しようとする交換過程論とは異なって、価値形態論では、商品経済がすでに高度に発達しており、どの個別商品にも「使用価値と価値」の2要因が備わっていることが前提におかれている。商品交換の必然的産物として貨幣を把握することと、諸商品の価値関係を出発点として一般的価値形態としての貨幣システムを論理的に導き出すこととは、けっして混同してはならない。

### 3-2. 直接的生産物交換から商品交換への転化

「労働生産物の商品への転化」の過程について、等労働量交換に従う価値関係を予め前提におかずに、商品所有者の交換行為の観点からより詳しく述べたのが、次の交換過程論・第8パラグラフである。

「直接的生産物交換は、一面では簡単な価値表現の形態をもつが、他面ではまだそれをもたない。あの形態は、 $x$  量の商品  $A = y$  量の商品  $B$  であつた。直接的生産物交換の形態は、 $x$  量の使用対象  $A = y$  量の使用対象  $B$  である。AとBという物は、ここでは、交換のまえには商品ではなく、交換によってはじめて商品となる。ある使用対象が可能性から見て交換価値である最初の様式は、非使用価値としての、その所有者の直接的欲求を超える分量の使用価値としての、その定在である。物はそれ自体としては人間にとって外的なもの、それゆえ譲渡可能なもの (äußerlich und daher veräußerlich) である。この譲渡が相互的であるためには、人々は、ただ、黙っ

て、その譲渡可能な物の私的所有者として、またまさにそうすることによって相互に独立の人格として、相対しさえすればよい。しかし、互いに他人であるこのような関係は、自然発生的な共同体の成員にとっては……実存しない。商品交換は、共同体の終わるところで、諸共同体が他の諸共同体または他の諸共同体の諸成員と接触する点で、始まる。しかし、諸物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それらのものは反作用的に、内部的共同生活においても商品になる。諸物の量的交換比率は、さしあたりはまったく偶然的である。それらの物が交換可能であるのは、それらを互いに譲渡しあおうとする所有者たちの意志行為によってである。しかし、そのうちに他人の使用対象に対する欲求がしだいに固まってくる。交換の不断の反復は、交換を1つの規則的な社会的過程にする。それゆえ、時の経過とともに、労働生産物の少なくとも一部分が、意図的に交換めあてに生産されざるをえなくなる。この瞬間から、一面では、直接的必要のための諸物の有用性と交換のための諸物の有用性とのあいだの分離が確定する。諸物の使用価値は諸物の交換価値から分離する。他面では、それらの物が交換されあう量的比率は、それらの物の生産そのものに依存するようになる。慣習はそれらの物を価値の大きさとして固定させる」(KI,102-103)。

最初に、「直接的生産物交換」の起源が「所有者の直接的欲求を超える分量の使用価値」の交換、すなわち、余剰生産物の交換にあること、そしてこの交換が「譲渡可能な物」の「私的所有者」どうしの関係に基づくことが確認される。余剰生産物を対象とする（異質の使用価値のあいだの）直接的生産物交換は、諸商品の価値関係を議論の出発点とする価値形態論では扱われず、交換過程論に固有な考察対象であることに注意してほしい。続いて、本パラグラフでは、商品交換が異なる共同体の間での社会的接触を起源とすること、および、そうした交換の反復を通じて労働生産物が次第に「意図的に交換をめあてとして」生産されることが指摘されたうえで、これらの労働生産物の使用価値と交換価値との分離が把握される。ここでも、異なる共同体の間での社会的接触を通じた商品交換の発生も、交換の反復を通じて交換目的の生産体制の発生も、諸商品の価値関係を前提とする価値形態論では扱われなかった論点であり、交換過程論に固有な論点であることに注意してほしい。それゆえ、交換過程論に固有なこれらの論点を、価値形態論の論理的手続きを補完する材料と見なすことはできない。

### 3-3. 商品所有者の社会的接触を通じた特定商品への一般的等価形態の帰属

続く第9パラグラフでは、商品所有者の交換行為の観点から、一般的等価物の機能がさまざまな種類の商品に帰属していく過程について記述される。ここでも、商品所有者の交換行為の観点に立つ交換過程論では、価値形態論とは異なって、等労働量交換に従う価値関係を前提におくことができないので、多数商品に共通な一般的価値形態の成立を説明することができない点に注意しなければならない。それゆえ、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという当面の課題は、交換過程論ではけっして解決されず、この課題の解決は永久に繰り延べられる。

「直接的生産物交換においては、どの商品もその所有者にとっては直接的に交換手段であり、その非所有者にとっては等価物 (Äquivalent) である。もっとも、その

商品がその非所有者にとって使用価値であるかぎりでのことだが、したがって、交換品は、それじたいの使用価値、または交換者の個人的欲求から独立した価値形態をまだ受け取っていない。この形態の必要性は、交換過程にはいりこむ商品の数と多様性との増大とともに発展する。課題はその解決の手段と同時に生じる。商品所有者が彼らじしんの物品を他のさまざまな物品と交換したり比較したりする交易は、さまざまな商品所有者のさまざまな商品がその交易の内部で同一の第三の種類の商品と交換され、価値として比較されることなしには、けっして生じない。このような第三の商品は、他のさまざまな商品にとっての等価物となることによって、直接的に——たとえ狭い限界内においてにせよ——一般的または社会的な等価形態を受け取る。この一般的等価形態は、それを生み出す一時的な社会的接触とともに発生し、それとともに消滅する。この形態は、あれこれの商品に、かわるがわる、かつ一時的に帰属する。しかし、それは、商品交換の発展につれて、もっぱら特殊な種類の商品に固着する。すなわち、貨幣形態に結晶する。それがどのような種類の商品に固着するかは、さしあたり偶然的である。しかし、一般的には、二つの事情が決定的である。貨幣形態が固着するのは、外部から入ってくる最も重要な交易品……か、さもなければ、内部で譲渡可能な所有物の主要要素を構成する使用対象、たとえば家畜のようなものである。〔以下略〕(KI,103, [ ] 内引用者)。

最初に指摘されるように、「直接的生産物交換」では、各商品はその所有者にとって無条件に「交換手段」であるが、各商品がその非所有者にとって「等価物」として意義を持つか否かは、問題の商品がその非所有者にとって使用価値であるか否かにかかっている。それゆえ、「直接的生産物交換」における「交換品」は、「それ自身の使用価値、または交換者の個人的欲求から独立した価値形態」を持たない。しかし、商品所有者の交換行為の観点では、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を前提におくことができないので、多数商品に共通な一般的価値形態を説明するという「課題」の解決は永久に繰り延べられる。

「この形態」すなわち「それ〔交換品——引用者〕じたいの使用価値、または交換者の個人的欲求から独立した価値形態」の「必要性」が「交換過程にはいりこむ商品の数と多様性との増大とともに発展する」と言われるのは、そのためである。要するに、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという当面の課題については、解決手段として何が提起されても、この課題の解決は永久に繰り延べられる。だからこそ、「課題はその解決の手段と同時に生じる」と言われるのである。これに対して、諸商品の価値関係を出発点とする価値形態論では、多数商品の同時的な相対的価値表現を基礎として一般的価値形態の成立を説明することができる<sup>15</sup>。

---

<sup>15</sup> 交換過程論のこの箇所について言及した文献はきわめて少ないが、「課題はその解決の手段と同時に生じる」(KI,103, 前掲第9パラグラフ) ことの原因については、河上肇氏は次のように説明される。「何故なれば、商品交換の発展に伴い、すべての商品所有者は、自己の商品をば、一般的等価物としての他の何等かの一商品に関係せしめることにより、価値の表現について一般的な価値形態——ひいては貨幣形態——の成立を促しうるからである。すなわち総ての商品は共同一致して、その価値を表現するために何れもが皆な或一定の商品を選び、かくすることにより、それを他の諸商品より除外して、商品世界全体のための一般的等価物となしうるからである。か

商品所有者の交換行為の観点から説明されるのは、一般的等価形態が「それを生み出す一時的な社会的接触とともに発生し、それとともに消滅する」こと、あるいは、一般的等価形態が「あれこれの商品に、かわるがわる、かつ一時的に帰属する」ことだけである。実際に、本パラグラフでは、一般的等価形態が「どのような種類の商品に固着するか」は説明されるが、各時点に一般的価値形態が成立する根拠については何も説明されていない。

### 3-4. 一般的等価物の機能が帰属する商品種類の属性

次に、一般的等価物の機能が帰属するのに適した商品属性について以下のように説明される。ここでも、諸商品の価値関係を基礎とする一般的価値形態の成立根拠と、一般的等価物の機能に適した商品属性の問題とを厳密に区別しなければならない。

「商品交換がそのもっぱら局地的な束縛を打破し、それゆえ商品価値が人間的労働一般の物質化にまで拡大していくのと同じ割合で、貨幣形態は、一般的等価物という社会的機能に生まれながらにして適している商品に、すなわち、貴金属に、移っていく」(KI,104)。

「ところで、『金銀は生まれながらにして貨幣ではないが、貨幣は生まれながらにして金銀である』[Karl Marx, *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*, Marx-Engels Werke, Bd.13, S.131] ということは、金銀の自然属性が貨幣の諸機能に適していることを示している。われわれは、これまでのところでは、貨幣の1つの機能しか知らない。すなわち、商品価値の現象形態として、または商品の価値の大きさが社会的に表現される材料として、役立つという機能だけである。価値の適切な現象形態、または抽象的な、それゆえ同等な人間的労働の物質化となりうるのは、どの一片をとって

---

くの如き一般的等価物の成立は、交換過程にはいる商品の数および種類が非常に増加してからでなければ、可能とはならぬが、しかし直接的な生産物の交換が次第に困難となつてくるのも、やはり交換過程にはいる商品の数および種類が増加してからのことである。だから問題は解決の手段と同時に生ずるのであり、その意味において、人間は解決しうる問題をのみ問題とするのである」(河上(), 341-2 頁)。第1に、「すべての商品所有者」が「一般的な価値形態」の「成立を促しうる」と言うことはできない。そもそも「商品所有者」の観点では諸商品の価値形態の成立を論証することは不可能である。なぜなら、すでに見たように、諸商品の価値形態は抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を不可欠の前提とするが、商品所有者の交換行為の観点では諸商品の価値対象性を前提におくことができないからである。第2に、「総ての商品」の「共同一致」すなわち「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)をつうじた一般的等価形態の特定商品への帰属は、「すべての商品所有者」の交換行為によるそれとは厳密に区別されなければならない。「総ての商品」の「共同一致」をつうじた「一般的等価物の成立」は、価値形態論でのみ論証される事項であり、交換過程論の観点ではけっして論証されない。第3に、「課題」(前掲第9パラグラフ)を、商品種類の増加にともなう「直接的な生産物の交換」の「困難」の解決と同一視することはできない。本文で述べたように、「課題」とは、商品所有者の交換行為にもとづいて諸商品の価値形態を導き出すという課題であって、この課題の「解決」は交換過程論の観点では永久に繰り延べられる。

みてもみな同じ均等な質をもっている物質だけである。他面、価値の大きさの区別は純粋に量的なものであるから、貨幣商品は純粋に量的な区別ができるもの、したがって任意に分割ができてその諸成分が再び合成できるものでなければならない。

ところが、金銀は生まれながらにしてこの属性をそなえている」(KI,104, [ ] 内引用者)。

貨幣の機能は「商品価値の現象形態」「商品の価値の大きさが社会的に表現される材料」としての機能に限定されているが、これは当然ながら、価値形態論で証明済みの一般的等価物としての機能のことである。本パラグラフでは、一般的等価物の機能にふさわしい商品属性——「との一片をとってみても同じ均等な質をもっている」ことなど——が指摘されるが、一般的価値形態の成立根拠については何も語られていない。ここでも、一般的等価物としての貨幣の機能に関して価値形態論と交換過程論が異なる見方を提供していることに注意しなければならない。

一般的等価物の機能にふさわしい商品属性が指摘されたうえで、次の第12パラグラフでは、一般的等価物としての社会的機能から生じる貨幣の独特な「形式的使用価値」という重要な概念が導入される。

「貨幣商品の使用価値は二重化する。貨幣商品は、商品としてのその特殊な使用価値、たとえば金が虫歯の充填、奢侈品の原材料などに役立つ、というような特殊的使用価値のほかに、その独特な社会的機能から生ずる1つの形式的使用価値を受け取る」(KI,104)。

ここで、貨幣商品の「独特な社会的機能」とは、すぐ前のパラグラフでも言及された一般的等価物（多数商品に共通な価値の現象形態）を意味する。貨幣商品として例えば「金」が、特定用途の原材料や奢侈品として役立つ「特殊的使用価値」の他に、一般的等価物としての貨幣の社会的機能から生じる「形式的使用価値」を受け取る。さらに、続く第13パラグラフのように、今では商品世界は、一般的等価物としての社会的機能という名の独特な使用価値を持つ貨幣商品と、非貨幣商品とが向き合う関係として特徴づけられる。

「他のすべての商品は貨幣の特殊な等価物にほかならず、貨幣はこれらの商品の一般的等価物であるから、これらの商品は、一般的商品としての貨幣に対して特殊な商品としてふるまう」(KI,104)。

ここでは、貨幣商品と非貨幣商品から成る商品世界が、「一般的商品」と「特殊な商品」との対立関係として特徴づけられている。

価値形態論において等労働量交換に従う価値関係を出発点に導き出された一般的等価物としての貨幣の社会的機能が、商品所有者の交換行為に観点に立つ交換過程論において貨幣の「形式的使用価値」として把握されることの経済学的意味はきわめて大きい。一般的等価物の機能から生じる貨幣商品（例えば「金」）の「形式的使用価値」が存在するということは、もっぱら価値関係を基礎とする社会的機能が市場参加者の間で1つの特殊な使用価値として承認されるということの意味する。それゆえ、一般的等価物の機能から生じる貨幣の使用価値を含む分析枠組みにおいては、商品所有者にとって自分の商品の販売は、自分の商品がその交換価値（一般的価値形態）に置き換わるだけでなく、一般的等価物としての社会的機能から生じる特殊な使用価値を自分の商品と引き換えに手に入れることを意味する。この場合、商品所有者にとって自分の商品の販売は、第1章第3節でも見たよ

うに、自分の商品の「使用価値としての実現」かつ「価値としての実現」であると同時に、一般的等価物としての貨幣の社会的機能から生じる独特な使用価値を獲得したことによる欲望充足を意味する。

マルクスの価値形態論では、一般的等価物の機能は、等労働量交換に従う価値関係に基礎づけられた貨幣の最も本源的な機能（すなわち、価値尺度・流通手段・蓄蔵貨幣・支払手段・世界貨幣の各機能に対して論理的に先行する本源的な機能）である。しかし、仮に貨幣の本源的機能が労働価値説によって基礎づけられていない場合でも、市場経済の分析枠組みが貨幣の機能に起因する使用価値を含むか否かは、経済理論の基本性格にとって決定的に重要な問題である。貨幣の使用価値を排除する分析枠組みであれば、「人々が貨幣を欲求するのはそれ自体のためではなくて、自分たちが貨幣で買うことができるもののためである」<sup>16</sup>というように推論されるであろう。言い換えれば、人々が貨幣を保有する貨幣そのもののためではなく、貨幣で買われる商品のためであるという見解であるが、これは、貨幣は交換の媒介物にすぎないと考える中立的貨幣観にほかならない。貨幣の本源的機能をどんな観点から定義するかに関わりなく、貨幣の機能から生じる貨幣の独特な使用価値を含む分析枠組みは、貨幣の存在が経済主体の意思決定のなかに入り込むと考える非中立的貨幣観の分析視角にとって欠かせない条件である。

#### 第4節 貨幣物神の謎

本節では、交換過程論の最後の3パラグラフを検討し、「交換過程の必然的産物」(KI,102)としての「貨幣結晶」(同)の性格から導かれるいっそう深刻な問題として、「貨幣物神の謎」(KI,108)とは何かを明らかにする。第2節で見たように、諸商品を交換価値として等置しあう主体は商品所有者だけであるが、商品所有者の交換行為の観点では、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を前提におくことができない。そして、一般的等価物（多数商品の共通な価値の現象形態）の機能から生じる貨幣の特殊な使用価値を含む分析枠組みのなかでは、物神性論（『資本論』第1部第1章の第4節）「商品形態の神秘性」(KI,86)が「貨幣物神の謎」(KI,108)としてより具体的に把握される。

##### 4-1. 一般的等価形態の貨幣商品への帰属をめぐる価値形態論と交換過程論

一般的等価形態の貨幣商品（例えば「金」）への帰属に関する価値形態論と交換過程論との分析視角の相違について、次の交換過程論・第14パラグラフで次のように説明される。

「すでに見たように、貨幣形態は、他のあらゆる商品の諸関連の反射が1つの商品に固着したものにほかならない。したがって、貨幣は商品であるということは、貨幣の完成した姿態から出発してあとから分析する者にとっての1つの発見であるにすぎない。交換過程は、それが貨幣に転化させる商品に、その価値を与えるのではなくて、その独特な価値形態を与える。この二つの規定の混同は、金銀の価値を

<sup>16</sup> Smith (1950), p.405.

想像的なもの (imaginär) と見なす誤った考えを生みだした。貨幣が、一定の機能において、それ自身の単なる章標によって置き換えられうるところから、貨幣は単なる章標 (Zeichen) であるというもう一つの誤りが生じた。他面、この誤りのうちには、物の貨幣形態はその物自身にとって外的なものであり、その背後に隠されている人間の諸関係の単なる現象形態にすぎないという予感があった。この意味では、どの商品も一つの章標であろう。なぜなら、どの商品も価値としては、それに支出された人間労働の物的外皮にすぎないからである。しかし、一定の生産様式の基礎上で、諸物が受け取る社会的諸性格、あるいは労働の社会的諸規定が受け取る物的諸性格を、単なる章標として説明するとすれば、そのことによって同時に、それらの性格を人間の恣意的な反省の産物として説明することになる。これこそは、その成立過程がまだ解明されえなかった人間的諸関係の謎のような姿態から少なくともさしあたり奇異の外観をはぎ取ろうとして、18世紀に好んで用いられた啓蒙主義の手法であった」(KI,105-6)。

最初に、「貨幣形態」が「他のあらゆる商品の諸関連の反射が一つの商品に固着したものと特徴づけられるが、これは、多数商品の同時的な相対的価値表現を基礎とする一般的価値形態の成立と、一般的等価物の特定の貨幣商品への固定化を説明する価値形態論の論理的手続きに関連する。「貨幣は商品である」ことが「貨幣の完成した姿態から出発してあとから分析する者にとっての一つの発見である」という指摘も、諸商品の価値関係を前提において単純な価値形態から貨幣形態に至る商品の価値表現を追跡する価値形態論の論理に関連すると考えられる。これに対して、「交換過程は、それが貨幣に転化させる商品に、その価値を与えるのではなくて、その独特な価値形態を与える」と言われるように、交換過程論では、等労働量交換に従う価値関係を基礎に一般的価値形態の成立を導き出す価値形態論とは異なって、商品所有者の交換行為の観点から一般的等価物の機能が特定種類の商品に帰属する過程が考察される。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、諸商品の価値属性（それゆえ、各商品1単位あたり直接・間接に必要な労働時間を決定する産業連関に関わる情報）を前提におくことは許されないので、交換過程論の観点では、一般的等価物の機能が特定種類の商品に帰属することを示すことはできるが、貨幣商品に「価値を与える」ことは不可能なのである。また、交換過程が特定の貨幣商品に「その独特な価値形態」を与えるとは、すぐ前のパラグラフで見た、一般的等価物としての社会的機能が貨幣の独特な使用価値として承認されることを意味する。

交換過程論の観点では、諸商品の価値関係を出発点として一般的価値形態の成立を説明することは不可能であるが、(価値形態論ですでに説明済みの) 一般的等価物の機能が特定種類の商品に帰属する過程を説明することは可能である。交換過程論の観点で一般的等価物としての貨幣の機能を考察したからと言って、価値形態論で一般的価値形態を導き出すための基礎とされた(貨幣商品も含む) 諸商品の属性が否定されるわけではない。「金銀の価値」を「想像的なもの」と見なすことが誤りである理由は、以上の点にある。貨幣を「単なる章標」と見なすことが誤りであると主張されるのも、一般的等価物としての貨幣の機能じたいは、価値形態論において等労働量交換に従う価値関係を基礎として説明されたからにはほかならない。

#### 4.2. 「貨幣は商品である」・「商品が貨幣になる」

価値形態論と交換過程論の分析視角の相違はさらに、次の第15パラグラフのように、「貨幣は商品である」という論点と、「どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるか」という論点との区別という形でも特徴づけられる。この箇所は交換過程論のなかでも解釈の分かれる問題含みの箇所の1つであるが、問題の焦点はまたしても価値形態論と交換過程論との分析視角の相違にある。

「先に指摘したように、一商品の等価形態はその商品の価値の大きさの量的規定を含まない。金が貨幣であり、それゆえ他のすべての商品と直接的に交換可能であることを知っても、それだからといって、たとえば10ポンドの金の価値がどれだけであるかはわからない。どの商品もそうであるように、貨幣はそれ自身の価値の大きさを、もっぱら相対的に、他の諸商品によってのみ、表現することができる。貨幣自身の価値は、その生産のために必要とされる労働時間によって規定され、等量の労働時間が凝固した、他の各商品の分量で表現される。貨幣の相対的価値の大きさのこうした確定はその産源地での直接的交換取引のなかで行われる。それが貨幣として流通にはいるときには、その価値はすでに与えられている。すでに17世紀の最後の二、三〇年間に貨幣分析の端緒はかなり進んでいて、貨幣は商品であるということが知られていたけれども、それはやはり端緒にすぎなかった。困難は、貨幣は商品であることを理解する点にあるのではなく、どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのかを理解する点にある」(KI,107)。

一般的等価物としての貨幣商品「金」の機能は、「金」の相対的価値表現に基づいて説明されるのであって、その逆ではない。本パラグラフの最初で「一商品の等価形態はその商品の価値の大きさの量的規定を含まない」と言及されるように、商品Aが等価形態に立つと説明されても、商品Aの相対的価値表現の成立はけっして論証されない。この点に関連して、価値形態論でも「一商品の等価形態には、むしろ、何の量的な価値規定も含まれない」(KI,70)という指摘がある。したがって、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価物の機能が「金」に帰属する過程を(商品所有者の交換行為の観点から)記述することと、「金」という特定商品の相対的価値表現を(諸商品の価値関係を前提として)説明することとは、厳密に区別されなければならない。

すでに価値形態論で明らかにされたように、貨幣商品の相対的価値表現は、貨幣商品を含む全商品の価値属性を論理的な前提とする。「貨幣自身の価値」が「等量の労働時間が凝固した、他の各商品の分量で表現される」という本パラグラフでの指摘は、明らかに、等労働量交換に従う価値関係を基礎とする貨幣商品の相対的価値表現に関連する。「貨幣の相対的価値の大きさ」が「金」の「産源地」での他商品との「直接的交換取引」で確定されることは、投下労働量に従う諸商品の価値属性が既知である場合にのみ、貨幣商品の相対的価値表現が説明可能であることを意味する。したがって、「貨幣が商品である」とは、諸商品の価値属性を前提として商品の価値表現の発展を追跡する価値形態論の分析視角を含意する。これに対して、交換過程論で扱われるのは、一般的等価物としての貨幣の社会的機能が特定種類の商品に帰属する過程、すなわち、「どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのか」という論点である。交換過程論の解釈をめぐる議論で、「どのようにして」

「なぜ」「いかにして」を価値形態論・物神性論・交換過程論のそれぞれに割り当てるといふ解釈があるとすれば、それは問題の焦点を見失っている。ここでの問題の焦点は、再度確認しておく、諸商品の価値関係を前提として一般的価値形態の成立根拠に関わる価値形態論における論点（「貨幣は商品である」）、一般的等価物の機能が特定商品に帰属する過程に関わる交換過程論の論点（「商品が貨幣になる」）との間の区別にある<sup>17</sup>。

### 4-3. 貨幣物神の謎

一般的等価物としての貨幣の機能に関する価値形態論と交換過程論の分析視角の相違から最終的に導き出される論点が、交換過程論の最終パラグラフで説明される「貨幣物神の謎」（KI,108）である。「貨幣物神の謎」の骨子は、より詳しくは後に見るように、次の2点から成る。第1に、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が貨幣商品に帰属する場合には、「等価形態の謎的性格」（KI,72）が必ず生じる。これに対して、価値形態論で説明される一般的価値形態から貨幣形態への移行では、「等価形態の謎的性格」は生じない。第2に、一般的等価形態を貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者の交換行為だが、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能である。

「われわれが見たように、すでに最も簡単な価値表現、 $x$  量の商品  $A=y$  量の商品  $B$  においても、他の1つの物の価値の大きさがそれによって表される物は、この等価形態を、この関連から独立に社会的自然属性として持っているかのように見える（scheinen）。われわれはこの虚偽の外観の確立を追求した。一般的等価形態が、ある特殊な種類の商品の自然形態に癒着したとき、あるいは貨幣形態に結晶したとき、この外観は完成する。他の諸商品がその価値を一商品によって全面的に表示するので、その商品をはじめて貨幣になるのだとは見えないで、むしろ逆に、その商

---

<sup>17</sup> 「困難は、貨幣が商品であることを理解する点にあるのではなく、どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのかを理解する点にある」（KI,107）の文章について、久留間鮫造氏による次の解釈がよく知られている。「価値形態論では貨幣の『如何にして』が論じられ、物神性論ではその『何故』が論じられるのに対して、交換過程論ではその『何によって』が論じられるのである」（久留間(1957), 40 頁）。「わたくしは、この『如何にして』と『何故に』と『何によって』とが、それぞれ、第一章の第三節〔価値形態論〕と第四節〔物神性論〕と第二章〔交換過程論〕とで答えられているものと解する」（同, 41 頁, [ ] 内引用者）。久留間氏は「商品が貨幣になる」理由に関する価値形態論・物神性論・交換過程論の三者の違いを指摘される。しかし、問題の文章の眼目は、「貨幣が商品である」という論点を交換過程論の観点から説明できるか否かにある。問題の文章は次のように把握すべきである。貨幣について交換過程論の観点から説明されるのは、「貨幣が商品である」ことではなく、「どのようにして、なぜ、いかにして商品が貨幣になるのか」という問題、すなわち特定商品の貨幣への転化の理由である。交換過程論の観点では「貨幣が商品である」と説明することは不可能なのである。これに対して、価値形態論では、一般的価値形態の成立を論証したうえで特定商品への貨幣への転化が説明されるので、貨幣形態を「単純な商品形態」（KI,85）に帰属させて「貨幣は商品である」と説明することができる。

品が貨幣であるからこそ、他の諸商品はその商品で一般的にそれらの価値を表示するかのように見える (scheinend)。媒介する運動は、それ自身の結果のうちに消失して、何の痕跡も残さない。諸商品は自ら関与することなく、自分たち自身の価値姿態が、自分たちの外に自分たちと並んで実存する一商品体として完成されているのを見いだす。金や銀というこれらの物は、地中から出てきたままで、同時に、いっさいの人間の労働の直接的化身である。ここから貨幣の魔術が生じる。人間の社会的生産過程における人間の単なる原子的なふるまいは、それゆえまた人間の制御 (Kontrolle) や人間の意識的な個人的行為から独立した彼らじしんの生産諸関係の物的姿態は、さしあたり、彼らの労働生産物が一般に商品形態をとるという点に現れる。だから、貨幣物神の謎は、目に見えるようになった、人目をくらますようになった商品物神の謎にはほかならない (KI, 107-8)。

一般的等価形態の貨幣商品への帰属を商品所有者の交換行為にもとづいて説明する場合には、「等価形態の謎的性格」(KI,72) が必ず生じ、「虚偽の外観」が確立する。「貨幣物神の謎」を説明するためには、この論点を最初に検討しなければならない。本パラグラフでは最初に、「x 量の商品 A=y 量の商品 B」において「他の 1 つの物の価値の大きさがそれによって表される物」(商品 B) が「この等価形態を、この関連から独立に社会的自然属性として持っているかのように見える (scheinend)」と指摘される。この点は、価値形態論で説明された「等価形態の謎的性格」に対応する。第 3 節で見たように、等価形態に立つ商品体の機能 (他商品の価値形態としての機能) は、諸商品の価値関係を前提とする。ただし、他商品の価値形態として機能するのは、等価形態に立つ商品の現物形態 (使用価値または商品体) であり、この商品の価値対象性ではない。それゆえ、諸商品の価値関係とは独立に、等価形態に立つ商品にのみ着目すると、この商品は「その等価形態を、直接的交換可能性というその属性」を「生まれながらにして持っているかのように見える (scheinend)」(KI,72)。言い換えれば、等価形態に立つ商品が等価物としての機能 (他商品の価値形態としての機能) を、諸商品の価値関係とは独立に持つかのように「見える」のであり、このことが「等価形態の謎的性格」(同) と規定される。

すでに見たように、交換過程論では、商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の貨幣商品への帰属の過程が考察されたが、この過程は「虚偽の外観」「確立」と規定される。なぜなら、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、特定の貨幣商品に帰属した一般的等価物の機能 (他のすべての商品の価値の現象形態としての機能) を、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係とは独立に考察しなければならず、それゆえ、一般的等価形態に関する「等価形態の謎的性格」が必ず生じるからである。したがって、交換過程論において一般的等価物の機能 (他のすべての商品の価値の現象形態としての機能) が特定の貨幣商品の「形式的使用価値」(KI,104) と規定されると、一般的等価形態に関する「等価形態の謎的性格」すなわち「虚偽の外観」が完成する。言い換えれば、商品所有者の交換行為をつうじて一般的等価形態が「ある特殊な種類の商品の自然形態に癒着」あるいは「貨幣形態に結晶」すると、「虚偽の外観」すなわち一般的等価形態に関する「等価形態の謎的性格」が「完成する」のである。

交換過程論の観点から一般的等価形態の貨幣商品への帰属を説明するさいに生じる「虚

偽の外観」とは、次の関係を指す。「他の諸商品がその価値を一商品によって全面的に表示するので、その商品をはじめて貨幣になるのだとは見えないで、むしろ逆に、その商品が貨幣であるからこそ、他の諸商品はその商品で一般的にそれらの価値を表示するかのように見える (scheinen)」。すでに見たように、価値形態論では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)にもとづいて一般的等価形態の特定商品への帰属が説明されたうえで、一般的等価形態の特定の貨幣商品への固定化が説明される。本パラグラフの表現で言えば、価値形態論では、「他の諸商品がその価値を一商品によって全面的に表示する」こと(他のすべての商品の「一般的な相対的価値形態」)を根拠として、特定商品が「貨幣になる」と説明されるのである。このように、価値形態論の観点では、諸商品の価値関係を前提において一般的価値形態の成立が論証されたうえで、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)の貨幣商品への帰属が説明されるので、一般的等価形態に関しても「等価形態の謎的性格」や「虚偽の外観」はけっして生じない。

これに対して、交換過程論の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することは不可能であり、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属を説明しなければならない。したがって、交換過程論の観点では、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係を前提とせずに、一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)が貨幣商品の「形式的使用価値」(KI,104)と規定され、諸商品の価値関係とは独立に一般的等価物の機能を論じなければならない。なぜなら、すでに見たように、商品所有者たちが貨幣商品と非貨幣商品とを等置しあうさいに、彼らは抽象的人間労働の凝固としての諸商品(貨幣商品と非貨幣商品の両方)の価値対象性を前提におくことができないからである。こうして、交換過程論の観点では、商品所有者の交換行為をつうじて特定商品が「貨幣」と規定されるから、「他の諸商品はその商品で一般的にそれらの価値を表示する」(すなわち、すべての非貨幣商品の一般的な相対的価値形態が成立する)かのように「見える (scheinen)」のであり、一般的等価形態に関する「等価形態の謎的性格」すなわち「虚偽の外観」が必ず生じる。交換過程論の観点では、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)にもとづいて一般的価値形態の成立を論証することができず、貨幣商品に帰属する一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)を、貨幣商品と非貨幣商品との価値関係の外部で論じなければならないからである。

交換過程論の観点から一般的等価形態の貨幣商品への帰属を説明する結果として、「媒介する運動」(すべての非貨幣商品の一般的な相対的価値形態にもとづく一般的価値形態の成立)が、「それ自身の結果」(特定商品への一般的等価形態の帰属)のうちに「消失」するのである。また、特定の貨幣商品の現物形態に帰属した一般的等価物の機能(他のすべての商品の価値の現象形態としての機能)について、交換過程論の観点では次のように言うほかはない。「諸商品は自ら関与することなく、自分たち自身の価値姿態が、自分たちの外に自分たちと並んで実存する一商品体として完成されているのを見いだす」。諸商品の「関与」とは、「商品世界の一般的な相対的価値形態」(KI,81)にもとづく一般的価値形態の成立に対応する。交換過程論の観点では、一般的価値形態の成立が論証されないままに、すべての非貨幣商品の「価値姿態」の貨幣商品の現物形態への固定化が説明されなければな

らない。「金」「銀」が貨幣商品であるならば、「金や銀というこれらの物は、地中から出てきたままで、同時に、いっさいの人間の労働の直接的化身である」と規定される。言い換えれば、交換過程論の観点では、貨幣商品とすべての非貨幣商品との価値関係を前提とせず、「いっさいの人間の労働の直接的化身」（一般的等価物の機能）が貨幣商品「金銀」の現物形態に帰属すると説明される。

このように、一般的等価形態の貨幣商品への帰属について価値形態論と交換過程論の観点はまったく異なる。価値形態論では、諸商品の価値関係を前提において一般的価値形態の成立を論証したうえで、一般的等価形態の貨幣商品への帰属が説明されるので、一般的等価形態に関する「虚偽の外観」は生じない。これに対して、交換過程論では、諸商品の価値対象性を前提におくことができないので、一般的価値形態の成立が論証されないままに、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属が説明される。それゆえ、交換過程論では、貨幣商品の「形式的使用価値」（KI,104）と規定された一般的等価物の機能を、貨幣商品と非貨幣商品との価値関係の外部で論じなければならぬので、一般的等価形態に関する「虚偽の外観」が必ず生じる。これらの論点を踏まえるかぎり、価値形態論における一般的価値形態（形態Ⅲ）から貨幣形態（形態Ⅳ）への移行と、交換過程論における特定商品の貨幣への転化とは、厳密に区別されなければならない。一般的価値形態から貨幣形態への移行が交換過程論において説明されるという見解がある<sup>18</sup>。しかし、一般的価値形態から貨幣形態への移行には一般的等価形態に関する「虚偽の外観」がとなわないのに対して、交換過程論の観点から一般的等価形態の貨幣商品への帰属を説明するさいにはこの「虚偽の外観」が必ず生じる。それゆえ、一般的価値形態から貨幣形態への移行が交換過程論において説明されると考えることはできない。

一般的等価形態の貨幣商品への帰属に関する交換過程論の視角を踏まえて、「貨幣の魔術」「貨幣物神の謎」とは何かを考察しよう。労働生産物が「商品形態」をとるかぎりでは、「人間の社会的生産過程における人間の単なる原子的なふるまい」それゆえ「人間の制御（Kontrolle）や人間の意識的な個人的行為から独立した彼らじしんの生産諸関係の物的姿態」が問題となる。「人間」（商品所有者）の「生産諸関係の物的姿態」が当の「人間」の「制御」や「意識的な個人的行為」から独立しているのはなぜか。言い換えれば、諸商品を交換価値として等置しあう主体は商品所有者たちにはかならないが、交換価値としての諸商品の関係によって当の商品所有者たちが制御されるのはなぜか。その理由は、すでに見たように、個々の商品所有者にとって諸商品の価値属性（各商品の1単位に生産のために直接・間接に必要な労働時間）に関する情報を入手・分析することは不可能だからである。「価値の大きさは、交換者たちの意志、予見、行為にはかかわりなく、絶えず変動する」（KI,89）と言われるように、諸商品の価値属性は、個々の商品所有者の情報処理能力が及ばないところで、すなわち「交換者たちの意志、予見、行為」とは無関係に変動しうる。

---

<sup>18</sup> 下平尾勲氏は、一般的価値形態から貨幣形態への移行が交換過程論で説明されると主張される。「交換過程の発展は、一般的等価形態に最も妥当な一商品の商品世界の共同事業として排除するのであり、第三形態から貨幣形態の移行を証明するものであって、決して第二形態から第三形態への移行を証明しない」（下平尾(1974), 84頁）。

このように、個々の商品所有者にとっては、等労働量交換に従う諸商品の価値属性を既知のものと仮定することができないからこそ、諸商品を交換価値として等置しあう主体が商品所有者たちであるにもかかわらず、交換価値としての諸商品の関係は、当の商品所有者たちにとって制御不可能なのである。商品所有者の交換行為についての諸商品の価値関係の以上の性質が「商品物神」の内容である。

商品所有者の交換行為をつうじた一般的等価形態の貨幣商品への帰属、およびそれにもなう一般的等価形態に関する「虚偽の外観」の確立を踏まえると、「目に見えるようになった、人目をくらますようになった商品物神の謎」としての「貨幣物神の謎」が説明される。すでに見たように、交換過程論では、もっぱら商品所有者の交換行為にもとづいて一般的等価形態の貨幣商品への帰属が説明され、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）が貨幣商品の「形式的使用価値」（KI,104）と規定される。それゆえ、一般的等価形態の機能を貨幣商品の現物形態に帰属させる主体は、商品所有者の交換行為にはかならない。しかし、前掲第15パラグラフで見たように、商品所有者の交換行為の観点では、貨幣商品の相対的価値表現の成立を論証することはできない。すでに見たように、商品所有者の交換行為の観点では、抽象的人間労働の凝固としての諸商品（貨幣商品と非貨幣商品）の価値対象性を前提におくことができないからである。それゆえ、貨幣商品の相対的価値はどの商品所有者にとっても制御不可能であり、商品所有者たちの意志とは無関係に変動しうる。このように、一般的等価物の機能（他のすべての商品の価値の現象形態としての機能）を特定の貨幣商品に帰属させる主体は商品所有者たちであるにもかかわらず、どの商品所有者も貨幣商品の相対的価値を意識的に制御することはできない。商品所有者の交換行為についての貨幣商品の以上の性質が、「貨幣物神の謎」である。ただし、貨幣商品の価値表現の材料となるのは任意の非貨幣商品の現物形態であるから、貨幣商品の価値対象性とは違って貨幣商品の相対的価値は「目に見える」要因である。貨幣商品の相対的価値という「目に見える」要因がどの商品所有者にとっても制御不可能であるからこそ、「貨幣物神の謎」は「目に見えるようになった、人目をくらますようになった商品物神の謎」と規定されるのである。

## 第5節 結び——マルクス貨幣論の意義と限界

前章と本章で追跡してきた価値形態論と交換過程論の2段階構造を持つマルクス貨幣論から何を学ぶべきであろうか、また、残された問題は何かであろうか。

価値形態論からわかるように、貨幣形態を一般的価値形態・全体的価値形態・単純な価値形態にまで遡及して、貨幣形態は商品形態から派生する形態である（端的に言えば「貨幣は商品である」）と結論づけることができるのは、等労働量交換に従う諸商品の価値関係、および、諸商品に表された労働の二重性を前提とする論理的手続きを取る結果にはかならない。したがって、労働価値説に基づく諸商品の価値属性（これは、何度も見たように、各商品1単位の生産に直接・間接に必要な労働時間によって規定される）を前提におくことができない交換過程論の観点では、多数商品の同時的な相対的価値表現を基礎とする一般的価値形態の成立を証明することはできないが、一般的等価物としての貨幣の社会的機

能が貨幣の「形式的使用価値」として承認される過程を考察することができる。したがって、前節までに見たように、マルクス貨幣論は——商品貨幣説の制約を受けながらも——、一般的等価物としての貨幣の社会的機能から生じる貨幣の使用価値を含む分析枠組みを提供する。貨幣の使用価値が組み込まれた分析枠組みのなかで初めて、商品の販売（ $C-M$ ）による商品価値の貨幣的実現が自己目的となる形で、経済主体の意思決定のなかに貨幣が実質的に関与する非中立的貨幣観が確立し、単なる交換の媒介物としての中立的貨幣観が克服される。さらに、第2章第6節で見たように、一般的等価物の機能が貨幣の独特な使用価値と承認される分析枠組みのなかでは、各商品と一般的等価物との交換比率が——等労働量交換に従う価値関係を媒介とせずに——直ちに価格形態として意味を持つので、現実の市場参加者が直面する多様な価格形態（価値価格から乖離した生産価格・市場価格のほか、労働賃金、擬制資本の価格など）を扱うことができる。

以上のようにマルクスは、厳密に労働価値論に従って一般的等価物としての貨幣の本源的機能を導き出したにもかかわらず、一般的等価物の機能から生じる貨幣の独特な使用価値を導入することによって、価値価格の体系に限定されない現実の多様な価格形態を扱うことが可能な分析枠組みを構築した。この限りではマルクスの経済理論は、労働価値に比例した価値価格体系しか扱うことのできない硬直的な労働価値論とは一線を画している。しかし、マルクスの経済理論では、貨幣の本源的機能は、等労働量交換に従う諸商品の価値関係を基礎とする一般的等価物（多数商品の共通な価値の現象形態）であり、労働価値論から厳密に導かれる商品貨幣（典型的には「金」）が前提におかれている。商品貨幣説の枠組みに留まっていることが、マルクス貨幣論の重大な制約となる。第1に、金本位制の歴史的な経験を見ても、貨幣商品「金」の相対的価値が非貨幣商品との価値関係によって維持されていたことを示す事実は認められない<sup>19</sup>。さらに第2に、商品貨幣だけから成る分析枠組みでは、すでに生産されて市場に持ち込まれた既存の諸商品に関しては商品価値の貨幣的実現を説明することはできるが、将来の利潤の実現を見越して新規に生産される商品（特に新規に生産される資本財）の販売を通じた貨幣的利潤の実現を説明することはできない。期首に存在しない新規に生産される商品の販売を通じた経済全体での貨幣的利潤の実現を説明するためには、購買力の新規創出を伴う信用貨幣（典型的には銀行による貸出に伴って生成される預金）を導入した分析枠組みがどうしても必要である。信用貨幣の経済システムについての分析枠組みの提示は別稿の課題としなければならないが、本稿第3部では、信用貨幣の経済システムにおける投資から実現利潤への決定関係に基づいて、資本蓄積と所得分配の関連について考察している。

---

<sup>19</sup> この点に関連して、金本位制の「神話」と「現実」に関連する金井氏の次の指摘はきわめて重要である。「現実の金本位制においては、『神話』とは異なって、通貨は、大量の金準備を保有して兌換を維持していても信認が失われうるものだった。すなわち、兌換保証ゆえに信認を得ていたのではなかった。したがって、金本位制とは、それ自体で外為相場を安定させうるものではなく、逆に外為相場の安定したがって国際収支の均衡がなければ存続しえなかったものなのである。つまり、金本位制も、本質的には国際収支に制約されていたのである。」（金井(2004), 124頁）。

## 第2編 資本主義経済と権力関係

## 第4章 市場と経済的権力

—ボウルズ＝ギンタスの「抗争交換モデル」が提起するもの—

### 第1節 はじめに——政治経済学アプローチの「支配・被支配」の視座

第1章でも紹介したように、ボウルズ(Samuel Bowles)とエドワーズ(Richard Edwards)の『資本主義を理解する—アメリカ経済における競争・支配・変化—』<sup>1</sup>では、政治経済学(political economy)アプローチを、「競争(competition)」という「水平的(horizontal)次元」、「支配(command)」という「垂直的(vertical)次元」、「変化(change)」という「時間(time)の次元」から成る「3次元経済学(three dimensional economics)」として特徴づけた。すでに見たように、新古典派経済学は、概して言えば、市場交換における「競争(competition)」という「水平的次元」だけを持ち、「支配」と「変化」の次元を持たない体系である。本章では、ボウルズとギンタスが「資本主義の政治経済学の新しいミクロ的基礎」<sup>2</sup>として提唱した「抗争交換(contested exchange)モデル」を中心として、政治経済学アプローチを構成する「支配・被支配」の視座とは何かを考える。「抗争交換」モデルで考察対象とされるのは、雇い主が労働者からどうやって自分の望む働きぶりを引き出すか、という資本主義的労働過程における基本問題<sup>3</sup>である。本章で「抗争交換モデル」を検討するのは、資本主義経済における生産と分配の相互依存性——生産の決定権を握る資本家階級が、剰余価値の生産と実現に対して積極的に介入することを通じて、分配上の結果を自分たちに有利な方向に誘導しうる立場にあること——に関して、資本主義的労働過程の局面からの分析視角を得るためである。「抗争交換モデル」の評価をめぐる議論については次章に譲って、本章では「抗争交換モデル」の論理構造を明らかにすることに焦点をおく。

ボウルズとギンタスの「抗争交換モデル」のねらいを理解するうえで参考になるのは、政治経済学の分類図式(図1)である。主体Aが一定額の貨幣と引き換えに主体Bから財・サービスを買う場合、主体Aが何の費用もかけずに主体Bから希望どおりの財・サービスを引き出すことができ、主体Bにたいする(貨幣を引き換えとする)主体Aの請求権の行使は解決ずみの問題として扱う考え方を、「契約の外生的執行」「請求権の外生的行使」の仮定と分類する(図1の左半分)。これに対して、交換対象の属性のなかに交換当事者A、Bのあいだの契約に定められないものがあり、かつ、そのような属性の提供を提供する第三者も存在しない場合には、「契約の内生的執行」「請求権の内生的行使」を考察しなければならない(図0の右半分)。たしかに、労働努力の発揮、資金の借り手の返済努力などに見られる

<sup>1</sup> Bowles and Edwards (1985)(1993).

<sup>2</sup> Bowles and Gintis (1990). この論文では、「抗争交換モデル」を応用して、借り手の返済努力をめぐる資金の貸し手と借り手との利害対立の説明も試みられている。本章では、労働者の働きぶりをめぐる雇い主と労働者の利害対立に関わるかぎりでは、「抗争交換モデル」を検討する。

<sup>3</sup> ボウルズ＝ギンタスの「抗争交換モデル」が扱う問題領域は、マルクス『資本論』第1部の内容に即して言えば、剰余価値論というよりも、むしろ労働賃金論に属するものと考えられる。

ように、現実の市場経済の取引では、交換対象の属性のなかに契約になじまないものが含まれることが、しばしば見られる。しかし、この点を確認することだけがボウルズとギンタスの「抗争交換モデル」の目的なのではない。契約になじまない交換対象の属性をめぐって、一方の経済主体が自分の利益を高める目的で他方の経済主体に対して権力を行使する場合、すなわち、交換当事者のあいだに存在する権力関係(power relationship)こそが、ボウルズとギンタスが強調する独自の論点である。主体 A と主体 B のあいだの次のような関係を考えてみよう。主体 A は、自分が希望する交換対象の属性を主体 B から引き出すために、主体 B の行動に影響を及ぼす条件を設定することができる。しかし、主体 B は主体 A に対して、自分の利益になる方向に A の行動を導くために、A に対して条件を設定することができない。以上のような利害対立が起きる例として、労働者 B の発揮する労働努力をめぐる雇い主 A と労働者 B のあいだの関係、および、資金の借り手 B の投資決定態度や返済努力をめぐる資金の貸し手 A と借り手 B のあいだの関係、が思い起こされるであろう。

自分の利益を高めることを目的に取引相手に対して条件を設定できる一方の主体 A(雇い主、貸し手)と、そうした条件を設定できない他方の主体 B(労働者、借り手)のあいだには抜きがたい立場の相違がある。図 1 に示してあるように、こうした交換当事者のあいだの立場の相違を考慮に入れる分析枠組みは、「constitutive contested exchange (構成的抗争交換)」のモデルと分類される。これに対して、条件を設定することのできる主体 A と、そうでない主体 B とのあいだの立場の相違を考察対象としない分析枠組みは、「instrumental contested exchange (道具主義的抗争交換)」のモデルと分類される。ボウルズとギンタスは、自説を前者(constitutive)の系譜に位置づけ、コースに始まりウィリアムソンによって展開された取引費用経済学を(Transaction cost economics) 後者(instrumental)の系譜に位置づける。「抗争交換」にかんする「構成的」と「道具主義的」の違いが、政治経済学の分類図式における経済主体の「constitution (構成)」という座標軸に対応する。たとえば、同じ水準の労働努力や返済能力を提供することのできる人々のなかに、取引に成功する主体と、取引に失敗する主体が同時に存在する。こうした事態を分析するのが、ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルである。これに対して、取引費用経済学では、取引に失敗した主体は初めから考察対象にならない。詳しくは後に見るように、ボウルズとギンタスの分析枠組みで経済主体の「constitution (構成)」という座標軸を構成するのが、「Short side(不足側の) 権力」という概念である。

これに対して、「競争」という水平的次元しか持たない新古典派経済学の視座は、どのように特徴づけられるであろうか。周知のように、ワルラス一般均衡理論を基礎づける「価格の変化によって市場は均衡する(markets clear)」<sup>4</sup>という仮説では、経済主体のあいだの利害対立は論理的に排除される。「市場均衡の仮定(market-clearing assumption)」を満たす「市場の制度的構造」は、ベナシーによって次のように要約される。

「特別な主体——『競売人(auctioneer)』——が市場清算価格(market-clearing price)を見いだす役割を担い、かつ、この価格が見いだされるまではどんな取引も生じないような市場でのみ、需要—供給の均衡は自動的に満たされる。」<sup>5</sup>

<sup>4</sup> Bénassy (1986), p.9, 邦訳 11 頁.

<sup>5</sup> Ibid., p.12, 邦訳 14 頁.

この場合、経済主体が希望する取引量としての需要と供給を一致させる価格——需給一致価格——において、実際の実取引量が確定されることになる。以上のような需給一致市場 (clearing market) の枠組みでは、第一に、交換される財・サービスのすべての属性が契約に定められ、かつ、交換当事者の要求の執行には何の費用もかからないものと仮定される。たとえば、主体 A が一定額の貨幣と引き換えに主体 B から財・サービスを買う場合、A は何の費用もかけずに希望どおりの属性を B から引き出すことができるものと仮定される。具体的には、交換当事者 A, B 以外の第三者(たとえば国家)が、A が希望する通りの属性の提供を B に強制するという暗黙の仮定がおかれる。これに対して、交換対象の属性のなかに契約に定めることのできないものがあり、かつ、このような属性の提供を強制する第三者も存在しない場合には、交換当事者のあいだで利害対立が起きるのであろう。しかし、需給一致市場の枠組みでは、交換対象の属性にかんする契約の執行(enforcement of contracts)は解決ずみの問題、すなわち、分析枠組みの内部では説明されない外生的な要因として扱われる(「契約の外生的執行」の仮定)。

需給一致市場の枠組みでの第二の仮定は、実際の実取引量が確定される需給一致価格においては、すべての経済主体が希望どおりの取引量を実現しており、購入希望が満たされない需要者も販売希望が満たされない供給者も存在しない、というものである。言い換えれば、確定された実際の実取引量とともに存在するのは、希望どおりに購入できた需要者、および、希望どおりに販売できた供給者だけである。希望どおりの取引量を実現した経済主体だけが考察対象とされるという意味で、需給一致市場の枠組みでは経済主体の構成が外生的に与えられている(「経済主体の外生的構成」の仮定)。

このように、需給一致市場の枠組みでは、交換対象のあらゆる属性についての契約の執行が保証されるものと仮定され、かつ、希望どおりの取引量を実現した経済主体だけが登場するのであるから、そこでは、経済主体のあいだの立場の相違や利害対立は生じない。したがって、異なる立場の経済主体のあいだの利害対立を分析するためには、需給一致市場の枠組みにおける主要な仮定——「契約の外生的執行」および「経済主体の外生的構成」の仮定——を取り外す必要がある。「ワルラス的パラダイム」の基礎にある二つの仮定——契約の「外生的執行公理」および「主体が外生的に決定されるという仮定」<sup>6</sup>——の両方を外した「政治経済学の新しいミクロ的基礎」として提唱されているのが、ボウルズとギンタスの「抗争交換モデル」である。両氏は労働市場・資本市場にこのモデルを適用することによって、市場経済における「経済的権力(economic power)の存在」<sup>7</sup>の論証を試みている。市場経済を構成する経済主体のあいだの立場の相違、およびそれにもとづく経済的権力の行使を分析するさいに、両氏の分析枠組みはきわめて有用な座標軸を提供するものと考えられる<sup>8</sup>

<sup>6</sup> Bowles and Gintis (1990), p.175.

<sup>7</sup> Bowles and Gintis (1999a), p.15.

<sup>8</sup> ボウルズとギンタスをはじめとするラディカル派政治経済学と、新古典派経済学との対立点については、佐藤良一(1996)(2003)が詳しい。

## 第2節 経済的権力の行使による契約の内生的執行

需給一致市場の枠組みにおける「契約の外生的執行」の仮定を外すと、契約に定めることのできない属性をめぐって交換当事者のあいだで利害対立が起きる。この状況に関連するのがボウルズとギンタス両氏の「抗争交換(contested exchange)」の概念であって、それは次のように定義される。

「主体 A が主体 B から財またはサービスを購入すると考える。B の財またはサービスが次のような属性、すなわち、A にとっては有用であり、B にとっては提供するのに犠牲を払わなければならないが、執行可能な契約のなかに十分に定められないという属性を持つ場合、その交換は抗争されている(contested)と言う。」<sup>9</sup>

「抗争交換」の事例として、労働努力(work effort)の水準をめぐる雇い主と労働者のあいだの関係、借り手による投資リスクの選択をめぐる資金の貸し手と借り手のあいだの関係などが考えられる。本節では、労働市場における「抗争交換」にかんする分析枠組みにもとづいて、経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行のしくみを考察する。

雇い主 A が労働者 B を雇用する場合、賃金率と雇用期間の長さは契約に定めることができるが、B が実際に発揮する労働努力の水準は契約に定めることができない。なぜなら、相当の費用をかけても努力水準の測定は不完全でしかありえないからである。労働努力は雇い主 A にとって有用な属性であるが、労働努力を発揮するために B は苦痛に耐えるなどの犠牲を払わなければならない。それゆえ、労働者 B は、雇い主 A が要求する努力水準をすすんで発揮しようとしなないかもしれない。そこで、雇い主 A は、A が望む努力水準を発揮するように労働者 B を仕向けるための方法を工夫しなければならない。すでに見たように、需給一致市場の分析枠組みでは交換対象の属性にかんする契約の執行は解決ずみの問題と見なされる(「契約の外生的執行」の仮定)のにたいして、「抗争交換モデル」では、交換対象の属性にかんする「内生的要求執行(endogenous claim enforcement)」<sup>10</sup>、あるいは、契約の「内生的執行機構(endogenous enforcement mechanism)」<sup>11</sup>が考察対象となる。主体 B が提供する属性にかんする主体 A の要求の「内生的執行」は、次のように要約される。

「このような場合に、事後的(ex post)交換条件は、抗争されている属性の所望の水準を供給するように B を仕向けるために A が設定する監視と制裁のしくみによって決定される。」<sup>12</sup>

主体 A が設定する「監視と制裁のしくみ」の一般的な形として両氏があげるのは、次のような「条件つき更新(contingent renewal)」の提示である。

「実績が満足できるものであれば将来の期間における契約を更新し、実績が満足できるものでなければ契約を打ち切ると約束することによって、A が B から実績を引き出す場合、条件つき更新が成り立つ。」<sup>13</sup>

具体的には、雇い主 A は、労働者 B によって実際に発揮される努力水準に満足する場合

<sup>9</sup> Bowles and Gintis (1992), p.332.

<sup>10</sup> Bowles and Gintis (1990), p.167.

<sup>11</sup> Bowles and Gintis (1992), p.333.

<sup>12</sup> Ibid., p.332.

<sup>13</sup> Ibid., p.333.

には B との雇用契約を更新するが、そうでない場合には B との雇用契約を打ち切る (B を解雇する)。この「条件つき更新」のねらいは、制裁(解雇)を科すという威嚇を用いて、A が望む努力水準を發揮させることを目的として、労働者 B の行動に影響をおよぼすことにある。一般に、「条件つき更新」の提示による契約の「内生的執行」とは、一方の主体 A が、制裁(契約の非更新・打ち切り)の威嚇を用いて、自己の利益を高めることを目的として、取引相手の主体 B の行動に影響をおよぼすことにほかならない。主体 A と主体 B とのあいだのこのような関係を記述するのが、ボウルズとギンタスの「経済的権力 (economic power)」の概念であって、次のように定義される。

「主体 A が主体 B にたいする権力(power)を持つための十分条件とは、B にたいして制裁を科すかあるいは制裁を科すと威嚇することによって、A は、A の利益を高める方向に B の行動に影響をおよぼすことができるが、B は A にかんするこの能力を欠く、ということである。」<sup>14</sup>

雇い主 A が、解雇の威嚇を用いて、A の望む努力水準を發揮させることを目的として、労働者 B の行動に影響をおよぼす。この事例は、経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行に該当する。以下では、経済的権力の行使をつうじた内生的執行にかんする基本的枠組みとして、雇い主 A と労働者 B のあいだの「抗争交換」における努力水準と賃金率の決定について考察する<sup>15</sup>。

最初に、労働者の効用関数  $u$  を次のように仮定する。

$$u = u(w, e), \quad u_w > 0, \quad u_e < 0, \quad \text{for } (w, e) > (w_{\min}, e_{\min}) \quad (1)^{16}$$

ここで、 $w$  は賃金率<sup>17</sup>、 $e$  は単位労働時間あたりの努力水準<sup>18</sup>、 $e_{\min}$  は時間あたり労働努力の最低水準、 $w_{\min}$  は  $e_{\min}$  に対応する賃金率の最低水準である。 $e_{\min}$ 、 $w_{\min}$  の意味は後ほど説明される。 $e_{\min}$  よりも高い努力水準の提供は労働者 B にとって犠牲をとまうと仮定される。

雇い主 A は、労働者 B の働きぶりに満足する場合には B との雇用契約を更新し、そうでない場合には B を解雇する。このような監視・制裁のしくみを表現するために、労働者が解雇される確率  $f$  は労働努力  $e$  の減少関数、すなわち、

$$f = f(e), \quad f_e (= df/de) < 0 \quad (2)$$

であると仮定する。努力水準  $e$  がより高いほど、解雇確率  $f$  はより低くなる。(2)式により、 $\{1 - f(e)\}$  の確率で雇用契約は更新され、 $f(e)$  の確率で労働者は解雇される<sup>19</sup>。

(1)・(2)式の仮定 ( $u_e < 0, f_e < 0$ ) により、努力水準  $e$  を下げれば、労働者の苦痛が和らげ

<sup>14</sup> Ibid., p.326-7. この定義について両氏は、「この権力概念は包括的ではない(われわれは十分条件だけを示した)けれども、自分の利益を高めるための制裁の適用を権力の行使と見なすことには、議論の余地がない。」(Bowles and Gintis (1999), p.14) と注記している。

<sup>15</sup> 以下のモデルは、Bowles and Gintis (1993a), p.16-20, p.36-7 で展開されている「抗争交換」モデルを(監視費用の問題を捨象して)若干簡略化したものである。同種のモデルの簡単な数学的説明は Bowles and Gintis (1990), (1992) にもある。

<sup>16</sup>  $u_w = \partial u / \partial w, \quad u_e = \partial u / \partial e.$

<sup>17</sup> 以下で言う「賃金率」とは、特にことわりなきが、実質賃金率のことである。

<sup>18</sup> 単純化のため、労働努力を發揮する能力の点ですべての労働者は同質と仮定する。

<sup>19</sup> 単純化のため、雇い主の監視密度と解雇政策が関数  $f(e)$  に反映されると仮定する。監視密度を内生変数に加えた詳細なモデルは、Gintis and Ishikawa (1987) で展開されている。

られるが、解雇される可能性は高くなる。単純化のため、賃金は雇用期間の期末に支払われ、期中に発揮される努力水準におうじて、期末に雇用契約の更新あるいは解雇が決められると仮定する。労働者は期首において、賃金から得られる効用・労働努力の発揮にとまなう苦痛だけでなく、解雇の可能性・解雇された場合の経済的状态も考慮に入れて、期中に発揮する努力水準を決定すると考えられる。そこで、賃金率と努力水準に依存する効用フロー $u$ と雇用契約の更新・解雇の可能性の両方を考慮に入れて、雇用されている状態の割引現在価値( $v$ )——「雇用の価値(value of employment)」<sup>20</sup>——を次のように定義する。

$$v = \frac{u(w, e) + \{1 - f(e)\} \cdot v + f(e) \cdot z}{1 + \rho} \quad (3)$$

ここで、 $z$ は、失業している状態の割引現在価値(失業給付の将来流列の現在価値、および再就職先での雇用の現在価値)——「失業状態の現在価値」<sup>21</sup>——を表す。 $\rho$ は労働者の時間選好率(定数と仮定)である。(3)式を $v$ について解くと、

$$v = \frac{u(w, e) + f(e) \cdot z}{\rho + f(e)} \quad (4)$$

となり、さらに、(4)式の両辺から失業状態の現在価値( $z$ )を引くと、次のようになる。

$$v - z = \frac{u(w, e) - \rho \cdot z}{\rho + f(e)} \quad (5)$$

雇用の現在価値が失業状態の現在価値よりも大きい( $v > z$ )場合にのみ、雇い主Aによる解雇の制裁は有効である。雇用の現在価値と失業状態の現在価値との差( $v - z$ )は、「雇用レント(employment rent)」あるいは「失職コスト」<sup>22</sup>と呼ばれる。労働者が正の雇用レント( $v - z > 0$ )を受け取る場合にのみ、解雇は労働者にとって損失になり、解雇の制裁は有効になる<sup>23</sup>。雇用レントがゼロ( $v - z = 0$ )の場合、解雇は労働者にとって損失にならず、解雇の制裁は無効である。雇用レントがゼロ、すなわち、 $v(w) = z$ のときの賃金率は「留保賃金(reservation wage)」<sup>24</sup>と呼ばれる。先に言及した賃金率の最低水準 $w_{\min}$ とはこの留保賃金のことである。 $w_{\min}$ よりも低い賃金率のもとでは、 $v(w) < z$ となるので、雇用されることを希望する労働者はいない。ゼロの雇用レント・留保賃金( $w_{\min}$ )に対応する労働努力の水準が、先に言及した最低水準( $e_{\min}$ )である。 $e_{\min}$ は、労働者が解雇の制裁とは無関係に発揮する自発的な努力水準である。したがって、留保賃金よりも高い賃金率( $w > w_{\min}$ )のもとでは、雇用レントが正( $v - z > 0$ )であって解雇の制裁が有効であるので、労働者Bは自発的な水準よりも高い労働努力( $e > e_{\min}$ )を發揮せざるをえない。そこで次に、雇い主の監視・制裁のもとでの労働者による努力水準の提供態度を詳しく考察しよう。

<sup>20</sup> Bowles and Gintis (1990), p.178.

<sup>21</sup> ボウルズとギンタスの論文では、 $z$ は“employee's fallback position”(Ibid., p.178)と呼ばれている。本稿では便宜上、「雇用の現在価値」に準じて、 $z$ を「失業状態の現在価値」と呼ぶ。

<sup>22</sup> Bowles and Gintis (1990), p.178.

<sup>23</sup> 差額( $v - z$ )が「レント」と呼ばれるのは、それが「職のない[その他の点では——引用者]同一の労働者の所得以上の支払を表す」(do.)からである。

<sup>24</sup> Bowles and Gintis (1990), p.179.

労働者 B は、解雇確率  $f(e)$  の関数形および失業状態の価値 ( $z$ ) を与件とみなして、雇い主 A によって設定される賃金率 ( $w=w_0$ ) のもとで雇用の現在価値 ( $v$ ) を最大化するように労働努力の水準 ( $e$ ) を選択するものと仮定される。(4)式により、 $w=w_0$  の制約条件のもとで  $v$  を最大化する問題の 1 階の条件は、 $v_e (= \partial v / \partial e) = 0$ 、すなわち、

$$u_e = f_e \cdot (v - z) \quad (6)$$

である。(1)・(2)式の仮定により、 $u_e < 0$ 、 $f_e < 0$  である。言い換えれば、努力水準 ( $e$ ) の上昇によって失われる効用と、解雇確率の低下によって生じる追加的な雇用レントとが等しいところで、雇用の現在価値 ( $v$ ) は最大になる。

このような制約条件つき最大化問題にもとづいて、雇い主が設定する賃金率と、労働者が発揮する努力水準との関係が導かれる。図 2<sup>25</sup>のように、 $(w, e)$  平面上に、雇用の現在価値の同一水準 ( $v=v_0$ ) をもたらす賃金率 ( $w$ ) と努力水準 ( $e$ ) の組み合わせ——「労働者の無差別曲線」(等  $v$  曲線)<sup>26</sup> ——が描かれるが、その曲線の傾きは  $(-v_w/v_e)$  である<sup>27</sup>。 $v$  の最大化の 1 階の条件 ( $v_e=0$ ) により、雇い主が設定する賃金率 ( $w_0$ ) のもとで等  $v$  曲線の傾きは垂直になる。したがって、垂直線 ( $w=w_0$ ) と等  $v$  曲線との接点において、雇用の現在価値 ( $v$ ) を最大化する努力水準 ( $e_0$ ) が決定される。留保賃金よりも高い賃金率 ( $w > w_{\min}$ ) の範囲において垂直線と等  $v$  曲線との接点の軌跡を描くと、雇用の現在価値を最大化する賃金率と努力水準の組み合わせを表す曲線が得られる。この曲線は、雇い主 A の設定する賃金率にたいする労働者 B の「最善の反応関数」<sup>28</sup>を意味し、「労働抽出関数 (labor extraction function)」<sup>29</sup> と呼ばれる。労働抽出関数の形は労働者の効用  $u(w, e)$  および解雇確率  $f(e)$  の関数形に依存する。ボウルズとギンタスは、労働抽出関数が均衡点の近傍で次の形をとると想定する。

$$e = e(w), \quad e_w (= de/dw) > 0, \quad e_{ww} (= d^2e/dw^2) < 0 \quad (7)$$

すなわち、努力水準 ( $e$ ) は賃金率 ( $w$ ) の増加関数であるが、 $w$  の増加にたいする  $e$  の増加率は逓減的である<sup>30</sup>。 $e_w > 0$  の条件に示されるように、留保賃金よりも高い賃金率 ( $w > w_{\min}$ ) においては、解雇の制裁が有効(雇用レントが正、 $v-z > 0$ )となるので、労働者 B は自発的な水準を上回る労働努力 ( $e > e_{\min}$ ) を発揮せざるをえない。 $e_{ww} < 0$  の条件のもとでは、雇い主 A にとって最適な賃金率の設定を次のように推論することができる。

雇い主 A は、労働者 B の反応関数(労働抽出関数)、すなわち、自分が設定する賃金率のもとで B が発揮する努力水準を知っているものと仮定する。また、雇い主 A は、与えられた労働抽出関数のもとで利潤最大化行動をとると想定する。この場合、雇い主 A は、賃金費用 1 単位あたりの努力水準  $e(w)/w$  の最大化を目的として、賃金率 ( $w$ ) を設定する。この最大化問題の 1 階の条件は、

$$e_w = e/w \quad (8)$$

である。すなわち、「労働努力にたいする賃金上昇の限界的な効果が、賃金費用 1 単位あた

<sup>25</sup> 図 2 は Bowles and Gintis (1993a), p.18 の Figure 2.1 をもとに作成した。

<sup>26</sup> Bowles and Gintis (1993a), p.17-8.

<sup>27</sup>  $v=v(w, e)$  の全微分  $dv=v_w \cdot dw + v_e \cdot de$  で  $dv=0$  とおくと、 $de/dw = -v_w/v_e$  が得られる。

<sup>28</sup> Bowles and Gintis (1993a), p.17.

<sup>29</sup> Bowles and Gintis (1990), p.179.

<sup>30</sup> Bowles and Gintis (1993a), p.17. Gintis and Ishikawa (1987) では、 $(w, e)$  平面上の労働者の無差別曲線と垂直線との接点の軌跡が右上がりになる場合における労働者の効用関数  $u(w, e)$  の形が吟味されている (p.216-8)。この点に関連して、石川(1991), 252-3 頁も参照。

りの平均努力の供給量に等しくなる」<sup>31</sup>ような賃金率( $w$ )の選択である。図 2<sup>32</sup>では、雇い主の目的関数 $(e/w)^*$ と労働者の反応関数(労働抽出関数) $e=e(w)$ とが接する点 $(w^*, e^*)$ において、賃金費用 1 単位あたりの努力水準 $(=e^*/w^*)$ が最大になる。点 $(w^*, e^*)$ は、雇い主 A と労働者 B のあいだの「抗争交換」における賃金率と労働努力の最適水準である。こうして、雇い主 A は、自分が設定する賃金率にたいする労働者 B の反応関数を知り、賃金費用 1 単位あたりで最大の努力水準を B から引き出すことができる。雇い主 A は、解雇の制裁を用いて、自己の利益を高める方向に労働者 B の行動に影響を与える。この関係は B にたいする A の「経済的権力」の行使に該当する。経済的権力の行使をつうじた契約の内生的執行のしくみは、おおよそ以上のような枠組みで記述される。

図 2 では、 $e_{\min}/w_{\min} < e^*/w^*$ であり、留保賃金よりも高い賃金率( $w^* > w_{\min}$ )において賃金費用 1 単位あたり努力水準 $(e/w)$ が最大になる。「抗争交換」モデルの最適点 $(w^*, e^*)$ は次の性質をもつ。第一に、 $e^* > e_{\min}$ であり、労働者 B は、解雇の制裁がない(雇用レントがゼロ、 $v-z=0$ )場合よりも高い努力水準を発揮する。それゆえ、契約の非更新(解雇)の威嚇を用いた雇い主 A の「内生的執行」戦略は有効である。第二に、留保賃金よりも高い最適賃金率( $w^*$ )のもとでは、非自発的失業が存在する。 $w^* > w_{\min}$ の場合、雇用の現在価値は失業状態の現在価値よりも大きい(雇用レントが正、 $v(w^*)-z > 0$ )ので、解雇された労働者は再就職を希望する。この場合、解雇された労働者が再び雇用される確率は 1 より小さい。なぜなら、解雇された労働者が確実に再雇用されるならば、労働者にとって就業状態と失業状態とが無差別になり、雇用レントはゼロになるからである<sup>33</sup>。経済的権力の行使が有効である場合には、雇い主 A のもとで雇用される労働者と、雇い主 A のもとでの就業を希望するがそれを断られる労働者が同時に存在する。「競争均衡において労働市場の需給は一致しない(the labor market does not clear)」<sup>34</sup>ことが「抗争交換」モデルからの結論となる<sup>35</sup>。

これにたいしてワルラス的な需給一致市場(clearing market)の枠組みでは、雇い主 A は何の費用もかけずに希望どおりの水準の労働努力を労働者 B から引き出すことができる。ここでは、解雇の制裁による「内生的執行」戦略も雇用レントも不在である。図 2 では、留保賃金と自発的な努力水準から成る点 $(w_{\min}, e_{\min})$ がワルラス的な需給一致市場の最適解であ

<sup>31</sup> Bowles and Gintis (1990), p.180.

<sup>32</sup> 図 2 は Bowles and Gintis (1999a), p.20 の Figure 2.1 をもとに作成した。

<sup>33</sup> 石川(1991), 250-1 頁では、失業者が再雇用される確率の観点から雇用レントが考察されている。現在失業中の労働者は、 $a$  ( $0 < a < 1$ )の確率で再雇用され、 $(1-a)$ の確率で失業状態にとどまると考える。雇用の現在価値を $v$ 、失業中の所得からの効用を $u$ 、時間選好率を $\rho$ で表すと、期首で評価した失業状態の現在価値 $(z)$ は、 $z = av + (1-a) \cdot (u + z) / (1 + \rho)$ と表される。この式から得られる $z$ を $v$ から差し引くと、 $v - z = (1-a) \cdot (\rho v - u) / (\rho + a)$ となる。雇用レントがゼロ( $v - z = 0$ )になるのは、「完全雇用」の場合( $a = 1$ )か、「働いても働かなくてもまったく同じ最低限の効用しか得られない状態」( $\rho v = u$ )かのいずれかである(同, 251 頁)。雇用レントが正( $v - z > 0$ )になるのは「不完全雇用」の場合( $a < 1$ )であり、この場合の失業は「非自発的なもの」であると指摘されている(同上)。

<sup>34</sup> Bowles and Gintis (1990), p.180.

<sup>35</sup> この結論は、Shapiro and Stiglitz (1984)で示された論点——「怠慢防止(no shirking)は完全雇用と両立しない」(p.438)——と基本的に同じである。「抗争交換」モデルの原型にあたる Bowles (1985)を評してスティグリッツは、[Shapiro and Stiglitz (1984)のモデルと]「基本的に同じであると思われる。モデルに与えられる解釈と、引き出される教訓のいくつかに違いがあるが。」(Stiglitz (1987), p.20)と言う。Stiglitz (1993)にも同様の論評がある。

る。これは、留保賃金( $w_{\min}$ )において労働抽出関数の傾きが平均努力水準以下、すなわち  $e_{\min}/w_{\min} \geq e_w(w_{\min})$  であり、点( $w_{\min}, e_{\min}$ )が境界解(**corner solution**)となる場合に相当する。たとえば、労働抽出関数  $e(w)$  が留保賃金以上の範囲( $w \geq w_{\min}$ )で水平になる場合には、点( $w_{\min}, e_{\min}$ )で賃金費用1単位あたり努力水準が最大となる<sup>36</sup>。こうして、「抗争交換」モデルでは、「ワルラス的モデル」は「内生的執行費用がゼロであるか、あるいは、交換当事者に利害対立がないかのどちらかの場合に成立する、抗争交換の極端な場合」<sup>37</sup>として位置づけられる。

### 第3節 経済的権力の存在条件——ショートサイド権力——

労働市場の「抗争交換」モデルで見たように、雇い主Aは、解雇の制裁を用いて、留保賃金に対応する自発的水準よりも高い労働努力を引き出すことを目的として、労働者Bの行動に影響をおよぼす。この意味で雇い主Aは労働者Bにたいする経済的権力を行使する。解雇の制裁が有効になるのは、雇い主Aのもとでの就業を希望するがそれを断られる労働者Cが存在するからである。一般に、経済的権力の行使をとまなう市場では、希望する取引量を実現できない経済主体を残したまま、実際の取引量が確定されている。それゆえ、労働者にたいする雇い主の経済的権力の行使は、「需給不一致市場(**non-clearing market**)における彼または彼女の有利な立場に関連している」<sup>38</sup>と言える。そこで本節では、需給不一致市場での経済主体の構成の観点から経済的権力の存在条件を考察する。

最初に、需給不一致市場にかんする基本的な概念を導入する。実際の取引量としての「取引」と、経済主体が希望する取引量としての「需要」「供給」とを区別し、ワルラス的な需給一致市場(**clearing market**)の仮定<sup>39</sup>を外すと、実際の総取引量は総需要と総供給のうちどちらか小さいほうの値に決定されるという原則——「ショートサイド原則(**short-side rule**)」<sup>40</sup>が成立する。市場の「ショートサイド(**short side**)」「[不足側]」とは、経済主体が希望する取引総量(総需要, 総供給)のうちいずれか小さいほうを指す。超過供給が存在する市場では、需要側が「ショート」、供給側が「ロング」であり、超過需要の場合にはこれと逆になる。たとえば超過供給の市場では、ショートサイドの主体(需要者)は希望どおりの取引量を実現する(取引量=需要量)が、ロングサイド(**long side**) [過剰側]の主体(供給者)は割当を受ける(**rationed**; 取引量<供給量)<sup>41</sup>。ワルラス的な需給一致市場ではすべての経済主体が希望どおりの交換量を実現する。これにたいして、ショートサイド原則にもとづく需給不一致市場では、満たされない需要または供給をロングサイドに残したまま、実際の取引量が確定されるのである。

労働市場の「抗争交換」モデルでは、労働市場は超過供給状態にあり、雇い主がショート

<sup>36</sup> Bowles and Gintis (1990), p.181.

<sup>37</sup> Bowles and Gintis (1993b), p.85.

<sup>38</sup> Bowles and Gintis (1990), p.183.

<sup>39</sup> 第1節の注4を参照。

<sup>40</sup> Bénassy (1986), p.13, 邦訳15頁。

<sup>41</sup> 需給不一致市場の厳密な定式化については、Bénassy (1986), Ch.1(邦訳, 第1章)を参照。

サイドの主体、労働者がロングサイドの主体である<sup>42</sup>。ショートサイドの雇い主 A は希望どおりの人数の労働者を雇用する。ロングサイドの労働者は、雇用レントを受け取って雇い主 A の権威に服する人々(就業者 B)と、雇い主 A のもとでの就業を希望するがそれを断られる人々(非自発的失業者 C)とから成る。数量制約をうけるロングサイドの労働者が存在する状況のもとでは、雇い主による解雇の制裁は有効であり、雇い主 A は、賃金費用 1 単位あたりで最大の努力水準を引き出すことを目的として、就業者 B の行動に影響をおよぼすことができる。一般に、B にたいする A の経済的権力の行使が可能であるのは、A がショートサイドの主体、B がロングサイドの主体であるからにはほかならない。こうして、契約の内生的執行にともなう経済的権力の行使は、「ショートサイド権力(*short-side power*)の原理」すなわち「市場のショートサイドの諸主体が、彼らの取引相手であるロングサイドの諸主体にたいする権力を持つ」<sup>43</sup>関係としてとらえられる。

前節の「抗争交換」モデルの最適点( $w^*, e^*$ )——留保賃金よりも高い賃金率( $w^* > w_{\min}$ )と、自発的水準よりも高い労働努力( $e^* > e_{\min}$ )——について、需給不一致市場における経済主体の構成の観点から吟味しておこう。ショートサイドの雇い主 A は、この最適点において賃金費用 1 単位あたりで最大の努力水準を就業者 B から引き出しているので、 $w^*$ よりも低い賃金率を提示しようとはしない。また、この最適点においてロングサイドの労働者(就業者)B は、正の雇用レント( $v(w^*) - z > 0$ )を受け取って職を確保しているため、努力水準を最適水準( $e^*$ )よりも低くしようとする動機を持たない。労働者 B にとって、苦痛が緩和されることの利益よりも、解雇される可能性が高まることの不利益のほうが大きいからである。ロングサイドの非自発的失業者 C は、 $w^*$ よりも低い賃金率で就業者 B と同じ水準の労働努力を提供する用意があると雇い主 A に申し出るかもしれない。しかし、すべての労働者は同質であり、かつ、労働者による努力水準の提供態度(労働抽出関数)を雇い主 A が知っているという仮定のもとでは、雇い主 A は失業者 C からのそのような申し出を断るであろう。非自発的失業者 C は最適賃金率( $w^*$ )での求人を待つしかないのである。このように、「抗争交換」モデルの最適点では、希望する取引量を実現できない主体がロングサイドに残されているが、制御可能な条件を変更して自分の地位を改善することは、どの主体にとっても不可能である。「参加者が、自分で制御できる諸変数の変更によって自分たちの地位を改善することができない」状態を「均衡」と呼ぶならば、「抗争交換」モデルの最適点は、需給不一致市場における「競争均衡」として把握される<sup>44</sup>。

このように、労働者(就業者)B にたいする雇い主 A の経済的権力の行使は、需給不一致市場における A の有利な立場(ショートサイド)に関連している。希望する取引量を実現できないロングサイドの主体(非自発的失業者 C)が同時に存在するからこそ、ショートサイドの雇い主 A は、自分が望む努力水準を引き出すことを目的にして、ロングサイドの就業者 B の行動に影響をおよぼすことができる。一般に「抗争交換」モデルの「競争均衡」では、ショートサイドの主体 A、取引に成功したロングサイドの主体 B、取引に失敗したロングサイド主体 C の三者が共存し、主体 A は自分の利益を高めることを目的として主体 B の

<sup>42</sup> 単純化のため、労働市場では雇い主は A だけであると想定する。

<sup>43</sup> Bowles and Gintis (1992), p.339.

<sup>44</sup> do.

行動に影響を与える(Bにたいする経済的権力を行使する)ことができる。ショートサイドの主体Aによって設定される「条件つき更新」(Aの希望どおりの属性をロングサイドの主体Bが提供しなければ、AはBとの契約を打ち切る)戦略が有効になるからである。

これにたいして、ワルラス的な需給一致市場の分析枠組みでは、実際の取引量が確定される均衡点において、すべての主体が希望どおりの取引量を実現する。そこには、ショートサイドとロングサイドの立場の相違は存在しない<sup>45</sup>。すでに見たように、需給一致市場の枠組みでは、交換対象の属性をめぐる利害対立は存在しないものと仮定されるが、この仮定とショートサイド権力の不在という仮定とは明らかに整合的である。

他方、交換対象の属性をめぐる利害対立が存在する場合について、経済的権力の行使という観点を入れずに契約の内生的執行を説明する見解がある。「外生的執行の仮定だけを外している経済学者」としてボウルズとギンタスは、コースとO.ウィリアムソンをあげる。周知のようにコースは、「価格メカニズムを利用するための費用が存在する」<sup>46</sup>ことを根拠として、「企業」の存在理由を説明する。価格メカニズムをつうじた生産要素の調達のために必要な「一連の契約」が、「生産要素がある範囲のなかで、ある報酬の対価として(それが固定給であれ変動給であれ)企業家の指示に従う(*obey*)ことに同意する」という「一つの契約」に置き換えられるという<sup>47</sup>。コースの問題提起はその後、ウィリアムソンの『市場とヒエラルキー』などの取引費用経済学(*transaction cost economics*)の諸説に受け継がれる<sup>48</sup>。ボウルズとギンタスは、コースとウィリアムソンによる「市場とヒエラルキーとの鮮やかな区分」について、「なぜ従業員は雇い主の命令に従わなければならないのか」——「服従のパズル(*the puzzle of obedience*)」——という「重要な問題を回避している」<sup>49</sup>と指摘する。実際、ウィリアムソンの分析枠組みには経済的権力の行使という視点はない<sup>50</sup>。また、アルチャンとデムゼットの「チーム生産」の事例では、チーム全体の産出量にたいする各メンバーの寄与度が観察できないために、各メンバーが仕事の手抜きをしがちになるという状況が描かれる。この種の機会主義的行動にたいする解決策として、ある一人のメンバーを「監視者」としての任務に特化させ、他のメンバーの働きぶりを検査し、手抜きをする者をメンバーから外す権限を監視者に与えればよいという<sup>51</sup>。アルチャンとデムゼットおよびウィリアムソンの議論を評してボウルズとギンタスは、「企業の内部構造を理解する鍵は不正行為(*malfeasance*)の概念である」と考えられている点で「ネオ・ホッブシアン(*neo-Hobbesian*)」と呼ぶにふさわしく、「現代の労働現場の階層組織の機能的性格にかんするネオ・ホッブシ

<sup>45</sup> サミュエルソンの表現を借りると、「完全競争モデルにおいては、だれがだれを雇うかは実際に問題ではない」(Samuelson (1957), p.894)ということになる。

<sup>46</sup> Coase (1988), p.38, 邦訳 44 頁。「市場取引費用」の要因としてコースは、交渉相手の発見、交渉の内容・条件の伝達、成約までの駆け引き、契約の締結とならんで、「契約の条項が守られているかどうかを確かめるための点検を行うこと」(Ibid., p.114, 邦訳 131 頁)をあげる。

<sup>47</sup> Ibid., p.39, 邦訳 44 頁。

<sup>48</sup> Williamson (1975)。最近の展開については、Menard (1997) 所収の各論文を参照。

<sup>49</sup> Bowles and Gintis (1999), p.16。

<sup>50</sup> ウィリアムソンは、「ボウルズとギンタスは権力(*power*)と抗争交換(*contested exchange*)を強調するが、私は節約(*economizing*)と統治(*governance*)のほうが重要であると主張する」と述べて、取引費用の「節約」と企業内「統治」構造を強調する(Williamson (1993), p.105)。

<sup>51</sup> Alchian and Demsetz (1972), p.779-83。

アの説明は、社会的に必要な強制の形態だとするホブズ本来の国家の根拠づけときわめて似かよっている」と言う<sup>52</sup>。「服従のパズル」にたいする一般的な回答として両氏は、需給不一致市場における競争均衡の存在、および「市場のショートサイドとロングサイドのあいだの重大な非対称性」を強調し、「市場とヒエラルキーのアプローチとは反対に、階層的な組織構造は権力の行使のために必要でも十分でもない」と主張する<sup>53</sup>。

こうして、契約の内生的執行へのアプローチをめぐる次の対立の構図が浮かび上がる。ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルでは、希望する取引量を実現できず割当を受ける経済主体の存在と、契約の内生的執行とは不可分の関係にあり、希望する取引量を実現した主体と割当を受けた主体とのあいだの立場の相違が契約の内生的執行を条件づけている。この意味で「抗争交換」モデルにとって経済主体の構成は「内生的」である。これにたいして、ウィリアムソンの「市場とヒエラルキー」アプローチ、アルチャンとデムゼッツの「チーム生産と監視者」モデルでは、希望する取引量を実現した経済主体だけが考察対象とされ、希望する取引量を実現できず割当を受けた主体は登場しない。これらの分析枠組みでは、取引を実現した主体と割当を受けた主体のあいだの対立関係も、それにとまなう経済的権力の行使も不在であり、この意味で経済主体の構成は「外生的」である<sup>54</sup>。本稿では「取引費用経済学」の論理構造を詳しく吟味する余裕はないが、少なくとも分析枠組みを適切に選ばなければならない。「市場とヒエラルキー」アプローチや「チーム生産と監視者」モデルは、それらが経済主体の構成を外生的なものとして想定するかぎり、異なる立場の経済主体のあいだの利害対立を解明する分析枠組みにはなりえない。市場経済に存在する利害対立の解明にとって必要なのは、取引関係に入る経済主体じたいを内生的に決定するモデルであって、ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルはこの条件を備えた分析枠組みと言える<sup>55</sup>。

#### 第4節 結び——「抗争交換」モデルが提起する問題

契約の内生的執行は有利な立場の市場参加者による経済的権力(ショートサイド権力)の行使を条件とする。ボウルズとギンタスの「抗争交換」モデルが与えるこの重要論点を手がかりとして、われわれは次の課題に取り組まなければならない。

第1に、社会的生産物価値の決定にたいして権力関係の配置が中立的でないことを、より具体的な次元で検証する必要がある。市場参加者のあいだの権力関係の配置換えは、与えられた大きさの所得の分配様式を変更するだけでなく、社会的生産物価値の大きさにた

<sup>52</sup> Bowles (1985), p.16.

<sup>53</sup> Bowles and Gintis (1999), p.18.

<sup>54</sup> ボウルズとギンタスは、「要求の執行」を「内生的」に扱う経済理論を、「主体の構成(constitution of agents)」を「外生的」に扱う「道具主義的(instrumental)抗争交換」と、「主体の構成」を「内生的」に扱う「構成的(constitutive)抗争交換」に分類し、前者にウィリアムソン、アルチャンとデムゼッツを、後者に両氏じしんのほかマルクス、ノース(Douglass C. North)、アカーロフ(George Akerlof)を位置づけている(Bowles and Gintis (1990), p.175)。

<sup>55</sup> 「エージェンシー問題と内生的要求執行の両方を特徴とする取引が抗争交換と呼ばれる。」(Bowles and Gintis (1999), p.167)と注記されているように、「抗争交換」モデルは、権力関係の観点を要素とする点で、通常のエージェンシー理論とは異なる。

いして、けっして一義的でない形で影響を与える<sup>56</sup>。雇い主と労働者のあいだの権力関係の配置が労働努力の水準を左右するのと同じように、投資プロジェクトの将来収益の流列にたいして貸し手と借り手とのあいだの権力関係の配置はけっして中立的ではない。しかも、現在の権力関係の配置しだいでは、貸し手が借り手の無謀なリスク選択を追認せざるをえなくなり、このことが負債契約の非可逆性をつうじて将来における双方の主体の意思決定を拘束する。現在の金融危機を分析するさいに、この論点は第一級の重要性を持つ。

第2に、経済的権力を行使する主体の行動にかんするアカウントビリティ (accountability) と、それを確保する制度的枠組みについては、分析対象の性格におうじてより具体的に考察する必要がある。これは、需給一致市場の枠組みでは完全に欠落する論点である<sup>57</sup>。

最後に確認しておく、交換対象の属性をめぐる利害対立も割当をうける主体も存在しない需給一致市場の枠組みのなかで、資本—賃金労働関係や搾取の存在を説明しようとすることは、まったく的外れな試みであると言える。

---

<sup>56</sup> マルクスは、「労働日またはその価値生産物が資本家と労働者のあいだに分割される比率」では「資本の自己増殖度」が正しく表現されないと指摘する (Marx (1962), S.555)。所得の分配様式を詳しく論じるだけでは、搾取の存在を説明することはできない。

<sup>57</sup> Bowles and Gintis (1993c) では、労働者にたいする雇い主の権力にかんする“democratic accountability”(p.382)の必要性が指摘され、労働者管理企業の制度的枠組み(とくに資金調達面)が考察されている。Bowles and Gintis (1993a), (1993c), (1996)も参照。

図1 政治経済学の諸類型

		請求権の行使 (Enforcement of claims)	
		外生的	内生的
諸主体の構成 (Constitution of agents)	外生的	<b>Walrasian exchange</b> [ワルラス的交換] L.Walras M.Morishima K.Arrow-G.Debreu J.E.Roemer	<b>Instrumental contested exchange:</b> [道具主義的抗争交換] Oliver Williamson Transaction cost economics Efficiency wage theory Alchian-Demsetz
	内生的	<b>Constitutive contractual exchange:</b> [構成的契約交換] Adam Smith A.K.Sen Evolutionary games F.Hayek	<b>Constitutive contested exchange:</b> [構成的抗争交換] G.Akerlof, D.North, K.Marx <i>Contested exchange</i> (Bowles and Gintis)

(出所) Bowles and Gintis (1990), p.175.

図2 労働者による最適努力水準の選択

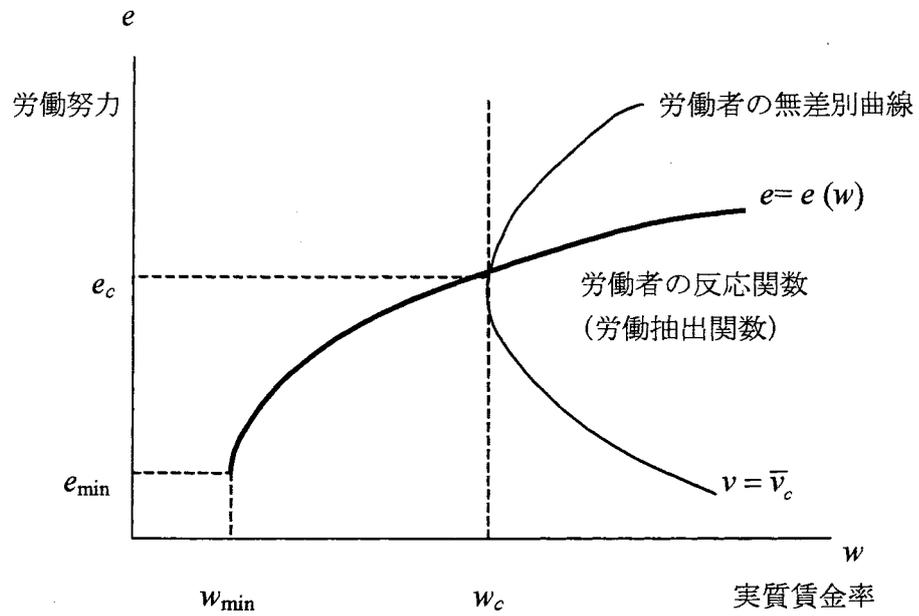
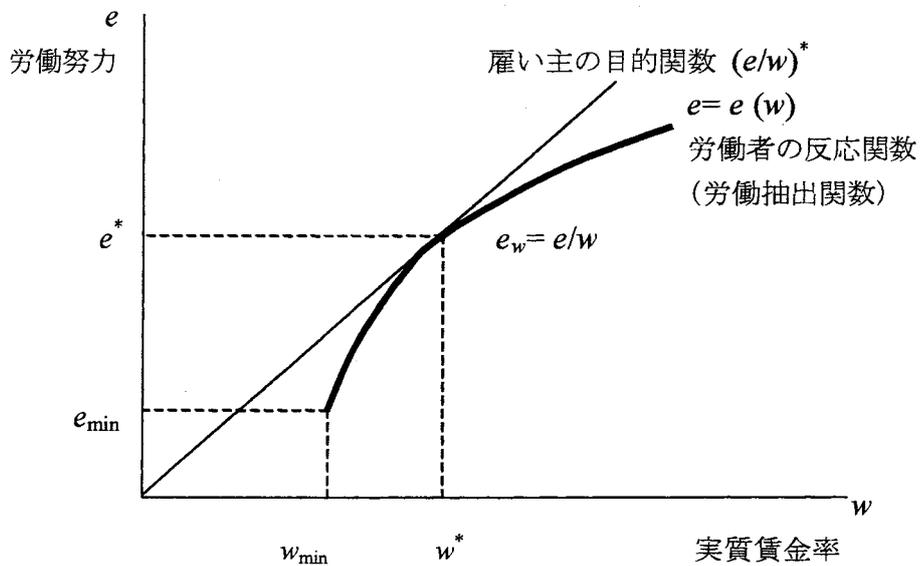


図3 賃金率と労働努力の最適水準



## 第5章 政治経済学アプローチの「構成的」性格

### ——生産と分配の二分法を超えて——

#### 第1節 はじめに——「抗争交換」モデルの評価をめぐって

生産過程を考察対象から外してもっぱら稀少資源の最適配分に焦点をおく限界主義経済学から新古典派経済学に至る「純粹交換モデル」<sup>1)</sup>の系譜に対するオルタナティブとして、稀少資源の配分問題から独立して再生産可能な生産物を考察対象とする古典派経済学やマルクス経済学以来の「生産の理論」の系譜がスラッファやパシネッティによって復権されて久しい。さらに、現代のラディカル派政治経済学も新古典派経済学に対するオルタナティブの必要性を強調してきた。ボウルズ=エドワーズの『資本主義を理解する——アメリカ経済における競争、支配、および変化』では、政治経済学 (political economy) は、「競争」という「水平的次元」(経済的諸関係のうち自発的交換と選択が主要な役割を演じる側面)、「支配」という「垂直的次元」(権力 (power) が主要な役割を演じる側面)、および、「変化」という「時間の次元」(経済体制の歴史的变化) から成る「3次元経済学」と特徴づけられ、新古典派経済学は水平的次元 (競争) のみを持つアプローチであるとされる<sup>2)</sup>。

政治経済学アプローチの特徴のなかで最もユニークであると同時に議論を招くのが、「垂直的次元」(支配と被支配の関係、権力の行使) である。「垂直的次元」に関わる典型的な論点として、雇い主が自分の望む働きぶりや労働努力 (labor effort) を労働者からどうやって引き出すのかという問題があげられる。雇い主による「労働者からの労働の抽出」<sup>3)</sup> にとまなう権力関係を説明するために提案されたのが、ボウルズ=ギンタスの「抗争交換 (contested exchange)」モデルである。このモデルについては、日本でも紹介と検討が行われてきた<sup>4)</sup>。たしかに、抗争交換モデルには理論枠組みとしての限界がいくつかある。それは、スティグリッツらの効率賃金理論<sup>5)</sup>と似た形式を持つ非対称情報のマイクロ経済理論であって、経済全体の雇用規模を決定するマクロ経済要因については何も語らない。また、雇い主が設定する労働条件に対して反応する労働者の行動様式に関する仮定には、制度的・実証的な事実による裏づけが必要とされる。しかし、ボウルズ=ギンタスの抗争交換モデルは、ワルラス的な市場清算モデルにも新制度学派の理論やエージェンシー理論にもない独自の論点を提供する。後ほど詳しく見るように、雇い主の利益拡大という目的に制約された労働者の行動様式、監視と制裁 (雇用契約の非更新) のしくみをつうじた労働者

<sup>1)</sup> Pasinetti (1977), p.24, 邦訳 30 頁.

<sup>2)</sup> Bowles and Edwards (1993), p.19-20.

<sup>3)</sup> Ibid., p.188.

<sup>4)</sup> 抗争交換モデルを検討した文献として、佐藤(1996)、石倉(1999)、野口(1999)、野口(2003)、鍋島(2001)などがある。

<sup>5)</sup> Shapiro and Stiglitz (1984).

に対する雇い主の経済的権力の行使、および、労働市場に参加する主体の構成（就業者と失業者の比率）の決定権が雇い主に握られていることなどの論点がそれである。より一般的に言えば、抗争交換モデルでは、労働者の行動様式（労働努力の発揮態度）は、雇い主が利益拡大を目的に設定するルールに左右されるものであって、雇用関係の外部で定義される主観的な行動様式ではない。この論点を含むので、後に見るように、ポウルズ=ギンタスの抗争交換モデルは「構成的 (constitutive)」性格を持つ。

労働過程分析にはすでに多数の先行研究が存在するが<sup>6)</sup>、最近では、労働の規律づけに失業が果たす役割に関する効率賃金理論とラディカル派政治経済学のアプローチを批判的に吟味する研究が現れている。とくに、スペンサーの最近の論文<sup>7)</sup>では、ポウルズ=ギンタスの抗争交換モデルが詳細に検討され、「高い失業率がなければ仕事の規律づけは不可能である」という「努力抽出モデル」結論は「労働者はつねに労働努力を回避しようと努めるであろうという誤った前提から出発している」と評価し、「資本主義的生産の目的を達成するために雇い主が労働者の同意 (consent) を当てにしているかぎり、労働を引き出すために解雇の脅しを利用できる度合いには限界があろう」と結論づける<sup>8)</sup>。また、労働者から労働努力を抽出する仕組みについてビュラヴォイとライトは、「ポウルズとギンタスによって精緻化された監視と脅しのメカニズムは、資本主義的な労働契約のなかで労働努力を生み出すための多様なメカニズムの1つにすぎない」と指摘し、「経営者と専門家による効率的な業績を生み出す場合には、監視と脅しのメカニズムに頼りすぎると、実際には労働の効率的な遂行が損なわれることもありうる」と主張する<sup>9)</sup>。労働者から労働努力を抽出する仕組みが必ずしも監視と解雇の脅しを条件としないのではないかというこれらの疑問に答えるためには、労働者の働きぶりをめぐる「抗争交換」をエージェンシー問題の一類型に還元するのではなく、労働者の行動様式を雇い主の戦略に従属させる「抗争交換」の「構成的」性格とは何かを考察しなければならない。本稿では、労働者の働きぶりをめぐる「抗争交換」の「構成的」性格の観点から、雇い主と労働者のあいだの権力関係を考察する。第I節では、ポウルズ=ギンタスの抗争交換モデルでは、契約に定められない交換対象の属性に関する「内生的な要求執行」が特定主体（雇い主）の利益拡大を目的とすることを確認する。第II節では、抗争交換モデルにおける労働者の行動様式の「構成的」性格とは何かを明らかにしたうえで、抗争交換モデルに対するスペンサーの批判を吟味する。第III節では、「労働者からの労働の抽出」メカニズムについてのビュラヴォイとライトの類型分けを検討し、労働者の行動様式（従順か応答性か）の「構成的」性格を規範原理（行動ノルムと評価ノルム）の観点から考察する。

---

<sup>6)</sup> 労働過程論争の主要な系譜については、Thompson (1989)が詳しい。

<sup>7)</sup> Spencer (2000), Spencer (2002).

<sup>8)</sup> Spencer (2002), p.326.

<sup>9)</sup> Burawoy and Wright (1990), p.252.

## 第2節 抗争交換モデルの「構成的」性格

最初に、ボウルズ=ギンタスの抗争交換モデルのねらいを簡単に振り返っておきたい。労働努力の発揮をめぐる雇い主と労働者の利害対立が起きる1つの背景として、賃金や勤務時間の長さなどは事前に契約することができるが、職場で実際に発揮される労働努力の水準を契約書に定めることは不可能であるか費用がかかりすぎるという事情がある。交換対象の属性のなかに契約に定められないものがあり、しかも、そうした属性の提供を強制する第三者が存在しない場合には、「エージェンシー問題」が存在し、「要求の執行(enforcement of claims)」が「内生的(endogenous)」<sup>10)</sup>であると特徴づけられる。

しかし、エージェンシー問題の確認だけがボウルズ=ギンタスの議論のねらいなのではない。契約に定められない属性(労働努力)に関する「内生的な要求執行」は、特定主体(雇い主)の利益を高めることを目的にするのか、それとも、どの主体の利益からも中立的なのかが問題の焦点である。職場で発揮される働きぶりに関する労働者の行動様式は、自分の望む努力水準を労働者から引き出そうとする雇い主の戦略によって条件づけられたものであり、雇い主の利益に対して中立的な行動様式ではない、というのがボウルズ=ギンタスの主張である。抗争交換モデルでは、雇い主Aは、労働者Bに対して監視と制裁のしくみを突きつけることによって、自分が望む水準の労働努力を発揮させる方向に労働者Bの行動を誘導するとされている。ここで、監視と制裁のしくみとは、主体Aが主体Bに提示する「条件つき更新(contingent renewal)」であり、その内容は「実績が満足できるものであれば、将来の期間における契約を更新し、実績が満足できるものでなければ契約を打ち切ると約束することによって、AはBから実績を引き出す」<sup>11)</sup>というものである。雇い主Aは、自分の望む努力水準を労働者Bから引き出すことを目的として、雇用契約の非更新という制裁を用いて労働者Bの行動に影響を及ぼす。特定主体の利益拡大を目的とする「内生的な要求執行」と不可分なのが次のような「経済的権力(economic power)」の概念であり、「Bに対して制裁を科すか、あるいは制裁を科すぞと威嚇することによって、Aは、Aの利益を高める方向にBの行動に影響を及ぼすことができるが、BはAに関してこうした能力を欠く」<sup>12)</sup>場合に、主体Aは主体Bに対する権力(power)を持つと定義される。このように、ボウルズ=ギンタスの抗争交換モデルが扱うのは、契約に定められない属性に関する「内生的な要求執行」が特定主体の利益拡大を目的とする場合であり、それは「構成的な抗争交換(constitutive contested exchange)」<sup>13)</sup>と特徴づけられる。これに対して、「内生的な要求執行」がどの主体の利益に対しても中立的である場合は、「道具的な抗争交換(instrumental contested exchange)」<sup>14)</sup>と呼ばれる。コースやウィリアムソンらの新制

<sup>10)</sup> Bowles and Gintis (1990a), p.167.

<sup>11)</sup> Ibid., p.177. [ ] 内は引用者。

<sup>12)</sup> Ibid., p.173.

<sup>13)</sup> Ibid., p.176.

<sup>14)</sup> 「外生的執行の仮定だけを落とす経済学者は道具的な抗争交換(instrumental contested exchange)と呼べるものをモデル化する。というのは諸主体の行動が前もって形成された目的

度学派の理論やエージェンシー理論に対するボウルズ=ギンタス説の独自性を理解するうえで、抗争交換モデルの「構成的 (constitutive)」性格が決定的に重要である。「構成的抗争交換」モデルで扱われる労働者の行動様式は、雇い主が設定する報酬・制裁・監視のしぐみに左右されるもので、人間性一般に起因する主観的な行動様式ではない<sup>15)</sup>。

### 第3節 労働者の行動様式の「構成的」性格

雇い主が設定する報酬・制裁・監視のしぐみに反応して、労働者はどのような労働努力の発揮態度を示すのか。この問題についての抗争交換モデルのシナリオを検討しよう。そこでは、雇い主 A が設定する賃金率と解雇条件に反応して、労働者 B は労働努力の発揮態度を決めると想定される。雇い主 A が設定する条件は賃金率 ( $w = w_c$ ) と解雇確率  $f$  であり、

$f$  は労働努力 ( $e$ ) の減少関数 ( $f = f(e)$ ,  $f_e (= df/de) < 0$ ) であると想定される。労働者の効用関数は賃金率の増加関数であり、かつ、労働努力の減少関数、すなわち  $u = u(w, e)$ ,  $u_w (= \partial u / \partial w) > 0$ ,  $u_e (= \partial u / \partial e) < 0$  であると想定される<sup>16)</sup>。雇い主 A が設定する賃金率

( $w = w_c$ ) と解雇確率  $f$  を制約条件として、労働者 B は「雇用の価値」<sup>17)</sup> (雇用されている状態の経済的価値)  $v = [u(w, e) + f(e) \cdot z] / [\rho + f(e)]$  ( $z$  は失業状態の経済的価値 (失

に向けた道具として説明されるからである」(Ibid., p.175)。

<sup>15)</sup> 本稿では抗争交換モデルの「構成的」性格として、雇い主によって設定される報酬・制裁・監視のしぐみが労働者の行動様式を左右することに焦点をおくが、ボウルズ=ギンタスは労働者の働きぶりの決定要因をより広く捉えている。すでに 1985 年の論文で「仕事に対する [労働者の] 態度は...、単なる人間性の現れではなく、一部には、生産過程が行われる社会制度の結果である」(Bowles (1985), p.33, 括弧内は引用者) と指摘されている。さらに最近では、資産からの所得に対する「残余請求権」と資産に対する「コントロール権」の企業から労働者への移転、すなわち「資産ベースの平等主義」(Bowles and Gintis (1998), p.11, 邦訳 27 頁) をつうじて生産性を向上させる新しい経済政策が提言されている。資産ベースの再分配にもとづく平等主義経済政策についての検討は別の機会に譲りたい。

<sup>16)</sup> 以下の数式については Bowles and Gintis (1990a), p.213, note.36-38 を参照。

<sup>17)</sup> Ibid., p.178. 雇用されている状態の経済的価値( $v$ )は、労働者の効用関数  $u$  だけでなく、雇用契約が更新された場合の経済的価値と失職したときの経済的価値も考慮に入れることにより、

$v = \{u(w, e) + [1 - f(e)] \cdot v + f(e) \cdot z\} / (1 + \rho)$  と表される。この式を  $v$  について解くと、本文中の定式が得られる。

業給付の額),  $\rho$  は時間割引率) を最大化するように労働努力の水準 ( $e$ ) を選択するとされる。

「雇用の価値」と失業状態の経済的価値との差  $v(w)-z$  が「雇用レントまたは失業コスト」と呼ばれ, 失業コストが正の場合 (差  $v(w)-z > 0$ ) にのみ, 解雇の制裁は有効になる。こうして, 雇い主 A が設定する賃金率に応じて, 労働者 B は, 努力水準の引き上げによる効用の低下と, 解雇確率の低下による雇用レントの増加とがちょうど釣り合うところに労働努力の発揮水準を決めることになる<sup>18)</sup>。ここで, 雇い主 A は, 自分が設定する賃金率と解雇条件によって制約される労働者 B による労働努力の発揮態度を知っていると仮定される。雇い主 A が設定する賃金率と, それに応じて労働者 B が決定する努力水準との関係を描いたのが, 「労働抽出関数 (labor extraction function)」  $e = e(w)$  であって, その形状は

$e_w (= de/dw) > 0, e_{ww} (= d^2e/dw^2) < 0$  であると想定される。雇い主 A による賃金率の設定

は, 賃金費用 1 単位あたりの努力水準  $e(w)/w$  の最大化 (その条件は  $e_w = e/w$ ) を目的と

している<sup>19)</sup>。以上のように抗争交換モデルでは, 雇い主によって設定される賃金と解雇条件に反応する労働者による努力水準の発揮態度は, 賃金と労働努力に対する労働者の選好のみで決定されるのではなく, 究極的には, 雇い主にとっての利潤最大化 (賃金費用 1 単位あたりの労働努力の最大化) を目的として決定される。労働者にとっての「雇用の価値」

( $v$ ) が労働者じしんの選好だけでなく, 雇い主が設定する賃金や解雇条件からも構成されていることに注意しなければならない。たしかに, 抗争交換モデルには, 新古典派経済学でよく見かける労働者の効用関数  $u = u(w, e)$  が含まれている。しかし, 雇い主と労働者あいだの権力関係の内実として, 労働者の行動様式が雇い主の戦略に左右される関係を浮かび上がらせた点で, 「構成的抗争交換」モデルの問題提起を真摯に受けとめなければならない<sup>20)</sup>。

---

<sup>18)</sup> 制約条件 ( $w = w_e$ ) のもとで  $v$  を最大化する問題の 1 階の条件は,  $u_e = f_e \cdot (v(w) - z)$  である。

<sup>19)</sup> 抗争交換モデルでは, 雇用レントがゼロ ( $v(w) = z$ ) となる賃金率と労働強度をそれぞれ  $w_{\min}, e_{\min}$  として,  $(w, e) > (w_{\min}, e_{\min})$  であり, 非自発的失業が存在しない場合の「留保賃金」

$w_{\min}$  のもとで発揮される努力水準  $e_{\min}$  は, 解雇の制裁が有効で雇用レントが正 ( $v(w) > z$ )

の場合の努力水準よりも低いと想定される。この点については, Bowles and Gintis (1990a), p.179-180 を参照。

<sup>20)</sup> 「構成的(constitutive)」の意味を考えるうえで参考になるのは, 言語学者サール(J.R.Searle) による「統制的規則(regulative rules)」と「構成的規則(constitutive rules)」への「規則(rules)」の分類である。それによると, 「統制的規則は, あらかじめ存在する活動, すなわち, その規則とは論理的に独立に存在する活動を統制する」のに対して, 「構成的規則が活動を構成(し, また統制) する場合には, その活動の存在はその規則に論理的に左右される」という (Searle

以上の論点との関連で、ボウルズ=ギンタス説に対するスペンサーの批判を検討する必要がある。スペンサーによると、ボウルズ=ギンタスの抗争交換モデルとシャピロ=スティグリッツの効率賃金仮説（「仕事の忌避（shirking）モデル」<sup>21)</sup>）についての問題点として「生産の時点での対立と抵抗の様子」「仕事へのモチベーション」についての理解が不十分であり、「労働契約の執行における対立の重要性を強調しすぎる」ことを指摘し<sup>22)</sup>、次のように主張する。

「労働者は仕事場のなかに最初に足を踏み入れたまさにその時から労働努力に抵抗する、というのが重要な前提である。シャピロとスティグリッツのモデルでは、この前提は説明されずに断言される。仕事の忌避（shirking）は一見すると人類一般の原始からの特徴であるかのようなものである。ボウルズとギンタスは、反対の主張をしているにもかかわらず、この立場から抜けきれていない。両氏の形式的な枠組みでは、解雇の脅威が不在であれば、『口笛吹いて仕事をしよう』という程度の水準の労働強度がいぜんとしてすべての労働者にとって好ましい選択肢である。シャピロとスティグリッツのモデルと同様に、労働者は、仕事を忌避しようとする出来合いの誘因を持って仕事場に来る。生産が始まる前に、努力水準の決定という問題が解決される。」<sup>23)</sup>

たしかに、スペンサーが指摘するように、抗争交換モデルでは、労働者の効用を賃金の増加関数、労働努力の減少関数と見なす効用関数  $u = u(w, e)$  が先験的に想定されている。実際の職場における労働者の行動様式を「労働者は怠けるものだという普遍的な予想」<sup>24)</sup> で記述することができないのは当然である。しかし、すでに見たように、抗争交換モデル

---

(1969), p.34, 邦訳 58 頁。訳文は邦訳に従っていない)。「統制的規則」は（エチケットに関する規則のように）その規制とは独立に存在する既存の行動形態を統制する。これに対して、「フットボールやチェスの競技に関する規則」に見られるように、「構成的規則」が統制の対象とするのは、その規則に従って行われる「活動」である。競技参加者どうしの関係と雇い主対労働者の関係との質的な違いには注意しなければならないが、ボウルズとギンタスの「構成的抗争交換」モデルでも、労働者の行動様式はもちろん取引主体の構成（労働者全体についての雇用率や失業率）も、雇い主によって設定される労働者の採用条件および報酬・制裁・監視のしくみに左右される。なお、ボウルズ=ギンタスの『民主主義と資本主義』（1987年）には「社会的行為の構成的性格」について次の記述がある。「社会的行為は、何よりもまず、一般的に逆転不可能である。なぜなら、行為の結果として、ゲームのルールが変化し、それゆえ社会選択の条件じたいが変化するからである。しかし、おそらくはより重要なことだが、社会的行為の構成的な(constitutive)性格——社会的行為者たちが当の彼らじしんの行動によって変化させられるという事実——ゆえに、社会選択がゲームのルールだけでなく、社会生活の主体そのものも変えることにならざるをえないからである。」(Bowles and Gintis (1987), p.118.)

<sup>21)</sup> Akerlof and Yellen (1986), p.4.

<sup>22)</sup> Spencer (2002), p.320.

<sup>23)</sup> Ibid., p.320-1.

<sup>24)</sup> Ibid., p.319.

の眼目は、職場における労働者の努力水準の発揮態度は、賃金と労働努力に対する労働者の主観的な選好のみで決まるのではなく、雇い主が設定する賃金や解雇条件からの制約を受け、究極的には雇い主の利潤最大化行動に左右されるという点にある。「労働者は労働努力を下げることによって効用を最大化するという仮定が理論づけられるのではなく、むしろ強要される傾向にある」<sup>25)</sup>というスペンサーの批判は、抗争交換モデルには当てはまらない。すでに見たように、労働努力の発揮水準を決定する「雇用の価値」( $v$ )の条件つき最大化は、労働者の効用関数  $u(w, e)$  の最大化とは異なるからである。抗争交換モデルのねらいについて、ボウルズとギンタスも次のように言う。

「実際に私たちは、労働を不効用一般として描くのではなく、資本主義経済に特徴的な労働強度の水準と労働組織と言えざるがりのところで労働を描くために大いに骨を折った。

私たちのモデルでは、雇い主によって設定された報酬と制裁、および監視のシステムに反応して、労働者が努力水準を選択する。労働者たちは、努力水準を下げる戦略の後に発覚する可能性、発覚したときに解雇される可能性、そして他の所得源泉が使えるかどうかはもちろん、所得や仕事と失業に関する自分たちの評価も基礎として、こうした意思決定を行う。」<sup>26)</sup>

このように、抗争交換モデルのねらいは、労働者による努力水準の発揮態度を、雇い主によって設定された報酬・制裁・監視システムに対する労働者の反応として捉えることにある。ただし、スペンサーも指摘するように、抗争交換モデルにおいて、雇い主によって設定される賃金・解雇条件の制約下での労働努力の最適水準の条件（注17を参照）には、努力水準を高めると労働者の効用が下がるという先験的な仮定 ( $u_e < 0$ ) が含まれている。

この仮定をおかないで、雇い主の戦略に従属する労働者の行動様式を論理的に導くことができるか否かは、さらに検討しなければならない問題である。

次に、労働者の規律づけに失業や解雇の脅しが必ずしも有効でないというすでに見たスペンサーの主張を検討しよう。スペンサーは、「ゲームとしての労働過程」に関するビュラヴォイの視点<sup>27)</sup>に依拠して、職場で労働者に労働努力を発揮させるうえで重要なのは、失業や解雇の脅しではなく、労働者の「同意」<sup>28)</sup>であると主張する。「重要なことは、雇い主は労働者を管理しようとする（したがって、規律づけようとも）するかもしれないが、雇い主はいぜんとして労働者の同意 (consent) に、さらに良くすれば協働 (cooperation) を頼り

---

<sup>25)</sup> Ibid., p.321.

<sup>26)</sup> Bowles and Gintis (1990b), p.294.

<sup>27)</sup> Burawoy (1979)の第5章では、「ゲームとしての労働過程の構成がどのようにして剰余労働の隠蔽と確保に寄与するか」(p.92)が論じられる。ビュラヴォイ説の検討は別の機会に譲りたい。

<sup>28)</sup> 「ゲームを行うという活動じたいがゲームのルールに関する同意 (consent) をつくりだす」(Burawoy (1979), p.81)。ゲームの設定については、「ゲームじたいの源泉は、運命的に定められた価値観の合意にあるのではなく、仕事に固有な喪失感に順応するための特殊歴史的な闘争や、ルールを定める経営陣との闘争のなかにある」(Ibid., p.82)と考えられている。

にして生産を進めるのである。労働者は仕事を嫌がり、したがって『抵抗 (resistance)』はつねに雇い主にとって厄介なものだと——シャピロとスティグリッツやボウルズとギンタスが行うように——先験的に言い切るのは、こうした背景に照らして明らかに不適切である。」<sup>29)</sup> このようにスペンサーは、雇い主による労働者の規律づけ機能を認めつつも、労働者の「同意」や雇い主と労働者との「協働」を強調する。けれども、スペンサーの議論のなかには、「労働者による同意は在職期間の継続という形で利益を供与するかもしれない」<sup>30)</sup>と述べて、「同意」という労働者の行動様式を雇い主との雇用関係のなかに位置づけている箇所もある。また、「非自発的失業にまつわる不安定性や不確実性が労働者のモラルに対して逆効果を及ぼす」可能性についてスペンサーは、「将来の雇用に関する見通しに対する不安の高まりが原因で労働者が同意 (consent) を取り消すならば、失業率の上昇によって実際には労働生産性が下がるかもしれない」とか、「労働者は失業の脅威に対する防衛的な反応として、自分たちの仕事の速度をわざと下げるかもしれない」と指摘する<sup>31)</sup>。しかしながら、雇用不安に直面した現職の労働者が雇い主との「同意」の撤回や作業速度の意図的な引き下げを行うか否かは、解雇されたときの代わりの仕事が見つかる可能性に左右されると考えるのが自然である。現職の労働者が作業速度の意図的な引き下げを行おうとする場合でも、問題の労働者と同等あるいはそれ以上の作業能力を持つ別の労働者がその職場への就職を希望しているならば、雇い主は躊躇なく新しい労働者を迎え入れるかもしれない。現職の労働者がそうした行動をとるかどうかの問題は、労働市場における雇い主・求職者・失業者の構成や雇い主の雇用態度とは無関係ではありえない。このように、職場における雇い主と労働者のあいだの「対立 (と同意)」の関係を解雇の脅しから切り離そうとするスペンサーの議論は、必ずしも一貫しておらず、説得性を欠くと言わざるをえない。こうして、スペンサーのように仕事へのモチベーションをより具体的に考察する場合にも、雇い主の戦略に左右される労働者の行動様式 (職場における「同意」や「対立」も含む) の「構成的」性格を解剖することがどうしても必要である。

---

<sup>29)</sup> Spencer (2002), p.322-3.

<sup>30)</sup> Ibid., p.322.

<sup>31)</sup> Ibid., p.323.

#### 第4節 労働過程の「構成的」性格の解明に向けて

ボウルズ=ギンタスの抗争交換モデルが政治経済学アプローチに対して提起するのは、雇い主の戦略に左右される労働者の行動様式が持つ「構成的」性格をどのように把握するかという難問である。しかし、労働者の選好に関する先験的な仮定をはじめとして抗争交換モデルの枠組みには多くの問題が残されており、「内生的な要求執行」の「構成的」性格をより具体的に解明するうえで課題は多い。対案を提出することは筆者の能力を超えるが、政治経済学の「垂直的次元」に属する「労働者からの労働の抽出」の問題をより広い観点から考察しておきたい。

その手がかりとなるのが、ビュラヴォイとライトによる「労働力からの労働努力の抽出メカニズム」の2つの次元からの把握である。第1の次元は「行動上の応諾 (behavioral compliance)」を説明する基礎となる「認知メカニズム (cognitive mechanisms)」であり、これは「戦略的合理性 (strategic rationality)」と2種類の「非戦略的ノルム (nonstrategic norms)」——行動ノルム (behavioral norms) と評価ノルム (evaluative norm) ——から成る<sup>32)</sup>。「戦略的合理性」は、「代替的な選択対象から起こりうる結果についての個人による費用/便益評価」にもとづく「認知過程」であって、ボウルズ=ギンタスの抗争交換モデルにおける労働努力の最適水準の条件 (努力水準の引き下げによる効用の低下と、解雇確率の低下による雇用レントの増加との均等) (注17を参照) がこれに該当する。これに対して、「行動上の応諾」が「非戦略的ノルム」にもとづく場合には、雇い主の指図への服従・非服従にともなう「費用と便益の合理的計算」の結果としてではなく、「努力を発揮するのが当然だと感じる」ことを理由として労働努力の発揮態度が決まるという。「行動ノルム」の場合には「問題の規範原理は自分じしんの行動に対して直接向けられる」のに対して、「評価ノルム」の場合には「規範的判断は他人の行動に向けられる」という。「評価ノルム」の一例として、命令を出した権威の正当性を信じて人々がその命令に従うならば、その権威は「正当性」を満たすと言われる。

「労働力からの労働努力の抽出」メカニズムに関する第2の次元は行動上の応諾に関する「直接の关系的基礎(immediate relational basis)」であり、これは「支配 (domination)」と「非対称的互酬(asymmetrical reciprocity)」から成る。「直接の关系的基礎」とは、「生産じたいの内部での社会関係の性質のうち、労働者とボスの慣行に対して直接に影響を及ぼすもの」を指す。「支配」の場合には、抗争交換モデルのように、労働努力が発揮される理由は、「怠けているのがばれると個人が直面するボスからのさまざまな脅しが存在し続けている」ことにある。これに対して、「非対称的互酬」の場合には、労働努力は「同意 (consent)」、すなわち、「そうした労働努力の発揮からの——かりに不平等だとしても——相互的な利益をめぐる関係当事者のひとりひとりによる肯定的な合意」にもとづくものとされる<sup>33)</sup>。

<sup>32)</sup> Burawoy and Wright (1990), p.252.

<sup>33)</sup> Ibid., p.253.

表1 「労働力からの労働努力の抽出」メカニズムの類型

		行動上の応諾に関する直接の关系的基礎	
		支配 (Domination)	非対称的互酬 (Asymmetrical Reciprocity)
行動上の応諾を説明する基礎となる認知メカニズム	戦略的合理性	監視／強制モデル (ボウルズ=ギンタス 「抗争交換」モデル)	ヘゲモニー／同意モデル
	行動ノルム	従順 (obedience) (ボウルズ=ギンタス 『アメリカ資本主義と 学校教育』) (注)	応責性 (responsibility)
	評価ノルム	正当性 (legitimacy)	公正 (fairness)

(出所) Burawoy and Wright (1990), p.254, Table 1 により作成.

(注) Bowles and Gintis (1976).

以上の2つの次元は表1のようにまとめられる。行動上の応諾の「关系的基礎」が「支配」と「非対称的互酬」のどちらになるかについて、ビュラヴォイとライトの見解は次のようである。「戦略的合理性の文脈を規定する監視と強制が、従順という強い行動ノルムと、権威の正当性に対する信認によって補完される」場合には、行動上の応諾の关系的基礎として「支配」が「最も安定的」になる<sup>34)</sup>。また、「責任をもった遂行という強いノルムとボスの公正さへの信頼がある場合」には「非対称的互酬を保証する戦略的合理性」のほうが「はるかに安定的」である<sup>35)</sup>。

ここに見られるように、「行動ノルム」(従順・応責性)と「評価ノルム」(正当性・公正)に応じて、行動上の応諾の关系的基礎が「支配」になるか「非対称的互酬」になるかが決まると考えられている。監視と強制のしくみによる労働努力の抽出メカニズム(抗争交換モデルのケース)に対応する「行動ノルム」と「評価モデル」を示すだけでなく、「非対称的互酬」(同意)にもとづく労働努力の抽出メカニズムとそれに対応する規範原理(応責性と公正)を示すことによって、ビュラヴォイとライトによる以上の類型分けは、労働努力の発揮に対する動機づけの複雑さを明らかにしたと言える。しかし、精緻な類型分けにもかかわらず、行動上の応諾の关系的基礎(支配・非対称的互酬)がそれに対応する「行動ノルム」と「評価ノルム」を形成するメカニズムはいぜんとして不明なままである。たとえば、抗争交換モデルで課題とされた労働者の行動様式の「構成的」性格を理論的に説明するためには、雇い主によって監視と強制のしくみが採用される結果として、雇い主に対して「従順」で、かつ、雇い主の権威に対して「正当性」を感じる労働者が生み出され

<sup>34)</sup> Ibid., p.253-4.

<sup>35)</sup> Ibid., p.254.

る理由を説明する必要がある。また、監視と強制のしくみに対するオルタナティブとして「非対称的互酬」が採用される場合に、「行動ノルム」として「応答性」が、「評価ノルム」として「公正」が広く成立する根拠を説明しなければならない。

ビュラヴォイとライトによる「労働力からの労働の抽出」の類型分けを検討することで明らかになるように、政治経済学の「垂直的次元」（支配の次元）を制度的・実証的なレベルで解明するためには、雇い主の戦略（最も単純には賃金と解雇条件の設定）に左右される労働者の行動様式の「構成的」性格だけでなく、行動上の応答の「関係的基礎」として「支配」に対するオルタナティブ（たとえば「非対称的互酬」）の存在可能性、および、それぞれの「関係的基礎」を構成する「戦略的合理性」と規範原理との相互関係を考察しなければならない。こうした方向で政治経済学アプローチの「垂直的次元」を拡充することも、今後の課題としたい。

## 第5節 結び——資本主義経済における生産と分配

本章で再確認したように、ボウルズとギンタスの「抗争交換モデル」は、資本主義経済における雇い主と労働者との社会関係について、次の重要な側面を明らかにしたと言える。すなわち、雇い入れた労働者から自分の望む働きぶりを引き出そうとする雇い主と、雇い主によって設定された条件の制約下で雇用契約が継続された場合と雇用契約が打ち切られた場合の両方を考慮に入れて労働努力の発揮態度を決める労働者の間の関係は、雇い主のほうに労働者による労働努力の発揮態度を自分に有利な方向に誘導することが可能な立場にあり、逆に労働者のほうはそのような立場にないという点である。労働者の行動様式が以上のような意味で「構成的」な性格を持つのは、いったいなぜであろうか。その根本的な理由は、労働市場に参加する主体の構成（誰が雇われるが、誰が職を失うか）を決定する権限が、「雇い主」という特定の市場参加者に握られているという事実にある。労働者の努力水準の発揮をめぐる雇い主と労働者との利害対立を考察する場合、努力水準の発揮をめぐるゲームへの参加者の構成を決定するのは、当のゲームへの参加者の1人である雇い主であって、雇い主でも労働者でもない第三者ではないという重要な事実が見逃されがちである。ゲームへの参加者の構成を決める権限が雇い主によって排他的に握られている場合には、まったく同じ労働能力を持つ人々のなかで、雇われる人と雇われない人が存在するのである。したがって、努力水準の発揮をめぐる労働者の行動様式には、解雇の脅しや強制に限定されない多様性があると主張する場合にも、問題の労働現場への参加資格に関する雇い主の決定権の強さを考慮に入れなければならない。余人を持って代え難い技能を持った職人を雇い入れる場合には、雇い主が解雇の脅しを用いて自分の望む働きぶりをこの職人から引き出すと考えるのはまったく的外れであろう。しかし、余人を持って代え難い人材の場合と、代替りの人材が容易に見つかる場合とでは、労働現場への参加資格に関する雇い主の決定権の強さは大きく異なり、それに応じて努力水準の発揮をめぐる労働者の行動様式も変わってくるであろう。

このように、雇い主がどうやって働きぶりを労働者から引き出すのかという問題に答えようとする場合、労働現場への参加資格に関する雇い主の決定権の強さを考慮に入れなければ、特殊な参加者構成を持つ労働現場にのみ当てはまる事実が、あらゆる労働現場における労働者の行動様式へと誤って一般化されるおそれがある。市場への参加資格に関する決定権の所在は、市場の社会的機能をめぐる従来の議論のなかで意外にも見逃されてきた重要論点である<sup>36</sup>。労働現場の参加資格に対する強い決定権を握る結果として、雇い主は、解雇の脅しを武器にして自分の望む努力水準を事実上先取りするための手段を獲得するのである。

雇い主が雇用条件の設定を通じて自分の望む努力水準を先取りするという事態は、資本主義経済における生産と分配の関係を如実に物語っている。すでに見たように、剰余価値の生産と実現を基礎とする *M-C-M'* (*money-commodity-more money*) 循環によって特徴づけられる資本主義経済では、生産と分配が互いに独立（すなわち、生産技術によって先決された産出量をめぐって、異なる経済主体の間での分配、あるいは異なる用途への配分が行われる）ではなく、生産の決定権を握る特定の経済主体の意思決定が分配上の結果を左右するという意味で生産と分配は相互依存関係にある。ボウルズとギンタスの「抗争交換モデル」で描かれているのは、雇い主が一労働現場への参加資格に関する決定権を握ることを媒介として——雇い入れた労働者の行動様式を自分の有利な方向に誘導する（賃金支払額 1 ドル当たりの努力水準を最大化するように賃金率を設定する）という関係であるが、これは生産と分配との相互依存関係を資本主義的労働過程の局面で把握したものにはほかならない。マルクスは『資本論』第 1 部第 5 編「絶対的および相対的剰余価値の生産」の第 16 章「剰余価値率を表す種々の定式」において、資本の価値増殖 (*valorization of capital*) の指標としての剰余価値率（剰余価値／可変資本＝剰余価値／労働力価値＝剰余労働／必要労働）と、「剰余価値と労働力価値とを価値生産物の分割部分として表す」<sup>37</sup>通常の分配率概念（剰余労働／労働日＝剰余価値／生産物価値＝剰余生産物／総生産物）との違いを強調したように、現実の資本主義経済では、生産技術によって先決された付加価値総額を複数の経済主体（例えば資本家と労働者）が分け合っているのではなく、むしろ、生産の決定権を握る資本家が、剰余価値の生産と実現の過程に対して積極的に介入することを通じて、分配上の結果を自分たちに有利な方向に誘導する傾向にある。例えば、生産の決定権を握る資本家は、雇用条件の決定を通じて、雇われた労働者の行動様式（例えば、労働努力の発揮態度）を自分たちのに有利になる方向に誘導することができる。ボウルズとギンタスの「抗争交換モデル」は——マルクスの剰余価値論のように労働価値論に従って記述されたものではないが——、資本主義的労働過程の局面における生産と分配の相互依存

<sup>36</sup> 市場参加者じたいが市場によって選別されているという事実に関する大庭氏の指摘はきわめて重要である。「市場が、参加者の間での合意形成のメカニズムであるときには、市場は、すでにそのつど参加資格を再確定し、参加者と参加できない者を選別していく装置なのである。しかるに、自由市場の擁護論にあつては、市場とはすべての人に開かれつつづけているかのように描かれ、まさにそう描かれることによって、参加資格を喪失して外部にたたずむひとびとの存在が消去される」（大庭(2004), 90 頁）。ただし、参加資格の再確定措置としての市場の社会的機能を考える場合には、参加資格の決定権が市場内部のどの主体によって握られているかという問題もいっそう重要である。

<sup>37</sup> Marx (1962), S.555.

性を明らかにしたと言えよう。しかし、労働過程の局面だけでなく資本主義経済の全体においても生産と分配とが互いに独立でないことを説明するためには、剰余価値の生産と実現の両方を統合する分析視角が必要となる。そこで、第3部では、貨幣資本の運動を起動させるか否かの機能資本家の意思決定が実現利潤の大きさを左右するという形で、資本主義経済の全体としても生産と分配の相互独立性が破れていることを明らかにする。